

民事法律扶助業務必携目次

【1】民事法律扶助の概要	1
1-1 民事法律扶助とは	2
1-2 総合法律支援法における民事法律扶助事業の位置付け	2
1-3 民事法律扶助における援助の内容	2
1-4 業務方法書と民事法律扶助	4
1-5 扶助協会からの権利・義務の承継	4
1-6 民事法律扶助のサービス提供者	4
1-7 民事法律扶助業務に関する基本契約	5
1-8 基本契約の締結の時期	6
1-9 基本契約の有効期間	6
1-10 基本契約の解約	6
1-11 扶助協会から承継した事件と法テラスの基本契約	6
1-12 弁護士法人・司法書士法人	7
【2】援助の申込み	9
2-1 援助申込みの場所	10
2-2 援助申込みの方法	10
2-3 弁護士、司法書士による持込案件についての特則	11
2-4 関連事件の援助申込み	11
2-5 申込みを受けた場合の事務処理	12
2-6 代理人による申込み	12
2-7 申込者の意思能力・行為能力	12
2-8 事件本人以外の者に対する代理援助及び書類作成援助	14
2-9 入院中の者や高齢者による申込み	14
2-10 手紙などによる申込みの可否	14
2-11 刑事施設被収容者からの申込み	15
2-12 外国人による申込み	15
2-13 外国に在住する日本人からの申込み	16
2-14 犯罪被害者等からの申込み	16
2-15 法人による援助申込みの可否	16
2-16 個人破産と法人破産の両方の手続が必要な場合	17
2-17 実費のみの援助の申込み	17
2-18 住所の定まらない者からの援助申込み	17
2-19 申込者が複数の都道府県にまたがる場合の対応	17
2-20 複数の地方事務所への同時申込み	17
2-21 援助不開始決定があった案件と同一案件の再度申込み	18
2-22 既に援助されている案件と同一案件の再度申込み	18
2-23 申込みの取下げ	18
2-24 申込みのみなし取下げ	18
【3】援助の要件	19
3-1 援助要件	20
3-2 資力基準	20
3-3 家族	25
3-4 収入	26
3-5 申込者が未成年者である場合	32
3-6 資力回復の蓋然性	33
3-7 勝訴の見込み	33

3-8	民事法律扶助の趣旨	33
3-9	援助不開始の特例	34
【4】	法律相談援助	43
4-1	法律相談援助総論	44
4-2	簡易援助	51
4-3	法律相談費等の支出基準	53
4-4	出張相談	53
4-5	巡回相談	54
4-6	法律相談援助の要件を満たさないことが判明した場合	55
4-7	法律相談担当者の私選受任・受託	55
4-8	法律相談援助における通訳	55
4-9	意思無能力と行為能力	56
4-10	代理人を通じての法律相談援助	57
4-11	既に代理援助や書類作成援助を行っている事件等の法律相談援助	58
4-12	法律相談後の事務処理	58
4-13	情報開示との関係	60
【5】	援助対象事件と立替基準	61
5-1	代理援助	62
5-2	書類作成援助	63
5-3	代理援助と書類作成援助の選択	64
5-4	立替基準	64
5-5	立替基準にない類型の事件	67
5-6	代理援助における着手金と実費の減額と増額	68
5-7	書類作成援助における報酬の増額	70
5-8	申込者が多数（2名以上）の事件（多数被援助者事件）	70
5-9	関連事件	71
5-10	訴訟上の救助を求める申立て	72
5-11	事件途中ないし事件終了後における援助	72
5-12	高額な立替金の支出に関する本部との協議	73
5-13	援助対象事件についてのその他の問題	74
5-14	民事訴訟事件	75
5-15	行政訴訟事件	78
5-16	証拠保全事件	78
5-17	民事保全事件	79
5-18	強制執行事件（不動産を対象とするもの）	80
5-19	強制執行事件（不動産を対象とするものを除く）	81
5-20	少額訴訟債権執行事件	82
5-21	財産開示手続	83
5-22	執行停止事件	83
5-23	民事調停事件	84
5-24	訴え提起前の和解	84
5-25	破産申立事件	84
5-26	民事再生手続	88
5-27	商事非訟事件	89
5-28	過料事件	89
5-29	公示催告事件	90
5-30	意思表示の公示送達事件	90
5-31	人事訴訟（離婚等請求事件等）	91

5-32	家事事件	92
5-33	労働審判事件	95
5-34	保護命令申立事件	95
5-35	人身保護請求事件	96
5-36	示談交渉	96
5-37	ADR（裁判外紛争解決手続）	97
5-38	任意整理	97
5-39	支払督促	98
5-40	特定調停	99
5-41	損害賠償命令申立事件	99
5-42	控訴審	100
5-43	上告審	101
5-44	抗告	101
5-45	再審	102
5-46	和解無効の訴え・和解の無効を理由とする期日指定の申立て	103
【6】	審査手続	105
6-1	審査の方法	106
6-2	審査に必要な書類	107
6-3	審査における事前準備	108
6-4	非常駐型審査拠点	108
6-5	地方事務所長が受任者等となる事件に対する決定及び決裁	108
6-6	面談審査と書面審査	108
6-7	調査	109
【7】	援助開始決定と援助不開始決定	111
7-1	援助開始決定	112
7-2	個別契約（代理援助契約及び書類作成援助契約）	115
7-3	援助不開始決定	116
7-4	受任者・受託者の選任	117
7-5	所長等の利益相反	120
7-6	地方事務所間における移送	120
【8】	事件進行中の手続	123
8-1	受任者・受託者の義務	124
8-2	受任事務の範囲	126
8-3	復代理人選任の可否	126
8-4	償還方法の変更	127
8-5	事件進行中の猶予	127
8-6	立替金の償還が滞った場合の対応	127
8-7	追加費用の支出	127
8-8	旅費及び宿泊費の追加支出	130
8-9	通訳料・翻訳料の追加支出	136
8-10	処理方針の変更	137
8-11	関連事件の援助	137
8-12	受領した金銭の取扱いと中間報酬金	138
8-13	資力基準を満たさないことが判明した場合	138
8-14	事件進行中の資力の回復	139
8-15	被援助者の連絡途絶や行方不明の場合	139
8-16	受任者等の報告懈怠	139
8-17	受任者死亡等により後任者を選任する場合の着手金・実費	140

8-18	立担保援助	140
8-19	立担保援助後に本案事件において敗訴した場合	143
8-20	第三者予納手続	143
【9】	援助の終結	147
9-1	終結報告書の提出	148
9-2	終結決定	148
9-3	報酬金の算定方法	152
9-4	報酬金の増減	158
9-5	援助開始決定から2年以上を経過した事件	159
9-6	端数処理	159
9-7	民事訴訟事件	160
9-8	行政訴訟事件	161
9-9	証拠保全事件	161
9-10	民事保全事件	161
9-11	強制執行事件	162
9-12	財産開示手続	162
9-13	執行停止事件	162
9-14	民事調停事件	162
9-15	訴え提起前の和解	163
9-16	破産申立事件	163
9-17	民事再生手続	163
9-18	借地非訟事件	163
9-19	商事非訟事件	163
9-20	過料事件	163
9-21	公示催告事件	163
9-22	意思表示の公示送達事件	164
9-23	離婚等請求事件	164
9-24	その他の家事事件	165
9-25	労働審判事件	165
9-26	保護命令申立事件	165
9-27	人身保護請求事件	165
9-28	示談交渉	166
9-29	支払督促	166
9-30	任意整理	166
9-31	特定調停	166
9-32	損害賠償命令申立事件	166
9-33	控訴審	166
9-34	被援助者が受任者の同意なく当事者同士で示談したとき	167
9-35	回収した訴訟費用の扱い	167
9-36	相手方に生じた訴訟費用	168
9-37	事件終了後における印紙代の追加支出の可否	169
9-38	登記費用の支出	169
9-39	担保	170
9-40	援助開始決定の取消し	170
9-41	援助を継続することが適当でなくなったとき	171
9-42	受任者等からの辞任の申出	171
9-43	被援助者からの解任の申出	173
9-44	被援助者が死亡した場合	174

9-45	受任者等が死亡した場合	176
9-46	受任者等が弁護士・司法書士等でなくなった場合	177
9-47	基本契約が解除された場合	178
9-48	契約終了に伴う立替費用の返還	178
9-49	立替金の償還	179
9-50	第三者による償還の可否	179
9-51	償還金の充当	180
9-52	担保取消し	180
9-53	被援助者に対する返金ができない場合	180
9-54	受任者等が事件処理を行わなかった場合	180
9-55	終結決定後の報酬決定	180
9-56	更正決定	181
【10】	事件終結後の償還猶予と償還免除	183
10-1	事件終結後の償還猶予	184
10-2	償還猶予申請にかかる事務処理	185
10-3	償還免除	185
10-4	申請による償還免除	186
10-5	被援助者が意思無能力者や行為無能力者である場合の償還免除	196
10-6	職権による償還免除	197
10-7	みなし消滅	200
10-8	受任者等から返還を求める額と免除	202
10-9	免除とみなし消滅の双方の要件に該当する場合	203
10-10	償還免除決定後及びみなし消滅による整理後における被援助者からの償還	203
【11】	不服申立て及び再審査申立て	205
11-1	不服申立て	206
11-2	再審査申立て	209
【12】	苦情及び契約上の措置	215
12-1	苦情の取扱い	216
12-2	法律事務取扱規程	216
12-3	契約上の措置	216
12-4	措置の審査対象となることが見込まれる弁護士等からの持込	218
【13】	常勤弁護士	219
13-1	常勤弁護士	220
13-2	常勤弁護士の受任形態	221
13-3	常勤弁護士が転任や退職をした場合	221
13-4	常勤弁護士が採用前に受任していた事件の取り扱い	224
13-5	民事法律扶助の要件を満たさない事件の受任	226
13-6	事件の相手方に常勤弁護士が受任している場合	227
13-7	報酬の辞退・減額	227
13-8	辞任・解任等による被援助者負担金の修正	227
13-9	常勤弁護士が審査委員になることの可否	227

【略語表】

法テラス：日本司法支援センター

支援法：総合法律支援法

業務方法書：日本司法支援センター業務方法書

細則：民事法律扶助業務運営細則

指定相談場所細則：指定相談場所の指定等に関する細則

扶助：民事法律扶助

契約条項：民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士との契約条項

個別契約：代理援助契約及び書類作成援助契約

代理等資力基準：代理援助及び書類作成援助資力基準

相談資力基準：法律相談援助資力基準

代理立替基準：代理援助立替基準

書類立替基準：書類作成援助立替基準

常勤弁護士規程：常勤弁護士の採用及び職務等に関する規程

扶助協会：財団法人法律扶助協会

民訴法：民事訴訟法

刑訴法：刑事訴訟法

民執法：民事執行法

民保法：民事保全法

家事手続法：家事事件手続法

行訴法：行政事件訴訟法

民訴費：民事訴訟費用等に関する法律

家事別表一：家事事件手続法別表第一

家事別表二：家事事件手続法別表第二

【1】民事法律扶助の概要

【1】民事法律扶助の概要

【1】民事法律扶助の概要

1-1 民事法律扶助とは

(1) 民事法律扶助の意義

民事法律扶助とは、民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等に対し、弁護士費用等を援助する業務である（支援法第30条第1項2号）。

この民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士等の費用を援助することによって、憲法上の「裁判を受ける権利」を実質的に保障する制度と位置付けられている。憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」ことを保障しているが、訴訟に要するさまざまな費用を自ら負担できなければ、実際に自分の権利を裁判によって実現することはできないからである。

(2) 民事法律扶助のあゆみ

民事法律扶助は、昭和27年に、日本弁護士連合会が中心となって設立された財団法人法律扶助協会（以下「扶助協会」）によって長年実施されてきた。政府から一定の補助金は交付されていたが、平成12年の民事法律扶助法の施行により、はじめて、民事法律扶助が国の責務とされるに至った。平成16年に総合法律支援法が成立し、平成18年4月に日本司法支援センター（法テラス）が設立され、同年10月より、民事法律扶助業務は扶助協会から法テラスが引き継いで実施している。

1-2 総合法律支援法における民事法律扶助事業の位置付け

総合法律支援法は、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」（同法2条）ことを基本理念としている。また、総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、「資力の乏しい者にも民事裁判等手続の利用をより容易にする民事法律扶助事業が公共性の高いものであることにかんがみ、その適切な整備及び発展が図られなければならない」（同法4条）とされている。

そして、法テラスは、上記のような基本理念を持つ総合法律支援法に基づいて設立された法人であり、法テラスが行う業務の1つとして、民事法律扶助業務（同法30条1項2号）が掲げられている。

1-3 民事法律扶助における援助の内容

(1) 援助の内容について

法テラスにおける扶助は、扶助協会が行っていた扶助における援助内容と基本的には同様である。ただし、法テラスにおける扶助については、一般の契約弁護士や契約司法書士のほかに、法テラスの勤務弁護士等が代理援助等を行うこととされている点が、扶助協会における扶助とは大きく異なっている（下記(2)②、(3)②参照）。

支援法30条1項2号は、扶助業務を「民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務」と定めた上で、その内容を代理援助、書類作成援助、法律相談援助及び附帯援助の4つの援助に分類している。なお、ここにいる民事裁判等手続とは、「裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう」とされている（同法4条）。「裁判所」とは、日本国憲法及び裁判所法において定められている裁判所であり、外国の裁判所における手続については、扶助の対象とはならない。

(2) 代理援助

代理援助とは、以下のいずれかのものをいう。

- ① 民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。
- ② 上記①に規定する立替えに代え、①に規定する報酬及び実費に相当する額（以下「代理援助負担金」）を法テラスに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等に①の代理人が行う事務を取り扱わせること。

上記②は、勤務弁護士等が代理援助を行う場合を想定した規定である。

この「勤務弁護士等」とは、法テラスとの間で勤務契約を締結している弁護士・司法書士のことであり、「勤務契約」とは、法テラスが、支援法30条に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて弁護士等と締結する契約のうち、法テラスに勤務し、給与の支払を受けて法律事務を取り扱うものをいう（法律事務取扱規程2条5号）。現在、勤務弁護士等としては、常勤しているスタッフ弁護士がおり、常勤のスタッフ弁護士のことを、法テラスの規程上は、「常勤弁護士」と呼んでいる（常勤弁護士規程1条）。

常勤弁護士等は、法テラスから給与の支払いを受けて、法律相談援助、代理援助、書類作成援助等を行うものであり、扶助の事件処理に要する経費についても、法テラスが別に負担する。したがって、法テラスは、常勤弁護士等に対し、事件ごとに報酬及び費用を支払うわけではない（常勤弁護士規程4条2項ただし書）。この場合、法テラスは、事件ごとに費用及び報酬の立替えを行うわけではないため、被援助者は、法テラスに対し、立替金を償還するのではなく、支払を約した代理援助負担金等の負担金を支払うこととなる（業務方法書5条1号イ、2号イ）。

(3) 書類作成援助

- ① 弁護士法その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。
- ② 上記①に規定する立替えに代え、①に規定する報酬及び実費に相当する額（以下「書類作成援助負担金」）を法テラスに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等に①

に規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

上記②は、常勤弁護士等が書類作成援助を行う場合を想定した規定である。

(4) 法律相談援助

弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く）を実施すること。

(5) 附帯援助

(2) から (4) までの業務に附帯する業務を行うこと。

具体的には、代理援助の民事保全手続における立担保や法律相談援助の簡易援助がこれにあたる。

1-4 業務方法書と民事法律扶助

業務方法書とは、独立行政法人などの法人において、業務の具体的な方法の要領を記載した書類のことであり、これらの法人は、業務方法書に従って業務を行わなければならない。これらの法人が担う職務の公共的性格に鑑み、業務方法書の作成が義務づけられるとともに、業務方法書には主務大臣の認可が必要とされている。このような業務方法書の位置づけは、独立行政法人の枠組みに基づき設立された法テラスにおいても同様である。

したがって、法テラスの業務である扶助事業は、業務方法書に則って実施されなければならない。

法テラスの業務方法書は、平成18年5月に法務大臣の認可を受け、その後、幾度か改正が加えられている。業務方法書の改正にあたっては、法務大臣の認可が必要である（支援法34条1項）。

1-5 扶助協会からの権利・義務の承継

法テラスは、平成18年10月2日に民事法律扶助業務を開始した。

これと同時に、民事法律扶助法は廃止され（支援法附則6条）、同法の廃止時に扶助協会が現に有する権利及び義務のうち、扶助事業の遂行に伴い扶助協会に属するに至った権利及び義務は、法務大臣の認可を得て、法テラスに承継されている（同附則7条）。

ここにいう権利及び義務とは、継続中の事件の処理、立替金債権の管理、被援助者に関する個人情報の管理などである。

1-6 民事法律扶助のサービス提供者

法テラスの扶助において、サービスを提供する者は、一般の開業弁護士・司法書士のほかに、勤務弁護士等が含まれる。

勤務弁護士等は、採用辞令の交付により、法テラスとの間で「勤務契約」が成立し、法律相談援助、代理援助、書類作成援助の法律事務の取扱いに関し、法テラスとの間で、基本契約を

締結しているものとみなされる（常勤弁護士規程4条2項）。

一般の開業弁護士・司法書士がサービスを提供する方法（以下「ジュディケア」）においては、立替費用、法律相談費その他の報酬及び費用が発生し、その請求及び支払に関する規定があるが、勤務弁護士等によるサービス提供の場合は事件ごとに報酬や費用が発生する訳ではないので、ジュディケアに適用される規程は適用されない（常勤弁護士規程4条2項ただし書）。

1-7 民事法律扶助業務に関する基本契約

(1) 基本契約について

弁護士・司法書士等が代理援助等の個別契約を締結したり、法律相談援助を実施したりする等の扶助業務を担当する場合、その前提として、「民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項」による契約（以下「基本契約」）を、法テラスとの間で締結することが必要である。基本契約を締結することなしに、個々の具体的な援助事件や法律相談を担当することはできない（この点は、扶助協会における取扱いとは異なっている）。

これは、法テラスが、あまねく全国において質の高い民事法律扶助事業を実施するために、その担い手たる弁護士・司法書士等を安定的に確保し、良質なサービスを提供できるよう、取り入れられた制度である。

なお、勤務弁護士等の場合には、勤務契約により、基本契約を締結しているものとみなされるので（1-6参照）、別途基本契約を締結する必要はない。

～「手続相談」と「法律相談」～

司法書士は、簡裁代理権がなくても（つまり、認定司法書士でなくても）、「裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成する事務」（司法書士法3条1項4号）を行うことが可能であり、これらの事務について相談に応ずることもできます（同項5号）。これは、書類作成のための相談であり、「手続相談」と言われているものです。

一方、民事法律扶助における法律相談援助は、「弁護士法その他の法律により法律相談を行うことを業とすることができる者による法律相談を実施すること」と定められていおり（業務方法書5条3号）、上記の手続相談はここでの法律相談には該当しないと解されています。

したがって、認定司法書士でない司法書士は法律相談援助を担当できません。

(2) 契約条項について

基本契約の内容となっている契約条項には、以下に関する記述がなされている。

- ①法律相談担当者並びに受任者・受託者の権利義務
- ②契約弁護士・司法書士等の法律事務の取扱いの基準、契約に違反した場合の措置及び措置の要件など
- ③受任者・受託者の活動の原則

基本契約を締結している弁護士・司法書士等（勤務弁護士等を含む）は、更に法テラス及び被援助者との間で個別契約（三者契約）を締結することにより個々の具体的な援助案件を受任又は受託する（業務方法書42条）。

個別契約（代理援助契約書、書類作成援助契約書）の書式は、ジュディケアの場合と勤務弁護士等との場合で異なるため、注意する必要がある。

1-8 基本契約の締結の時期

基本契約を締結していない弁護士・司法書士であっても、代理援助若しくは書類作成援助の対象となり得る案件を、法テラスに持ち込むことはできる。しかし、個別契約を締結するためには、その前提として、必ず基本契約を締結しなければならないので、持ち込みの際に基本契約が締結されていない場合には、速やかに基本契約を締結し、審査の上、援助開始決定後に個別契約を締結することになる。

1-9 基本契約の有効期間

基本契約について、契約期間の定めはない。

1-10 基本契約の解約

弁護士・司法書士は、いつでも基本契約を解約することができる（契約条項43条1項本文）。ただし、解約時点で個別事件の受任者又は受託者に選任されている場合には、解約の効果は当該事件には及ばない（同項ただし書）。

また、基本契約は、次に掲げる事由によって終了する（契約条項45条1項）。

- (1) 契約弁護士・司法書士等が死亡したとき。
- (2) 契約弁護士・司法書士等が弁護士・司法書士等でなくなったとき。

1-11 扶助協会から承継した事件と法テラスの基本契約

扶助協会が援助決定をした事件について、受任者・受託者が平成18年10月2日以降も引き続き担当する場合には、あらためて基本契約を締結する必要はない。法テラスの業務開始前に扶助協会がした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、法テラスが業務方法書によってした決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなされ、個別契約がそのまま引き継がれているからである（業務方法書附則2条）。

したがって、扶助協会が援助決定した事件について、同日以降に追加支出を決定する場合で

あっても、受任者・受託者が基本契約を締結する必要はない。

これに対し、同日以降に、その事件に関連して援助開始決定がなされた事件を受任・受託するためには、基本契約の締結が必要となる。

1-12 弁護士法人・司法書士法人

弁護士法人及び司法書士法人は、いずれも基本契約及び個別契約の当事者となることができる。基本契約の申込書の書式が個人の場合と異なるものの、契約上の権利義務は、個人が契約する場合と同様である。

なお、法人が契約当事者である場合に、その法人の社員弁護士等に非行等の契約違反があったときは、当該法人が措置の対象となる（法律事務取扱規程3条参照）。

司法書士法人の社員司法書士は、法人契約及び個人契約の両方の基本契約を締結することはできないが、使用人司法書士の場合には、法人契約及び個人契約双方の基本契約締結が可能である。

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

【2】援助の申込み

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

※申請の項目【5】

【2】援助の申込み

2-1 援助申込みの場所

(1) 申込みの場所

援助申込みの場所は以下のとおりである（業務方法書24条）。

- ① 法テラスの事務所（地方事務所のほか、支部、出張所及び地域事務所を含む）
- ② 指定相談場所（4-1(7)②参照）
- ③ 事務所相談登録弁護士もしくは事務所相談登録司法書士の事務所（4-1(4)②参照）

申込者が代理援助や書類作成援助を希望する場合であっても、まずは法律相談援助を行うのが原則である（業務方法書26条2項）。ただし、援助申込書その他の資料により援助に関する決定をするのに機が熟していると認められる場合（業務方法書26条9項）、もしくは持込案件（弁護士・司法書士等が援助開始決定を条件に代理援助の受任又は書類作成援助の受託を承諾している案件）について事件調書の提出があった場合（業務方法書26条10項）には、地方事務所長は、法律相談援助を省略し、地方扶助審査委員の審査に付することができる（2-3参照）。

(2) 申込者の住所等と申込みの場所との関係

援助の申込みは、援助の申込みをする者の居住地又は勤務地が存在する都道府県内の地方事務所、支部又は出張所（以下「地方事務所等」）において受け付ける（細則22条本文）。したがって、申込者の住所と、勤務先など日中所在する場所とが異なる都道府県にまたがっている場合、どちらの地方事務所等でも申込みをすることができる。

そのほか、以下の地方事務所等においても申込みを受け付けることができる（同条ただし書各号）。

- ① 都道府県境を越えることになっても、居住場所と地方事務所等との位置関係等から援助の申込みをする者にとって利用しやすい場所にある地方事務所等（同条1号）
- ② 業務方法書26条10項に定める持込案件においては、受任者等となることを承諾している者の事務所又は事件の事物管轄を有する裁判所が存在する都道府県内の地方事務所等（同条2号）
- ③ その他その地方事務所長が相当と認めた地方事務所等（同条3号）

このうち、②は、持込案件の場合で、受任等を予定している弁護士等の事務所所在地が原則的な受付場所と異なる場合を想定した規定である。

また、③の具体例としては、申込者がDV（ドメスティック・バイオレンス）被害を理由として居住地から避難している場合などがある。

(3) 海外に在住する日本人の申込み場所

外国に在留する日本人であっても、扶助を利用することができる（支援法30条2号本文）。申込み場所については2-13参照。

2-2 援助申込みの方法

援助の申込みをする者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、提出しなければならない（業務方法書25条1項）。

地方事務所長又は法律相談担当者は、援助の申込みを受けたときは、速やかに、その案件が以下の要件のいずれにも該当しているか否かを確認する（業務方法書15条各号、26条1項）。

【2】援助の申込み

- ① 資力基準を満たしていること
- ② 扶助の趣旨に適すること

地方事務所長は、申込み案件がこの要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談担当者に法律相談援助を行わせ（業務方法書26条2項）、法律相談担当者は、申込み案件がこの要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談援助を行う（同条3項）。

法律相談援助を省略できる場合については2-3参照。

2-3 弁護士、司法書士による持込案件についての特則

持込案件の場合、以下の点で取り扱いが異なる。

(1) 法律相談援助の省略

当該弁護士・司法書士等から事件調書の提出があった場合には、法律相談援助を省略し、審査に付することができる（業務方法書26条10項）。

(2) 申込みの場所

申込みは、①受任者等となることを承諾している者の事務所が存在する都道府県内の地方事務所等や、②事件の管轄を有する裁判所が存在する都道府県内の地方事務所等においても、受け付けることができる（細則22条2号）。地方事務所間における移送については7-6参照。

(3) その他

持込案件の受任又は受託を承諾している弁護士・司法書士等が、基本契約を締結していない場合には、援助開始決定をするまでの間に基本契約を締結する必要がある。

2-4 関連事件の援助申込み

(1) 関連事件とは

既に援助開始決定がなされた事件がある場合、事件の進行とともに、関連した新たな手続を行うことがあり、実務上「関連事件」と呼んでいる。訴訟（第一審）を代理援助している場合の控訴審手続や強制執行手続、あるいは離婚調停申立事件を代理援助している場合の子の引渡し審判・保全処分手続などがこれにあたる。

書類作成援助でも同様であって、第一審に引き続き控訴審でも書類作成する場合、あるいは本訴終了後に強制執行手続の書類作成をする場合などがこれにあたる。

受任事件の範囲内か関連事件にあたるかのメルクマールについては8-2参照。

(2) 援助申込みの方法

関連事件については、あらためて援助申込書を提出する必要はなく、本案の受任者又は受託者からの報告書の提出をもって援助申込みとすることができる（業務方法書26条11項）。

(3) 援助の要件

関連事件申込みの際には、あらためて資力基準など援助開始の要件を審査する。

関連事件の援助の可否や立替基準については5-9及び8-2参照。第一審で敗訴した場合の控訴審の援助の可否については5-42参照。

【2】援助の申込み

(4) 援助契約の締結

業務方法書26条11項の規定は、別個の援助申込みを不要としているに過ぎないから、関連事件を援助する場合であっても、代理援助契約や書類作成援助契約は、あらためて締結する必要がある。

(5) その他

関連事件を援助することによって、立替金の残高の合計が80万円を超えるときは、援助決定の都度本部と協議しなければならない(細則19条2号)。

2-5 申込みを受けた場合の事務処理

地方事務所は、申込みを受けたときは、下記の事務処理を行う。

- (1) 申込書の提出を受けた場合は、速やかに法律相談援助の要件に該当することを確認し(業務方法書26条1項)、法律相談担当者による法律相談援助を実施する(同条2項)。なお、申込みを受けた時点で、急を要する案件については、可能な限り速やかに法律相談援助を実施する。
- (2) 持込案件の場合は、速やかに審査に付する(同条10項)。
- (3) 審査に付した後に、被援助者が連絡を絶ち、審査手続に協力しない場合は、申込みの取下げがあったとみなすことができる(業務方法書27条2項)。

2-6 代理人による申込み

代理援助、書類作成援助及び法律相談援助の申込みは、申込者本人が行うのが原則である。ただし、病気その他の事情により申込者本人が自ら申込みをすることができない場合は、委任状が提出されることを前提に、代理人による代理援助及び書類作成援助の申込みを認めることもできる。その場合には、必要に応じて、申込者本人に対し、申込みの意思があることを確認し、聴取の方法及び聴取内容を記録上明らかにしておく。

2-7 申込者の意思能力・行為能力

(1) 意思無能力者

① 代理援助及び書類作成援助について

意思無能力の状態にある者の法律行為は無効とされる。したがって、意思無能力者が援助申込みをすることはできない。

② 法律相談援助について

4-9(1)参照。

(2) 成年被後見人

① 代理援助及び書類作成援助について

成年被後見人がした法律行為は、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」(民法9条ただし書)を除き、常に取り消すことができる(同条本文)。したがって、法定代理人である成年被後見人が援助申込みをすることになる。

この場合、法定代理人が申込者になるわけではない。資力については被後見人について判断することとなる。

申込み時には、代理権があることを証する書面(決定書や登記簿謄本など)が必要となる。

- ② 法律相談援助について
4-9(2)参照。

(3) 被保佐人

- ① 代理援助及び書類作成援助について

被保佐人が、民法13条1項各号に掲げられた行為をするには、保佐人の同意を得なければならない、同意なしに行われた行為は、取消しの対象となる（同条4項）。

このうち、代理援助契約や書類作成援助契約は、同条1項2号の「借財又は保証をすること」に該当する可能性がある。したがって、被保佐人本人が保佐人の同意を得て申込みをすることになる。その同意は書面によるべきであり、同意権を有する保佐人であることを証する書面の添付が必要となる。

なお、保佐人は、代理権付与の審判（民法876条の4）がなされ、かつ、同決定において保佐人に付与された代理権に代理援助契約や書類作成援助契約が含まれると解される場合を除き、代理人として援助申込みをすることはできない。

- ② 法律相談援助について
4-9(3)参照。

(4) 被補助人

- ① 代理援助及び書類作成援助について

被補助人は、補助人の同意を要する旨の審判（民法17条1項）や補助人に代理権を付与する旨の審判（同法876条の9）の内容によって、被補助人が自ら申込みできる場合と補助人の同意を得る必要がある場合とがあり、また、補助人が代理人として申込みをすることができる場合とできない場合とがある。したがって、補助人の有する権限の範囲を確認する必要がある。

- ② 法律相談援助について
4-9(4)参照。

(5) 未成年者

- ① 代理援助及び書類作成援助について

(ア) 法定代理人の同意

未成年者本人が代理援助や書類作成援助の申込みをする場合には、法定代理人（親権者、後見人）の同意が必要である（民法5条1項本文）。両親の共同親権に服している場合は、双方の同意を得るべきである。なお、未成年者が婚姻をしたときは、成年に達したものとみなされる（民法753条）。一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する（民法6条1項）。

(イ) 資力判断

申込者が未成年者であり、かつ、申込者と同居する親の扶養家族である場合には、申込者の資力はその親について判断する（細則7条5項）。それ以外の未成年者は、未成年者自身を基準として資力を判断することになるが、親から送金を受けている場合には、これを未成年者の収入に含めることになる（3-5(2)参照）。

(ロ) 償還について

代理援助契約や書類作成援助契約の効果は未成年者本人に帰属する以上、償還については未成年者本人に求めることになるが、これが困難と認められる場合には、法定代理人である親権者などの協力の有無について、あらかじめ充分に確認しておくべきである。

(エ) 法定代理人の同意を得られない場合

【2】援助の申込み

未成年者が法定代理人から虐待を受けている場合など、援助の必要性は高いが、法定代理人の同意を得られない場合がある。この場合、未成年者が民事法律扶助を利用することはできないため、日弁連委託援助業務における「子どもに対する法律援助」の利用を検討すべきである。援助内容は以下のとおりである。

(a) 行政手続代理等

(i) 行政機関（特に児童相談所）、児童養護施設等の施設との交渉の代理

シェルターへの入所の援助、シェルターから自立的生活への移行への援助

(ii) 虐待等を行う親との交渉に関する代理、親との関係調整活動

(iii) 児童虐待事件に関する刑事告訴手続の代理、刑事手続で証人として出廷する子どもの援助

(iv) 学校等において体罰、いじめ等の人権侵害を受けているが、保護者が解決しようとしなない事件についての交渉代理

(v) 少年法6条の2第1項の調査に関する付添人活動

(b) 訴訟代理等

(i) 虐待する養親との離縁訴訟、扶養を求める調停や審判手続等の法的手続の代理（親権者の同意を得ることが困難であるため、扶助の申込みができない場合）

(ii) 上記(a)(iv)にかかわる法的手続の代理

(c) 以上にかかわる法律相談

なお、上記(a)(iv)については、親権者の同意があれば、扶助によっても援助をすることができる。

② 法律相談援助について

4-9(5)参照。

2-8 事件本人以外の者に対する代理援助及び書類作成援助

家事事件においては、事件本人以外の者が申立てできる場合がある。

例えば、成年後見の申立ては、本人のほか、「配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官」も申立てできる（民法7条）。

本人以外の者が申立てる場合、その者に対して代理援助や書類作成援助を行うことができる。この場合、申込者は事件本人ではなく申立てをする者である。したがって、資力基準についても申立てをする者について判断することになるし、代理援助契約や書類作成援助契約を締結するのも、償還義務を負うのもその者である。

このほか、①親権の喪失の申立て（民法834条、家事別表1六十七）や、②上記申立てに付随して、親権者の職務執行を停止し、又は職務代行者の選任することを申し立てるような場合なども、事件本人以外の者が申込むことができる。

2-9 入院中の者や高齢者による申込み

病気で入院している者や、高齢で法律相談の実施場所に赴くことができない者からの申込みには、電話などの適宜の方法によって案件の概要を把握する方法により、申込みを受け付けた上で、出張相談（業務方法書18条2項、細則10条）の実施を検討する（出張相談の具体的な要件については4-4参照）。

2-10 手紙などによる申込みの可否

手紙や電子メールなどによって、援助の申出があった場合、それ自体は援助の申込みにあた

【2】援助の申込み

らない。申込みをする者は、所定の申込書に記入し、提出する必要がある（業務方法書25条1項）。

手紙などの内容から、無料法律相談や弁護士費用の立替えを希望していることが明らかであるときは、手紙を返信するなどして、法律相談の予約をするよう促すのが相当である。

なお、法律相談実施場所までのアクセス困難者からの手紙などの場合は、出張法律相談の実施を検討すべきである（2-9、2-11、4-4参照）。

2-11 刑事施設被収容者からの申込み

刑事施設の被収容者から援助を希望する手紙等が送付されてきた場合、以下の対応が考えられる。

- (1) 関係機関の連絡先等を案内する。
- (2) 親族等による代理相談を勧める。
- (3) 調査票等を郵便でやりとりし問題の所在を確認する。
- (4) 出張相談を実施する。
- (5) 法律相談援助を省略し手紙その他の資料に基づき審査に付す（業務方法書26条9項）。
- (6) 援助開始決定の判断のための調査に付す（業務方法書36条）。

いずれにしても、申込者が求めている援助の内容をできるだけ把握し、援助の可否について回答する必要がある。この場合、申込者の請求権の消滅時効期間、扶助の趣旨に適するか否か（報復的な請求、経済的利益のない請求など）、援助の必要性があるか否か（行政手続など他の手法による救済がありうるか）など十分配慮し、回答の遅れにより申込者の権利行使に重大な支障を来すことがないように注意されたい。

2-12 外国人による申込み

日本国内に住所を有し適法に在留する外国人は、扶助を利用することができる（支援法30条1項2号）。したがって、日本国内に住所を有しなければ、扶助を利用することはできないし、適法に在留していない者も扶助を利用することができない。

外国人の多くは、出入国管理及び難民認定法（入管難民法）の定める在留資格を根拠として在留しているところ、地方事務所長又は法律相談担当者は、援助の申込者が外国人であるときは、在留カード又はこれに代わる書面を提示させるなどして在留資格を確認しなければならない（業務方法書25条2項）。また、在日米軍関係者など適法に在留しつつも在留資格を有しない外国人についても同様に、それぞれの在留の根拠を証する書面を提示させるなどして、在留の適法性を確認しなければならない。

ただし、在留資格が問題となっている場合であって、在留資格にかかる当局の行政処分を争う訴訟を提起したならば、裁判例等に照らし、裁判所が在留資格を認定するであろうことが確実であるとみられる場合には、例外的に、在留資格がなくとも援助することができると解される。この点については、民事法律扶助法の解釈として、第147国会衆議院法務委員会において、当時の白井日出男法務大臣の答弁（平成12年3月21日）において確認されている。それ以外については、日弁連委託援助業務における外国人に対する法律援助や、難民認定に関する法律援助の利用を検討する。

なお、現在は在留資格があるものの、間もなく在留期限が切れる外国人については、期限延長の申請の有無や、帰国した場合の連絡方法や償還方法等について十分確認したうえ、援助決定すべきか否か慎重に検討する必要がある。

2-13 外国に在住する日本人からの申込み

外国に在留する日本人であっても、扶助を利用することができる。

その取扱いについては、平成22年10月7日付け事務連絡「海外在住日本人を申込者とする持込事件及びDV事件等の困難事件の取扱いについて（通知）」による。

- (1) 海外在住日本人を申込者とする案件について持込がなされた場合、受任予定弁護士 of 事務所所在地を管轄する地方事務所において事件を受け付ける。
- (2) 資力基準該当性の判断は、受付地方事務所の地域に係る基準を適用して行い、現地の通貨にて収入を得ているときは、日本円に換算する。
- (3) 国籍、住所の確認は、日本領事館発行の証明書等により行う。

償還の意思・方法等は、受任予定弁護士からの報告により確認することができれば、必ずしも申込者に直接確認することは必要ない。また、必要な書類の取り付け、償還に関する連絡等は受任弁護士を窓口とすることの了解を受任者に求める必要がある。併せて、援助事件終了後の対応についても、受任者に協力を求められたい。

2-14 犯罪被害者等からの申込み

犯罪被害者等に対しては、「いずれ忘れられますよ」、「命が助かって良かったですね」、「頑張ってください」などの、何気ない発言が精神的苦痛につながる可能性があることを理解し、二次的被害を与えることのないよう注意しながら、適切に対応するよう心がける。

法テラスでは、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）を紹介している（業務方法書80条2項、4項）。犯罪被害者等から扶助の申込みを受けた場合には、必要に応じて、犯罪被害者支援業務の担当者と連携を取った上で、精通弁護士を紹介し、当該弁護士を通じて扶助を利用してもらうなど、実効的な援助を提供するよう努めなければならない。

また、加害者の刑事裁判に関する記録の閲覧謄写や公判の傍聴など、扶助の対象とならない事案については、日弁連委託援助業務における犯罪被害者法律援助の利用を検討する（子どもの虐待について、親権者の協力が得られない場合は、子どもに対する法律援助を検討する）。利用に際しては、日弁連委託援助業務の担当者と十分な連携を図られたい。

また、一定の重大な犯罪について、裁判所が相当と認めるときは、被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹）または被害者の法定代理人が被告事件の手續に参加をすることができ（刑訴法316条の33以下）、一定の要件を満たす場合には、国選被害者参加弁護士の選定を請求することもできる（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手續に付随する措置に関する法律5条）。必要に応じてこれらの手續を伝え、犯罪被害者支援業務の担当者を引き継ぐよう配慮すべきである。

このように、犯罪被害者等による援助申込みについては、扶助業務だけではなく、犯罪被害者支援業務や日弁連委託援助業務とも密接に関係する場合があることから、犯罪被害者支援業務の担当者とも相談しながら、適切な対応を心がける。

なお、損害賠償命令の申立てについては5-41参照。

2-15 法人による援助申込みの可否

扶助事業の対象者は「民事裁判等手續において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等」（支援法30条1項2号）であり、法人は含まれない。

【2】援助の申込み

もっとも、個人事業主が法人の体裁を取っているにすぎず、個人の生計と法人の経営とがほぼ同一であるような場合（同居の家族以外の従業員が存在しないような場合）には、代表者個人について援助することができる。訴訟の当事者が法人である場合、被援助者と訴訟当事者の名義が異なることになるが、上記の要件を充たすなら、民事法律扶助の趣旨に反しないと解される。

2-16 個人破産と法人破産の両方の手続が必要な場合

個人破産の申込者が、自己を代表者とする法人も併せ破産申立てをする場合、法人の破産事件については援助の対象とならない（2-15参照）。この場合、各地方裁判所の運用を踏まえて、申込者及び法人が負担できる範囲で、個人破産事件の受任者において、法人破産事件の私選受任を検討することになる。

2-17 実費のみの援助の申込み

扶助は、弁護士費用等を援助することを通じて、利用者の抱える紛争を終局的に解決することを目的としているところ、実費のみの援助では、通常、紛争の終局的な解決が見込めないと考えられることからすると、実費のみの援助の申込みは民事法律扶助の趣旨に適しないといふべきである（3-8(1)参照）。

2-18 住所の定まらない者からの援助申込み

DV案件や離婚事件では、申込者が相手方の暴力から逃れるため、住居を転々としている場合がある。このような場合、申込者の住所が定まらないという理由だけで援助の申込みを拒絶することは相当ではない。申込者が住民票の住所地には居住していなくても、そのことにやむを得ない理由があり、かつ地方事務所や受任者との間で確実な連絡方法を確保することができるかと判断されるときには、援助の申込みを受付けてよい。

2-19 申込者が複数の都道府県にまたがる場合の対応

例えば、薬害事件や集団的消費者被害事件において、同一の相手方を被告とする多数の援助の申込みがなされ、かつ申込者の居住地が複数の都道府県にまたがる場合、複数の援助対象事件を同一の弁護士が受任し、集団訴訟として処理することが申込者の利益になることがある。

集団訴訟として対応することが適当と判断される案件については、援助の申込みがなされた地方事務所において、申込みの受付、法律相談援助、代理援助の援助開始決定までを行い、他の地方事務所と連絡・協議を行った上で、移送の手続（細則26条）により管轄裁判所に対応する地方事務所に複数の案件を集約することが望ましい。また、多数の申込者が協力し、円滑な訴訟遂行を図ることができるよう、関連する地方事務所間の連絡を密にすることが重要である。移送については7-6参照。

2-20 複数の地方事務所への同時申込み

複数の地方事務所への同時申込みは、援助不開始決定がなされる不利益を回避する目的でなされている可能性がある。そのような申込みは、扶助の趣旨に適するとはいえないから、地方事務所間において必要な連絡を取り合い、また申込者にもよく説明した上、一方の申込みを取り下げるよう促すべきであるし、申込者がこれに応じない場合は、審査の上、必要な範囲で援助開始決定し、その余については援助不開始決定するのが相当である。

2-2-1 援助不開始決定があった案件と同一案件の再度申込み

業務方法書には、同一案件について、再度の申込みを禁ずる規定はない。いったん援助不開始決定がなされた場合であっても、新たな証拠が発見されたり、援助不開始決定後に新たな事情が生じたりするなどの理由により、援助要件を満たすことがあり得るからである。したがって、そのような事情がある場合には、新たに審査を行うのが相当である。

他方、そのような事情がなく、単なる同一案件の蒸し返しに過ぎない場合には、申込自体を控えていただくよう申込者に説明すべきである。これに応じていただけない場合には、審査の上、援助不開始決定をすることになる。

2-2-2 既に援助されている案件と同一案件の再度申込み

既に援助開始決定がなされている案件について、さらに援助申込みがなされることがある。たとえば、受任者等の事務処理に不満がある場合が考えられる。

その場合、被援助者に対し、重ねて援助することができない旨を十分に説明し、受任者を解任する方法があることを説明し、申込みを控えていただくよう理解を求めるべきである。

これに応じていただけない場合は、審査の上、援助不開始決定をすることになる。

なお、別途、苦情の申出として取り扱うべきかを検討する。

2-2-3 申込みの取下げ

業務方法書上は、申込みの取下げは書面又は口頭のいずれも可能である（業務方法書27条1項）。口頭で申込みの取下げがなされた場合は、聴取書を作成するなどし、取下げがなされた旨及びその日付を記録上明らかにしておく必要がある。

援助開始決定前は、申込者は自由に取下げを行うことができ、取下げがなされた時点において、直ちにその効力を生ずる。実務上は、受任者・受託者を通じての取下げも受け付けている。

なお、私選委任することを理由とする取下げの場合は、申込者から「私選委任に関する確認書」の提出を受け、これを保管しておく必要がある。

援助開始決定後は、取下げはできないので、被援助者の側で受任者等を解任する手続きを取り（業務方法書52条1項、2項）、地方事務所長が終結決定をすることになる。なお、法テラスの承認なく裁判所に解任届を提出した場合、受任者に対する報酬金に相当する金銭を被援助者から受任者に支払わせることがあることに注意を要する（個別契約書12条1号）。

2-2-4 申込みのみなし取下げ

地方事務所長は、申込者が下記のいずれかに該当するときは、援助の申込みの取下げがあったものとみなすことができる（業務方法書27条2項）。一定期間を定めて書類の提出を求めたが、以下のような申込者の非協力的な対応により書類が揃わない場合などは、みなし取下げを検討する。

- (1) 事件調書の作成に協力しないとき。
- (2) 提出を求めた書類を提出しないとき。
- (3) その他申込案件の審査に協力しないとき。

【3】援助の要件

3-1 援助要件

(1) 代理援助及び書類作成援助の援助要件（業務方法書9条）

- ① 申込者が、業務方法書別表1の代理等資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。
- ② 勝訴の見込みがないとはいえないこと。
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること。

(2) 法律相談援助の援助要件（業務方法書15条）

- ① 申込者が、業務方法書別表2の相談資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。
- ② 民事法律扶助の趣旨に適すること。

※「勝訴の見込みがないとはいえないこと」は要件とならないことに注意する。

3-2 資力基準

(1) 業務方法書の定め

代理援助及び書類作成援助を行うためには、申込者が、業務方法書別表1の代理等資力基準に定める資力に乏しい国民等であることが要件となる（業務方法書9条1号）。

代理等資力基準は、生活保護法における保護の基準を踏まえるとともに、一般的な勤労世帯の所得水準及び各地域における物価水準等を考慮したものとし、申込者の家賃、住宅ローン、医療費その他やむを得ない出費等資力にかかわる個別の事情をも考慮し得るものとして定めるとされている（業務方法書10条）。

これに対し、法律相談援助を行うためには、申込者が、業務方法書別表2の相談資力基準に定める資力に乏しい国民等であることが要件となる（業務方法書15条1号）。

相談資力基準は、申込者の手続的な負担の軽減を考慮した上で、業務方法書10条に規定するところにより定めるとされている（業務方法書15条の2）。

(2) 代理援助及び書類作成援助

① 収入基準

(ア) 基本的考え方

代理援助及び書類作成援助においては、申込者の収入（手取り月収額（賞与を含む））にその配偶者の収入を加算した額が、その家族の人数に応じ、下記の基準額以下であることが必要である（代理等資力基準第1の1の一。なお、収入の詳細については3-4、家族の人数の詳細については3-3参照）。

単 身 者	182,000 円
2 人 家 族	251,000 円
3 人 家 族	272,000 円
4 人 家 族	299,000 円

以下、家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算する。

(イ) 生活保護法に定める一級地の特例

申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、上記(ア)の基準額に10%を加算した額をもって基準額とする（代理等資力基準第1の1の二）。この生活保護法の定める一級地としては、東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市などがある（資料3）。

なお、一級地の基準を適用するか否かは、申込みがなされた地方事務所の所在地ではな

く、申込者の居住地を基準に判断する。

(ウ) 家賃又は住宅ローンを負担している場合の特例

申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合は、次の額を限度に、当該負担に係る額をこの基準の第1の1の一に規定する基準額に加算することができる（代理等資力基準第1の1の三）。

単 身 者	41,000 円
2 人 家 族	53,000 円
3 人 家 族	66,000 円
4 人 家 族 以 上	71,000 円

もっとも、地域の実情により、理事長はこれを上回る限度額を定めることができる（代理等資力基準第1の2の四）。東京都特別区在住者について、加算の限度額は次のとおりである。

単 身 者	53,000 円
2 人 家 族	68,000 円
3 人 家 族	85,000 円
4 人 家 族 以 上	92,000 円

なお、東京都特別区の基準を適用するか否かは、申込みがなされた地方事務所の所在地ではなく、申込者の居住地を基準に判断する。

(エ) 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等

申込者の収入にその配偶者の収入を加算した額が上記の基準額を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たすものとして取り扱うことができる（代理等資力基準第1の3）。これは、申込者等の収入が基準を超えている場合であっても、生活の実態から、弁護士費用等の捻出が困難な場合があり得ることに配慮したものである。

特定の支出を収入から控除することができるか否かは、支出の具体的な内容やその額、必要性などを踏まえて、それが申込者等の生活を維持する上で必要かつ相当かどうか、申込者がその支出を止めることにより、生活の基盤を脅かされるかどうかを、領収証等の疎明資料をふまえて、個別具体的に判断することになる。

「教育費」とは、保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学、専門学校、専修学校に要する経費を指し、大学院、習いごとや学習塾は、原則としてこの場合の教育費には含めない（高等学校を卒業した者が利用する大学受験用の予備校は教育費に含めることができる）。

「職業上やむを得ない出費」とは、税法上の経費には当たらないものの、その出費をしなければ、職業を維持することができなくなるような費用をいう。

「医療費」「教育費」「職業上やむを得ない出費」は、あくまで例示であって、これら以外の費用であっても、申込者等の生活を維持する上で必要かつ相当な支出については、収入から控除をすることができる。例えば、扶養家族でない別居している子どもの養育費や、事件の相手方である配偶者に対する婚姻費用の支払いは、その額が常識の範囲内である限り、控除の対象となりうる。また、冠婚葬祭費も控除の対象となる（細則8条の2第2項）。

同居していない家族に対する生活費などの仕送りについては、3-4(9)④参照。

なお、このような出費を考慮して援助開始決定をした場合には、こうした出費の存在と、それを考慮した事情を、記録上明らかにしておく。

～収入から控除することができる特定の支出～

《医療費の具体例》

リウマチを患い毎月病院に通っており、月々5,000円を月収から自己負担している。

⇒ 審査において月5,000円を月収から控除可能と判断。

《教育費の具体例》

幼児を保育園に入園させており、月々自己負担分の2万円を月収から支払っている。

⇒ 審査において月2万円を月収から控除可能と判断。

(オ) 例外的事項（代理等資力基準第3）

申込者の資力が代理等資力基準の第1の基準に適合しない場合であっても、申込案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要することがやむを得ないと考えられるが、申込者に資金調達の方法がなく、援助しなければ訴訟の準備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合であって、援助をすることが相当と認められるときは、資力の判定においてこの事情を考慮し、同第1及び第2の基準に適合すると認めることができる。

例えば、医療過誤事件や労災事件などの中には、訴訟の準備や追行に多額の費用が必要となるものも少なくない。そのような場合において、資力基準をわずかでも超えているという理由で援助がなされないと、資金調達が困難であるために、訴訟そのものを断念してしまう結果となりかねないことに配慮して、このように規定が置かれたものである。

② 資産基準

(ア) 基本的考え方

代理援助及び書類作成援助においては、「申込者又はその配偶者が所有する不動産その他の資産が、理事長が別に定める基準以下であること」が必要である（代理等資力基準第2の1）。ここにいう「不動産その他の資産」には、不動産のほか、現金、預貯金、動産、有価証券などが含まれる。

ただし、下記に掲げる資産については、これに含まれない。

- ① 援助に係る事件の係争物件（住居以外の不動産で財産分与の請求を受けているものなど）
- ② 生活のために必要な住宅及び農地（居住用建物や、申込者の収入源となっている農地など）
- ③ 配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する資産

そして、上記を受けた細則8条1項1号は、申込者又はその配偶者が所有する不動産その他の資産（上記①ないし③を除く）の時価の合算額が、その家族の人数に応じ、下記の基準額以下であることが必要と定めている。

単 身 者	180 万円
2 人 家 族	250 万円
3 人 家 族	270 万円
4 人 家 族 以 上	300 万円

ここでいう「時価」とは、申込時に当該資産を売却した場合において、申込者又は配偶者が手に入れることのできる金額を意味する。したがって、抵当権があるために余剰金が生じないような不動産については、資産基準においては価値のないものとして取り扱うことができる。事実上又は法律上売却することが困難なものについても同様である。不動産の時価の算定方法については9-3(4)参照。

(イ) 例外

(a) 生活に必要な動産（細則8条1項2号）

例えば、自動車など、通常は資産として価値がある動産についても、その価額の相当性と、生活上の必要性（交通事情など）の程度に応じて、「生活に必要な動産」と解する余地がある。

(b) 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等（代理等資力基準第2の2）

申込者又はその配偶者の所有する資産が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

そして、「生計が困難であると認められるとき」とは、申込者又はその配偶者の所有する不動産その他の資産の時価を合算した額から、申込者又はその配偶者が将来負担すべき医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含む）のために備蓄しておくことが必要であり、かつ、申込者又はその配偶者の年齢、収入、職業及び家族状況等からして相当と認められる額を控除した額が、その家族の人数に応じ、上記の基準額以下である場合をいう（細則8条2項）。

～資産基準で考慮できる出費～

《医療費の具体例①》

病気を患っており、医師から次の発作が起こると手術になると診断され、医師から告げられた入院費用の50万円を預金し、月々2万円の通院費用は預貯金を切り崩している。子どもと二人暮らしで現金・預貯金は300万円。

⇒審査において入院費用の50万円と医師作成の診断書記載の要治療期間である1年分の通院費用24万円の合計74万円を控除可能として判断。

《医療費の具体例②》

医師から、糖尿病になりかけていると診断を受け、定期的に診断を受けており、万が一発病した場合に備えて保険をかけている。この医療保険の解約返戻金が30万円ある。子どもと二人暮らしで現金・預貯金は230万円。

⇒審査において加算しない旨判断。

《教育費の具体例》

現在高校3年生の子どもがおり、A大学に進学することが決まっている。そのA大学の入学金と授業料で初年度100万円、その後毎年60万円である旨の資料が提出された。子どもと二人暮らしで現金・預貯金は350万円。

⇒審査において4年分の学費280万円から本人申告による奨学金で賄われる140万円を差し引いた140万円を控除可能と判断。

《その他職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費含む）の具体例》

膝靱帯損傷のため日常生活において車を利用する必要があり、車購入時のローン（月々3万円の50回払い）月々3万円を預貯金から切り崩して支出している。なお、足が悪く自家用車を使用しないと日常生活に支障があることが医師の診断書により証明されている。

⇒審査においてローン総額から既払額を差し引いた金額を控除可能と判断。

(c) 申込案件の性質による例外（代理等資力基準第3）

上記(2)①(イ)参照。

(ウ) 生命保険等の取扱い

生命保険の解約返戻金は、申込者の状況や事件の内容に鑑み、当該保険の必要性や相当性を認定して、資産とみるべきかどうかを判断するのが相当である。例えば、将来における病気の再発に備えて生命保険に加入している場合など、解約返戻金の額が当該病気の治療や看護に要する費用を考慮して相当と考えることができるのであれば、そもそも資産に含まれないと解することができる。

保険金については、既に受け取っているものについては、申込時において現に存しているものに関し、資産の一部とみるべきである。また、これから受け取る予定の保険金については、受け取ることが確実と見込まれる範囲の金額、すなわち、(a)保険会社から保険金支払いの具体的な金額と期限が示されている場合はその金額を、(b)申込時まで発生した事実に基づき、請求手続きさえ行えば保険金が支払われることが確実な場合にはその金額を、それぞれ資産に加算する。

例えば、交通事故による休業補償及び慰謝料として、近日中に一定額の入金となされることが相手方の保険会社との間で決まっているような場合には、その予定額を資産に加算する。なお、生命保険や医療保険については、入院期間に応じた給付金が支払われるものがあるが、そのような場合には、申込時までの入院期間に対応する入院給付金のうち未払いの部分について、資産に加算するのが相当である。

(エ) 退職金の取扱い

退職金については、一般的には、これを将来確実に受け取ることができるとまではいえないため、原則として、資産として考慮する必要はない。もっとも、近々一定の金額が確実に得られると見込まれる場合には、資産に含めるべきである。

(3) 法律相談援助

① 収入基準

(ア) 基本的考え方

相談資力基準第1は、収入等に関する基準について、代理等資力基準の第1に同じと定めているため（ただし、同基準第2の一は適用されない）、上記(2)①を参照されたい。

(イ) 生活保護法に定める一級地の特例

上記(ア)のとおり、原則として、収入等に関する基準は代理等資力基準の第1と同じであり、同基準第1の1の2が準用されることから、申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、同基準第1の1の一に規定する基準額に10%を加算した額をもって基準額とすることになる。

(ロ) 家賃又は住宅ローンを負担している場合の特例

上記(ア)のとおり、原則として、収入等に関する基準は代理等資力基準の第1と同じであり、申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合は、一定の額を限度に当該負担に係る額を加算することができ（相談資力基準第1、代理等資力基準第1の1の三）、東京都特別区在住者について、加算の限度額を定めている（代理等資力基準第1の2の四、細則9条）。

② 資産基準

(ア) 基本的考え方

相談資力基準第2は、資産に関する基準について、「申込者又はその配偶者が有する現金又は預貯金の額が、理事長が別に定める基準以下であること」と定め、これを受けた細則8条の2は、申込者又はその配偶者が有する現金又は預貯金（配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の有する現金又は預貯金を除く）を合算した額が、その家族の人数に応じ、下記の基準額以下であることが必要であると定めている。

単 身 者	180 万円
2 人 家 族	250 万円
3 人 家 族	270 万円
4 人 家 族 以 上	300 万円

基準額そのものは代理援助や書類作成援助と同様であるが、法律相談援助の場合、対象となる財産は、不動産等を含まず、現金と預貯金のみであることに注意を要する。

(イ) 例外

(a) 当該紛争の相手方である場合の配偶者の財産

配偶者が当該紛争の相手方である場合には、配偶者が有しているものを除く（細則 8 条の 2 かつこ書）。

(b) 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等

相談資力基準第 2 の 2 は、代理等資力基準第 2 の 2 が準用されている。

すなわち、申込者又はその配偶者の所有する資産が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

相談資力基準第 2 の 2 に規定する「生計が困難であると認められるとき」とは、申込者又はその配偶者の有する現金又は預貯金を合算した額から、申込者又はその配偶者が、申込みの日から 3 月以内にその現金又は預貯金から支出することとなると認められる医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含む）の額を控除した額が、その家族の人数に応じ、同条第 1 項の基準額以下である場合をいう（細則 8 条の 2）。

したがって、(i) 申込みの日から 3 か月以内に、(ii) その現金又は預貯金から支出することとなると認められる医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含む）は、資産から控除されうる。

(ウ) 生命保険等の取扱い

法律相談援助においては、現金又は預貯金が資産算定の対象となるから、将来給付を受けるものは対象とならない。既に受領したものについては、通常の現金や預貯金と同様に扱う。

3-3 家族

(1) 家族の数え方

全国的に統一した運用を確保するという観点から、資力判定における家族の数え方については、所得税法の扶養控除の考え方を基礎とする。

ただし、所得税法は、民法上の「親族」を基準としているが、法テラスの資力基準は「家族」との文言を用いており、内縁の配偶者などを含むことが前提となっているので、内縁の配偶者の連れ子や親戚などを、申込者の認識に基づいて本人が実質的に家族であると申告した場合には、家族として取り扱うのが相当である。

細則 7 条 1 項は、代理等資力基準第 1 の 1 の一、第 1 の 1 の三、第 1 の 2 の一及び第 1 の 2 の二に規定する「家族」とは、申込者及び申込者と同じ居している次に掲げる者をいうと定めている。

① 配偶者

② 申込者又はその配偶者の扶養家族

法律相談援助の場合も、相談資力基準が代理等資力基準をほぼ準用しているから、これと同様である。

「扶養家族」とは、「申込者又はその配偶者から生活費の主たる部分が賄われ、かつ、その

【3】援助の要件

年収が所得税法に定める給与所得控除の最低額及び扶養親族の要件である所得限度額の合計額以下である者」をいう（細則7条1項2号）。

そして、「所得税法に定める給与所得控除の最低額」は、65万円であり（所得税法28条3項）、「扶養親族の要件である所得限度額」は38万円であるから（同法2条1項34号）、これらの合計額は103万円である。したがって、年収が103万円を超える者は、「扶養家族」にはあたらない。

なお、給与所得者以外の者であっても、この103万円が基準となる。

これらをまとめると、代理援助及び書類作成援助においては、「扶養家族」とは、以下の①から③までのすべてを満たす場合をいう。

- ① 申込者の家族であること（申込者の認識に基づき、内縁の配偶者の連れ子、親戚などの場合でも、申込者が実質的に家族と申告した場合には、家族として取り扱うのが相当である）。
- ② 申込者又は配偶者の収入により当該同居人の生活費の主たる部分が賄われていること。
- ③ 当該同居人の年間の収入が103万円以下（給与所得者の手取り月収ベースで7万4000円以下）であること。

これに対し、法律相談援助の場合は、③は不要とされているから（細則7条の2）、①と②を満たす場合には「扶養家族」となる。

なお、「扶養家族」であるかどうかについては、証明を求める必要はなく、原則として申込書の記載から確認すれば足りる。

以上を前提とすると、代理等資力基準や相談資力基準における「家族」の人数は、以下の①から③までの合計人数となる。

- ① 申込者
- ② 申込者と同居している配偶者（内縁関係を含む）
- ③ 申込者と同居し、申込者又はその配偶者の「扶養家族」にあたる者

(2) 家族が紛争の相手方である場合

① 代理援助及び書類作成援助の場合

配偶者又は代理等資力基準の第1の2の一に規定する同居の家族が申込者の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は申込者の収入に加算しない（代理等資力基準第1の2の二）。

したがって、紛争の相手方である家族の収入は申込者の収入に加算しないが、家族の人数の算出にあたっては、紛争の相手方であっても、同居している場合には家族の一人と数える。

② 法律相談援助の場合

上記①と同様である。

(3) 複数の者が扶養している場合

それぞれ成人しており、収入もある子どもたち（そのうち一人が申込者）が、同居している無職の親を養っている場合、申込者ないし配偶者の収入により当該同居人の生活費の主たる部分が賄われているか否かを確認して、その親が誰の「扶養家族」であるのか実質的に判断するほかない。税法上誰の扶養親族とされているかという点も参考とすべきである。

3-4 収入

(1) 収入に関する基準

収入は、申込者の収入（手取り月収額（賞与を含む））にその配偶者の収入を加算した額を基準に判断する（代理等資力基準第1の1の一「収入に関する基準」）。

【3】援助の要件

ここにいう「手取り月収額」とは、申込者が自由に処分することができる金額をいう。例えば、任意で会社の積み立てや生命保険、個人年金の支払いを行っている場合などは、その金額は手取り月収額に含まれるというべきである。

ただし、その支払いをしなければ職を維持することができないといった特段の事情がある場合は、これを自由に処分しうるものとはいえないから、当該支払い部分は手取り月収額に含まれないと解することができる。

また、同居はしているが、収入の関係で家族と評価されない者から支払いを受けている金銭や、同居をしていない親族からの仕送りなど、労働の対価以外で、申込者又は配偶者が自由に処分できるものは、収入に含むというべきである。

児童手当については、児童の健やかな成長のために同手当を用いなければならない責務が法律上定められていることから（児童手当法1条）、収入の算出においては支給額を加算するものの、資力判定においては控除する（平成24年8月6日付け事務連絡）。

なお、「手取り月収額」は、手取り年収（給与及び賞与など）の12分の1の額である。

(2) 年金受給者

年金受給者については、年金から税金や社会保険などを控除した額が、手取り額となる。

通常、年金は2か月分が一時に支給されるので、1か月分を「手取り月収額」とみるべきである。

(3) 事業者

理論的には、審査をする日から遡った過去1年間の所得（売上から経費を引いたもの）から税金及び社会保険料（公的年金や健康保険）を控除し、その12分の1の金額を基礎とする。

ただし、このような計算は実際には困難であるため、直近の税務申告書で計算すれば足りる。

なお、税金や社会保険などを実際に払っていない場合には、これらを控除することはできない。

(4) 解雇された場合

解雇されたことにより収入が途絶えた場合には、収入はないことになるが、雇用保険を受領している場合には、その額は収入に含まれる。

他方、休職中の場合には、これが解消されるか否かの見通しを考慮し、現在の収入を基準とするか従来の収入を基準とするか判断する。

(5) 給与の差押えを受けている場合

手取り月収額は、申込者が現実に得ている金銭をいうから、本来の手取り月収額から、差押えによって受領することのできない金額を除いた金額を基準とする。

(6) 配偶者の収入

① 配偶者と別居している場合

(7) 代理援助及び書類作成援助について

申込者と別居している配偶者は、資力基準においては、「家族」には当たらない（細則7条1項参照）。別居の原因が単身赴任の場合等も同様である。

もっとも、単身赴任や出稼ぎをしている申込者が、配偶者に対し多額の送金をしている場合や、申込者の収入は少ないものの、配偶者に収入がある場合に、これを全く考慮しないのは、妥当ではない。

そこで、細則7条7項は、申込者が、事件の相手方ではない配偶者と別居をしている場

【3】援助の要件

合には、申込者とその配偶者に対し、各個別に代理援助等資力基準第1の1の各規定を適用して算定された基準額を合算し、申込者とその配偶者の実際の収入等がこの合算額以下である場合に、収入等に関する基準を満たすものとしている。

具体的には、まずは申込者について、細則7条にしたがって家族の人数を算出し、これに対応する基準額を代理援助等資力基準第1の1により求める。他方、別居している配偶者についても、細則7条にしたがい家族の人数を算出し、これに対応する基準額を同基準第1の1により求める。そして、申込者についての基準額と、配偶者についての基準額とを合算する（ただし、それぞれの居住する住居の家賃や住宅ローンについては、それぞれ加算する）。

そして、申込者とその配偶者の実際の収入額を合算した上で、上記合算された基準額に照らし、収入に関する基準を満たしているか否かを判断する。

このような計算方法がとられることから、申込者の配偶者に対する送金の金額や、配偶者の申込者に対する送金の金額については、資力基準の判断に影響を与えない。したがって、それらを個別に問題にする必要はないことになる。

なお、同居の有無の判断にあたっては、申込者が、その家族の生活の本拠と考える場所を基準とする。

～収入に関する基準～

【具体例】（甲又は乙が申込者の事例）

(a) 夫婦（甲乙）と子（丙）の3人家族で、甲が単身赴任中であり、甲の収入が40万円で家賃が2万円、乙の収入が12万円で家賃が5万円、丙には収入はなく、乙の扶養家族である場合の計算方法は、以下のとおりです。

(b) 甲及び乙のそれぞれの家族の人数をみると、甲は単身、乙は丙との2人家族ということになります。

(c) そうすると、甲及び乙のそれぞれの基準額は、家賃負担を考慮して各々次のとおりです。

甲の基準額 $182,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円} = 202,000 \text{ 円}$

乙の基準額 $251,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} = 301,000 \text{ 円}$

(d) したがって、甲乙の基準額の合計額は、503,000 円となります。

$202,000 \text{ 円} + 301,000 \text{ 円} = \underline{503,000 \text{ 円}}$

(e) 他方、甲及び乙の実際の収入の合計額は、以下のとおりです。

$40,000 \text{ 円} + 120,000 \text{ 円} = \underline{520,000 \text{ 円}}$

(f) したがって、基準額が503,000円であるのに対し、収入の合計が520,000円であるから、基準を満たさないこととなります。

(イ) 法律相談援助について

法律相談援助においては、別居の配偶者の資力を考慮する。

② 配偶者が紛争の相手方である場合

(ア) 代理援助及び書類作成援助について

配偶者又は代理等資力基準の第1の2の一に規定する同居の家族が申込者の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は申込者の収入に加算しない（代理等資力基準第1の2の二）。

したがって、例えば、申込者が配偶者に対して提起する離婚請求訴訟の援助を申し込んだ場合には、その相手方がまだ同居中で「家族」にあたる場合であっても、その者の収入

【3】援助の要件

については、申込者の収入に加算しない。

また、離婚事件の相手方から婚姻費用を受領している場合も、これを申込者の収入には加算しない。

(4) 法律相談援助について

相談資力基準第1において、代理等資力基準第1の2の二が準用されていることから、上記(7)と同様である。

(7) 同居者の収入

① 総論

(7) 代理援助及び書類作成援助について

申込者と同居している家族（配偶者を除く）で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる（代理等資力基準第1の2の一）。

また、家族（配偶者を除く）が、定期的に金銭を申立人又はその配偶者に対して支払っている場合には、代理等資力基準第1の2の一に基づき、その金額を申込者の収入に加算する（細則7条2項）。

したがって、申込者及び配偶者以外の家族の収入は、申込者又は配偶者に定期的に支払われている額について、その全額を加算する。

(4) 法律相談援助について

相談資力基準第1は、代理等資力基準第1の2の一の適用を明示的に排除している。したがって、申込者及び配偶者以外の家族の収入は加算しない。

② 同居しているが、家族にあたらない者から食事などの提供を受けている場合

(7) 代理援助及び書類作成援助について

申込者とその家族が、申込者と同居している者（申込者の家族を除く）から食費等に関する援助を受けている場合には、申込者の家族の人数に応じ、以下の金額を申込者の収入に加算する（細則7条3項本文）。ただし、申込者及びその家族が受ける利益の金額を疎明した場合はこの限りでない（同項ただし書）。

申込者の家族の人数	加 算 額
申 込 者 の み	月額 30,000 円
2 人 家 族	月額 41,000 円
3 人 家 族	月額 45,000 円
4 人 家 族	月額 49,000 円
※ 以下、家族が1名増加するごとに 5,000 円を加算する。	

例えば、申込者が就職したものの、親元に住み続けており、親が自らの負担によって住居や食事などを申込者に提供している場合、申込者は、事実上、親から生活費の援助を受けているといえる。そこで、親から事実上援助を受けている額として、一定の金額を申込者の収入に加えることで、実態を反映しようとするのが、細則7条の趣旨である。

具体的には、⑦申込者、⑧その配偶者、⑨申込者又はその配偶者の同居の扶養家族が、申込者と同居している者（資力基準における「家族」以外の者）から食費等の援助を受けて

【3】援助の要件

いる場合には、上記の金銭の援助を受けているものとみなされる。ただし、申込者及びその家族が受ける利益の金額を疎明した場合には、上記のみなし額ではなく、疎明された額を収入に加えることとなる（細則7条3項）。

(イ) 法律相談援助について

法律相談援助においては、細則7条の2第2項が、7条3項の適用を排除しているから、申込者の家族にあたらぬ同居者からの食費等の提供の有無を考慮しない。

③ その他

別居している者から何らかの金銭を得ている場合は、その金額を申込者の収入に加算する。

(8) 保険金

保険金を受領する場合、申込時まで既に受領しているものであるか、あるいはこれから受領する予定のものであるかを問わず、いずれも収入としてではなく、資産に加算すべきである。資産としての加算の方法については、3-2(2)②(イ)を参照。

(9) 控除

① 借金がある場合

(ア) 代理援助及び書類作成援助について

住宅ローンについては、家賃と同様に、その者の生活の基盤を維持するために必要な経費という性格があるため、負担額のうち一定額を限度に、基準額に加算することができる（代理等資力基準第1の1の三）（3-2(2)①(イ)参照）。

これに対し、住宅ローン以外の借金については、業務方法書上、これを考慮することができる旨の規定がなく、実質的に考えても、住宅ローンとは性格が異なることから、その額をそのまま基準額に加算することはできない。したがって、「医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担」（代理等資力基準第1の3）と認められる範囲において、これを考慮することができるにすぎない。

もっとも、具体的事情によっては、基準を超えている場合であっても、代理等資力基準第3によって、援助をすることができる場合がある（3-2(2)①(イ)参照）。

(イ) 法律相談援助について

上記(ア)と同様である。ただし、代理等資力基準第3は適用されない。

② 年金を担保に貸付を受けている場合

(ア) 代理援助及び書類作成援助について

独立行政法人福祉医療機構から年金（厚生年金保険、船員保険、国民年金（老齢福祉年金を除く）又は労働者災害補償保険の年金）を担保に貸付を受けている場合には、当該担保に供し、毎月の弁済に充てられている年金受給権の部分については、その分を毎月の収入から控除するのが相当である。他方、これとは異なり、違法な年金担保貸付の場合には、一般の債務と同様というべきであるから、控除はしない。

(イ) 法律相談援助について

上記(ア)と同様である。

③ 同居の家族に毎月一定額を支払っている場合

(ア) 代理援助及び書類作成援助について

申込者又はその配偶者が、申込者と同居しかつ申込者又はその配偶者に対して住居を提供している者（申込者の家族を除く）に対し、定期的に金銭を支払っている場合には、代理等資力基準第1の1の三に定める限度額まで、これを家賃とみなす（細則7条4項）。

例えば、申込者（成年）が就職したものの、申込者の親の住居に住み続けており、申込

【3】援助の要件

者の親が自らの負担によって住居や食事などを申込者に提供し、これに対して申込者が定期的に金銭を支払っている場合には、通常は、支払いの具体的な項目について明らかにしていないことが多い。そこで、収入の判断にあたっては、この支払いを家賃の支払いとみなして、代理等資力基準第1の1の三の限度額の範囲内で、収入から控除することができることとしたものである。

(イ) 法律相談援助の場合

細則7条の2第2項は、同7条4項の適用を排除しているため、同規定によっては同居の家族に毎月支払っている金額を控除することはできない。ただし、相談資力基準第1が準用する代理等資力基準第1の3に基づき、「医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等」と認められる場合には、控除することも可能である。

④ 別居の家族に対する送金

(ア) 代理援助及び書類作成援助の場合

別居している家族への送金は、一定の範囲で控除を認める必要性は認められるものの、これを無限定に認めた場合、それが不必要な送金であったとしても、収入から控除できるようになってしまうおそれがある。

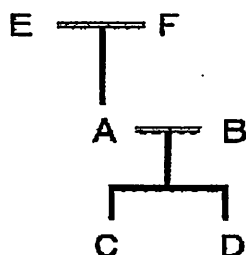
この点、細則7条6項は、申込者が、所得税法上の扶養親族である別居の親族（申込者の配偶者を除く）に対し、定期的に生活費等を送金している場合には、申込者と送金先の親族に対し、各個別に代理等資力基準第1の1の各規定を適用して算定された基準額を合算し、申込者とその配偶者の収入等及び送金先の親族とその配偶者の実際の収入等の合算額がこの合算額以下である場合に、収入等に関する基準を満たすとしている。

したがって、別居している家族のうち、送金を考慮すべき者の範囲は、「所得税法上の扶養親族である別居の親族（申込者の配偶者を除く）」に限られる。代理援助や書類作成援助にかかる資力の判断にあたっては、源泉徴収票や課税証明書（非課税証明書）に記載される人数等によって確認をする。

次に、「申込者と送金先の親族に対し、各個別に代理等資力基準第1の1の各規定を適用して算定された基準額を合算」するから、まずは申込者について、運営細則7条にしたがい家族の人数を算出し、これに対応する基準額を代理等資力基準第1の1により求める。他方、送金先の親族についても、細則7条にしたがい家族の人数を算出し、これに対応する基準額を代理等資力基準第1の1により求める。そして、申込者についての基準額と、送金先の親族についての基準額とを合算する。

そして、「申込者とその配偶者の収入等及び送金先の親族とその配偶者の実際の収入等の合算額がこの合算額以下である場合に、収入等に関する基準を満たすものとする」から、申込者とその配偶者の収入等と、送金先の親族とその配偶者の実際の収入等を合算した上で、上記合算された基準額を基準として、収入に関する基準を満たしているか否かを判断する。

～家族に対する送金の具体例～



- (a) 申込者Aには、配偶者B、子どもCとD、実の両親EとFがいるが、このうち、AとB、EとFがそれぞれ同居し、CとDはそれぞれ単身で生活しています。
- (b) これらの者の収入は、Aが月30万円、Bが月10万円、Cが月12万円、Dが月1万円、Eが月3万円、Fが月3万円です。
- (c) AとBは、Cに3万円、Dに6万円、EとFにそれぞれ3万円を送金しています。
- (d) この場合、Aにとって送金を考慮すべき者は、配偶者B、子D、両親EFである。Cについては、収入が多いことから、Aの扶養親族ではありません。
- (e) また、AはBとの2人家族、Dは単身者、EFは2人家族であるから、基準額は、251,000円+182,000円+251,000円=684,000円となります。
- (f) 他方、収入については、A、B、D、E及びFの収入を合算するから、30万円+10万円+1万円+3万円+3万円=47万円となり、基準を満たすこととなります。

(イ) 法律相談援助の場合

細則7条の2第2項は、同7条6項の適用を排除しているため、同規定によっては別居の親族に毎月支払っている金額を控除することはできない。ただし、相談資力基準第1が準用する代理等資力基準第1の3に基づき、「医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等」と認められる場合には、控除することも可能である。

3-5 申込者が未成年者である場合

(1) 親と同居している未成年者

① 代理援助及び書類作成援助の場合

申込者が未成年者であり、かつ、申込者と同居する親の扶養家族である場合には、申込者の資力はその親について判断する（細則7条5項）。

したがって、未成年者が申込みをした場合であって、その者が同居の親権者（法律上の親権者）の扶養家族である場合には、未成年者本人ではなく、親権者を基準として、その家族の人数及び収入をもとに、資力を判断する。

これに対して、未成年者であっても、収入が年103万円を超える場合など、申込みをした未成年者が親権者の扶養家族でない場合は、未成年者本人を基準として、その家族の人数及び収入をもとに、資力を判断する。

② 法律相談援助の場合

法律相談援助においても、細則7条の2第2項が同7条5項の適用を排除していないことから、未成年者が同居する親の扶養家族である場合には、申込者の資力はその親について判断する（細則7条5項）。

なお、代理援助及び書類作成援助の場合と異なり、「扶養家族」の定義には所得税法上の

【3】援助の要件

要件は適用されない（細則7条の2第1項）。したがって、同居の親等から「生活費の主たる部分が賄われ」としていると認められれば、申込者の資力はその親について判断する（細則7条1項2号）。

(2) 親と同居していない未成年者

① 代理援助及び書類作成援助の場合

親元を離れて生活している未成年者の場合には、細則第7条5項の適用はない。また、親とは独立して生計を営んでいると考えるべきであるから、その未成年者を基準として、成年者と同様の方法により資力を判断するのが相当である。

したがって、親は同居の家族に含めず、収入も申込者である未成年者の収入を基準とすべきである。もっとも、親から送金がなされている場合は、その金額は未成年者が得る収入に含めるべきである。

② 法律相談援助の場合

上記①と同様である。

3-6 資力回復の蓋然性

現時点では、収入や資産が資力基準を満たしているが、近々まとまった金員が入る予定がある場合など、資力回復の蓋然性が高い場合は、資力基準を満たさないものというべきである。

ただし、緊急の対応を要する案件の場合は、代理等資力基準第3を柔軟に適用することにより、援助すべき場合もある。

3-7 勝訴の見込み

代理援助及び書類作成援助を行うためには、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」が必要とされている（業務方法書9条2号）。これは、扶助が「自己の権利を実現する（支援法30条1項2号）」ことを目的とした制度であること、扶助が国の財政支出により実施されるものであるから、勝訴の見込みがない案件を援助することによって、無用な財政支出を避けるための要件であると解される。

「勝訴の見込み」については、必ずしも勝訴判決が得られる見込みがある場合だけではなく、代理人が選任されることによって、和解の成立等紛争の円満な解決や、申込者の法律上の利益の獲得が期待されるような場合も、この要件を満たすと判断してよいと考えられる。

なお、法律相談援助においては、「勝訴の見込みがないとはいえない」ことは、援助の要件でないことに注意を要する（3-1、4-1(2)参照）。

3-8 民事法律扶助の趣旨

援助をするためには、「民事法律扶助の趣旨」に合致していることが必要である（業務方法書9条3号）。「民事法律扶助の趣旨」とは、支援法が予定している民事法律扶助の目的のことであって、他の援助要件を満たしている場合であっても、この目的に適合しない場合には、援助をすることはできない。具体的には「自己の権利の実現に資すること」と「償還の意思があること」が必要となる。

(1) 自己の権利の実現に資すること

民事法律扶助事業は公共性の高い事業であるとともに（支援法4条）、国の財政支出により実施されることから、援助案件は、申込者の「権利を実現することに資する」ものでなければ

ならない（同31条）。

以下のような場合は、権利の実現に資するとはいえない。

- ① 訴訟の目的が法律上、経済上の利益ではなく、専ら相手方に対するいやがらせや報復感情を満たすため、あるいは自己宣伝を目的としている場合。
- ② 社会正義や法の理念に照らし、援助するのが相当でない場合。
- ③ 立替基準が全く予定しないような、きわめて多額の費用を要する場合。
- ④ 費用対効果の観点から代理援助になじまない場合。
- ⑤ 実質的には他人の権利を実現することが目的である場合。

(2) 償還の意思があること

扶助業務は、権利を実現するための費用の「立替え」をするものである（支援法30条1項2号）。したがって、償還の意思がない者による援助申込みは、立替制度になじまないから、援助すべきではない。

例えば、既に援助をしている別の案件について、再三にわたる督促を無視するなど、正当な理由なく償還を多数回にわたって怠った者などについては、新たに申込みがなされた事件について、償還の意思がないとみられることから、原則として援助をするのは相当ではない。

なお、立替金が被援助者によって償還される見込みがあることそれ自体は、援助の要件ではない。例えば、生活保護受給者から金銭請求を伴わない離婚事件などの援助の申込みがあり、将来においても資力の回復が見込めないような場合についても、それ自体は、扶助の趣旨に適しないとはいえない。

そのような場合には、事件の進行中は償還を猶予し（業務方法書31条）、事件終結時点においてなお生活保護を受給している場合などには、立替金の償還免除を検討することになる（業務方法書65条）。

～生活保護受給者の援助～

生活保護受給者を援助する場合でも、訴訟等にかかる費用と得られる効果等を審査で十分検討する必要があります。

最終的に償還免除となる可能性が高いから、本人負担額がなくなると考えて、安易に援助決定することは、厳に慎まなければなりません。

法テラスの運営は国費で賄われていることを常に意識し、日常業務に携わりましょう。

3-9 援助不開始の特例

地方事務所長は、地方扶助審査委員が申込案件について援助要件のいずれにも該当すると判断した場合であっても、次のいずれかに該当すると認めるときは、援助不開始決定をすることができる（業務方法書32条1項）。詳細については、7-3(2)を参照されたい。

なお、地方事務所長は、法テラスの財務状況その他の事情を勘案し、理事長が別に定める基準により、援助不開始決定をすることができる（業務方法書32条2項）。これは、法テラスにおける資金不足や予算上の制約等を理由として、特例として援助不開始決定をすることができることを定めたものである。

【⑦代理援助の収入等に関する基準】

①原則

一 般 の 地 域	
家 族 の 人 数	申込者及び配偶者の手取り月額 (賞与を含む。)
単 身 者	18 万 2000 円以下
2 人 家 族	25 万 1000 円以下
3 人 家 族	27 万 2000 円以下
4 人 家 族	29 万 9000 円以下
以下、家族が1名増加するごとに、 基準額に3万円を加算する。	

②一級地の特例

一 級 地	
家 族 の 人 数	申込者及び配偶者の手取り月額 (賞与を含む。)
単 身 者	20 万 0200 円以下
2 人 家 族	27 万 6100 円以下
3 人 家 族	29 万 9200 円以下
4 人 家 族	32 万 8900 円以下
以下、家族が1名増加するごとに、 基準額に3万3000円を加算する。	

③家賃や住宅ローンの控除限度額

東京都特別区以外の地域	
家 族 の 人 数	加 算 限 度 額
単 身 者	4 万 1000 円以下
2 人 家 族	5 万 3000 円以下
3 人 家 族	6 万 6000 円以下
4 人家族以上	7 万 1000 円以下

④東京都特別区の特例

東京都特別区	
家族の人数	加算限度額
単 身 者	5万3000円以下
2人家族	6万8000円以下
3人家族	8万5000円以下
4人家族以上	9万2000円以下

⑤食費等の援助を受けている場合の加算額

申込者とその家族が、申込者と同居している者（申込者の家族を除く。）から食費等に関する援助を受けている場合には、申込者の家族の人数に応じ、以下の金額を申込者の収入に加算する（細則7条3項本文）。ただし、申込者及びその家族が受ける利益の金額を疎明した場合は、この限りでない（同項ただし書）。

食費等の援助を受けている場合の加算額	
家族の人数	加 算 額
単 身 者	月 額 3 万 円
2 人 家 族	月額4万1000円
3 人 家 族	月額4万5000円
4人家族以上	月額4万9000円

⑥その他

- (7) 申込者と同居している家族（配偶者を除く。）で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる（代理援助等資力基準第1の2の一）。
- (イ) 家族（配偶者を除く。）が、定期的に金銭を申立人又はその配偶者に対して支払っている場合には、代理等資力基準第1の2の一に基づき、その金額を申込者の収入に加算する（細則7条2項）。
- (ウ) 配偶者又は同居の家族が申込者の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は申込者の収入に加算しない（同基準第1の2の二）。
- (エ) 申込者の収入にその配偶者の収入を加算した額が上記基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、基準を満たしているものとして取り扱うことができる（同基準第1の3）。
- (オ) 申込者又はその配偶者が、申込者と同居しかつ申込者又はその配偶者に対して住居を提供している者（申込者の家族を除く。）に対し、定期的に金銭を支払っている場合には、代理等資力基準第1の1の三に定める限度額まで、これを家賃とみなす（細則第7条第4項）。
- (カ) 申込者が未成年者であり、かつ、申込者と同居する親の扶養家族である場合には、申込者の資力はその親について判断する（同条5項）。
- (キ) 申込者が、所得税法上の扶養親族である別居の親族（申込者の配偶者を除く。）に対し、

【3】援助の要件

定期的に生活費等を送金している場合には、申込者と送金先の親族に対し、各個別に代理等資力基準第1の1の各規定を適用して算定された基準額を合算し、申込者とその配偶者の収入等及び送金先の親族とその配偶者の実際の収入等の合算額がこの合算額以下である場合に、収入等に関する基準を満たすものとする（同条6項）。

- (㊦) 申込者が、事件の相手方ではない配偶者と別居をしている場合には、申込者とその配偶者に対し、各個別に代理等資力基準第1の1の各規定を適用して算定された基準額を合算し、申込者とその配偶者の実際の収入等がこの合算額以下である場合に、収入等に関する基準を満たすものとする（同条7項）。

【④代理援助の資産に関する基準】

①基準額

申込者又は配偶者が有する資産の上限額	
家族の人数	申込者及び配偶者が所有する 不動産その他の資産の時価の合計額
単 身 者	180 万円
2 人 家 族	250 万円
3 人 家 族	270 万円
4 人 家 族	300 万円
資産から除かれるもの	
①援助に係る事件の係争物件 ②生活のために必要な住宅及び農地 ③配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する資産 ④生活に必要な動産	

②その他

- (7) 申込者又はその配偶者の所有する資産が上記基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、基準を満たしているものとして取り扱うことができる（代理等資力基準第2の2）。
- (イ) 代理等資力基準第2の2に規定する「生計が困難であると認められるとき」とは、申込者又はその配偶者の所有する不動産その他の資産の時価を合算した額から、申込者又はその配偶者が将来負担すべき医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含む。）のために備蓄しておくことが必要であり、かつ、申込者又はその配偶者の年齢、収入、職業及び家族状況等からして相当と認められる額を控除した額が、その家族の人数に応じ、前項の基準額以下である場合をいう（細則8条2項）。

【②法律相談援助の収入等に関する基準】

①原則

一 般 の 地 域	
家 族 の 人 数	申込者及び配偶者の手取り月額 (賞与を含む。)
単 身 者	18 万 2000 円以下
2 人 家 族	25 万 1000 円以下
3 人 家 族	27 万 2000 円以下
4 人 家 族	29 万 9000 円以下
以下、家族が1名増加するごとに、 基準額に3万円を加算する。	

②一級地の特例

一 級 地	
家 族 の 人 数	申込者及び配偶者の手取り月額 (賞与を含む。)
単 身 者	20 万 0200 円以下
2 人 家 族	27 万 6100 円以下
3 人 家 族	29 万 9200 円以下
4 人 家 族	32 万 8900 円以下
以下、家族が1名増加するごとに、 基準額に3万3000円を加算する。	

③家賃や住宅ローンの控除限度額

東京都特別区以外の地域	
家 族 の 人 数	加 算 限 度 額
単 身 者	4 万 1000 円以下
2 人 家 族	5 万 3000 円以下
3 人 家 族	6 万 6000 円以下
4 人家族以上	7 万 1000 円以下

④東京都特別区の特例

東京都特別区	
家族の人数	加算限度額
単身者	5万3000円以下
2人家族	6万8000円以下
3人家族	8万5000円以下
4人家族以上	9万2000円以下

⑤その他

- (7) 家族（配偶者を除く。）が、定期的に金銭を申立人又はその配偶者に対して支払っている場合には、代理等資力基準第1の2の一に基づき、その金額を申込者の収入に加算する（細則7条の2第2項、7条2項）。
- (イ) 配偶者又は同居の家族が申込者の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は申込者の収入に加算しない（相談資力基準第1、代理等資力基準第1の2の二）。
- (ウ) 申込者の収入にその配偶者の収入を加算した額が上記基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、基準を満たしているものとして取り扱うことができる（相談資力基準第1、代理等資力基準第1の3）。
- (エ) 申込者が未成年者であり、かつ、申込者と同居する親の扶養家族である場合には、申込者の資力はその親について判断する（細則7条の2第2項、細則7条5項）。

【㊦法律相談援助の資産に関する基準】

①基準額

申込者又は配偶者が有する資産の上限額	
家族の人数	申込者及び配偶者が所有する現金又は預貯金
単 身 者	180 万円
2 人 家 族	250 万円
3 人 家 族	270 万円
4 人 家 族	300 万円
資産から除かれるもの	
配偶者が当該紛争の相手方である場合における、 配偶者の有する現金又は預貯金	

②その他

- (7) 申込者又はその配偶者の所有する資産が上記基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、基準を満たしているものとして取り扱うことができる（相談資力基準第2の2、代理等資力基準第2の2）。
- (イ) 相談資力基準第2の2に規定する「生計が困難であると認められるとき」とは、申込者又はその配偶者の有する現金又は預貯金を合算した額から、申込者又はその配偶者が、申込みの日から3月以内にその現金又は預貯金から支出することとなると認められる医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含む。）の額を控除した額が、その家族の人数に応じ、前項の基準額以下である場合をいう（細則8条の2第2項）。

【4】法律相談援助

4-1 法律相談援助総論

法律相談援助は、資力に乏しい者に対して行う、弁護士又は法務大臣の認定を受けた司法書士（以下「認定司法書士」）による無料法律相談である。

申込者が代理援助又は書類作成援助を希望する場合であっても、持込事件や関連援助の場合を除いて、まずは法律相談援助を行うのが原則である（業務方法書26条2項、例外として同26条9号）（2-1参照）。

法律相談援助は、法テラスと基本契約を締結している法律相談担当者により行われる。法律相談の結果、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、法律相談担当者は、申込案件の概要を記載した事件調書を作成し（業務方法書26条6項）、案件を審査に付する。また、援助開始決定がなされた場合には、法律相談担当者は、原則として当該案件を受任又は受託することが求められている（業務方法書19条3項、20条8項）。

(1) 法律相談援助の対象となる案件

法律相談援助の対象は、民事、家事又は行政に関する案件である（業務方法書14条）。

刑事事件は、法律相談援助の対象とはならない。もっとも、刑事事件に関連しているものであっても、民事、家事に関する法律問題であれば、法律相談援助の対象となる。なお、民事、家事事件についての法律相談援助の中で、刑事事件に関する法的制度（告訴など）の手続を説明することはありうる。

この点、代理援助の対象は、「裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続の準備及び追行」（業務方法書5条1号）であり、書類作成援助の対象は、「民事裁判等手続に必要な書類を作成すること」（業務方法書5条2項）であるが、法律相談援助はそれよりも対象が広いという点に注意を要する。すなわち、法律相談援助においては、必ずしも裁判所における手続を前提としたものである必要はなく、例えば、行政庁に対する不服申立てに関する相談や行政手続に関する相談についても、その対象とすることができる。

人生相談や健康相談など、法律に関係ない問題は、法律相談援助の対象とはならない。政治や経済に関するものなど、個人の法律問題でないものについても同様である。

メンタルトラブルなど、法律相談になじまない相談については、当該問題が法律相談ではないことを丁寧に説明して対処する。もっとも、メンタルトラブルの相談であっても、それが生活の困窮や、何らかの法的なトラブルが原因で生じている場合もあるから、上記のような対応をしようとする時も、事前に事情を十分に確認する必要がある。

援助の申込みの時点で、法的トラブルに至っていない問題については、当該申込みの事情などをふまえて個別に対応することになる。一般論としては、契約書の作成に関する相談など、将来の法的トラブルを予防するための相談は法律相談援助の対象となるが、調査や研究のためのものは、その対象とはならない。

(2) 法律相談援助の要件

法律相談援助は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う（業務方法書15条）。

- ① 申込者が資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。
- ② 民事法律扶助の趣旨に適すること。

法律相談援助においては、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」は、要件とならないことに注意を要する。

また、上記要件のいずれかに該当しないときは、地方事務所長又は法律相談担当者が法律相談援助を拒絶することになるが、同拒絶に対しては不服申立てを行うことができない（業務方

【4】法律相談援助

法書26条4項及び5項)。

なお、資力基準を満たすか否かの判断にあたっては、原則として、これを証する資料の提出は必要なく、申込書の記載などで確認すれば足りる。これは、支援法の目的である法による紛争解決のための制度の利用を容易にするためには(業務方法書1条)、その制度の入口である法律相談へのアクセスをより容易にする必要があるからである。

もっとも、申込者が資力基準を満たすかどうか、特に慎重に判断する必要があると認められる場合について、上記資料の提出を求めることは差し支えない。

(3) 法律相談援助の内容

法律相談援助の援助内容は、弁護士・司法書士等の口頭による法的助言とし、これに要する費用は、被援助者に負担させない(業務方法書16条1項)。

法律相談援助に関連して、法律相談担当者が相手方等と電話などにより接触することは予定していない。したがって、法律相談担当者が相手方等と接触をする必要がある場合や、交渉をする必要がある場合には、示談交渉事件として、代理援助を受ける必要がある。

(4) 法律相談援助を行う者

① センター相談

法テラスとの間で基本契約を締結した弁護士・弁護士法人・司法書士・司法書士法人は、法テラスの地方事務所(支部、出張所を含む)又は指定相談場所において、要件に該当する申込者に対して法律相談援助を行う。

相談の結果、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは申込案件の概要を記載した調書(以下「事件調書」)を作成し(業務方法書26条6項)、事件調書と申込者から提出を受けた書面と併せて地方事務所長に提出する(同条7項)。ただし、法律相談票をもってこれに代えることができる(同条6項ただし書)。これを受けた地方事務所長は、速やかに申込案件を地方扶助審査委員の審査に付する(同条8項)。

また、法律相談担当者は、自らが法律相談援助を行った案件につき援助開始決定があったときは、受任者等となるよう努めるものとされている(業務方法書19条3項本文)。

ただし、業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任し又は受託することができないときは、この限りでない(同項ただし書)。

② 事務所相談

基本契約を締結した弁護士・司法書士の事務所は法テラスの法律相談援助の実施場所とされている(業務方法書18条1項)ため、自己の事務所において法律相談援助を行うことができる。出張相談(細則10条)として承認された場合を除き、自己の事務所以外の任意の場所で法律相談をした場合には、法テラスの法律相談援助とは認められない。

そして、法律相談担当者は、法律相談援助の申込みがあり、第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、特段の事情がない限り、法律相談援助を行う(業務方法書20条6項)。

この場合、法律相談担当者は、相談日時その他の条件を指定することができる(同条7項)。

相談の結果、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、申込案件の概要を記載した事件調書を作成し(業務方法書26条6項)、事件調書を申込者から提出を受けた書面と併せて地方事務所長に提出する(同条7項)。

また、法律相談担当者は、法律相談援助を行った案件につき援助開始決定があったときは、受任者又は受託者となるよう努めなければならない(業務方法書20条8項本文)。ただし、業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任し又は受託することができないときは、この限りでない(同項ただし書)。

【4】法律相談援助

事務所相談を実施する法律相談担当者は、理事長が別に定める指定マークを自己の事務所に表示するものとされている（同条5項）。これは、法テラスの民事法律扶助業務の周知を図り、制度を国民にとって身近なものにすることを目的としているものである。なお、このマークのデザイン等については、平成18年9月14日付け司支扶第24号「事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士の指定マークについて（通知）」を参照されたい。

～司法書士と司法書士法人～

(1) 司法書士

法律相談援助を実施することができるのは、いわゆる認定司法書士に限られます。認定司法書士は、簡易裁判所で訴訟代理業務をすることができるので、簡易裁判所の審理の対象となる事件については法律相談援助を行うことができますが、地方裁判所や家庭裁判所での審理の対象となる事件については代理権がないので、これらの事件については法律相談援助をすることができません。

したがって、認定司法書士が法律相談援助を担当する場合には、まずは簡易裁判所に事物管轄のある可能性のある案件の相談であることを確認する必要があります。

法律相談援助の実施中に、簡易裁判所に事物管轄のない案件の相談であることが明らかになった場合は、直ちに相談を中止し、法律相談援助の担当を弁護士に交代しなければなりません。

法律相談援助の申込み時には法律上の権限があると正当に判断されて法律相談を開始したにもかかわらず、法律相談担当者の責めに帰すべからざる事情によって、権限外の法律相談であることが判明したような場合、以下の要件を満たせば、通常の基準に従って法律相談費を支払うこととしています（平成22年9月28日付け司支扶第49号「司法書士による法律相談の過程で係争物の価額が簡易裁判所の事物管轄を超えることが判明した場合における相談料の取り扱いについて（通知）」参照）。

(ア) 訴額又は管轄以外の法律相談援助の援助要件を充たしていること

(イ) 申込者の申告内容その他法律相談援助申込み時の事情から、司法書士による法律相談が可能（権限内）と合理的に判断されたこと

(ウ) 訴額又は管轄が司法書士の相談対象でないこと（権限外）が、法律相談開始後に判明したこと

(エ) 権限外であることが判明した時点で速やかに法律相談を中止し、中止の理由を相談者に説明した上で、しかるべき対応が行われたこと

(オ) 上記(ア)ないし(エ)が法律相談票に記載されていること

認定司法書士による法律相談は、民事に関する紛争のうち「簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるもの」であり、「紛争の目的の価額が裁判所法33条1項1号に定める額を超えないもの」に限られます。

具体的には、訴訟等の目的の価額が140万円を超えないものをいいます（司法書士法3条参照）。

任意整理事件において、『訴訟等の目的の価額が140万円を超えない』か否かの判断基準については、債務者の総債務額を基準とする考え方、債権者に対する個別の債務額を基準とする考え方など、議論が分かれるところですが、法テラスでは、扶助協会が「債権者に対する個別の債務額を基準」に判断していた従前の実務を引き継ぎ、これまで、債権者に対する個別の債務額が140万円（利息制限法所定利率引直し前の金額）を超えていなければ、認定司法書士が法律相談援助を担当することができる、という運用をしています。

(2) 司法書士法人

簡裁訴訟代理等業務は、社員のうちに認定司法書士がある司法書士法人（司法書士会の会員であるものに限る）に限り行うことができるので、これにあたらぬ司法書士法人は、法律相談援助を実施することはできません（司法書士法29条2項）。

なお、社員のうちに認定司法書士がある司法書士法人であっても、認定司法書士ではない司法書士が実際の法律相談援助を行うことは許されません。

(5) 法律相談の回数制限

同一申込者に対する法律相談援助は、同一問題につき、3回を限度とする（業務方法書16条2項）。「同一問題」とは、紛争の基礎となる事情が同一であることをいう。この回数は、相談場所が異なっても通算される。

この制限を超える法律相談援助の申込みがあった場合は、地方事務所長は相談申込みの拒絶をし、同拒絶に対しては不服申立てを行うことができない（業務方法書16条3項、4項）。

もともと、そのような場合であっても、民事裁判等手続や示談交渉などを実際に行うことにより、解決が見込まれる場合は、代理援助や書類作成援助を勧めることが相当である。

～「同一問題」の判断基準について～

同一問題とは、「紛争の基礎となる事情」が同一であることをいいます。具体的には、過去に実施した法律相談において前提となっていた事情と、これから実施しようとする法律相談の前提となる事情との間に、要件事実（一定の法律効果が発生するために必要な具体的事実）や主たる法的手続の同一性が認められれば、同一問題に該当します。あくまで、当該法律相談の際に相談者が認識していた事情を基礎とすべきですので、過去の法律相談の際に前提としていなかった重要な事情が発生ないし判明したことにより新たな法律相談の必要が生じた場合は、同一性を否定する方向で判断することになります。

具体例は以下のとおりですが、個別事案においては、法律相談援助の必要性が認められる被援助者を排除することのないよう、合理的かつ柔軟にご判断ください。

具体例1

- ・ 損害賠償請求をするにあたり、調停手続と訴訟手続を別の機会に相談した場合
→要件事実が共通であるうえ、手続の選択については当初の法律相談においても説明を受けることが可能であったことから、前提となる事情に変化はなく、同一問題にあたる
- ・ 損害賠償請求をするにあたり、本人が調停を申立て、その進め方について複数回相談していたが、調停不成立となったため、改めて訴訟提起について相談する場合
→それまで前提としていなかった調停不成立及び訴訟提起という事情が新たに生じているため、同一問題にあたらない

具体例2

- ・ 離婚と財産分与を別の機会に相談した場合
→要件事実は共通であり、法的手続も通常は同一の手続で行われることから、同一問題にあたる
- ・ 当初離婚のみの相談をしていたが、しばらくして夫に財産（退職金、社内預金など）があることが判明したとして相談する場合
→離婚の相談の際に判明していなかった事情があるのであれば、同一問題にあたらない

具体例3

- ・ 任意整理の相談をしていたが途中から破産の相談に切り替えたいとして相談する場合
→通常は同一問題だが、任意整理の相談後に収入が極端に減少するなどの事情が発生した場合は同一問題にあたらない
- ・ 自己破産の相談を経て破産・免責決定を受けたが、7年経過後に改めて自己破産の申立てを相談する場合
→同一問題にあたらない

【4】法律相談援助

(6) 相談時間

センターの事務所又は指定相談場所における法律相談援助の相談時間は、1件につき30分以上40分以内である（細則12条の4本文）。医療過誤事件に関する相談については、1件の相談予定時間を1時間とすることができ、この場合、法律相談費を10,800円とすることができる（同条ただし書参照）。

法律相談担当者は、担当する法律相談において相談が完了せず、新たな資料を持参させるなどして、さらに法律相談を受けさせることが相当と判断した場合には、再度法律相談援助を受けることを勧めることができる。この場合、その旨を記録上明らかにするため、法律相談票の措置区分欄の相談継続に「○」を付する。また、法律相談担当者が自己の事務所において継続相談した場合は、2回目の相談となる。

(7) 法律相談援助の実施場所

① 実施場所

法律相談援助は、以下の場所において実施する（業務方法書18条1項）。

(ア) 法テラスの地方事務所（支部及び出張所を含む）

(イ) 契約弁護士・司法書士の事務所

(ウ) 指定相談場所（弁護士会等の相談所のうち法テラスの法律相談援助を行う場所として指定を受けたもの）

② 指定相談場所

指定相談場所とは、理事長が別に定める基準により地方事務所長が指定した法律相談援助を行う場所をいう（業務方法書5条6号）。

これを受けて、指定相談場所細則が定められおり、指定相談場所として指定をするための具体的な要件は、以下のとおりである。

まず、地方事務所長が指定相談場所を指定するには、原則として、次に掲げる要件のいずれにも該当することを要する（指定相談場所細則2条）。

(ア) 指定相談場所として指定しようとする場所の存する市区町村内に、法テラスの事務所（地方事務所、支部及び出張所）が存しないこと

(イ) 相当程度の法律相談援助需要が見込まれること

(ウ) 関係団体等の協力により、無償又は極めて低廉な費用で、法律相談施設を確保し、かつ受付事務等への支援が得られること

(エ) 個人情報保護に配慮した相談態勢をとることができること

(オ) 地方公共団体若しくはその他の団体、弁護士会又は司法書士会が無料法律相談を実施している場所でないこと

もっとも、下記の例外がある。

まず、(ア)の例外として、一定の要件のもとで、弁護士会・司法書士会の相談センター、法科大学院の相談施設、地方公共団体の相談施設を指定相談場所として指定することができる。法律相談希望者の利便性などを勘案し、特に指定の必要性及び相当性が認められる場合の当該相談場所も同様である（指定相談場所細則3条）。

また、(オ)の例外として、弁護士会、司法書士会又はその区域内に法テラスの事務所が存しない地方公共団体若しくはその他の団体（以下「弁護士会等」）が実施している無料法律相談の実施場所であれば、次のいずれにも該当する場合は、指定相談場所として指定することができる（指定相談場所細則4条）。ただし、当該実施場所の存する市町村内にセンターの事務所が存する場合、センターの事務所の業務時間中は、多重債務案件以外に限定して法律相談援助を実施するものとする。

(a) 法律相談援助が、予め設定された時間枠において実施されるなど、弁護士会等が実施す

【4】法律相談援助

る無料法律相談とは明確に区分されて実施されること

- (b) 法律相談援助と、弁護士会等が実施する無料法律相談とが、広報及び受付等において明確に区別されるなど、利用者において利用している制度の種類を明確に認識できる態勢が確保されていること

指定の期間について定めはないが、前記の指定の要件を満たさなくなった場合は、地方事務所長が指定を解除する（指定相談場所細則5条1項）。また、地方事務所長はおおむね2年に1回指定相談場所が前記の指定の要件を満たすかどうかを点検し、本部に報告しなければならない（同5条2項）。

地方事務所長が、指定相談場所の指定をしたときは、速やかにこれを理事長に報告しなければならない（指定相談場所細則7条）。

なお、巡回法律相談を実施するため、地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所に指定する場合については、指定相談場所細則2条の要件充足を原則とするが、地方事務所長が特に必要と認めた場合は、これらの要件を充足していない場合でも、巡回法律相談の実施を承認することができる（同6条）。

(8) 緊急を要する案件

申込みの段階で、下記の①から⑤の事情が伺われるときには、法律相談担当者に注意を促すことが望ましい。

① 時効が切迫しているとき

消滅時効が切迫しているときには、申込者に時効中断の方法を案内すべきである。具体的には、内容証明郵便の送付や、訴訟を提起する方法がある。なお、内容証明郵便などによる催告は、6か月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停や家事調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない（民法153条）。

② 除斥期間が切迫しているとき

③ 出訴期間が切迫しているとき

行政訴訟においては、出訴期間が定められていることに注意を要する。例えば、「取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したとき」や「処分又は裁決の日から1年を経過したとき」は提起することができないとされている（行訟法14条）。

④ 控訴期限、上告期限等が切迫しているとき

⑤ 裁判等の期日が迫っているとき

上記の事情が伺われる場合は、援助開始決定の見込みの有無にかかわらず、迅速に審査手続に付する必要がある。また、保全の申立てが必要と思料される場合にも、迅速に審査に付すべきである。

なお、簡易な法的文書の作成によって対応し得る場合には、簡易援助による対応も検討すべきである（4-2参照）。

(9) 法律相談援助の拒絶・中止

地方事務所長又は法律相談担当者は、申込者が相談日時その他の条件の指定に応じないときその他申込者に不適切な行為のあるときは、法律相談援助を拒絶し又は中止することができる（業務方法書21条1項）。この拒絶又は中止に対しては、不服申立てをすることができない（同条2項）。

なお、「申込者に不適切な行為のあるとき」の例として、申込者が相談日時等の条件の指定に理由もなく応じないとき、あるいは指定された相談日時に申込者が無断で来所しない場合が

挙げられる。

(10) 法律相談担当者の注意義務

法律相談担当者は、援助を行う案件について、通常の相談案件と同様の配慮及び注意をもって処理しなければならない（契約条項16条1項）。

また、法律相談担当者は、代理援助又は書類作成援助の援助要件に該当すると思料する申込者に対して、地方事務所長の承認なく、自己と直接委任契約を締結するよう勧誘してはならない（同条2項）（4-6、4-7参照）。

(11) 同終了後における法律相談票等の作成

法律相談担当者は、法律相談援助を行ったときは、法律相談の概要を記載した書面（以下「法律相談票」）を作成し、地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書22条）、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、事件調書を作成しなければならない（業務方法書26条6項本文）。詳細については4-12参照。

4-2 簡易援助

法律相談担当者は、その援助の実施に当たり、案件の内容、被援助者の意向その他の事情を考慮し、紛争の迅速かつ適正な解決に資すると認めるときは、簡易な法的文書を作成し、被援助者に交付することができる（業務方法書17条前段）。これに基づき、法律相談担当者が援助の実施に当たり、簡易な法的文書（被援助者が持参した様式に必要な事項を書き込む場合のように、口頭の説明で足りるものを除く）を作成し、被援助者に交付することを、簡易援助という（細則12条3項）。

具体的には、時効の援用や契約解除の通知書、内容証明郵便の文案などを作成し、これを交付することなどが考えられる。調停申立書や答弁書など、その提出が訴訟行為に該当する文書についても、法律相談援助の時間内に作成されるならば、簡易援助の対象となり得る。

簡易援助は、被援助者本人名義の文書作成にとどまるものであって、文書の発送や提出は、被援助者本人が行う。

(1) 要件

簡易援助を実施するための要件は、以下のとおりである（細則12条の3第1項各号）。

- ① 法律相談援助時間内に文書を作成することができること。
- ② 被援助者本人名義の簡易な法的文書を作成することが迅速かつ適正な解決に資する事案であること。
- ③ 簡易な法的文書を作成することについて、被援助者の同意があること。
- ④ 細則12条4項の場合を除き、同条3項ただし書の規定によって被援助者が負担すべき費用が、直ちに法律相談担当者に対して支払われること。

(2) 手続

簡易援助を実施した法律相談担当者は、被援助者が文書を受領したことを確認する署名がなされた法律相談票及び簡易援助により作成した文書の写しを地方事務所長に提出しなければならない（細則12条の3第2項）。また、地方事務所長は、被援助者に対し、前項の文書の作成について確認することができる（同条3項）。

(3) 費用

法律相談担当者が簡易援助を行った場合、法テラスは、理事長が別に定める基準により、これに要する費用の一部の支払を被援助者に求めることができる（業務方法書17条後段）。簡易援助を行った場合の費用は、1通につき4,320円である。ただし、このうち2,160円の支払は法テラスが法律相談担当者に対して行い、残りの2,160円は被援助者が法律相談担当者に支払うように、法テラスが被援助者に指示して行う（細則12条3項本文）。

法律相談担当者が常勤弁護士である場合は、被援助者が法律相談担当者に支払うべき費用は、常勤弁護士ではなく法テラスに支払うよう求める。

なお、被援助者が生活保護受給者である場合、簡易援助を行った法律相談担当者が、法テラスに対し、被援助者が法律相談時において生活保護法による保護を受けていることを証する書面を、法律相談票と共に提出したときは、法テラスが簡易援助の費用の全額を、法律相談担当者に対して支払う（細則12条4項）。

上記の指示は、具体的には書式4か「民事法律扶助業務の解説」に添付されている「簡易援助をご利用される方へ」を被援助者に交付する方法により行う。

簡易援助の費用は、同一問題に関する法律相談援助について1通分を限度とする（細則12条5項本文）。ただし、地方事務所長は、複数の法的文書が作成された場合、その作成の難易及び必要性を考慮して2通分の費用を限度とすることができる（同項ただし書）。

簡易援助の対象は、あくまで簡易な法的文書の作成にすぎない。したがって、簡易援助による対応では足りない案件については、以下のような対応を検討する必要がある。

- ① 弁護士・司法書士等の代理人名義による文書作成が適当と判断する場合は、示談交渉事件の代理援助として審査に付する。
- ② 弁護士・司法書士等による代理までは必要ないが、簡易とはいえない書類を作成して裁判所に提出する必要があると判断する場合は、書類作成援助として審査に付する。

4-3 法律相談費等の支出基準

(1) 法律相談費

法テラスは、法律相談援助の実施に携わった法律相談担当者に対し、理事長が別に定める基準により法律相談費を支払う（業務方法書23条）。そして、細則12条1項及び別表1の1によれば、法律相談費については、相談援助の形態に応じ、件数単位で支払うもの（件数制）と、時間単位で支払うもの（時間制）とがある。

具体的な支出額については、細則別表1の1「法律相談援助費用等支出基準」による。

ただし、ここにいう「相談時間」には、援助申込書（多重債務案件にあっては債務一覧表を含む）を申込者が記入する時間や、業務方法書15条1号の要件該当性を確認するための時間を含まない（同基準1（注）1）。

また、時間制の場合、以下の要件をいずれも満たすときは、5,400円の延長謝金を支払う（同基準1（注）2）。

- ①相談の終了時刻が、相談予定終了時刻より30分を超えて延長されたこと。
- ②相談時間（多重債務案件に係るものを除く）の合計が、相談予定時間（多重債務案件に係るものを除く）の合計より30分を超えて長時間であったこと。

(2) 出張手当

出張相談又は巡回相談を実施した場合、細則別表1の2「法律相談援助費用等支出基準」の範囲内において地方事務所長が定めた出張手当を支払うことができる（細則12条2項、同基準2）。

(3) 待機謝金

法テラスの事務所又は指定相談場所における法律相談援助を予約制で実施している場合において、事前に予約をしていた申込者がいずれも来所しなかったため、法律相談担当者が法律相談担当日当日に全く法律相談援助を実施することができなかった場合は、その者に対し、細則別表1の3「法律相談援助費用等支出基準」の範囲内において地方事務所長が定めた待機謝金を支払う（細則12条の5）。

4-4 出張相談

申込者が高齢者若しくは障がい者であること又は相談場所から遠距離の地域に居住していることその他のやむを得ない事情により、相談場所に赴くことが困難な場合は、地方事務所長の判断により、申込者の居住場所その他適宜の場所において、法律相談援助を実施することができる（業務方法書18条2項）。そして、この方法による法律相談援助を「出張相談」という。出張相談の要件及びその実施の方法は、以下のとおりである。

(1) 対象者

出張相談の対象者は、次のいずれかの事由に該当し、業務方法書18条1項の規定により法律相談援助を実施する相談場所（以下「既設相談場所」）における相談にアクセスすることが困難である者である（細則10条2項）。

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 心身に重度又は中度の障害のある者
- ③ 既設相談場所まで公共交通機関を利用して往復3時間以上を要する地域に居住する者であり、かつ、地方事務所長（支部にあっては支部長）が特に認める者
- ④ 上記①ないし③のほか、やむを得ない事情により既設相談場所に赴くことが困難な者

(2) 出張法律相談の要否の判断

地方事務所長は、出張相談の申込みを受けたときは、申込書又は電話等の適宜の方法によって、案件の概要を聴取することにより、事案の内容と出張に要する負担等を確認し、出張相談の要否を判断する（細則10条3項）。

(3) 相談担当者の選任

地方事務所長は、法律相談担当者の中から、出張相談の相談担当者を選任する（細則10条4項）。

(4) 実施場所

出張法律相談援助は、対象者の居住場所のほか、次に掲げる場所で行う（細則10条5項）。

① 対象者が入院又は療養をする病院その他の施設

② 対象者が入所又は通所する福祉施設等

③ 公共機関の施設

④ 上記①ないし③に掲げる場所のほか、地方事務所長が出張相談の実施場所として適当と認める場所

(5) 出張相談費用・予算

出張相談を実施した場合の費用は、細則12条各号に定めるところに従って支出する（細則10条6項前段）。具体的な金額は、細則別表1の「法律相談援助費用等支出基準」のとおりである。

これに加えて、出張相談を実施した場所が細則13条1項の規定により旅費及び宿泊費を立て替えて支出する旨の決定をすることができる地であるときは、同条が定めるところにより、算定した額の旅費及び宿泊費を別途支出することができる（同項後段）。

これに加えて、出張相談を実施した場合、細則別表1の2の基準の範囲内において、地方事務所長が定めた出張手当を支払うことができる（細則12条2項）。

なお、出張相談も、当該地方事務所の法律相談援助費の予算の範囲内で実施することに注意を要する。

(6) その他

その他の事項は、通常法律相談援助と同様である（細則10条7項）。

4-5 巡回相談

地方事務所長（支部にあつては支部長）は、指定相談場所細則に従い、地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所と指定し、法律相談担当者を巡回させる等の方法（以下「巡回相談」）により、法律相談援助を実施することができる（細則11条1項）。

地方事務所長が、指定相談場所の指定をしたときは、速やかにこれを理事長に報告しなければならない（指定相談場所細則7条）。

巡回相談を実施した場合の費用は、細則12条各号に定めるところに従って支出すること（細則11条2項）、これに加えて、巡回相談を実施した場所が細則13条1項の規定により旅費及び宿泊費を立て替えて支出する旨の決定をすることができる地であるときは、同条が定めるところにより算定した額の旅費及び宿泊費を別途支出することができること（同項後段）、同別表1

【4】法律相談援助

の2の基準の範囲内において、地方事務所長が定めた出張手当を支払うことができること（同12条2項）、などは出張相談の場合と同様である。

4-6 法律相談援助の要件を満たさないことが判明した場合

法律相談援助を実施したところ、申込者の資力が基準を上回っている場合など、法律相談援助の要件を満たしていないことが判明したときは、申込案件について代理援助や書類作成援助を行うことはできないから、必要に応じて、弁護士会や司法書士会の相談窓口などを紹介する。

4-7 法律相談担当者の私選受任・受託

法律相談担当者は、代理援助又は書類作成援助の要件に該当すると思われる申込者に対して、地方事務所長の承認なく、自己と直接委任契約を締結するよう勧誘することはできない（契約条項16条2項）。

したがって、法律相談担当者は、申込者と直接委任契約を締結するには、地方事務所長に対し、理由を示して、その承認を受ける必要がある（本書末尾添付の書式3参照）。とりわけ、私選受任や私選受託の契約内容が、法律相談担当者にとって、代理援助や書類作成援助を利用するよりも不利な内容である場合には、申込者との間でトラブルになりやすいため、より慎重な取扱いが求められるところである。なお、私選受任の手續について、弁護士会と協定を結んでいる地方事務所もあり、その場合には、更に弁護士会の手續に従うこととなる。

仮に地方事務所長がこれを承認した上で、私選受任や私選受託をする場合であっても、かかる受任契約や受託契約が法テラスの仲介で締結されたものであると申込者が誤解する可能性もあることから、申込者から「私選委任に関する確認書B」（本書末尾添付の書式2参照）の提出を受けるようにする（平成19年8月2日付け司支扶第36号「私選委任の確認書」の取扱いについて（通知）」及び平成19年9月13日付け事務連絡「私選委任の確認書に関する補足説明」参照）。

具体的には、法律相談票が法テラスに提出された際に、措置区分の欄で「法律相談担当者私選受任」が選択されているなど、私選受任・受託の可能性がある場合には、申込者に対して確認書B（上記書式2）の提出を求める。

4-8 法律相談援助における通訳

地方事務所長は、法律相談援助を実効的に行うために、外国語等の通訳サービスの提供を必要かつ相当と認めたときは、細則12条の6第1項の規定に従い、法テラスが委託した通訳人にこれを行わせ、又は契約弁護士等が委託した通訳人の費用を支出することができる。

ただし、被援助者が自ら適当な通訳を確保できる場合、又は法テラス若しくは契約弁護士等において適当な通訳人に委託することが困難な場合を除く（細則12条の6第1項ただし書）。通訳サービスの提供に要する費用については、被援助者に負担させない（細則12条の6第2項）。

事務所相談の場合は、法律相談を実施する契約弁護士等が適当と認める通訳人に対し、あらかじめ地方事務所長の承認を得て、通訳業務を委託する方法により提供する（細則12条の6第4項）。

なお、通訳サービスの提供に関する具体的な手續については、「法律相談援助に伴う通訳サービス提供の実施要領」（平成25年4月改訂）を、その実施方法等については、平成21年3月31日付け民事法律扶助課事務連絡を参照されたい。

【4】法律相談援助

(1) 通訳料

通訳人に支払う通訳料（交通費及び消費税を含む。）は、以下の基準による（細則12条の6第6項）。

① 時間単位で支払う場合

通訳時間及び待機時間の合計につき、1時間当たり10,800円を上限とする。ただし、同一日における通訳料は、16,200円を上限とする。

② 件数単位で支払う場合

1件当たり10,800円を上限とする。ただし、同一日に同一場所で2件以上通訳サービスを提供した場合は16,200円を上限とする。

③ 指定相談場所の管理者が通訳人に委託する方法で通訳サービスが提供された場合

指定相談場所の管理者が通訳人に支払う通訳料を、同管理者が実施する法律相談で通訳サービスが提供された件数と、法律相談援助で通訳サービスが提供された件数とで按分し、法律相談援助に割り付けられた金額とする。ただし、法律相談援助1件当たり10,800円を超えないものとする。

(2) 待機謝金

(ア)法テラスの事務所における法律相談援助において、法テラスが適当と認める通訳人に対して、通訳業務を委託していた場合、(イ)契約弁護士等の事務所における法律相談援助において、当該契約弁護士等が、適当と認める通訳人に対し、あらかじめ地方事務所長の承認を得て、通訳業務を委託していた場合、(ウ)指定相談場所における法律相談援助であって、法テラスが適当と認める通訳人に対して、通訳業務を委託していた場合、のいずれかの場合であって、かつ法律相談援助を予約制で実施している場合において、事前に予約をしていた申込者がいずれも来所しなかったため、通訳人が法律相談予定日当日に全く通訳サービスを提供することができなかった場合は、通訳人に対し、5,400円を上限とする待機謝金（交通費及び消費税を含む。）を支払う（細則12条の6第7項）。

4-9 意思無能力と行為能力

(1) 意思能力に疑義がある場合

意思無能力の状態にある者の法律行為は無効とされる。したがって、意思無能力者が援助申込みをすることはできない。

たとえば、法律問題を抱える者本人が、認知症などを患い、判断能力が低下しつつある場合に、その者の親族や、その者を支援する福祉や医療の関係者、あるいは行政における福祉担当者など（以下、本節において「親族等」）から法律相談援助を利用したい旨の申し出がなされた場合は、以下の点に注意して対応する。

① 本人と親族等が同席して法律相談援助を行うことの可否

本人が法律相談を受けることが可能な程度の判断力を有する場合には、本人の了解を前提として親族等の同席を求めて、法律相談援助を実施することも許される。したがって、親族等から法律相談援助の申込みがあった場合、本人の判断力の程度を確認したうえで、相当と認めた場合には、上記対応での援助を行うことができる。

ただし、本人とその親族等の間に利害関係がある場合には、両者を同席させて法律相談援助を実施することが相当とはいえないから、この方法により援助を行うべきか、特に慎重に検討しなければならない。このような場合、関係機関との間で連携がある場合には、支援を求めた方がよい。

上記の方法による場合、資力要件の判断は、あくまでも相談者本人を基準とすべきである。

【4】法律相談援助

② 親族等のみに対して法律相談援助を行うことの可否

本人が、法律相談を受けること自体が困難な程度に判断力が低下している場合、全く判断能力を失っているなどの状態でなければ、親族等が代理人となって法律相談援助を受けることが可能である。

この場合、資力の判断は、本人を基準とすべきである。

なお、4-10についても参照されたい。

(2) 成年被後見人

成年被後見人は、自ら援助申込みをすることができない（2-7(2)参照）から、成年後見人が代理人として援助申込みをすることになる。成年後見人が法律相談を受けることができるのであれば、成年後見人が代理人として援助申込みをした上で、成年被後見人自身が法律相談を受けることは可能である（もちろん、成年後見人と成年被後見人が同席することが望ましい場合もある）。

また、成年後見人に非違行為がみられるような場合に、これに関する相談を成年被後見人が希望しているときは、成年被後見人から援助申込みをすることを認めるべきである。ただし、この運用は、あくまでも法律相談援助の申込みに限る。

(3) 被保佐人

法律相談援助の申込みは、民法13条1項に掲げられる行為にはあたらない。したがって、被保佐人が自ら法律相談援助の申込みをすることができる。

ただし、この運用は、あくまでも法律相談援助の申込みに限る。

(4) 被補助人

自ら法律相談援助の申込みをすることができる。

ただし、この運用は、あくまでも法律相談援助の申込みに限る。

(5) 未成年者

法律相談援助については、未成年者は意思能力さえあれば、法定代理人（親権者、後見人）の同意がなくとも、申し込むことができる。法テラスによる法律相談援助を受けることは、「単に権利を得」（民法5条1項ただし書）る法律行為にすぎないからである。

ただし、この運用は、あくまでも法律相談援助の申込みに限る。

4-10 代理人を通じての法律相談援助

病気やその他の事情により、容易に外出できない者が法的問題を抱えている場合、代理人を通じての法律相談援助を行う必要性は高い。他方、申込者以外の第三者が、本人の意思に反して代理人であると偽って法律相談を受けるといった事態が発生した場合、本人が本来受けられたはずの法律相談援助が受けられなくなる問題が生じることになる。

そこで、代理人を通じて行う法律相談援助に関しては、平成21年3月30日付け民事法律扶助課事務連絡「代理人を介しての法律相談援助について」において、その取扱いを定めており、その要件は以下のとおりである。

(1) 必要性

法律相談場所にアクセスする障害となる事情がある場合は、代理人を介して法律相談を実施する必要性が認められる。これについては、地方事務所において、個別具体的に判断するほかないが、例えば、以下のような場合には、一般にその必要性が認められると考えられる。

【4】法律相談援助

- ① 申込者が疾病、高齢又は障がいのために外出が困難である場合
- ② 申込者が病人、高齢者又は心身障がい者を介護する必要がある場合
- ③ 申込者が乳幼児を監護する必要がある場合
- ④ 申込者が法律相談実施場所から遠隔地に居住している場合
- ⑤ 申込者が刑事施設に収容されているなど、法律相談実施場所に赴くことができない事情がある場合

(2) 相当性

相当性についても、地方事務所において個別具体的に判断されたい。(3)による本人の意思確認ができる場合は、親族に限らず、民生委員や福祉職などの社会的支援者も含む第三者が代理人になることもできる。ただし、申込者の紛争の相手方は代理人となることができない。なお、相談内容が複雑な場合など、申込者本人に対して法律相談を実施する必要があると考えられる場合には、出張法律相談の実施を検討する必要がある。

(3) 本人の意思確認

代理人から連絡があった際は、申込者本人から電話をかけ直してもらうなどの方法により、必ず本人の意思を確認する。なお、申込者本人の口頭による意思表示が困難な場合には、①委任状、②口頭による意思表示が困難であることを判断しうる身体障害者手帳又は診断書の写し等の提出を求めることで、口頭での意思確認に代えることができる。

4-11 既に代理援助や書類作成援助を行っている事件等の法律相談援助

(1) 代理援助や書類作成援助を受けている被援助者から、法律相談援助の申込みがあった場合

既に民事法律扶助制度を用いて代理人が選任されている事件について、法律相談援助を行うこと（セカンドオピニオンを求める相談を含む）は、二重の援助になるため原則として適当ではない。

もっとも、代理援助事件とは別件であるなどの事由があれば、弁護士等による法律相談援助を提供することができる場合もある。

(2) 私選で事件を依頼している方から、法律相談援助の申込みがあった場合

法律相談援助を行うこと（セカンドオピニオンを求める相談を含む）は、可能である。

～セカンドオピニオンを求める相談の扱いについて～

セカンドオピニオンを求める相談を引き受けない法律相談担当者もいることから、予約をとる際には、予め法律相談担当者にセカンドオピニオンを求めていることを伝えたくて打診するなど配慮が必要となります。また、弁護士会が設置する市民窓口や司法書士会が設置する苦情対応窓口において、セカンドオピニオンを求める相談に対応しているケースも見受けられることから、各地方事務所において弁護士会や司法書士会と協議することが必要になると考えます。

4-12 法律相談後の事務処理

(1) 法律相談票の作成

法律相談担当者は、法律相談援助を行ったときは、法律相談票を作成し、法律相談の実施日から1か月以内に地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書22条、細則12条の

【4】法律相談援助

2)。事務所相談の場合は、相談終了時に所定の箇所に被援助者の署名を得なければならない（細則12条の2）。

法律相談票は、相談が継続された場合には、その際の資料になるほか、代理援助又は書類作成援助の審査をする際の資料ともなる。法律相談票には、事案の概要、争点、助言・指導の要点を整理して、簡潔に記載する。

なお、法律相談票には、一般用と多重債務相談用とがある。記載事項が若干異なっているため、相談の種類に応じて使用する必要がある。

また、法律相談担当者が認定司法書士である場合には、法律相談担当者が訴額・紛争の目的の価額を記載するとともに、簡易裁判所の事物管轄の範囲内であることを確認し、その結果を記入しなければならない。

申込者が資力基準を超えることが明らかになった場合や、相談された内容が刑事事件など法律相談援助の対象外であった場合、あるいは同一の申込者の同一問題について3回目の相談であるなど、以後法律相談援助を実施しない場合には、措置区分「相談打切（今回限り）」を選択する。

事務所相談を行った場合には、法律相談票は、援助申込書とともにその事務所において保管し、その写しをファクシミリなどの方法により、地方事務所長に提出する。なお、援助申込書や法律相談票に記載された事項は、重要な個人情報であるから、ファクシミリの送信などにあたっては、細心の注意を要する。

(2) 事件調書の作成

法律相談担当者は、法律相談援助を実施した場合において、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、申込案件の概要を記載した事件調書を作成しなければならない（業務方法書26条6項本文）。

事件調書に事件の概要、予想される争点、立証の見通し、処理方針（訴訟・調停・その他の区分）、相手方の支払能力、執行の可能性その他の審査の参考になる事項を記載する。事件調書には、一般事件用と離婚事件用があるので、事件に応じた書式を使用する必要がある。

ただし、法律相談票がある場合には、これをもって事件調書に代えることができる（業務方法書26条6項ただし書）。

(3) 審査回付

地方事務所長は、援助申込書及び事件調書の提出を受けたときは、速やかに、申込案件を地方扶助審査委員の審査に付する（業務方法書26条8項）。

法律相談の結果、相談担当者が審査に付する必要がないと判断した場合、援助要件を満たさないという判断になる可能性が高いことを説明し、それでもなお申込者が代理援助又は書類作成援助を希望する場合には、審査に回付する。

地方事務所長が申込案件を審査に付する場合、地方事務所の職員が事務処理を行うことになる。その具体的な手続については、6-3を参照されたい。

なお、以下の事件は、急を要することから、速やかに審査に付す必要がある。

- ① 消滅時効が切迫しているとき
- ② 除斥期間が切迫しているとき
- ③ 出訴期間が切迫しているとき
- ④ 控訴期限や上告期限が切迫しているとき
- ⑤ 次回期日が切迫しているとき
- ⑥ 保全事件の申立てが必要なとき

4-13 情報開示との関係

法テラスでは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律140号）に従い、情報の公開に関する規程を定めている。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）7条の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本指針」（平成16年4月2日閣議決定）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律59号）7条に従い、保有個人情報保護管理規程を定めている。

具体的には、平成18年12月20日付け「独立行政法人等個人情報保護法開示請求等事務処理の手引（暫定版）」及び平成19年1月25日付け司支扶第30号「民事法律扶助に係る保有個人情報の取り扱いについて」に記載のとおり、原則として法律相談票や事件調書は開示の対象となる。

したがって、相談者が自己に関する法律相談票や事件調書の開示を求めて保有個人情報開示請求を行った場合には、担当者の感想などが記載されていたとしても、原則として提出された書類をそのまま開示することとなるため、法律相談票の作成にあたっては、申込者からの聴取内容及び相談担当者による説明や指示内容などの事実経過を、客観的に記載する必要がある。

したがって、法律相談担当者に対しては、あらかじめこの点について十分に周知を図っておく必要がある。

なお、個人情報の開示手続については、「独立行政法人等個人情報保護法開示請求等事務処理の手引（暫定版）」などを参照されたい。

【5】援助対象事件と立替其進

【5】援助対象事件と立替基準

【5】援助対象事件と立替基準

5-1 代理援助

(1) 代理援助とは

支援法30条1項2号を受けた業務方法書5条1号では、代理援助を次のように定義している。イの定義は勤務弁護士等が代理援助を行う場合を想定している。代理援助の方法には、裁判代理援助と裁判前代理援助がある。

ア 裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続（以下「民事裁判等手続」）の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額を法テラスに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にアの代理人が行う事務を取り扱わせること。

(2) 裁判代理援助の対象

裁判代理援助は、「民事訴訟、民事保全、民事執行、破産、非訟、調停、家事審判その他裁判所における民事事件、家事事件及び行政事件に関する手続」をその対象とする（業務方法書8条1項1号）。

したがって、そもそも裁判所における手続でないものは、対象とはならないし、裁判所における手続であっても、刑事事件については、その対象とはならない。

なお、刑事補償（刑事補償法1条）及び少年補償（少年の保護事件に係る補償に関する法律に定める手続のうち代理等の必要があるもの）などの費用補償請求手続は、いずれも、国家の行為による損害の補てんという点で国家賠償と共通するものであるため、民事事件として援助の対象となり得る。また、刑事和解（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律13条）は、刑事手続の一部ではあるが、その実質は民事事件に関する手続であるため、援助の対象となり得る。

支援法30条1項2号によれば、「自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用」を援助の対象とすることから、「自己の権利を実現するため」ではない手続は、援助の対象とはならない（3-8(1)参照）。例えば、民衆訴訟（行訴法5条）は、自己の権利を実現するための手続ではないから、援助の対象とはならない。

(3) 裁判前代理援助の対象

裁判前代理援助は、「民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続）に先立つ和解交渉で、これにより迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情などにより、弁護士・司法書士等による継続的な代理が特に必要と認められるもの」をその対象としている（業務方法書8条1項2号）。

ここにいう「和解の交渉」とは、和解（民法695条）に向けた交渉を意味する。

また、「民事裁判等手続に先立つ」ことが要件とされるから、後に民事裁判等手続がなされる可能性が全く存しないような手続については、裁判前代理援助の対象となる「和解の交渉」にはあたらない。すなわち、仲裁判断を求める手続等は、裁判前代理援助の対象とはならない。

～裁判前代理援助の対象になるもの～

以下の手続は、民事裁判等手続の前段階としての示談交渉の一種と言えることから、継続的な代理が特に必要と認められる場合には、裁判前代理援助の対象になると考えられます。

- (ア) いわゆるADRのうち、調停型やあっせん型のもの
- (イ) 紛争調整委員会によるあっせん（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律5条）
- (ロ) 紛争調整委員会の行う調停（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律18条）
- (ハ) 公害等調整委員会、都道府県公害審査会等によるあっせん、調停
- (ニ) 筆界特定制度
- (ホ) 自賠責保険の被害者請求
- (ヘ) 被害回復分配金の支払手続（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律12条）

～裁判前代理援助の対象にならないもの～

以下の手続は、裁判前代理援助の対象にならないと考えられます。

- (ア) 仲裁判断を求める手続
- (イ) 行政庁に対する各種の申請行為（労災手続や生活保護等の公的給付申請等）
- (ロ) 行政庁の処分（労災保険や介護保険の認定等）に対する不服申立て
- (ハ) 公害等調整委員会、都道府県公害審査会等による仲裁、公害等調整委員会による裁定

上記のように、行政庁に対する各種の申請行為は、裁判前代理援助の対象とはならないが、日本弁護士連合会委託援助業務は援助対象とするものもあるので、これを利用することを検討する。

5-2 書類作成援助

(1) 書類作成援助とは

支援法30条1項2号を受けた業務方法書5条2号では、書類作成援助を次のように定義している。

ア 弁護士法、司法書士法その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し、民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

イ アに規定する立替えに代え、アに規定する報酬及び実費に相当する額をセンターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にアに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

(2) 対象

書類作成援助の対象となる案件は、裁判代理援助の対象となる案件と同一である（5-1参照）。

なお、上記のとおり、書類作成援助は「民事裁判等手続に必要な書類の作成」を対象とするものであるから、遺言書、契約書、内容証明郵便など、裁判所手続に直接かわりのない書類

【5】援助対象事件と立替基準

の作成は、書類作成援助の対象とはならない。代理援助においては、示談交渉の代理人活動の一環として、内容証明郵便により発送する文書や契約書ないし示談書を作成する場合があるが、このような書類の作成を関連事件として援助決定すべきではない。なお、こうした書類も紛争の迅速かつ適正な解決に資すると認める限り、簡易援助の対象となり得る（4-2参照）。

5-3 代理援助と書類作成援助の選択

個々の事件について、代理援助と書類作成援助のどちらを選択するかは、地方扶助審査委員の判断に基づき、地方事務所長が決定する（業務方法書29条1項、2項）。

具体的には、法律相談担当者の所見や、受任予定者又は受託予定者の意見、申込者の希望などを総合的に勘案して、個別具体的に判断する。

なお、審査に先立ち、代理援助と書類作成援助の違いや、代理援助の立替費用は書類作成援助の立替費用より高いことなどを、あらかじめ申込者に説明する必要がある。

5-4 立替基準

(1) 立替基準とは

立替えの対象となるのは、「民事裁判等手続の準備及び追行のために弁護士又は司法書士に支払うべき報酬及び実費」であって、具体的には、以下のとおりである（業務方法書11条1項）。

- ① 代理援助又は書類作成援助に係る報酬
- ② 代理援助又は書類作成援助に係る実費
- ③ 保証金
- ④ その他附帯援助に要する費用

代理援助や書類作成援助にかかる報酬や実費の立替えは、「業務方法書別表3に定める基準（立替基準）」による（業務方法書12条）。立替基準は、次のような考え方に基づいて定められている（業務方法書12条1号ないし3号）。

- ① 被援助者に著しい負担になるようなものでないこと。
- ② 適正な法律事務の提供を確保することが困難となるようなものでないこと。
- ③ 援助案件の特性や難易を考慮したものであること。

(2) 代理援助について

① 代理援助における立替基準

代理援助にあつては、代理立替基準（業務方法書別表3の1）にしたがって、報酬や実費を決定する。同基準は、事件の類型別（金銭事件、不動産・動産事件、家事事件、行政事件、保全事件、その他）に、実費、着手金及び報酬金の立替支出額などを定めている。

代理援助に係る報酬は、着手金と報酬金をその内容とする（業務方法書11条2項）。

なお、金銭事件及び不動産・動産事件においては、訴額によって基準額が定められているが、ここにいう訴額とは、民事訴訟法における訴額をいうから、附帯請求は、訴額に含まれない（民訴法9条2項）。したがって、附帯請求としての利息や遅延損害金は、訴額に含まれないのが原則である（5-14コラム参照）。

また、代理立替基準の（注）には、以下の記載がある。

- 1. 被援助者が事件に関し相手方等から金銭その他の財産的利益を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする（業務方法書57条2項）。

被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、当該金銭等から支

【5】援助対象事件と立替基準

払うべき報酬金の額を差し引いた残額について、立替金の額に満つるまで、立替金の償還に充てなければならないものとする（業務方法書60条1項）。この「立替金」は、当該事件に限らず、被援助者が法テラスとの個別契約に基づき負担する他の事件の立替金を含む。

地方事務所長は、前項の規定にかかわらず、当該被援助者に即時に立替金の全額の償還を求めることが相当でない事情があると認めるときは、当該償還に充てるべき金額を適宜減額することができる。ただし、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、当該償還に充てるべき金額は、被援助者が事件の相手方等から得た金銭等の額の100分の25を下回ることはできない（業務方法書60条2項）。

2. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する（5-5参照）。
3. 既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を立替支出額欄記載の金銭の50%程度まで減額して決定することができる。
4. 事件の性質、被援助者の特性等に鑑み、相当と認める場合は、基準額各欄記載の金額を減額して決定することができる（5-6(1)①参照）。
5. 追加支出限度額（限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。）
援助開始決定その他の決定で定める額に不足が生じたときは、地方事務所長に追加費用の支出の申立をすることができる（業務方法書50条1項）
 - (1) 鑑定料 51万4285円（ただし、医療過誤事件は82万2857円）
 - (2) 登録免許税 35万円
 - (3) 申立ての手数料（印紙代） 35万円
 - (4) (5)以外の予納金 50万円（ただし、民事執行（不動産）事件は100万円）
 - (5) 官報公告費を除く自己破産事件予納金20万円
 - (6) 記録謄写料 20万円
 - (7) 通訳料 10万2857円
 - (8) 翻訳料 10万2857円
 - (9) その他実費 30万円

（(1)～(8)以外の実費すべてを合算しての限度額）

6. 被援助者が多数にわたる場合の着手金

同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり54,000円まで加算することができる。

7. 以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

② 実費について

代理援助における実費は、受任者の活動にともなう委任事務処理の費用である。代理援助においては、立替えの対象となる実費を実際に支出した金額に基づいて定めるのではなく、事件類型ごとに、代理立替基準においてあらかじめ定型的に定めた基準により立て替える。したがって、後に精算は行わない。援助開始の際に決定される実費には、以下の費用が含まれる。

1. 予納郵券
2. 書類作成に関する事務消耗品費
3. 謄写費用
4. 照会手数料等
5. 交通費（出張費用を除く）

【5】援助対象事件と立替基準

6. 通信費及び荷造運搬費

7. 戸籍謄抄本、住民票等の取得費用

8. 登記簿謄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書の取得費用

9. 裁判所に納める申立手数料（代理立替基準の実費備考欄に印紙代を追加して支出すると記載があるものを除く）

他方、受任者は、決定で定められた額に不足が生じたときは、追加費用支出申立書を作成し、これに疎明資料を添付して、地方事務所に追加費用の支出の申立てをすることができる（業務方法書50条1項、2項）。

なお、全ての費用が、無制限に実費として立替えの対象となるわけではない。

すなわち、代理立替基準（注）5に記載されている鑑定料や登録免許税などについては、追加支出限度額の範囲で立替支出をすることができる。したがって、それを超える部分については、原則として被援助者直接負担となる。

申立ての手数料（印紙代（代理立替基準の表の実費備考欄に印紙代を追加して支出すると記載があり、要訴訟救助と決定されたもの））は、援助開始決定時の「実費」には含まれないが、訴訟救助が得られない場合には追加支出の対象となる。

細則14条の2第2項本文に定める実費については、それぞれ各号に定める額を超える部分のみ、追加支出をすることができる。

③ 着手金について

着手金は、受任者が事務処理を行うことの対価であり、援助開始決定時に、代理立替基準に基づき決定する。着手金は、その性質上、事件の結果によって、返金を求めることはない。ただし、処理方針変更等により着手金が減額された場合や、事件が途中で終了した場合には、受任者に返金を求めることがある（9-40ないし48参照）。

④ 報酬金について

代理援助における報酬金は、事件の結果、成果があった場合に決定するものであり、事件の成果に対する対価である。したがって、通常は援助終結時に決定する（業務方法書57条1項1号）。ただし、中間報酬金を決定する場合もある（業務方法書49条の2）。

⑤ その他

受任者が常勤弁護士である場合の代理援助負担金の決定、支払及び免除については、代理援助に係る報酬及び実費の立替えの決定並びに立替金の償還及びその免除に関する規定が準用されるから（業務方法書13条1項）、代理立替基準に準じることとなる。

(3) 書類作成援助について

① 書類作成援助における立替基準

書類作成援助において立替支出をすることができる費用としては、実費と報酬がある。書類作成援助にあつては、書類立替基準（業務方法書別表3の2）に基づき、訴訟や調停などの手続に応じて、実費や報酬を決定する。

書類作成援助の場合、実費や報酬は、書類を作成するごとに立替支出する。訴訟などにおいては、一つの事件において、訴状、答弁書、準備書面など、複数回の書類作成が必要となることもあるが、そのような場合には、書類作成ごとに、同基準の備考欄にしたがって、実費や報酬を支出する。ただし、実費及び報酬には、追加支出の限度額があるから、注意を要する（書類立替基準(1)通常訴訟手続欄参照）。

書類立替基準は、手続の類型別（通常訴訟手続、督促手続、民事保全手続、民事執行手続、調停・審判・和解・非訟事件手続、成年後見人等申立て、破産事件手続、民事再生手続、少額訴訟手続）に、実費と報酬の立替額等を定めている。

【5】援助対象事件と立替基準

また、欄外の（注）には、以下の記載がある。

1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。ただし、追加支出限度額を超えないものとする。
 2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。
 3. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
 4. 追加支出限度額を超える実費については、原則として被援助者直接負担とする。
 5. 立替基準実費欄に記載の無いその他の実費については、被援助者直接負担とする。
 6. 以上の金額は、すべて税込表示である。
- ② 実費について
書類作成援助の実費の金額については、援助開始決定時に、書類立替基準に基づいて決定される。代理援助における実費と同様に、後に精算は行わない。
- ③ 報酬について
書類作成援助における報酬は、書類の作成に対する対価であり、通常、援助開始決定時に決定する。書類作成援助においては、同一の手続において複数の書類を作成する場合、原則として、作成する書類ごとに報酬が発生する。

5-5 立替基準にない類型の事件

(1) 基本的な考え方

代理立替基準や書類立替基準では、典型的な事件類型の基準のみが示されており、すべての事件類型が網羅されているわけではない。

そのため、立替基準にない類型の事件は、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する（代理立替基準（注）2、書類立替基準（注）3）。

なお、これは、あくまで「立替基準にない類型の事件」の扱いであり、立替基準の定められた事件類型について他の事件の立替基準を準用することは、原則としてできない。

(2) 代理援助について

例えば、人身保護請求事件や、接近禁止等仮処分命令申立事件は、保護命令申立事件の基準を準用するのが相当である（5-3 4参照）。また、個人再生手続のハードシップ免責申立事件（民事再生法235条、244条）は、原則として書面審査であることに鑑みると、代理立替基準「(6)⑥家事審判事件のうち家事事件手続法別表第一に掲げる事件」の基準を準用すべきである。

請求異議事件や差押範囲の減縮の申立事件は、執行停止事件の基準を準用することが適当な場合が多い。なお、被援助者が補助参加人となる場合は、参加する事件の種類に応じて金額を決定するが、金銭事件の場合の係争物の価格は、補助参加人として利害を有する範囲に限られる。

遺留分減殺請求事件や遺言無効確認請求事件は、選択された手続に応じて、立替基準を適用又は準用すべきである。

(3) 書類作成援助について

書類立替基準は、代理立替基準と比較して、事件類型が概括的に記載されているため、他の事件の基準の準用が必要な場合は、さほど多くはない。

もっとも、保護命令申立事件については書類立替基準(3)「民事保全手続」の準用、損害賠

【5】援助対象事件と立替基準

債命令申立事件については書類立替基準「(1)通常訴訟手続」の準用が相当である。

5-6 代理援助における着手金と実費の減額と増額

(1) 着手金の減額

① 基本的考え方

事件の性質、被援助者の特性等に鑑み、相当と認める場合は、代理立替基準各欄記載の着手金を減額して決定することができる（代理立替基準（注）4）。例えば、金銭請求事件において、社会通念等に照らし請求額が過大である場合などは、着手金及び実費を適切な額に減額することを検討する。

② 関連事件について

事件の類型を問わず、「既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合」は、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる（代理立替基準（注）3）。

(2) 事件類型に応じた着手金の増額

以下の事件については、事件の性質上特に処理が困難な場合、着手金を増額することができる。なお、増額する場合は、決定書備考欄に増額した旨とその理由を明記するなどして、増額した事実と理由を記録上明らかにすべきである。

① 民事訴訟事件

以下の事件は、事件の性質上特に処理が困難なものについて、着手金を378,000円まで増額することができる。

(ア) 金銭事件（手形訴訟を除く）（代理立替基準(1)①着手金備考欄）

(イ) 不動産・動産事件（借地非訟事件及び境界確定事件を除く）（代理立替基準(2)①着手金備考欄）

(ウ) 行政事件（代理立替基準(4)着手金備考欄）

「事件の性質上特に処理が困難な場合」については、例えば、以下のような場合が考えられる。

・医療過誤訴訟において、立証のために特別な準備が必要なとき。

・涉外事件のように、事件処理にあたって、外国法の知識や外国語の使用が必要なとき。

② 人事訴訟事件

離婚・認知等請求事件においては、事件の性質上特に処理が困難なものについては、着手金を378,000円まで増額することができる（代理立替基準(3)①着手金備考欄）。

③ 民事調停事件

建築瑕疵又は医療過誤その他事件の性質上特に処理が困難なものについては、着手金を162,000円まで増額することができる（代理立替基準(6)④着手金備考欄）。

④ 家事調停事件・家事審判事件のうち家事別表二に掲げる事件

事件の性質上特に処理が困難なものについては、着手金を194,400円まで増額することができる（代理立替基準(6)⑤着手金備考欄）

⑤ 遺産分割事件

関係者がきわめて多数の場合や、事件解決まで相当な期間を要すると考えられる場合は、着手金を増額することが考えられる。

⑥ 労働審判事件

【5】援助対象事件と立替基準

事件の性質上特に処理が困難なものについては、着し金を 162,000 円まで増額することができ（代理立替基準(6)⑦着し金備考欄）。

⑦ 保護命令事件

事件の性質上特に処理が困難なものについては、着し金を 194,400 円まで増額することができ（代理立替基準(6)⑧着し金備考欄）。

⑧ 示談交渉事件

事件の性質上特に処理が困難なものについては、着し金を 162,000 円まで増額することができ（代理立替基準(6)⑬着し金備考欄）。

⑨ 任意整理事件・特定調停事件

事件の性質上特に処理が困難なものについては、着し金を 291,600 円まで増額することができ（代理立替基準(6)⑮着し金備考欄）。

⑩ 自己破産事件

事件の性質上特に処理が困難なものについては、着し金を 275,657 円まで増額することができ（代理立替基準(6)⑯着し金備考欄）。

⑪ 民事再生手続

事件の性質上特に処理が困難なものについては、着し金を 324,000 円まで増額することができ（代理立替基準(6)⑰着し金備考欄）。

⑫ 損害賠償命令事件

事件の性質上特に処理が困難なものについては、着し金を 140,400 円まで増額することができ（代理立替基準(6)⑱着し金備考欄）。

(3) 被援助者が多数にわたる場合の着し金の増額

同一の訴訟、調停等の手続において、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、着し金を 1 人あたり 54,000 円まで加算することができる（代理立替基準(注)6）。その詳細については、5-8 を参照。

(4) 代理人が複数の場合の着し金の増額

民事法律扶助事業における代理援助は、1 名の受任者を前提としているから、代理援助事件を 2 名以上の受任者で担当したいという申し出があったとしても、それを理由として着し金を増額しないのが原則である。

もっとも、例えば金銭事件等の場合において、当該事案が「事件の性質上特に処理が困難なもの」に該当する場合には、378,000 円まで着し金を支出することができるから、そのような場合は、この規定を適用して、着し金を増額することは考えられる（代理立替基準(1)ないし(4)着し金備考欄）。ただし、この規定によって着し金を増額する場合も、代理援助契約上の受任者はあくまで 1 名であって、着し金はその受任者に対して支払うことになる。したがって、複数の代理人が着し金を分け合う場合、受任者が着し金全額を受領した上で、その一部を他の代理人に事実上交付することになる。

(5) DV 事件等の困難事件については、平成 22 年 10 月 7 日付け事務連絡「海外在住日本人を申込者とする持込事件及び DV 事件等の困難事件の取扱いについて（通知）」によれば、次のとおり取り扱うこととされている。

- ① 立替基準上、「事件の性質上特に処理が困難」なときに着し金の増額を認めている事件について、受任予定弁護士等から、事件の性質上特に処理が困難である旨及びその具体的事情についての報告がなされた場合には、着し金の増額又は当初決定した着し金との差額の追加決定の可否を検討すること

【5】援助対象事件と立替基準

- ② 検討の結果、審査委員が、事件の性質上特に処理が困難と判断し、着手金の増額または追加を決定した場合には、その旨を決定書特記事項欄に記載するとともに、民事システム備考欄に判断の理由（例：暴力の態様、被害の程度、加害者側の追跡の態様等）を具体的に記載すること
- ③ 判断に迷う場合は、本部民事法律扶助第一課へ照会すること
- (6) 相手方が複数である場合の実費の増減
任意整理事件・特定調停事件、自己破産事件及び民事再生手続については、そもそも、相手方の数に応じて実費が定められている。
これに対し、それ以外の事件では、相手方の人数に応じて実費を増減する旨の規定がないことから、相手方の数は、実費の額を算定する場合に考慮すべき事項ではない。

(7) 事件途中の着手金の増額

上記(5)のDV事件に限らず、立替基準上、「事件の性質上特に処理が困難」なときに着手金の増額を認めている事件について、受任予定弁護士等から、事件の性質上特に処理が困難である旨及びその具体的事情についての報告がなされた場合には、当初決定した着手金との差額の追加決定の可否を検討することができる。

5-7 書類作成援助における報酬の増額

書類作成援助においては、事案が特に複雑であり、書類作成に大きな困難を伴う場合には、報酬を増額することができる。ただし、書類立替基準における追加支出限度額を超えないものとする（書類立替基準（注）1）。

例えば、通常訴訟手続における追加支出限度額は108,000円であり（同基準(1)報酬備考欄）、調停、審判、和解及び非訟事件手続の追加支出限度額は、43,200円である（同基準(5)報酬備考欄）。

5-8 申込者が多数（2名以上）の事件（多数被援助者事件）

(1) 注意点

多数被援助者事件であっても、被援助者は法テラスに対して個別に償還金債務を負うのであるから、個別契約は全ての被援助者について、個別に締結しなければならない。なお、訴訟上の選定当事者（民訴法30条）が選定されている場合であっても、判決の効果は全ての当事者に及ぶのであるから、全ての被援助者について、個別契約を締結する必要がある。

(2) 代理援助における実費・着手金

被援助者が多数にわたる場合の着手金については、「同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり54,000円）まで加算することができる」（代理立替基準（注）6）。

これは、多数被援助者事件において、訴訟物が共通である場合、申込者それぞれに通常通り着手金を定めると、受任者の労力に比較して、着手金が高くなりすぎることから、これを調整するために置かれた規定である。

すなわち、申込者が多数の多数被援助者事件の場合は、まずは1名分の着手金を算出し、受任者の事件処理上の負担に応じて、1人あたり54,000円を上限として2人目以降の着手金を加算することができる（2人目以降について、通常の着手金に54,000円を加算できるというわけではない）。なお、この規定によって減額されることを考慮すれば、基準となる1名分の

【5】援助対象事件と立替基準

着手金は、原則として最も訴額が大きい者を基準とすべきである。ただし、単独で援助を受ける場合の着手金よりも高額にならないよう、調整を要する場合もある。

そして、上記のように算出した着手金の合計額を、それぞれの請求金額に応じて按分した金額が、個々の被援助者についての着手金の立替額となる。

これに対し、実費については、特段の規定がないことから、被援助者ごとに通常通り決定することになる（ただし、代理立替基準（注）4により、実費について減額することは可能である）。

～多数被援助者事件における実費・着手金～

例えば、被援助者が8名で、そのうち6名（A～F）の訴額が100万円、残りの2名（G～H）の訴額が200万円の場合、次のように設定することが考えられます。

○実費

減額した場合、1人5,000円で、合計5,000円×8＝40,000円

○着手金

⑦総額

訴額が最も高い200万円の着手金＋（54,000円×7）

＝162,000円＋（54,000円×7）＝540,000円

⑧それぞれの着手金

着手金の総額×各請求金額／全員の請求金額の合計

・A～Fの着手金

＝540,000円×{1,000,000円／（1,000,000円×6＋2,000,000円×2）}

＝54,000円

・GとHの着手金

＝540,000円×{2,000,000円／（1,000,000円×6＋2,000,000円×2）}

＝108,000円

(3) 書類作成援助における実費

書類作成援助においては、代理援助の着手金のような被援助者が多数にわたる場合の規定はない。したがって、被援助者が多数にわたる場合であっても、そのうち1名と個別契約を締結すればよく、実費・報酬も1名分を立替えることになる（ただし、書類立替基準(1)により報酬を増額することは可能である）。

5-9 関連事件

(1) 関連事件とは

既に援助開始決定がなされている場合に、事件の進行とともに、これと関連した新たな事件が生ずることがあり、このような関連する事件を、実務上「関連事件」と呼んでいる（2-4参照）。

地方事務所長は、申込案件が既に代理援助又は書類作成援助が行われた民事裁判等手続に関する案件であって、申込者が当該案件に関連する他の民事裁判等手続について代理援助又は書類作成援助を希望している場合には、中間報告書若しくは終結報告書又は業務方法書47条1項に規定する報告書の提出をもって当該代理援助又は書類作成援助の申込みがあったものとみなすことができる（業務方法書26条11項）。

【5】援助対象事件と立替基準

(2) 関連事件の援助の可否

新たに事務処理が生じたような場合であっても、その事務処理が、既に援助開始決定がなされている事件の受任事務の範囲内であるとすれば、これを新たに援助すべきでない（「受任事務の範囲」の意義については、8-2参照）。

また、当初事務の事務処理の範囲内とはいえず、事件としては一応別個である場合も、訴訟物が同一の場合には、原則として、それぞれについて援助するのは相当ではない。例えば、被控訴事件と附帯控訴事件は訴訟物が同一であるから、これらを別個に援助することはできない（5-42(2)①参照）。

ところで、扶助制度は、立替えを前提とした制度であり、支出された費用は、最終的に被援助者が負担することとなる。したがって、関連事件の援助により、立替金が不当に高額となるのは、望ましいことではない。また、相手方からの回収が見込みにくい場合には、結果として被援助者の負担が大きくなることが予測されるため、関連事件の援助開始決定については、被援助者に十分な説明をするとともに、慎重に検討すべきである。

なお、家事事件における関連事件の援助の可否については、5-31、5-32参照。

(3) 代理援助における関連事件減額について

代理立替基準によれば、既に代理援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を基準額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる（代理立替基準（注）3）とされていることから、関連事件を援助する場合には、その適用を検討すべきである。

(4) 書類作成援助における関連事件減額について

書類立替基準においては、既に書類作成援助が行われた事件に関連する案件について、特段の規定はない。関連事件として援助すべき案件については、書類立替基準に基づいて判断することになる。

5-10 訴訟上の救助を求める申立て

地方事務所長は、援助開始決定をするときは、民訴法82条1項の訴訟上の救助の決定を求める申立ての可否を決定する（業務方法書30条1項3号）。

決定に際しては、訴訟上の救助の決定がなされた場合、被援助者の当面の費用負担が軽減されること、扶助制度が税金によって運営されていることから、法テラスの支出する金員を抑えるべきこと、などを考慮すべきである。受任者等は、要訴訟救助案件とされた場合には、援助開始決定時の実費によって負担する場合を除き、訴訟上の救助の決定を求める申立てをしなければならない（業務方法書44条）。これをしなかった場合には、「訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合」（代理立替基準(1)①実費備考欄、同基準(2)①実費備考欄、同基準(3)①実費備考欄）にはあたらなから、申立ての手数料（印紙代）を追加支出することはできない。

なお、訴訟上の救助を求める申立てをする場合、疎明資料として、「民事法律扶助の援助開始決定をした証明書」が必要となる場合があり、受任者等からこれを求められたときは、交付しなければならない（平成18年10月12日付け司支扶第39号「『民事法律扶助の援助開始決定をした証明書』の取扱いについて」参照）。

5-11 事件途中ないし事件終了後における援助

(1) 基本的な考え方

既に事件が進行している訴訟事件や調停事件であっても、その進行状況や今後の見通しなど

【5】援助対象事件と立替基準

を検討した上で、代理や書類作成が必要と認められる場合には、代理援助や書類作成援助をすることができる。

このような場合、代理援助の実費や着手金、書類作成援助の実費や報酬の決定においては、事件の進行の程度を考慮すべきである。

すなわち、代理立替基準や書類立替基準は、これらに掲げられている事件をはじめから代理をし、あるいは書類作成を行うことを前提に、立替支出額を定めているものである。したがって、事件の進行の程度によっては、着手金や費用を減額することもあり得る（代理立替基準「(1) 報酬金備考欄」参照）。

(2) 事件途中の場合

持込案件において、援助開始決定前に、申込者が受任者又は受託者となるべき者と委任契約を締結して着手金等の一部を支払っている場合、援助開始決定前の契約は解消することになるので、精算が必要となる。援助開始決定で立替基準に基づいて実費及び着手金等の決定をしたうえで、申込者の既払い額については、被援助者負担として決定し、差額を送金すべきである。また、その場合は、特記事項に「被援助者負担〇万円は既払いである」旨を記載する。

例えば、立替基準に基づく実費及び着手金が 10 万円で、申込者がすでに受任者に 3 万円を支払っている場合、システムには「実費及び着手金 7 万円」は立替金、「実費及び着手金 3 万円」は被援助者負担と入力した決定書を作成し、特記事項に「被援助者負担 3 万円は既払いである」と記載して、受任者には 7 万円を送金することになる。

(3) 事件が既に終了している場合

支援法 30 条 1 項 2 号によれば、民事法律扶助における援助の対象は、自己の権利を実現するための「準備及び追行」に必要な費用を支払う資力がない者を対象としていること、これを受けた業務方法書においても、代理援助について、民事裁判等手続の「準備及び追行」のため代理人に支払うべき報酬及び必要な実費の立替えをすることとされていること（業務方法書 5 条 1 項 1 号）、代理援助及び書類作成援助の要件として「勝訴の見込みがないとはいえないこと（同 9 条 2 号）」が掲げられており、援助開始決定後において、事件処理や書類作成が行われることが予定されていることから、既に事件処理や書類作成を終えている事件について、援助をすることはできない。もっとも、既に援助申込みがなされている事件において、審査の遅れによって援助開始決定前に事件が終了したような場合には、援助を検討すべき場合もある。

また、これに関連して、事件自体は終了していないが、事務処理がほとんど終わっている事件についても、援助をすることはできない。既に事件処理がほとんど終わっている以上、受任者等に事務処理を受任又は受託させる必要がなく、民事法律扶助の趣旨に適しないというべきだからである。

例えば、自己破産事件で既に破産手続開始決定がなされており、かつ、免責許可決定も見込まれる状況において、援助申込みがなされた場合は、事件の進行の程度に照らし、代理や書類作成が必要とは認められないから、特段の事情がない限り、これを援助することは民事法律扶助の趣旨に適しない。保全事件において、既に決定がなされている場合も、これと同様である。

5-12 高額な立替金の支出に関する本部との協議

地方事務所長が決定しようとする立替金が、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、本部と協議しなければならない（細則 19 条）。

- ① 一時に決定する立替金の総額が 50 万円を超えるとき
- ② これから決定しようとする立替金と、その時点までに既に発生している立替金の残額を合

【5】援助対象事件と立替基準

計すると、80万円を超えるとき

この限度額は、援助案件1件ごとの限度額ではなく、当該被援助者にかかる全ての援助案件を合算した額の限度額である。

また、「協議しなければならない」というのは、単に協議を行えばよいという意味ではなく、立替えについて本部と合意に達することを要するという趣旨である。

支払保証による立担保の限度額は援助案件1件につき500万円であるが（細則15条2号）、やむを得ない事情があり、これらの限度額を超える場合には、地方事務所長は、あらかじめ、本部と協議した上で、決定することができる（同条本文、ただし書）。ただし、200万円を超え、かつ当該立担保の決定について慎重な判断が必要と考えられる事案については、その額が500万円以下の場合であっても、本部協議を申し入れる運用としている（平成24年5月31日付け司支扶一第30号「当センターが担保を提供する保全事件等の本部協議について（通知）」参照）。

5-13 援助対象事件についてのその他の問題

(1) 請求金額が少額である事件の援助の可否

請求金額がきわめて少額な事案について、代理援助を利用すると、請求の認容額によっては、被援助者が実質的に得られる金銭がきわめて僅少になってしまう場合や、被援助者の負担額が相手方から得られた金額を上回る場合もあり得るので、援助開始決定にあたっては、慎重に判断すべきである。利用者の負担軽減の観点からは、書類作成援助を利用することも考えられる。

もっとも、⑦受任予定者が存在し、申込者も立替費用の負担について十分に理解した上で了承している場合や、④請求金額は少額であっても、申込者にとって重大な利益を期待することができる事件、⑨社会的にも影響のある事件（人権侵害が問題となっている事件など）においては、上記のような場合でも、援助開始決定を検討すべきである。

(2) 高額な報酬金が見込まれる事件

報酬金が高額になることが予想されるときは、援助開始決定の際に、その旨を申込者に説明しておくべきである。また、事件の結果、不動産のみを取得した場合などにおいて、現金の入金がないときであっても報酬金は発生するため、これをどのように支払うかを検討する必要があること、そのような場合、報酬金を含む立替金残高が80万円を超えるときは、取得した不動産に抵当権を設定する必要があること（細則30条）などについても、あらかじめ被援助者に説明しておくべきである。

(3) 当事者双方の援助

既に当事者の一方につき援助開始決定をしている事件について、当該事件の相手方を援助することは、業務方法書及び細則上禁止されていない。また、実質的に考えても、当事者の一方を援助しているという理由で、他方の援助を排除することは、早い者勝ちという結果につながり、支援法の基本理念や扶助の趣旨に反するというべきである。また、原告について勝訴の見込みがある場合でも、当然に被告について勝訴の見込みがないとはいえないし、双方が適正に自己の権利を主張し合うことにより、紛争の合理的な解決が期待されることもあるから、双方に代理人がつくことは有益であるともいえる。

したがって、援助要件を満たす限り、同一の事件の当事者双方を援助することは、当然に許される。

(4) 立替金と税金

立替金は、被援助者が受任者等に本来支払うべき実費、着手金及び報酬金を法テラスが立替えて受任者等に支払うものであるから、法テラスには所得税の源泉徴収義務はなく、立替金の

【5】援助対象事件と立替基準

支払いにあたって、源泉徴収は行わない。一方、法律相談費、調査費等を法テラスが法律相談担当者等に支払う場合には、源泉徴収を行い、徴収後の金額を送金する。弁護士法人・司法書士法人には源泉徴収を行わない。

5-14 民事訴訟事件

(1) 代理援助について

代理立替基準においては、民事訴訟事件について、①金銭事件（手形訴訟を除く）、②手形訴訟、③不動産・動産事件（借地非訟事件及び境界確定事件を除く）、④境界確定事件、⑤行政事件に分けて、立替基準が定められている。

なお、これは被援助者が原告である場合であって、被援助者が被告である場合には、「代理立替基準(6)⑩被告・被控訴事件」によることに注意すべきである（後記⑥参照）。

①金銭事件

交通事故に基づく損害賠償請求、その他の損害賠償請求、金銭請求事件については、訴額に応じ、実費及び着手金を定める（代理立替基準(1)①）。原告が訴訟上の救助の決定を受けられなかった場合は、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する（同(1)①実費備考欄）。

代理立替基準における訴額とは、民訴法上の訴額をいう。したがって、民事訴訟で附帯請求（民訴法9条2項）となる利息や遅延損害金は、訴額に含まないのが原則である。

～訴額～

民訴法上の訴額とは、訴訟の目的の価額のことで、管轄を決める基準です（民訴法8条）。

訴額が140万円を超えない事件の管轄は簡易裁判所、超える事件の管轄は地方裁判所となります（裁判所法33条1項1号）。また、訴え提起の手数料（貼用印紙）も訴額で決まります（民訴費4条1項）。

訴額は、金銭事件の場合は請求金額です。

不動産を目的とした事件については、当該不動産の固定資産税評価証明額に2分の1を乗じた金額を基準（目的物の価額）とし、主張する利益によって、次のとおり算定します。

	権利自体	その引渡（明渡）請求権
所有権	目的物の価額	目的物の価額の1/2
占有権	目的物の価額の1/3	目的物の価額の1/3
地上権・永小作権 ・賃借権	目的物の価額の1/2	目的物の価額の1/2
所有権移転登記請求権	目的物の価額	
地役権	承役地の価額の1/3 または 要役地の価額の1/3	
境界確定	係争地域の価額	

その他、担保物権が目的の事件の場合は、被担保債権の金額（目的物の価額の方が低額の場合はその額）、賃料増減額の請求の場合は、「（1か月あたりの賃料差額）×（増額または減額の始期から訴え提起までの期間+12か月）」（目的不動産の価額の1/2の方が低額の場合はその額）のように算定します。

また、算定が困難な場合は160万円となります（民訴費4条2項）。

【5】援助対象事件と立替基準

② 手形訴訟事件

手形訴訟（民訴法350条以下）については、実費及び着手金のいずれについても、通常の事件の2分の1とされている（小切手訴訟についても同様と考えられる）。これは、手形訴訟の手続が、通常の訴訟に比して簡易なためである。

原告による通常の手続への移行（同法353条）や、適法な手形異議（同法357条）があった場合には、実費及び着手金を通常の金銭事件に変更し（業務方法書33条）、手形訴訟事件との差額を支出することができる。

③ 不動産・動産事件（借地非訟事件及び境界確定事件を除く）

不動産・動産事件については、訴額に応じ、実費及び着手金を定める（代理立替基準(2)①）。原告が訴訟上の救助の決定を受けられなかった場合は、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する（同(2)①実費備考欄）。

なお、最高裁判所民事局長通知により、所有権に基づく物の引渡請求権の訴額が目的たる物の価格の2分の1であることや、土地を目的とする訴訟については、当分の間、受付事務の取り扱いとしては、固定資産評価額に2分の1を乗じた金額を基準とされていることなど、訴額については注意すべき点が多い。

④ 借地非訟事件

借地非訟事件は、借地借家法の規定に基づく非訟事件である。具体的には、①借地条件変更申立事件、②増改築許可申立事件、③建物再築許可申立事件、④賃借権譲渡・転貸許可申立事件、⑤競売・公売に伴う土地賃借権譲受許可申立事件、⑥建物及び土地賃借権譲受申立事件、などがある。

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(2)②借地非訟事件」による。相手方を援助する場合も、この基準による。

⑤ 境界確定事件

境界確定事件の立替基準は、代理立替基準「(2)③境界確定事件」による。

⑥ 被告事件

相手方から提起された訴訟事件について応訴する場合は、通常金銭事件等の基準によるのではなく、事件類型にかかわらず、代理立替基準「(6)⑩被告・被控訴事件」による。

当初は反訴の提起を予定していなかったが、その後に反訴の提起に至った場合には、立替費用の額を変更する決定（業務方法書33条）により、当初決定した実費との差額を追加決定すべきである。また、この時点で当該事案が「事件の性質上特に処理が困難なもの」に該当すると判断された場合には、併せて着手金の追加決定を検討することができる（5-6(7)参照）。

⑦ 多重債務事件に関連する過払金返還請求事件

代理援助の援助開始決定をした任意整理事件、自己破産事件及び民事再生手続（以下「多重債務事件」）に関連して申し立てた、被援助者の債権者に対する過払金の不当利得返還請求事件については、細則36条1項が特則を定めている。

これによると、多重債務事件に関連して、被援助者の債権者に対する過払金の不当利得返還請求を、被援助者との協議により受任者が受任する場合、不当利得返還請求事件として着手金及び実費（追加支出することができるものを除く）を支出しないとされている。

この規定は、多重債務事件においては、取引履歴の調査を行った上で利息制限法上の制限利息への引き直し計算を行い、過払金の有無を調査することが通常であるところ、受任者が代理人として過払金の請求をすることは、多重債務事件の事務処理の範囲内と考えられるため、これとは別に援助開始決定をするのは妥当ではないし、そのための着手金などを別に計算するとなると、被援助者の得る利益に比して費用負担が大きくなりがちであることから、置かれたものである。別に着手金などを定めない代わりに、過払金を回収したときには、報

【5】援助対象事件と立替基準

酬金の額を通常の10%から15～20%に増額することにより、調整を図ることとした。これにより、被援助者の費用負担を一般的に抑えることができるほか、審査委員にとっても基準が明確なものとなるというメリットがある。ただし、報酬金の額（消費税込）は、細則36条3項により、上限が定められている（9-3(8)参照）。なお、訴訟による場合は、印紙代及び予納郵券代の全額を追加支出することができる（細則36条1項ただし書）。

細則36条における「不当利得返還請求」は、任意交渉及び訴訟事件の第一審を予定している。したがって、第一審の結果、控訴をする場合や、相手方から控訴された場合には、控訴事件ないし被控訴事件として関連援助することができる。また、同条は、過払金を回収しようとする場合の規定であるから、多重債務事件において、相手方から訴訟提起されたために応訴をする場合には適用されない。このような場合は、着手金の変更決定をして差額を支払うか、又は別件として関連援助することができる。

強制執行をする場合は、費用の追加支出を検討する。なお、細則36条1項ただし書は、「不当利得返還請求訴訟を提起する場合の貼用印紙及び予納郵券に相当する実費」を追加支出できる旨定めるが、さらにその後の強制執行にかかる費用の追加支出を排斥する趣旨ではないと考えられることから、追加支出は可能である。

⑧ その他

金銭債務にかかる債務不存在確認の訴えは、相手方が提起する金銭請求事件と訴訟物は同一であるから、立替基準は、代理立替基準「(1)①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件」によるべきである。

請求異議の訴え（民執法35条1項）や第三者異議の訴え（同法38条1項）についても、同様に、相手方が提起した場合の訴訟事件と訴訟物自体は同一であるというべきであるから、立替基準は、代理立替基準「(1)①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件」によるのが相当である。

(2) 書類作成援助について

書類立替基準においては、民事訴訟手続について、少額訴訟手続を除き、訴訟類型にかかわらず、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」による。

原則として訴訟上の救助の決定の申立てをするものとされ、同決定が受けられなかった場合は、350,000円を限度として、申立ての手数料（印紙代）を追加支出する。同申立書の作成は、業務方法書が訴訟上の救助の決定の申立てを求めている以上、受託者が当然行うべき事務処理であるから、追加実費や追加報酬の対象とはならないというべきである。

追加実費や追加報酬が発生する例としては、準備書面の作成などが考えらる。

① 少額訴訟手続

少額訴訟手続の立替基準については、書類立替基準「(9)少額訴訟手続」による。

② 多重債務事件に関連する過払金返還請求事件

書類作成援助の開始決定をした多重債務事件に関連して、被援助者の債権者に対する過払金の不当利得返還請求を、被援助者との協議により受託者が受任する場合には、法テラスは、不当利得返還請求事件として着手金及び実費（追加支出することができるものを除く）を支出ししないとされている（細則36条2項）。

これは、多重債務事件の書類作成援助においては、取引履歴の調査を行った上で利息制限法上の制限利息への引き直し計算を行い、過払金が生じているかどうかを調査することが通常であるところ、事件処理の過程で過払金の存在が明らかになった場合に、受託者が代理人としてその請求をすることは、多重債務事件の事務処理と重なる部分が多いため、これとは別に援助開始決定をするのは妥当ではないことを理由とする。

なお、上記の場合、被援助者及び受託者は、過払金の不当利得返還請求につき追加代理援

【5】援助対象事件と立替基準

助契約を締結しなければならない。

これは、基本事件が書類作成援助の場合、個別契約も書類作成援助のみを想定した内容となっていることから、過払金返還請求の処理を代理人として行う場合には、あらためて代理援助契約を締結する必要があるからである。

追加代理援助契約書の書式については、平成23年10月28日付け司支扶第88号「追加代理援助契約書の書式について（通知）」を参照されたい。

なお、自己破産事件の書類作成援助に関連して、細則36条2項によって追加代理援助契約が締結されたものの自己破産事件が何らかの理由で申立てに至らなかった場合や、申立てはなされたものの、取り下げられた場合であっても、過払金の不当利得返還請求について、自己破産事件に関連して追加代理援助契約が締結された以上、自己破産事件が申立てに至らなくとも、細則36条3項によって報酬金を定めることは、差し支えないと考えられる。申立ての後に取り下げられた場合も同様である。

また、代理援助とは異なり、書類作成援助の場合には、過払金の不当利得返還請求が、多重債務事件の書類作成の事務処理の範囲内とはいえないから、過払金の不当利得返還請求のみを私選受任することは、差し支えないと解される。

代理援助契約の締結が必要となる上記の場合における報酬金については、9-3(8)を参照されたい。

5-15 行政訴訟事件

(1) 行政訴訟とは

行訴法に基づく訴訟を、行政訴訟という。具体的には、取消訴訟、無効等確認訴訟、不作為の違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟などがある。

このうち、民衆訴訟（行訴法5条）は、自己の権利を実現するための手続ではないから、援助の対象とはならないと解される（5-1(2)参照）。

また、機関訴訟は、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争であるから、援助の対象とならないのは当然である。

行政事件は、出訴期間が定められているものが多く（例えば、取消訴訟では「処分又は裁決があつたことを知った日から6か月」又は「処分又は裁決の日から1年」（行訴法14条1項、2項）である）、期間も短いことから、審査にあたっては、これを徒過することがないように、十分に注意する必要がある。

行政訴訟については、勝訴の見込みや費用対効果の観点から、援助の可否につき慎重な検討が必要である。

なお、国家賠償請求訴訟は、行政訴訟ではないから、代理立替基準「(1)①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件」によることに注意すべきである。

(2) 代理援助について

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(4)行政事件」による。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助においては、行政事件訴訟についても、立替基準は、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」によることになる。

5-16 証拠保全事件

(1) 代理援助について

証拠保全事件は、訴訟などの本案事件に用いるための証拠を保全するものであるから、原則

【5】援助対象事件と立替基準

として、訴訟などの本案事件の関連事件として援助開始決定をする。ただし、証拠保全をしてみなければ、本案について勝訴の見込みの有無が判断できないような場合については、まずは証拠保全事件のみについて援助開始決定をすることも可能である。

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)⑨証拠保全事件」による。

実費は 20,000 円であるが、保全後の調査（保全したカルテを基に医師の意見を聞く場合など）を含むときは、30,000 円を限度に追加支出が可能である。

また、カルテ等の謄写費用は、20 万円まで支出することができる（代理立替基準（注）5（6））。

(2) 書類作成援助について

書類作成援助においては、証拠保全事件を独立して援助することは予定されていないというべきであるから、通常訴訟手続として援助し、原告の初回実費として 15,000 円、初回報酬 27,000 円を支出すべきである。この場合、その後に訴状を作成するときは、追加実費 5,000 円、追加報酬 21,600 円～27,000 円を追加支出することとなる。

5-17 民事保全事件

(1) 代理援助について

① 仮差押・係争物に関する仮処分

(ア) 援助の要件

仮差押や係争物に関する仮処分の申立てについては、原則として、訴訟などの本案事件の関連事件として援助開始決定をする。ただし、当然に立担保援助するものではないので、援助開始決定時に被援助者と受任者によく説明しておく必要がある。「勝訴の見込み」については、あくまで本案事件に付随する事件であるから、保全決定がなされる見込み（被保全権利及び保全の必要性が認められる見込み）のみならず、本案事件の勝訴見込みも必要となる。

仮差押や係争物に関する仮処分の申立ての立替基準は、代理立替基準「(5)①仮差押・仮処分」による。

(イ) 立担保援助

保全事件の代理援助に附帯して立担保援助の申し込みがあった場合、現金の支出を抑えるという観点から、原則として支払保証によるべきである（平成 18 年 10 月 20 日付け事務連絡「民事保全手続における立担保の取扱いについて」）。

なお、保全事件の担保は、実質的には実体法上の損害を賠償するためのものであり、法テラスが第三者として立担保することは、将来生じうる損害賠償債務の履行そのものを援助するに等しい。こうした特殊性から、立担保の審査にあたっては、特に慎重な検討が必要となる。

具体的な立担保援助の要件及び手続については 8-18 参照。

② 仮の地位を定める仮処分

労働事件断行仮処分などの仮の地位を定める仮処分は、それ自体が本格的な意義を持つものであることから、単独で援助開始決定をすることができる。なお、明示的に立替基準が定められているのは、労働事件断行仮処分のみであるが（代理立替基準(5)②）、他の仮の地位を定める仮処分についても、それ自体が本格的なものであれば、この基準によるべきである。もっとも、接近禁止等仮処分命令申立事件については、保護命令申立事件の基準を準用するのが相当である。

③ 保全異議・保全取消し

保全異議（民保法 26 条以下）や保全取消（同法 37 条以下）の立替基準については、いずれについても保全事件の相手方の援助であるから、事件の類型に応じ、代理立替基準「(5)①仮差押・仮処分」又は代理立替基準「(5)②労働事件断行仮処分」によるべきである。

【5】援助対象事件と立替基準

保全異議と保全取消しの両方の申立てをする場合であっても、これを別々に援助することはできないし、保全抗告（民保法41条）については、保全異議や保全取消しの事務処理の範囲内であるというべきであるから、これを関連援助することはできないと解される。

(2) 書類作成援助について

書類作成援助においては、仮差押、係争物の仮処分、仮の地位を定める仮処分のいずれについても、民事保全手続の基準による（書類立替基準(3)）。相手方を援助する場合も、この基準による。保証金、登録免許税は被援助者直接負担とする。

5-18 強制執行事件（不動産を対象とするもの）

(1) 援助の要件

強制執行事件のうち、不動産を対象とするものは、不動産強制競売手続、担保不動産競売手続、強制管理、担保不動産収益執行、不動産明渡（引渡）執行などがあるが、いずれも代理立替基準における「強制執行事件」にあたる。もっとも、担保不動産競売手続や担保不動産収益執行は、被援助者が資力要件を満たしているか否かという点について、疑義を生ずる場合もあるので、特に慎重な審査が必要となる。

なお、形式競売については、「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」として、立替基準は強制執行事件によるものと解される。また、船舶や航空機、自動車に対する強制競売手続や担保権に基づく競売手続については、「不動産」の基準によると解される。

不動産競売申立事件では、高額な執行予納金の納付が必要となる。高額立替の本部協議の結果、追加支出が認められない場合もあり得る。そこで、援助開始の審査に当たっては、以下の点に注意し、慎重な対応をする必要がある。

～平成20年9月18日付け事務連絡「強制執行による不動産競売申立事件の審査について（通知）」～

競売申立事件は、競売手続において対象不動産を売却し、その売却代金から配当等を受けることを目的とするものであるから、同事件において「勝訴の見込みがないとはいえない」というためには、競落の見込みが相当程度高いことが必要となります。

「競落の見込みが相当程度高い」とは、具体的には、下記①及び②を満たしている場合をいいます。したがって、審査においては、この点を十分に検討する必要があります。

①入札される見込みがあること

当該不動産が、市場で売り出しても売却可能な条件を備えているかどうかを判断する。一般的には、対象不動産が、(ア)持分のみの場合、(イ)敷地利用権の存否が不明確な場合、(ウ)地目が農地の場合、(エ)建築基準法などの制限により建物の建築が不可能な場合、(オ)農村地域の不動産の場合などは、市場性に乏しく、入札されないケースが多い。

ただし、上記のような場合であっても、予め入札を確約している者が存在するなど、入札される蓋然性が高いことが認められれば、例外的に援助することができる。

②無剰余でないこと

競売の申立てをした差押債権者について、目的不動産が買受可能価額で売却された場合に、請求債権につき全く配当を受けられないと見込まれる場合を、無剰余という。無剰余の場合には、一定の場合を除き、執行手続は取り消される（民執法63条2項）。

したがって、対象不動産に抵当権等の担保物権が設定されている場合には、可能な限りその被担保債権の額を確認し、その額が予想競落価格を相当程度下回っている場合には、援助をすることができる。もっとも、常にこれが確認できるとは限らない。

なお、執行予納金を含む追加支出については、追加支出の申立を受け、地方扶助審査委員の判断に基づいて、地方事務所長が決定するため（業務方法書50条3項）、援助開始決定の段階においては、追加支出の可否を判断することはできない。

したがって、援助開始決定書の特記事項欄やその他の説明において、執行予納金の追加支出を確約するような文言を記載すべきではない。

(2) 代理援助について

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)①強制執行事件」による。

なお、執行抗告（民執法10条）や執行異議（同11条）については、不動産競売事件の事務処理の範囲内というべきであるから、これを関連援助するのは相当ではない。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(4)民事執行手続」による。

予納金は被援助者直接負担とする。

5-19 強制執行事件（不動産を対象とするものを除く）

(1) 代理援助について

① 勝訴の見込み

不動産以外のものを対象とする強制執行事件は、債権執行事件、動産執行事件、代替執行事件、間接強制事件などがある。

これらの事件の「勝訴の見込み」とは、これらの手続において、配当などによって、申込者の債権について満足が得られる見込みがあることをいう。

【5】援助対象事件と立替基準

なお、相手方に対する嫌がらせや見せしめを目的として申立てをするような場合は、民事法律扶助の趣旨に適しないというべきである（3-8(1)参照）。

ところで、複数の対象物について強制執行の申立てをする場合には、関連事件として立件する基準が問題となる。

まず、そもそも複数の債務名義がある場合には、それぞれ別の事件として取り扱うのが相当である。

次に、一つの債務名義でも複数の対象物に対し強制執行の申立てをするときは、対象物の性質が異なる場合に限り、別の事件として取り扱うべきである。

例えば、動産執行をした後に、給与の差押えをする場合には、別の事件というべきである。

他方、A銀行の預金口座の差押えをした後に、B銀行の預金口座の差押えをする場合には、別の事件として取り扱うのは相当ではない。

給与の差押えをした後に、銀行の預金口座の差押えをする場合は、共に目的物は債権であり、微妙な判断ではあるが、性質の異なる債権であることから、別の事件として取り扱うのが相当と考えられる。

強制執行事件を援助している場合において、差押範囲の拡張の申立てをしようとする場合や、相手方から差押範囲の減縮の申立てがなされた場合は、代理人としてこれに対応することは強制執行事件の事務処理の範囲内であるから、関連事件として援助すべきではない。転付命令の申立てについても同様である。

② 立替基準

債権執行事件、動産執行事件、代替執行事件、間接強制事件のいずれについても、立替基準は、代理立替基準「(6)①強制執行事件」による。

(2) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(4)民事執行手続」による。

5-20 少額訴訟債権執行事件

(1) 少額訴訟債権執行とは

少額訴訟における債務名義（確定判決、仮執行宣言付判決、裁判上の和解調書・認諾調書等）による金銭債権に対する強制執行の申立ては、地方裁判所のほか、これらの債務名義が成立した当該簡易裁判所の裁判書書記官に対して行うことができ、これを少額訴訟債権執行という（民執法167条の2以下）。

(2) 代理援助について

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)①強制執行事件、○少額訴訟債権執行」による。

なお、差押債権者が転付命令等を求めるときや、配当を実施すべきときは、地方裁判所における債権執行の手続に移行することになるし（民執法167条の10、167条の11）、執行裁量によって移行する場合もある（同法167条の12）。この場合は、通常の強制執行事件の実費及び着手金との差額を追加支出することになる。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助においては、少額訴訟債権執行の申立書であっても、特別な基準が定められていないことから、債権執行申立書の基準による（書類立替基準(4)「民事執行手続」）。

5-2 1 財産開示手続

(1) 財産開示手続とは

財産開示手続(民執法196条以下)は、執行力を有する債務名義を取得している債権者や、一般の先取特権を有していることを証明した債権者が、債務者が有している財産が明らかでないため、実効性のある強制執行をすることができない場合において、それらの債権者の申立てによって、債務者に対し、その有する財産を明らかにさせる手続である。

財産開示手続のみでは申込者の権利を実現することはできないから、財産開示手続のみを援助することは扶助の趣旨に適しない(3-8(1)参照)。財産開示手続の申立てをするためには、執行力のある債務名義が必要であり(民執法197条本文)、また、強制執行又は担保権の実行における配当等の手続(申立ての日より6月以上前に終了したものを除く)において、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかったか(民執法197条1項1号)、あるいは知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明が必要であるから(同条1項2号)、「勝訴の見込み」の判断にあたってはこれらの事情を検討する必要がある。

(2) 代理援助について

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)②財産開示手続」による。

(3) 書類作成援助について

財産開示手続は、民事執行手続そのものではないが、これに付随する手続であるから、書類立替基準「(4)民事執行手続」によるべきである。そして、手続が比較的軽微であることに鑑み、「動産執行申立書」の基準によるのが相当である。

5-2 2 執行停止事件

(1) 執行停止事件とは

代理立替基準「(6)③執行停止事件」における「執行停止事件」とは、執行文付与に対する異議の訴えや請求異議の訴えにかかる執行停止の裁判(民執法36条1項、3項)、第三者異議の訴えにかかる執行停止の裁判(同法38条4項)、上訴等にかかる執行停止の裁判(民訴法403条1項)など、本案事件に付随して、強制執行の不許を求める申立てをいう。

執行停止事件のみでは、申込者の権利を実現することはできないから、執行停止事件のみを援助することは、民事法律扶助の趣旨に適しない(3-8(1)参照)。

執行停止事件における「勝訴の見込み」とは、執行停止決定がなされる見込みではなく、本案について勝訴する見込みである。

(2) 代理援助について

① 立替基準

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)③執行停止事件」による。

② 立担保援助

8-18参照。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助においては、執行停止事件について特別な規定がないが、強制執行事件の一種ともいうことができるから、書類立替基準「(4)民事執行手続」により、執行の対象に応じて実費や報酬を決定するのが相当である。保証金は被援助者直接負担とする。

5-23 民事調停事件

(1) 勝訴の見込み

民事調停事件における勝訴の見込みとは、事案の性質から見て申込者の権利が実現する見込みがあることをいう。

(2) 代理援助について

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)④民事調停事件」による。相手方を援助する場合も、この基準による。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」による。相手方を援助する場合も、この基準による。

5-24 訴え提起前の和解

(1) 訴え提起前の和解とは

訴え提起前の和解（民訴法275条1項）は、簡易裁判所において和解を成立させようとする手続であり、民事上の争い自体については和解が成立している場合に、専ら債務名義を取得することを目的として、申立てがなされることが多い。即決和解ともいう。

(2) 代理援助について

訴え提起前の和解に「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」は、民事調停事件であるというべきであるから、代理立替基準「(6)④民事調停事件」の基準を準用するのが相当である。

ただし、事件の内容によっては、適宜減額することを検討する（代理援助基準（注）4）。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」による。

5-25 破産申立事件

(1) 援助の要件

破産申立事件においては、代理援助及び書類作成援助の要件（業務方法書9条）のうち、①資力基準を満たしていること、②扶助の趣旨に適すること、という要件については、一般の事件と同様に考えてよい。

③勝訴の見込みについては、破産申立事件においては、(ア)破産原因（破産法15条）があり、かつ、(イ)免責許可決定がなされる可能性があることをいう。

(2) 2度目の自己破産申立て

前回の免責許可決定が確定した日から7年以内に免責許可の申立てがあったことは、免責不許可事由である（破産法252条1項10号）。ただし、破産に至る経緯に鑑み、再度の免責許可決定が得られる可能性がある場合には、援助開始決定をすることができる。

前回の破産申立事件について、申込者が代理援助や書類作成援助を受けていたときは、立替金の償還状況を確認し、償還制度の趣旨等を十分に説明した上で、償還の意思があると認めら

【5】援助対象事件と立替基準

れる場合は、援助すべきである。

(3) 債権者申立て

債権者は、破産手続開始の申立てをすることができる（破産法18条1項）が、これを援助する場合、勝訴の見込みがあるか否かが問題となる。

債権者申立てにおける「勝訴の見込み」とは、単に破産手続開始決定がなされることだけではなく、立替金を上回るような配当が、現実になされる見込みをいう。

立替基準については、「手続態様等が最も近い事件」として、代理援助であれば、代理立替基準「(6)⑩自己破産事件」（書類作成援助であれば、書類立替基準「(7)破産事件手続」）を準用するのが相当である。ただし、予納金については、そもそも同基準は、被援助者直接負担を原則とし、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合に限定して、自己破産事件における裁判所の決定に基づく予納金を追加して支出することを認めているのであるから、債権者申立てのときには、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合であっても、予納金の立替えは認められないというべきである。

(4) 一般事件の被援助者による自己破産事件申込み

一般の事件において扶助を利用している被援助者から、自己破産申立事件の援助申込みがあった場合については、その態様により、次のとおり対応するのが相当である。

まず、一般の事件で援助を受けた直後に、自己破産申立事件の援助申込みがあった場合などは、被援助者が、先行する一般の事件の援助開始決定時において、近く自己破産申立てをする予定であるにもかかわらず、それを法テラスに告知せずに援助を受けていた可能性がある。殊更に告知せず援助を申し込んでいたような濫用的なケースは「扶助の趣旨に適する」とはいえないため、自己破産申立事件の援助をすることはできない。扶助制度の濫用にあたるか否かについては、援助申込の時期や先行する援助事件の償還状況などの事情を勘案し、個別具体的に判断すべきである。

他方、一般の事件での援助開始決定の時点では、自己破産申立てを全く予定していなかったが、その後の事情の変化により、自己破産申立てをせざるを得なくなった場合であれば、前述のような問題を懸念することなく、援助することができる。

(5) 代理援助について

① 立替基準

(ア) 実費・着手金

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)⑩自己破産事件」において、債権者数に応じて、実費及び着手金が定められている。

(イ) 夫婦双方援助

夫婦双方援助のときは、実費については、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出するとともに、着手金については、双方合計債権者数の基準額に64,800円を加算し、それぞれに分割して支出する（代理立替基準(6)⑩着手金備考欄1）。

ところで、この規定は、複数の申込者について、生計が同一であり、かつ借り入れに至った原因も共通であるといった事情にある場合には、受任者は事情の聴取などを一緒に行うことができるなど、事務処理の負担が軽減されることに鑑み、特則として設けられたものである。

したがって、夫婦の双方または一方について管財事件になった場合についても、この規定にしたがい、それぞれの着手金の上限は、216,000円に64,800円を加算し、これを分割した金額になるというべきである。

【5】援助対象事件と立替基準

また、生計を同一とする親子や、兄弟姉妹などについても、借入れの原因や返済が不可能になった事情が共通であり、事情の聴取などを一緒に行うことができるような場合には、夫婦双方援助の規定を準用するのが相当である。3名以上を援助するときは、1名増えるごとに着手金に64,800円（実費は13,000円）を加算し、これを分割することになる。

他方、夫婦であっても、生計を異にし、借り入れに至った原因が全く異なるような特段の事情がある場合には、この規定を適用せず、通常の規定にしたがって支出することもあり得る。

そのほか、夫婦の一方について援助開始決定がなされ、事件処理の大半が終了した段階において、他方について破産申立てをする必要が生じ、それについて援助開始決定をしたような場合など、事情の聴取などを一緒に行うことができず、受任者の事務処理の負担が軽いといえないようなときは、夫婦双方援助の立替基準を適用するのは相当ではない。

～申込者が3名以上になる場合の計算方法～

3名以上となる同居の親族等への立替基準の準用に当たっては、「申込者それぞれの債権者数の合計」の立替基準に、着手金であれば64,800円×加算する人数分を、実費であれば13,000円×加算する人数分を加え、申込者の人数で割ったものを一人分の立替額とします。申込者の人数で割ったときに生じた端数は千円未満を四捨五入します（平成19年11月30日事務連絡「夫婦双方援助の立替基準を合計3名以上の申込者へ準用する場合の計算方法について」参照）。

参考事例（同一生計、同一の借入理由といった状況を満たすものとする）

夫…債権者7社、妻…債権者2社、子…債権者5社、合計…4社 の場合

<着手金>

151,200円（債権者数14社の立替基準）＋（64,800円×2名：増加分）＝280,800円
一人分の着手金

280,800円÷3名＝93,600円→94,000（千円未満四捨五入）・・・①

<実費>

23,000円＋（13,000円×2名：増加分）＝49,000円

一人分の実費

49,000円÷3名＝16,334円→16,000円（千円未満四捨五入）・・・②

<一人分>

①＋②＝110,000円

② 破産予納金の立替え

(7) 原則

自己破産申立事件における破産予納金は、原則として、被援助者直接負担とするとされている（代理立替基準(6)⑩実費備考欄1本文）ことから、破産予納金の立替支出をすることはできないのが原則である。したがって、自己破産申立事件を審査に付する場合には、申込者に対し、予納金は被援助者本人が自ら負担しなければならず、特に管財事件における予納金は高額なものとなる旨を教示すべきである。

【5】援助対象事件と立替基準

また、審査は、予納金の確保について見通しがついた段階で行うのが相当である。なお、援助開始決定の後、被援助者が予納金を納付することができなくなった場合には、受任者にその旨の報告書の提出を求め、援助終結決定をすべきである。

(イ) 生活保護受給者の特例

(a) 支出限度額

被援助者が生活保護法による保護を受けている場合は、例外として、破産予納金を立替支出することができる（代理立替基準(6)⑩実費備考欄1ただし書）。

自己破産事件の官報公告費を除く予納金の追加支出限度額は20万円である（代理立替基準(注)5(5)）。したがって、官報公告費を除く予納金の額が20万円を超えなければ細則14条の5第1項の本部協議は不要である。

(b) 援助開始決定後に生活保護受給者になった場合

援助開始決定時においては、被援助者が生活保護法による保護を受けていなかったが、その後に保護を受けるようになった場合、立替基準においては、援助開始決定時に保護を受けている場合に限定されていないことから、その後に保護を受けるようになった場合であっても、追加支出することができる。

もっとも、既に予納をしている場合には、そもそも「必要な費用を支払う資力がない」（支援法30条2項）とはいえないし、立替えの必要性も認められないから、追加支出することができない。

(c) 第三者予納

同時廃止事件の官報公告費用は、援助開始決定時に、実費に追加して立替支出を行う。破産管財人が選任された場合の管財予納金については、受任者等又は被援助者に交付してその者が裁判所に納付するのではなく、法テラスが直接、裁判所等に予納する。手続の詳細については8-20参照。

(d) 同時廃止と異時廃止とで官報公告費用が異なる場合

管財事件と同時廃止事件で官報公告費用が異なる場合、援助開始決定の際に同時廃止となることが見込まれるのであれば、同時廃止事件の官報公告費用を追加支出する。これに対し、援助開始決定の際に管財事件となることが見込まれるのであれば、管財事件の官報公告費用を追加支出する。

同時廃止となることを前提に援助開始決定をしたが、結果的に同時廃止にはならなかったときは、官報公告費用の差額を追加支出する。

管財事件となることを前提に援助開始決定をしたが、結果的に同時廃止となったときは、決定内容を変更し（業務方法書33条3項）、受任者に差額の返金を求める（第三者予納済みの場合を除く）。

(e) 処理方針の変更があった場合

自己破産事件として決定した事件が任意整理事件に方針変更となった場合は、立替金の過不足を精算し、受任者に立替えた官報公告費用の返還を求める。

これに対し、任意整理事件として決定した事件が自己破産事件となった場合は、処理方針変更の決定で立替金の過不足を精算のうえ、受任者の申立てにより官報公告費用を追加支出する。

(6) 書類作成援助について

① 立替基準

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(7)破産事件手続」による。

② 破産予納金の立替え

(7) 原則

【5】援助対象事件と立替基準

自己破産申立事件における破産予納金は、代理援助と同様、原則として、被援助者直接負担とするとされている（書類立替基準(7)実費備考欄1）ことから、破産予納金の立替支出をすることができないのが原則である。したがって、自己破産申立事件を審査に付する場合には、申込者に対し、予納金は被援助者本人が自ら負担しなければならず、特に管財事件における予納金は高額なものとなる旨を教示すべきである。

また、審査は、予納金の確保について見通しがついた段階で行うのが相当である。なお、援助開始決定の後、被援助者が予納金を納付することができなくなった場合には、受託者にその旨の報告書の提出を求め、援助終結決定する。

(イ) 生活保護受給者の特例

被援助者が生活保護法による保護を受けている場合は、例外として、官報公告費のほか、20万円を限度として、破産予納金を立替支出することができる（書類立替基準(7)実費備考欄1ただし書）。援助開始決定後において保護を受けるようになった場合であっても追加支出をすることができること、既に予納をしている場合には追加支出をすることができないこと、一定の条件を満たす被災者も含まれることは、代理援助と同様である。

同時廃止と異時廃止とで官報公告費用が異なる場合や、処理方針の変更があった場合には、代理援助の記載を参照されたい。

同時廃止事件の官報公告費用については、援助開始決定時に、実費に追加して立替支出する。破産管財人が選任された場合の管財予納金については、受託者又は被援助者に交付してその者が裁判所等に納付するのではなく、法テラスが直接、裁判所に予納する。手続の詳細については8-20参照。

5-26 民事再生手続

(1) 勝訴の見込み

民事再生手続には、通常の再生事件（実務上、「通常再生」と呼んでいる）のほか、個人再生事件があり、個人再生事件には、小規模個人再生（民事再生法221条以下）と給与所得者等再生（同法239条以下）がある。個人による申立ての場合、小規模個人再生と給与所得者等再生がほとんどである。

民事再生手続における勝訴の見込みとは、弁済可能な再生計画案が作成され、これに基づいて再生計画が認可される見込みをいう。

(2) 代理援助について

① 立替基準

民事再生手続の立替基準については、通常再生、小規模個人再生、給与所得者等再生のいずれについても、代理立替基準「(6)⑩民事再生手続」により、債権者数に応じて、実費及び着手金が定められている。

なお、再生計画変更の申立ての立替基準については、新たに再生計画案を作成するという点に鑑みれば、代理立替基準「(6)⑩民事再生手続」によるのが相当である。

② 夫婦双方援助

夫婦双方援助のときは、実費については、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出するとともに、着手金については、双方合計債権者数の基準額に64,800円を加算し、それぞれに分割して支出する（代理立替基準(6)⑩着手金備考欄2）。

この規定は、複数の申込者について、生計が同一であり、かつ借り入れに至った原因も共通であるといった事情にある場合には、受任者は事情の聴取などを一緒に行うことができるなど、事務処理の負担が軽減されることに鑑み、特則として設けられたものである。

【5】援助対象事件と立替基準

したがって、生計を同一とする親子や、兄弟姉妹などについても、借入れの原因や返済が不可能になった事情が共通であり、事情の聴取などを一緒に行うことができるような場合には、夫婦双方援助の規定を準用するのが相当である。

他方、夫婦であっても、生計を異にし、借り入れに至った原因が全く異なるような特段の事情がある場合には、この規定を適用せず、通常の規定にしたがい支出することもあり得る。そのほか、夫婦の一方について援助開始決定がなされ、事件処理の大半が終了した段階において、他方について民事再生手続の申立てをする必要が生じ援助開始決定をした場合など、事情の聴取などを一緒に行うことができず、受任者の事務処理の負担が軽いといえないようなときは、夫婦双方援助の立替基準を適用するのは相当ではない。

③ 予納金

予納金は被援助者直接負担とするとされていることから、再生予納金を追加支出することはできない。したがって、民事再生申立事件を審査に付する場合には、申込者に対し、予納金を本人が自ら負担しなければならない旨を教示すべきである。

また、審査は、予納金の確保について見通しがついた段階で行うのが相当である。なお、援助開始決定の後、被援助者が予納金を納付することができなくなった場合には、受任者等にその旨の報告書の提出を求め、援助終結決定をすべきである。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(8)民事再生手続」による。

予納金の被援助者直接負担、審査の時期、援助開始決定後に被援助者が予納金を納付することができなくなった場合の対応については、代理援助と同様である。

5-27 商事非訟事件

(1) 援助の要件

商事非訟事件は、主として会社法の規定に基づく非訟事件である。この類型の非訟事件においては、例えば株主としての立場での申立てのように、「その利益を受ける者の権利を実現することに資する（支援法31条）」といえるかどうかの問題となる場合があるし、資力要件の判断にあたっても慎重に判断すべきと考えられる。

(2) 代理援助について

代理援助においては、「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」として、代理立替基準「(2)②借地非訟事件」の基準を準用するのが相当である。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」による。

5-28 過料事件

(1) 過料事件とは

過料事件とは、過料についての裁判の手続に係る事件のことであり（非訟事件手続法119条161条）、非訟事件の一種である。過料は、行政上の秩序罰であるが、そのうち一部のものについては、裁判所が過料についての裁判をするとされている。

具体的には、会社法（976条以下）、住民基本台帳法（51条以下）、民執法（206条）などに規定がある。

【5】援助対象事件と立替基準

過料は、その実質は行政処分であるため、過料事件が扶助の対象となり得るか疑問も生ずるが、裁判所による裁判であり、刑事手続ではない以上、その対象になると解される。

具体的には、当事者としての陳述（非訟事件手続法120条2項）、即時抗告（同条3項）、異議の申立て（同法122条2項）などが考えられる。

(2) 代理援助について

代理援助においては、「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」として、「代理立替基準(2)②借地非訟事件」の基準を準用するのが相当である。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」による。

5-29 公示催告事件

(1) 公示催告とは

公示催告には、⑦一般の公示催告（非訟事件手続法99条以下）と、⑧有価証券の無効宣言のための公示催告（同法114条以下）がある。

一般の公示催告とは、「登記登録した権利が消滅しているにもかかわらず、その登記登録の抹消手続をなすべき義務者が行方不明の場合に、その登記登録を抹消するための手続」である。

これに対し、有価証券の無効宣言のための公示催告とは、「盗まれたりまたは紛失したりもしくは滅失した手形その他商法等の法律に無効とできることが定められている証書の無効を宣言するための手続」である。

一般の公示催告と、有価証券の無効宣言のための公示催告のいずれについても、一定の資産を有していることが前提となる手続であるから、資力要件については、特に慎重に審査すべきである。

なお、有価証券の無効宣言のための公示催告については、申立権の有無が問題となる場合があるから、注意を要する。

(2) 代理援助について

代理援助においては、①書面による手続で足りること、②公示催告の一種である失踪宣告は、家事別表一に掲げる事件であること、③通常は争訟性がないこと、からすれば、「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」として、代理立替基準「(6)⑥家事審判事件のうち家事事件手続法別表第一に掲げる事件」の基準を準用するのが相当である。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」を準用するのが相当である。

5-30 意思表示の公示送達事件

(1) 公示送達とは

意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる（民法98条1項）。

公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から

【5】援助対象事件と立替基準

2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなされる（民法98条3項本文）。

なお、訴訟を予定している場合、相手方に対する公示送達がされた書類に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなされる（民訴法113条）のであるから、通常はあえて意思表示の公示送達をする実益はない（要するに、訴状において意思表示をすれば足りる）。

したがって、この場合に公示送達手続を単独で援助することは、原則として、扶助の趣旨に適しないと考えられる（ただし、時効中断の必要がある場合など、その実益がある場合がないわけではない）。

(2) 代理援助について

代理援助においては、①書面による手続で足りること、②通常は争訟性がないこと、からすれば、「手続態様が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」として、代理立替基準「(6) ⑥家事審判事件のうち家事事件手続法別表第一に掲げる事件」の基準を準用するのが相当である。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(5) 調停、審判、和解、非訟事件手続」を準用するのが相当である。

5-31 人事訴訟事件（離婚等請求事件等）

(1) 人事訴訟とは

次の訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る訴訟を、「人事訴訟」という（人事訴訟法2条）。

- ① 婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え
- ② 嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法773条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え
- ③ 養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え

代理立替基準「(3) ①離婚・認知等請求」は、人事訴訟を対象としている。

(2) 代理援助について

① 立替基準

代理立替基準「(3) ①離婚・認知等請求事件」による。

② 家事調停事件の立替基準との関係

人事訴訟については、いわゆる調停前置主義がとられ、訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならない（家事手続法257条1項）。

そして、代理立替基準によると、「(3) ①離婚・認知等請求」とは別に、「(6) ⑤家事調停事件・家事審判事件のうち家事事件手続法別表第二に掲げる事件」があるため、両基準の関係が問題となる。

この点、後者については、「家事調停事件・家事審判事件のうち家事事件手続法別表第二に掲げる事件」との表記から、家事調停事件・家事審判事件全般が含まれると解される。

そして、この(6) ⑤には、調停不調の本訴や調停・本訴一括援助の規定があるが、これは

【5】援助対象事件と立替基準

主として、家事調停が成立しなかったときに、人事訴訟を提起した場合を想定したものと考えられる。

したがって、(3)①の基準は、それ以外の場合、すなわち家事調停には援助がなされず人事訴訟から援助する場合や、そもそも調停をすることができないため調停を経ずに人事訴訟を提起する場合の規定と解される。

③ 離婚調停事件における関連事件の考え方（5－9参照）

婚姻費用分担請求事件のように、離婚の附帯請求とならない事件は、通常は離婚等請求事件における受任者の受任範囲に含まれないが、離婚等請求事件と密接に関連することから、「関連事件」として援助決定をするべきである。

離婚調停事件における関連事件の考え方をまとめると、次のとおりである。

（全体を一つの事件とみるもの）

（ア）離婚調停に伴う財産分与、慰謝料請求、養育費請求は、全体で一つの「離婚調停」。

（イ）子の監護者の指定、子の引渡し、面会交流その他子の監護に関する処分の請求は、全体で一つの「子の監護に関する処分の調停」。

ただし、面会交流事件が複雑な場合には、子の監護に関する処分の調停の「関連事件」とすることができる。

（関連事件とするもの）

（ロ）婚姻費用分担請求調停は、離婚調停の「関連事件」。

（エ）審判前の保全処分は、子の監護に関する処分の調停または同審判の「関連事件」。

時期を異にして他の事件の援助の申込みがあった場合も、全体を一つの事件として、ないし関連事件として、援助決定することができる。

なお、離婚の調停申立てに先立って相手方と交渉することがある。この場合、当初から交渉で解決する見込みが高ければ示談交渉事件として援助する余地もあるが、調停もしくは訴訟事件として援助することも検討する。調停もしくは訴訟事件として援助決定したが、結果として交渉で解決した場合は、援助終結決定をする際に立替え費用額の変更を検討する（業務方法書33条）。また、報酬金を減額することもあり得る。

④ 関連事件の減額

離婚事件と婚姻費用分担請求事件のように、関連事件となる事件相互間では、争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽いのであるから、着手金等を適宜減額する（代理立替基準（注）3、4）。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助においては、代理援助と異なり、受託者がなすべき事務は、個々の書類の作成であるから、家事調停の書類作成は、書類立替基準「(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」により、人事訴訟は、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」によることになる。

5－32 家事事件

(1) 家事事件とは

家事事件の手続には、家事審判と家事調停とがある。

家事審判の対象となる事件には、家事別表一に掲げる事件と、家事別表二に掲げる事件がある。前者は、争訟性がないため、審判の対象とはなるが、調停の対象とはならない。他方、後者は争訟性があるため、審判の対象となるとともに、調停の対象ともなる。

家事調停の対象となるのは、人事訴訟事件その他家庭に関する事件一般である（家事手続法244条）。

【5】援助対象事件と立替基準

人事訴訟の対象となる事件について、家事調停の申立てをする場合には、立替基準は「代理立替基準(3)①離婚・認知等請求」ではなく、代理立替基準「(6)⑤家事調停事件・家事審判事件のうち家事事件手続法別表第二に掲げる事件」によるべきであり、調停が不調となった場合の本訴についても、その基準によるべきこと（5-31(2)②参照）に注意を要する。

～家事事件手続法の施行と事件分類～

平成25年1月から家事事件手続法が施行され、従来の家事審判法は廃止されました。家事審判法で甲類事件、乙類事件と分類されていたものは、それぞれ家事別表一に掲げる事件、家事別表二に掲げる事件に名称が変更されました。

具体的な分類は、次の通りです。

○ 家事別表一に掲げる事件（争訟性なし）

- ① 後見・保佐・補助開始の審判及びそれらの審判の取消し
- ② 不在者の財産の管理に関する処分
- ③ 失踪宣告及びその取消し
- ④ 子の氏の変更についての許可
- ⑤ 後見人が被後見人を養子とする場合や、未成年者を養子とする場合の許可
- ⑥ 未成年後見人となるべき者の選任
- ⑦ 縁組の当事者の一方が死亡した後に、生存当事者が離縁をするについての許可
- ⑧ 特別養子縁組及びその離縁の許可
- ⑨ 親権喪失宣告及びその取消し
- ⑩ 特別代理人の選任（利益相反行為）
- ⑪ 相続放棄の申述の受理

○ 家事別表二に掲げる事件（争訟性あり）

- ① 婚姻費用の分担
- ② 子の監護者の指定その他の処分
- ③ 財産分与
- ④ 親権者の指定又は変更
- ⑤ 推定相続人の廃除及びその取消し
- ⑥ 寄与分を定める処分
- ⑦ 遺産の分割に関する処分

(2) 代理援助について

① 家事審判事件のうち家事別表一に掲げる事件

立替基準は、代理立替基準「(6)⑥家事審判事件のうち家事手続法別表第一に掲げる事件」による。

なお、成年後見人の報酬を立て替えることはできない。なぜなら、成年後見の申立ては、家庭裁判所に後見開始決定と成年後見人選任を求める手続であるところ、成年後見人は、その後見開始決定を受けて選任されるものであって、後見人の報酬は、民事裁判手続の準備及び追行にかかる費用ではないからである。

② 家事調停事件・家事審判事件のうち家事別表二に掲げる事件

(7) 立替基準

立替基準は、代理立替基準「(6)⑤家事調停事件・家事審判事件のうち家事手続法別表第二に掲げる事件」による。相手方を援助する場合も、この基準による。

ただし、遺産分割事件は特別な定め（代理立替基準(3)②）があるので、その基準によ

【5】援助対象事件と立替基準

る。

人事訴訟の対象となる事件であっても、調停を申立てる以上は、代理立替基準「(6)⑤家事調停事件・家事審判事件のうち家事手続法別表第二に掲げる事件」によるべきであり、これが不調になった後の人事訴訟についても、同基準によるべきである（5-31(2)②参照）。

なお、家事調停は、「人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件」について行われるものであり（家事手続法244条）、家事別表二に掲げる事件に限られないことから、親族に対する貸金返還請求なども申立てをすることができる。その場合の家事調停を選択した以上、立替基準は、「代理立替基準(6)⑤」によるべきである。

なお、家事調停事件が審判に移行した場合であっても、関連事件として援助はせず、原則として着手金や実費は追加支出しない。審判移行は当然に想定され、調停不調の場合の本訴と異なり何らの定めも置いていない以上、調停と審判を通じ一つの援助と評価しているというべきだからである。ただし、調停事件と比して特に処理が困難である等の事情があれば、着手金の増額が可能である。

(イ) 調停不調の本訴

家事調停が不調となり、人事訴訟等の訴訟を提起する場合は、本訴を関連援助する（代理立替基準(6)⑤着手金備考欄）。

(ロ) 調停・本訴一括援助

調停と本訴をあらかじめ一括して援助することもできる。

この場合、結果的に調停のみで事件が終了した場合には、立替費用の額を変更する決定（業務方法書33条）を行って減額することを検討すべきである。

(エ) 関連事件

家事事件においては、同一の当事者間に複数の紛争が存することが珍しくないため、関連事件として援助決定すべきか否かが問題となる場合が多い。関連事件の考え方については、5-31(2)③参照。

③ 遺産分割事件

遺産分割事件は、家事別表二に掲げる事件ではあるが、独自の立替基準が定められており、具体的には、代理立替基準「(3)②遺産分割事件」による。相手方を援助する場合も同様である。

これによると、着手金は、金銭事件に準じて決定する。もともと、訴額の算定にあたっては、目的物の価額の3分の1を基準とする（代理立替基準(3)②着手金備考欄）。ここにいる「目的物」とは、遺産の総額のことである。

遺産の総額が明らかではない場合には、およその金額に基づいて着手金の額を決定するほかない。この場合、援助開始決定後に価額が明らかになった段階で、着手金の額の変更をすべきである（業務方法書33条）。なお、この場合には、援助開始決定書の特記事項欄に、着手金の額が変更される場合があり得ることを記載しておくべきである。

案件の内容が単なる遺産分割ではなく、相続分や遺産の範囲について争いがあるような場合には、事件の性質上特に処理が困難なものとして、着手金の額を調整することも考えられる。

④ 審判前の保全処分と調停前の処分

審判前の保全処分や調停前の処分については、その性質によって援助の態様が異なると解される。

審判前の保全処分（家事手続法105条）としてなされる仮差押え、仮処分については、「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」として、「代理立替基準(5)①仮差押・仮処分」の基準を準用し、仮の地位を定める仮処分の保全処分の申立ては、「代理立

【5】援助対象事件と立替基準

替基準(5)②労働事件断行仮処分」を準用すべきである。

また、調停前の処分（家事手続法266条）は、本案の調停事件の事務処理に含まれるというべきであるから、本案事件とは別に援助をするのは相当でない。

(3) 書類作成援助について

① 立替基準

書類作成援助においては、代理援助と異なり、事件内容に基づく違いはなく、遺産分割事件の特別の定めもない。ただし、成年後見人等選任事件については、特別の定めがある。

したがって、成年後見人等選任事件を除く全ての家事調停及び遺産分割事件において、立替基準は、書類立替基準「(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」による。

なお、調停が不調になったため人事訴訟等を提起する場合には、その後の手続は、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」によることになる（5-31(3)参照）。

② 成年後見等申立事件

(ア) 実費及び報酬

成年後見申立事件、保佐開始申立事件及び補助開始申立事件の立替基準は、書類立替基準「(6)成年後見申立て」による。

(イ) 鑑定費用の立替え

書類立替基準「(6)成年後見申立て」によれば、家事手続法119条1項による鑑定費用は、514,285円を限度として、別途被援助者のため追加して支出する。

この鑑定費用の立替えについては、第三者予納の手続による（8-20参照）。

(ロ) 成年後見人の報酬の立替えの可否

なお、成年後見人の報酬を立て替えることはできない。なぜなら、成年後見の申立ては、家庭裁判所に後見開始決定と成年後見人選任を求める手続であるところ、成年後見人は、その後見開始決定を受けて選任されるものであって、後見人の報酬は、民事裁判手続の準備及び追行にかかる費用ではないからである。

5-33 労働審判事件

(1) 代理援助について

労働審判事件の代理援助については、代理立替基準「(6)⑦労働審判事件」による。相手方を援助する場合も同様である。

なお、労働審判から訴訟に移行した場合は、本訴を関連事件とする援助開始決定を行う。その際には、労働審判事件と本訴とは、「既に代理援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い」というべきであるから、着手金を適宜減額することを検討すべきである（代理立替基準（注）3、4）。

(2) 書類作成援助について

書類作成援助においては、代理援助と異なり、労働審判事件についての定めがないが、審判の手続であるから、立替基準は、書類立替基準「(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」によるべきである。

労働審判から訴訟に移行した場合には、移行後の手続については、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」によることになる。

5-34 保護命令申立事件

(1) 代理援助について

【5】援助対象事件と立替基準

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく保護命令申立事件の立替基準は、代理立替基準「(6)⑧保護命令事件」による。相手方を援助する場合も同様である。

保護命令と併せて離婚等請求が必要な場合は、関連事件として援助開始決定をする。また、保護命令における手続の過程で、示談等により離婚や慰謝料等についての解決もなされた場合、報酬金は、離婚・認知等の報酬金の基準に準じて決定することが相当である。

なお、保護命令は期間を定めて発令されることから、一度保護命令があった後に、再度申立てをする必要が生ずる場合もある。その場合には、関連事件として援助する。ただし、申立ての理由についてはかなり重複すると考えられることから、「既に代理援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い」というべきであり、着手金を適宜減額することを検討すべきである（代理援助基準（注）3、4）。

(2) 書類作成援助について

書類立替基準において、保護命令申立事件に「手続態様等が最も近い事件（書類立替基準（注）3）」は、民事保全手続であると考えられるから、書類立替基準「(3)民事保全手続」を準用すべきである。

5-35 人身保護請求事件

(1) 代理援助について

人身保護法に基づく人身保護請求の立替基準については、「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」として、代理立替基準「(6)⑧保護命令事件」を準用し、事件の性質上特に処理が困難である等の事情があれば、着手金の増額を検討する。相手方を援助する場合も同様である。

なお、勝訴の見込みについては、慎重に判断すべきである。

(2) 書類作成援助について

書類立替基準において、人身保護請求事件に「手続態様等が最も近い事件（書類立替基準（注）3）」は、民事保全手続であると考えられるから、書類立替基準「(3)民事保全手続」を準用すべきである。相手方を援助する場合も同様である。

5-36 示談交渉

(1) 示談交渉とは

示談交渉は、支援法30条1項2号イや業務方法書5条1号アにいう「民事裁判等手続に先立つ和解の交渉」と同義であり、これを援助する場合、裁判前代理援助（業務方法書8条1項2号）になる。

示談交渉における援助の対象となる案件については、5-1を参照されたい。

(2) 立替基準

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)⑩示談交渉事件」による。

特に処理が簡易なものについては、実費が10,000円、着手金が32,400円～43,200円である。例えば、弁護士や司法書士が代理人として交渉すれば、一、二回程度の交渉で解決することが見込まれるような場合や、電話による交渉で事件の処理が済むような場合には、「特に処理が簡易なもの」の基準によるべきである。

また、当初は通常の示談交渉として援助したが、結果的には「特に処理が簡易なもの」であ

【5】援助対象事件と立替基準

った場合には、立替費用の額を変更する決定（業務方法書33条）をすることができる。

公正証書の作成に要した費用は、追加支出の対象とはならない。

なお、示談交渉は、書類作成援助の対象とはならない。

(3) 示談交渉不成立の場合の本訴

示談交渉が不成立となり、本訴を提起するときは、本訴に関連援助する。この場合、処理方針変更または関連事件としての援助を検討し、関連事件とする場合には着手金等を適宜減額する（代理立替基準（注）3、4）。

5-37 ADR（裁判外紛争解決手続）

(1) ADRとは

ADR（Alternative Dispute Resolution）とは、訴訟手続によらずに、公正な第三者の関与のもとで、簡易・迅速・柔軟に民事紛争を解決する手続のことをいい、一般に、「裁判外紛争解決手続」と訳されている。

ADRに関する法律は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が平成19年4月1日に施行された。

このADRは、様々な組織によって主宰され、その手続も様々である。

そもそも、民事法律扶助は、原則として、裁判所における民事裁判等手続を対象とする制度であり、裁判所外の援助は、「民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるもの（支援法30条1項2号イ）」に限られる。

したがって、ADRを民事法律扶助により援助するためには、「民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるもの」にあたるのが要件となり、ADRを代理援助することができるのは、「和解の交渉」といえる場合をいう。

当該ADR手続の利用が、「和解の交渉」といえる場合とは、具体的には、その手続が互譲を前提としたものであることをいう。後に民事裁判等手続がなされる可能性が全く存しない手続については、「民事裁判等手続に先立つ和解の交渉」にはあたらないから、いわゆる仲裁の手続は裁判前代理援助の対象とはならない。

なお、詳細については5-1(3)を参照。

(2) 立替基準について

代理援助における立替基準は、示談交渉の一種として援助する以上、代理立替基準「(6)⑬示談交渉事件」による。

なお、ADRを主宰する組織が徴収する実費は、現在の運用では立替えの対象とはせず、被援助者の直接負担としている。

5-38 任意整理

(1) 任意整理とは

任意整理は、示談交渉の一種であるから、これを援助する場合、裁判前代理援助（業務方法書8条1項2号）になる。

(2) 代理援助について

① 立替基準

任意整理の代理援助については、代理立替基準「(6)⑮任意整理事件・特定調停事件」において、債権者数に応じて、実費及び着手金が定められている。

【5】援助対象事件と立替基準

この債権者数については、被援助者が債務を負っている債権者ではなく、実際に交渉を行うおうとする債権者の数というべきである。

相手方から訴訟提起されたために応訴するときは、細則36条は適用されず、着手金の変更決定をして差額を支払うか、又は別件として関連援助することができる。

② 夫婦双方援助

夫婦双方援助のときは、実費については、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出するとともに、着手金については、双方合計債権者数の基準額に64,800円を加算し、それぞれに分割して支出する。

ところで、この規定は、複数の申込者について、生計が同一であり、かつ借入れに至った原因も共通であるといった事情にある場合には、受任者は事情の聴取などを一緒に行うことができるなど、事務処理の負担が軽減されることに鑑み、設けられたものである。

したがって、生計を同一とする親子や、兄弟姉妹などについても、借入れの原因や返済が不可能になった事情が共通であり、事情の聴取などを一緒に行うことができるような場合には、夫婦双方援助の規定を準用するのが相当である。

他方、夫婦であっても、生計を異にし、借入れに至った原因が全く異なるような特段の事情がある場合には、この規定を適用せず、通常の規定にしたがって支出することもあり得る。

そのほか、夫婦の一方について援助開始決定がなされ、事件処理の大半が終了した段階において、他方について任意整理をする必要が生じ、それについて援助開始決定をしたような場合など、事情の聴取などを一緒に行うことができず、受任者の事務処理の負担が軽いといえないようなときは、夫婦双方援助の立替基準を適用するのは相当ではない。

(3) 書類作成援助について

任意整理事件は、書類作成援助の対象とはならない。

5-39 支払督促

(1) 援助の妥当性

支払督促の申立てについては、果たして支払督促の方法によることが妥当か、という点に注意する必要がある。

すなわち、債務者からの督促異議（民訴法390条、393条）があった場合は、支払督促は訴訟に移行し（同法395条）、とすると初めから訴訟を提起した場合より時間や費用がかかるのであるから、相手方から督促異議がなされる可能性について聴取を行うなど、慎重に判断すべきである。

また、管轄が債務者住所地であることから、相手方の住所が遠隔地である場合には、督促異議がなされた場合、受任者が遠隔地にある裁判所に出頭しなければならないことや、公示送達によることができないこと（同法382条ただし書）にも、注意すべきである。

(2) 代理援助について

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)④支払督促」による。

督促異議によって訴訟に移行した場合には、処理方針変更により「代理立替基準(1)金銭事件」に立替費用の額を変更する決定（業務方法書33条）をすることになる。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、書類立替基準「(2)督促手続」による。

【5】援助対象事件と立替基準

異議申立てがあったときは、訴状に代わる準備書面を作成する。

この場合には、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」にしたがって、訴状を作成した場合の例により、追加費用、追加報酬を支出する。その後の書類作成が必要となった場合には、同基準にしたがって、さらに実費及び報酬を追加支出することになる。

5-40 特定調停

(1) 代理援助について

特定調停の代理援助については、代理立替基準「(6)㉔任意整理事件・特定調停事件」において、債権者数に応じて、実費及び着手金が定められている。

(2) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準については、特定調停事件も調停事件であることから、「書類立替基準(5)調停、審判、和解、非訟事件手続」による。

5-41 損害賠償命令申立事件

(1) 損害賠償命令と民事法律扶助

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律17条の損害賠償命令申立ての手続は、厳密には刑事手続に付随する手続であるが、実質的には裁判所における民事の手続であることから、業務方法書において、民事法律扶助の援助の対象とされている。

(2) 勝訴の見込みについて

① 被害者又はその一般承継人（以下「被害者等」）が申込者である場合

被害者等から損害賠償命令申立事件の援助申込みがあった場合には、勝訴の見込みの要件に関して、以下の点に注意しなければならない。

まず、損害賠償命令の申立てをすることができるのは、一定の罪にかかる刑事被告事件が係属している場合に限られるから、相手方が起訴されている罪名を必ず確認しなければならない。まだ起訴もされていない段階においては、これを援助することができないのは言うまでもない。

他方、損害賠償請求の原因である事実を訴因として、上記罪名により既に相手方が起訴されている場合には、特段の事情がない限り、勝訴の見込みがあるというべきである。なお、平成20年11月25日付司支扶第103号「損害賠償命令事件と民事法律扶助Q&Aの送付について」参照。

② 被告人が申込者である場合

被告人が損害賠償命令申立事件の相手方となっており、その者から援助申込みがあった場合には、勝訴の見込みがあるといえるのか、という点が問題となる。

この点、減額または和解等による円満解決の見込みがあるか否かで判断する。相手方の請求が過大である場合、過失相殺の主張ができる場合、事実関係を争えば被告人の主張が認定される可能性がある場合等は、勝訴の見込みがあると考えられる。

(3) 代理援助について

代理援助における立替基準は、代理立替基準「(6)㉔損害賠償命令事件」による。相手方を援助する場合も同様である。

(4) 書類作成援助について

書類作成援助における立替基準は、「手続態様等が最も近い事件（書類立替基準（注）3）」として、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」を準用するのが相当である。

5-42 控訴審

(1) 勝訴の見込み

控訴審の援助については、特に一審で敗訴した場合に勝訴の見込みが問題になる。一審の判決文や受任者に勝訴の見込みに関する報告書の提出を求めるなどして、勝訴の見込みについて、慎重に判断する必要がある。

一審の判決内容に法律的な問題がある場合や、一審が本人訴訟であったことから、控訴審で代理人が対応することにより、結論が変わる見込みがあるときなどは、援助することが相当な場合である。

なお、控訴審管轄により移送となる場合は7-6を、一審と二審で受任者が異なる場合の報酬金決定の方法については9-33(2)を参照されたい。

(2) 代理援助について

① 申込者が控訴する場合

申込者が控訴をする場合の控訴審の代理援助については、代理立替基準「(6)⑫控訴事件」による。

相手方が既に控訴している場合であっても、申込者が控訴しようとする場合は、代理立替基準「(6)⑩被告・被控訴事件」の「反訴を含むとき」によるのではなく、代理立替基準「(6)⑫控訴事件」によるべきである。申込者が附帯控訴をする場合も同様である。なお、相手方の控訴により「代理立替基準(6)⑩被告・被控訴事件」として援助した後に、申込者が控訴や附帯控訴の申立てをすることになった場合は、立替費用の額を変更する決定（業務方法書33条）をすべきである。この点、被控訴事件と附帯控訴事件とは訴訟物が同一であるから、事務処理の範囲としては同一と解されるため、それぞれについて援助することはできないというべきである（5-9(2)参照）。

代理立替基準「(6)⑫控訴事件」によると、実費と着手金のいずれについても、金銭事件～行政事件（具体的には、第一審と同一の事件になる）に準ずるとされている。

もっとも、訴額については、注意を要する。すなわち、上訴についての訴額は不服を申し出た範囲の修正を算定する。したがって、原告が請求の一部について勝訴した場合において、原告がその敗訴部分につき控訴を提起する場合は、その敗訴部分にかかる価額が控訴の訴額となる。例えば、被援助者が一審において300万円を請求したところ、そのうち200万円について認容されたため、敗訴した100万円の部分を不服として被援助者が控訴する場合、控訴の訴額は100万円となる。

なお、第一審における受任者を引き続き控訴審において選任しようとするときは、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することを検討すべきである（代理援助基準（注）3）。

② 相手方が控訴した場合

相手方が控訴した被控訴事件については、実費は20,000円（ただし、反訴を含む場合は35,000円）であり、着手金は金銭事件～行政事件（第一審と同一の事件になる）に準ずる（代理立替基準(6)⑩被告・被控訴事件）。

相手方が控訴した場合の訴額は、相手方の訴額を基準とする。例えば、被援助者が一審において300万円を請求したところ、そのうち200万円について認容されたため、敗訴した200

【5】援助対象事件と立替基準

万円の部分を不服として相手方が控訴する場合、控訴の訴額は200万円となる。

なお、上記①と同様、第一審における受任者を引き続き控訴審において選任しようとするときは、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することを検討すべきである（代理援助基準（注）3）。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助においては、控訴審に特有の規定が置かれていないことから、訴訟における控訴審の場合は、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」によることになる。

5-43 上告審

(1) 援助の必要性

上告審については、上告理由が限定されており（民訴法312条）、原判決が破棄される可能性が、控訴審と比較してもきわめて低いことから、申込者が上告するときにこれを援助することができる場合は、更に限られるというべきである。勝訴の見込みについては、特に慎重な判断を要するし、申込者の費用負担が過大なものとなる可能性も高いことから、申込者の真意を確認することも必要である。上告受理申立てについても同様である。

一方、相手方が上告した場合については、具体的な訴訟活動が必要となる場合のみ援助を検討することで足りる。

特別上告（民訴法327条、380条2項）は、「憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」のみが上告理由とされ、通常の上告と比較してもこれが認められる可能性はきわめて少ないというべきであるから、これを援助するのは、きわめて例外的な場合に限られると考えられる。

(2) 代理援助について

申込者が上告する場合には、「手続態様等が最も近い事件」として、代理立替基準「(6)⑫控訴事件」を、相手方が上告した場合には、代理立替基準「(6)⑩被告・被控訴事件」の立替基準を準用すべきである。特別上告についても、これと同様である。

なお、上告と上告受理申立ての双方を行う場合であっても、事務処理としては共通というべきであるから、通常これらを別々に援助することは相当ではない。

訴額については、控訴審と同様に注意を要する（5-42参照）。

また、控訴審における受任者を引き続き上告審において選任しようとするときは、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することを検討すべきである（代理援助基準（注）3）。

(3) 書類作成援助について

書類作成援助においては、上告審に特有の規定が置かれていないことから、訴訟における控訴審の場合は、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」によることになる。

5-44 抗告

(1) 援助の妥当性

裁判所の決定や裁判官の命令に対する上訴の方法を抗告という。

抗告には、①本案の手続に付随する決定や命令に対する抗告と、②本案の手続自体が広い意味での非訟事件であるため、終局的な裁判が決定の法形式をとるものについて、その決定に対して抗告をする場合が考えられる（もっとも、両者は厳密に区分し得るわけではない）。

【5】援助対象事件と立替基準

前者の例としては、訴訟手続において、移送決定や移送申立ての却下決定に対して即時抗告する場合や、訴状却下命令に対して即時抗告する場合などが考えられる。後者については、家事審判に対する即時抗告などがある。

前者の場合については、そもそも付随的な手続については本案の事務処理の範囲に含まれるというべきであるから、関連事件として援助すべきではない。

後者の場合、すなわち本案の手続自体が広い意味の非訟事件であるため終局的な裁判が決定の形式をとるものに対する抗告については、訴訟における控訴と同視し得るから、関連援助をすることができる。

もっとも、個々の決定が関連事件として援助をすることができる場合に当たるか否かは、微妙な判断を要する。

例えば、家事審判に対する即時抗告は、原則として、これにあたると考えられる。ただし、家事審判に対する抗告といっても、様々なものがあり、事件の性質によってさほどの労力を要しないようなものを援助することは、民事法律扶助の趣旨に適しないと考えられる。

他方、執行手続における執行抗告や、破産手続における即時抗告（破産手続開始申立ての却下決定に対する即時抗告や、免責不許可決定に対する即時抗告など）については、控訴と同視し得るとまではいえず、原則として本案の事務処理の範囲内というべきである。

特別抗告（民訴法336条）や再抗告（同法330条）、許可抗告（同法337条）については、抗告理由が限定されており、原決定が破棄される可能性がきわめて低いことから、勝訴の見込みの観点から、これを援助するのはきわめて例外的な場合に限られると考えられる。

(2) 代理援助について

抗告事件の立替基準については、「手続態様等が最も近い事件」として、代理立替基準「(6)⑫控訴事件」や、代理立替基準「(6)⑩被告・被控訴事件」の立替基準を準用することも考えられる。

しかしながら、そもそも抗告事件は、通常書面によって審理されるものであることから、口頭弁論が開かれることを前提としているこれらの基準を準用することは、相当ではないし、民事訴訟事件とは全く異なる手続における抗告の申立てについて、着手金が一律に「金銭事件～行政事件に準ずる」のは妥当ではない。

この点、抗告事件全般について、「手続態様等が最も近い事件」を観念することは困難であるから、その手続に応じて、第一審における立替基準を準用すべきである。例えば、代理立替基準「(6)⑤家事調停事件・家事審判事件のうち家事手続法別表第二に掲げる事件」が適用される家事審判に対する即時抗告については、同基準を準用するのが相当である。

ただし、第一審における受任者を引き続き抗告審において選任しようとするときは、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することを検討すべきである（代理援助基準（注）3）。

再抗告や特別抗告は、抗告事件の事務処理に含まれるというべきであるから、原則として、関連事件として援助をすることはしない。抗告審までは援助していなかったが、再抗告や特別抗告から援助をする場合には、抗告事件と同様に考えることができる。

5-45 再審

(1) 援助の妥当性

再審の訴え（民訴法338条）は、既に確定した終局判決を対象とするものである。確定判決の既判力を覆滅させることは、きわめて困難であるから、原則として援助すべきではない。ただし、再審原因があることが明白な場合は、援助可能と考えられる。

【5】援助対象事件と立替基準

(2) 代理援助について

再審の訴えも訴訟の形式をとるのであるから、代理援助における立替基準は、「手続態様等が最も近い事件」として、代理立替基準「(1)①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件」の立替基準を準用すべきである。

(3) 書類作成援助について

上記(2)と同様の理由により、書類作成援助における立替基準は、「手続態様等が最も近い事件」として、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」を準用すべきである。

5-46 和解無効の訴え・和解の無効を理由とする期日指定の申立て

(1) 援助の妥当性

裁判所において成立した和解の内容を争う方法としては、和解無効確認の訴えや、期日指定の申立てをすることが考えられる。

裁判所において成立した和解が無効と認められる場合はきわめて稀であるから、原則として援助すべきではない。これを援助することができるのは、無効原因があることが明白な場合に限られると考えられる。

(2) 代理援助について

和解無効確認の訴えも訴訟の形式をとるのであるから、代理援助における立替基準は、「手続態様等が最も近い事件」として、代理立替基準「(1)①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件」の立替基準を準用すべきである。

期日指定の申立てについても、和解無効確認の訴えとは法形式が異なるだけに過ぎないこと、仮に認められた場合には訴訟手続が進行すること、などからすると、やはり「手続態様等が最も近い事件」として、代理立替基準「(1)①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件」の立替基準を準用すべきである。

(3) 書類作成援助について

上記(2)と同様の理由により、書類作成援助における立替基準は、「手続態様等が最も近い事件」として、書類立替基準「(1)通常訴訟手続」を準用すべきである。

【6】審 査 手 続

二 杭

【6】審査手続

6-1 審査の方法

(1) 審査の対象

地方事務所長は、業務方法書に規定のある以下の事項を審査に付するときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員を2名指名する（業務方法書28条1項）。

- ① 援助申込み（同26条8項、9項、10項）
- ② 立替費用、被援助者が負担する実費、訴訟上の救助の決定を求める申立ての要否、償還方法、償還の猶予、その他の援助の条件（同30条1項）
- ③ 開始決定等の内容の変更（同33条1項、3項）
- ④ 中間報酬金（同49条の2）
- ⑤ 追加支出（同50条3項）
- ⑥ 辞任の申出（同51条2項）
- ⑦ 解任の申出（同52条2項）
- ⑧ 個別契約の解除（同54条1項、55条2項）
- ⑨ 終結決定（同56条1項、2項）
- ⑩ 終結決定の内容の変更（同63条の3第1項）

2名の審査委員の判断が分かれた場合、地方事務所長は、速やかに地方扶助審査委員の中から担当審査委員1名を追加して指名し、審査に加える（業務方法書28条3項）。この場合の審査は、担当審査委員の過半数をもって決する（同条4項）。

なお、この場合は、システム備考欄に入力するなどして、その旨を記録上明らかにする。

(2) 簡易な案件の審査方法

① 1名の審査委員による審査

地方事務所長は、以下の案件については、地方扶助審査委員の中から担当審査委員1名を指名して審査に付することができる（業務方法書28条2項、地方事務所法律扶助審査細則3条）。

- (ア) 同時廃止決定が見込める破産事件
 - (イ) 公示送達による離婚事件
 - (ウ) 敗訴その他の理由により報酬金決定が伴わない終結事件
 - (エ) 10万円以下の追加費用の支出
 - (オ) 既に援助開始決定を得た書類作成援助事件に関連して引き続き援助が必要な書類作成援助事件
 - (カ) その他簡易・迅速に審査することが相当と認められる案件
- ② 職員の判断をもって所長の決定とする場合

地方事務所長は、以下の案件については、審査を経た上で、副所長又は事務局長その他地方事務所長の指定する職員の判断をもって、所長の決定とすることができる（細則6条1項）。ただし、立担保が予定されている事件の援助開始決定及び立担保の決定については、この限りではない（同条1項ただし書）。同項に基づいて決定した案件については、事後、速やかに、地方事務所長に報告しなければならない（同条2項）。

- (ア) 1名の審査委員によって審査をすることができる案件（上記①(ア)ないし(カ)の案件）
- (イ) 援助開始決定のうち、立替金の総額が30万円以下の支出を伴うもの
- (ウ) 終結決定のうち、総額30万円以下の支出を伴うもの
- (エ) 追加支出決定のうち、総額50万円以下の支出を伴うもの

6-2 審査に必要な書類

審査の際には、法律相談担当者が作成した事件調書や法律相談票が必要となる。また、地方事務所長は、代理援助又は書類作成援助の審査の際に、申込者に対し、本人及び同居家族を確認するための資料と、資力を証明する資料の提出を求める（細則20条）。

審査に必要な具体的書類は、以下のとおりであり、写しの提出も可能である。

(1) 援助申込書、法律相談票又は事件調書

援助申込書については2-2を、法律相談票又は事件調書については、4-12を参照されたい。

(2) 本人及び同居家族を確認するための資料

① 日本人の場合

申込者が日本人である場合は、その世帯全員の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）が必要である（細則20条1号ア）。

ただし、これによることが困難な特別の事情があるときは、申込者の住所又は居所及び本籍を確認できる書面の提出をもってこれに代えることができる。DV事案であるため住民登録が困難である場合などが、これにあたりと考えられる。

② 外国人の場合

申込者が外国人である場合は、在留カード又はこれに代わる書面が必要である（同号イ）。

(3) 資力を証明する資料

以下の書類のうち、必要と認められるものである（細則20条2号）。

- ① 生活保護受給証明
- ② 給与明細書
- ③ 源泉徴収票
- ④ 課税証明書又は非課税証明書
- ⑤ 確定申告書の写し
- ⑥ 各種公的年金又は手当等の受給証・通知
- ⑦ その他これらに準ずる書面

もともと、これらの書類を提出することが困難な特別の事情があるときは、受任・受託予定者からの報告書又は申込者の資力を確認できるその他の書面の提出をもってこれに代えることができる（同号ただし書）。

なお、相手方による解雇を争う場合など、上記の書類によることが困難な場合には、離職票、失業給付関係書類、解雇通知等、現在の状況を示す書類などによって審査してもよい。

(4) 事件の内容によって必要な書類

事件の内容によって必要となる書類としては、以下のものがあげられる。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 離婚事件 | 戸籍謄本 |
| ② 不動産事件、遺産分割事件、保全事件 | 不動産登記簿謄本 |
| ③ 交通事故事件 | 事故証明書・診断書 |
| ④ 多重債務事件 | 債務一覧表 |

～ハンコ等の持参～

援助申込者が審査に出席する場合には、ハンコ（認め印可）の持参を求め、援助開始決定後の手続（個別契約書や重要事項説明書への押印等）が速やかに進むようにしてください。

また、必要に応じて、ゆうちょ銀行の通帳と届出印の持参も求め、自動払込利用申込書をその場で作成すれば、被援助者が行わなければならない手続をまとめて済ませることができます。償還への意識付けの強化と自動払込手続の徹底にもつながりますので、償還率向上という効果も期待できます。

6-3 審査における事前準備

申込案件を審査に付するにあたっては、地方事務所の職員は、以下の点を確認する必要がある。

- (1) 申込書、事件調書、住民票、資力証明書、事件関係書類等、審査に必要な書類に不備がないかどうか。
- (2) 申込者について同一案件あるいは別件で援助申込み、援助開始決定、援助不開始決定等の事実があったかどうか。
- (3) 申込者が別件で援助継続中の場合は、立替金の残額がいくらか（高額立替にならないか）。また、償還に滞りがないか。
- (4) 審査に申込者又は受任・受託予定者の立会いを求めている場合は、日時等の連絡が適切に行われているか。

6-4 非常駐型審査拠点

審査は、地方事務所や支部など、法テラスの事務所で行うのが原則である。もっとも、地方事務所法律扶助審査細則4条によれば、地方事務所長は、理事長の承認を得て、法テラスの事務所以外の場所において地方扶助審査委員に審査を行わせることができるとされている。これを実務上、「非常駐型審査拠点」と呼んでいる。

6-5 地方事務所長が受任者等となる事件に対する決定及び決裁

地方事務所長が受任者等となる事件に対する決定及び決裁は、地方事務所の副所長が行う（細則3条1項）。

また、地方事務所長又は副所長（以下「所長等」）は、代理援助又は書類作成援助（以下「代理援助等」）の申込者又は被援助者が、所長等の現に受任又は受託している事件（現に法律相談を受けている事件を含む）の相手方であるときは、これを知りながら、当該代理援助等に関する決定又は決裁に関与してはならない。この場合において、当該代理援助等に関する決定及び決裁は、当該所長等以外の所長等が行う（同条2項）。

なお、7-5（所長等の利益相反）についても参照されたい。

6-6 面談審査と書面審査

審査の方法としては、申込者に対して審査への出席を求め、その者と面談を経る審査方法（以下「面談審査」）と、申込者に審査への出席を求めず、書面のみによって行う審査方法（以下「書面審査」）の二つの方法がある。書面審査には、申込者の負担を軽減し、事務処理の効率化や迅速化を図るというメリットがある。他方、面談審査には、要確認事項等を申込者に直接確認することができる、被援助者に法テラスを利用するという意識を持たせることができる、代理援助契

【6】審査手続

約や書類作成援助契約、重要事項説明、自動払込の登録などを援助開始決定後直ちに行うことができる、償還に対する意識づけを行うことができる、などのメリットがある。

いずれの方法によるかは、上記の事情のほか、申込者の居住地や交通事情などを総合的に考慮し、個別に判断することになる。

6-7 調査

地方事務所長は、次に掲げる決定の判断に必要な事項について調査をする必要があると認めるときは、法律構成若しくは事実関係その他の事項の調査又は鑑定を適正かつ確実に遂行することができる知識及び能力を有する者に、調査又は鑑定を委嘱することができる（業務方法書36条1項）。

- ① 援助開始決定
- ② 援助不開始決定
- ③ 援助開始決定の取消しの決定（同条40条1項）

例えば、医療過誤、労災などの事案において、法律相談担当者の作成した事件調書の記載のみによっては、援助開始決定をすべきか否かの判断が困難である場合には、事実関係や法律解釈について専門的な知識・経験を有する者に委嘱して、調査を実施することが考えられる。

ただし、委嘱を受けた者は、あくまで法テラスから調査を委嘱されているのであるから、受任者や受託者として活動することはできない。例えば、弁護士法23条の2に基づく照会や、証拠保全の申立てをすることはできない（平成23年1月14日付け事務連絡「調査決定の取扱いについて」参照）。

～調査決定が相当ではない事例～

- (1) 代理援助事件として援助決定したが、被援助者との信頼関係を築くことができず、契約締結に至らないまま援助終結することにした。被援助者と複数回の打合せを経たため、調査決定の上で調査費を支出した。
→この事例は、契約未締結の援助事件の受任予定者に対する相談費用相当分として調査費用が支出されており、適切な支出とはいえません。
- (2) 書類作成援助事件として援助決定したが、契約締結前に被援助者と連絡が取れなくなり、契約締結に至らないまま援助終結することにした。破産申立書はおおむね完成したため、調査決定の上で調査費を支出した。
→この事例は、契約未締結の援助事件の受託予定者に対する書類作成費用相当分として調査費用が支出されており、適切な支出とはいえません。

～調査担当者が委嘱の範囲を超えて活動した事例～

次の事例は、調査の委嘱の範囲を超えて、受任者として活動しているため、適切な活動とはいえません。

- (1) 医療過誤事件で勝訴の見込みが不明であるため調査決定をした。調査担当者は、証拠保全を申立ての上でカルテを保全し、そのカルテについて受任者として医師の意見を聞いた。
- (2) 交通事故の事件で勝訴見込みが不明であるため調査決定をした。調査担当者は申込者の受任者として、保険会社に対し自賠責保険の被害者請求を行った。
- (3) 労働事件で勝訴の見込みが不明であるため調査決定をした。調査担当者は使用者に対し、受任者として弁護士法23条の2に基づく照会をした。

【6】審査手続

この調査は、一般的には弁護士や司法書士に委嘱することが多いが、事案によっては、医師などの専門家に調査の一部を委嘱することもできる。

この調査に要する費用は、地方事務所長が1～5万円程度の範囲で、調査に要する時間（相手方や関係機関等からの事情聴取に要する時間を含む）及び負担等に応じ、下記の基準に基づき決定する（細則24条1項）。

調査に要する時間	調査に要する費用
2時間未満	10,800円以上 21,600円未満
2時間以上 3時間未満	21,600円以上 32,400円未満
3時間以上	32,400円以上 54,000円以下

また、医療過誤事件等において、長時間の調査又は著しく特殊若しくは専門的な能力を必要とする場合には、地方事務所長の判断により、162,000円を限度に支出することができる（細則24条2項）。

なお、交通費等を別に支出する旨の規定がないことから、調査費に加えて交通費等の実費を支出することはできない。もっとも、調査にあたって長距離の移動を伴うような場合には、これを調査に要する時間・負担等を判断する際の1つの要素として考慮することができる。

【7】 援助開始決定と援助不開始決定

7-1 援助開始決定

(1) 援助開始決定について

審査に付された申込案件は、原則として、業務方法書9条各号の要件（3-1参照）のいずれにも該当する場合には、地方扶助審査委員の判断に基づき、地方事務所長が援助開始決定をする（業務方法書29条1項1号）。なお、援助要件を満たす場合の援助不開始の特例については3-9、7-3を参照。

立替金の総額が30万円以下の援助については、地方事務所長は、副所長又は事務局長その他地方事務所長の指定する職員の判断をもって、所長の決定とすることができる（細則6条1項2号）（6-1(2)②参照）。

援助開始決定においては、裁判代理援助、裁判前代理援助、書類作成援助のうち、いずれか相当な援助方法を定める（業務方法書29条2項）。

また、援助開始決定においては、必要に応じて、附帯援助（民事保全手続における立担保など）の方法を定め、また条件を付することができる（業務方法書29条3項）。

～援助方法選択の基準は？～

相談担当者の所見、受任・受託予定者の意見、申込者の希望などを総合的に勘案して判断します。裁判前代理援助は、案件の内容や申込者の事情などにより弁護士・司法書士等による継続的な代理が特に必要と認められるものに限られることに注意しましょう（業務方法書8条1項2号）。

なお、審査に先立って、代理援助と書類作成援助の違いや、立替費用の違いを申込者に説明する必要があります。

(2) 援助開始決定において決定する事項

地方事務所長は、援助開始決定をするときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次の事項を決定する（業務方法書30条）。

- ① 立替費用の種類及び額又は限度
- ② 被援助者が負担する実費（附帯援助に係る費用を含む。）の額
- ③ 民訴法82条1項の訴訟上の救助の決定を求める申立ての要否
- ④ 事件終結までの立替金の償還方法
- ⑤ 償還を猶予する場合はその旨
- ⑥ その他の援助の条件

(3) 事件進行中の立替金の償還

地方事務所長は、援助開始決定に際し、被援助者の生活状況を聴取し、事件進行中の期間における立替金の償還方法を定める（業務方法書30条3項、4項）。

被援助者は、援助開始決定に際して定められた立替金の償還方法、資料の追完その他援助の条件を遵守しなければならない（業務方法書37条1項）。また、被援助者は、立替金の割賦償還についての決定を受けたときは、その決定後1か月以内に、自動払込手続その他理事長が別に定める手続を行わなければならない（同条2項）。ここにいう自動払込手続は、ゆうちょ銀行による自動払込手続である（細則25条）。なお、住民票上の住所地に居住していない場合など、ゆうちょ銀行に口座を開設することが困難な被援助者については、地方事務所の窓口で支払う方法、地方事務所の指定する金融機関の口座に毎月振り込み送金して

【7】援助開始決定と援助不開始決定

支払う方法による。

償還方法は、1か月1万円程度の割賦払いとすることが一般的であるが、事情によっては、償還額を1か月3,000円程度まで減額することもある。月々の償還額を決定するに当たっては、被援助者の生活状況及び将来の見通しなどの事情を、十分に聴取する必要がある。また、償還の履行を確保するためには、立替金の償還が扶助制度の重要な財源であるという点についての理解を、被援助者に求めることが重要である。

～自動払込手続の徹底を！～

償還金の原則的な支払方法は、ゆうちょ銀行の口座を利用した自動払込です。

被援助者にとっては、口座に入金しておけば毎月自動的に支払うことができるとともに、銀行振込やコンビニエンスストアでの支払いに比べて、負担する手数料が安いというメリットがあります。法テラスにとっては、もっとも簡易かつ確実な償還金の受取方法ですし、自動払込による入金が徹底されると、滞納者（＝督促対象者）が減少しますので、事務負担の軽減という効果も期待できます。

原則として、自動払込利用申込書の提出を義務付けて引落口座を登録し、被援助者には、償還の趣旨等を説明した上で、引落予定日の前日までの入金を呼びかけてください。

実務上は、個別契約書、重要事項説明書及び自動払込利用申込書をセットにして提出を求めることが効率的で、その際、受任予定者や受託予定者に協力を求めることも有用と考えられます。

(4) 事件進行中の立替金の償還猶予

① 償還猶予について

地方事務所長は、被援助者から償還の猶予を求める申請を受け、被援助者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、事件進行中の期間における立替金の償還を猶予することができる（業務方法書31条1項）。

(ア) 生活保護法による保護を受けているとき。

(イ) 上記に該当する者に準ずる程度に生計が困難であるとき。

このうち、(イ)については、被援助者が、次の要件のいずれも満たすときをいう。

(a) 被援助者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう）にその配偶者の収入を加算した額が、代理等資力基準1の1の一で定める額を70パーセントへと減じた上で同基準1により定められる額以下であること（ただし、終結決定後においては、被援助者がその配偶者とは別に居住しており、かつ、その扶養を受けることができないときを除き、同基準1の2の二は適用されない。）

(b) 被援助者及びその配偶者が保有する不動産、預貯金その他の資産について、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情があること

このうち、(a)をまとめると、以下のとおりである。

【7】援助開始決定と援助不開始決定

収入に関する基準

家族の人数	一級地以外	一 級 地
単 身 者	127,400 円以下	140,140 円以下
2 人 家 族	175,700 円以下	193,270 円以下
3 人 家 族	190,400 円以下	209,440 円以下
4 人 家 族	209,300 円以下	230,230 円以下
以下、1名増加 するごとに、	21,000 円 を加算する。	23,100 円 を加算する。

家賃又は住宅ローンの加算

家族の人数	東京都特別区以外	東京都特別区
単 身 者	41,000 円以下	53,000 円以下
2 人 家 族	53,000 円以下	68,000 円以下
3 人 家 族	66,000 円以下	85,000 円以下
4 人家族以上	71,000 円以下	92,000 円以下

② 猶予の相当性

地方事務所長は、「償還を猶予することが相当でないと認めるとき」は、償還猶予申請の全部又は一部を認めない旨の決定をしなければならない（業務方法書 3 1 条 2 項 2 号）。

具体的にどのような場合に相当性が認められるかについて、一般的な基準を設けることは困難である。償還を求めることにより被援助者の生計に与える影響のほか、事件の性質などの事情をもとに、総合的に判断するほかない。

多重債務事件については、援助事件の進行にともない、従前行っていた毎月の債務の弁済を行う必要がなくなり、その結果、被援助者の生計が改善されて償還能力が生まれてくる可能性もあるので、相当性の有無につき慎重に判断する必要がある。

(5) 被援助者が遵守すべき事項

被援助者は、上記(3)で述べた償還に関する事項のほかにも、遵守すべき事項がある。

氏名又は住所その他援助申込書に記載した事項について変更があったときは、速やかに、変更内容を地方事務所長に届け出なければならない（業務方法書 3 7 条 3 項）。

なお、被援助者が遵守すべき事項は、個別契約書においても被援助者の遵守事項とされている（代理援助契約書 5 条、書類作成援助契約書 5 条）。

(6) 決定書の記載事項

通常、援助開始決定書には次の事項が記載される。なお、一般契約弁護士などの場合と、常勤弁護士の場合とでは、決定書の書式や文言が異なるので、取り違えることのないように注意を要する。

【7】 援助開始決定と援助不開始決定

決定書には、原則として、地方事務所長が記名押印をすべきである。

① 事件概要

- (ア) 被援助者の氏名
- (イ) 事件名
- (ウ) 請求額（又は債権者数）
- (エ) 裁判所の管轄
- (オ) 法的手続
- (カ) 作成書類（書類作成援助の場合）

② 決定内容

- (ア) 援助開始又は援助不開始
- (イ) 立替金（着手金、代理援助実費、書類作成援助報酬、書類作成援助実費等）。ただし、常勤弁護士の場合は、立替金ではなく、被援助者負担金額（着手金相当額、代理援助実費相当額、書類作成援助報酬相当額、書類作成援助実費相当額等）となる。

③ 進行中の立替金の償還方法

- (ア) 償還開始日
- (イ) 償還月額
常勤弁護士の場合は、代理援助負担金又は書類作成援助負担金の支払方法

④ 特記事項

援助の条件など

(7) 被援助者に対する通知

援助開始決定がなされた場合、その決定を申込者に通知する（業務方法書29条4項）。決定書の写し（コピー）を送付する方法が相当である。そして、法テラスから決定書を郵送する際には、封筒に「親展」「重要」を記載するなどの配慮をするべきである。なお、案件によっては自宅への送付が適切でない場合もあるので、送付先について注意する。

7-2 個別契約（代理援助契約及び書類作成援助契約）

(1) 個別契約の成立

受任者等となるべき者は、その旨の通知（業務方法書38条7項、39条6項）を受けたときは、速やかに、法テラス、被援助者及び当該受任者等となるべき者との間において、個別契約を締結するよう協力しなければならない（業務方法書42条本文）。ただし、当該案件を受任し又は受託することができない特別な事情があり、直ちにその旨を地方事務所長に通知した場合は、この限りでない（同条ただし書）。

個別契約のうち、代理援助にかかる契約を「代理援助契約」、書類作成援助にかかる契約を「書類作成援助契約」という。「代理援助契約書」と「書類作成援助契約書」のそれぞれについて、その書式が定められているが（平成18年9月25日付け司支扶32号「理事長が別に定める個別契約について（通知）」参照）、書式については、適宜改訂がなされているから、最新のものを用いる。

なお、自己破産申立事件の代理援助の場合、破産管財人が選任される案件については、「代理援助契約における確認書」の提出を求める必要がある（平成22年3月31日付け司支扶117号「代理援助契約における確認書の制定及び重要事項説明書の改定について（通知）」参照）。この確認書は、個別契約書と同様に取り扱う。

～個別契約の成立と送金の時期～

個別契約は、法テラス、被援助者及び受任者等との三者間の契約ですから、援助申込みや援助開始決定によって契約が成立するのではなく、援助開始決定を前提とする代理援助契約若しくは書類作成援助契約の締結が必要です。そして、個別契約の成立を明らかにするために、代理援助契約書や書類作成援助契約書を法テラスに送付してもらわなければなりません。

したがって、これらの契約書が提出されてから、受任者等に送金をするようになっており、立替金の償還を受けることもできません。なお、平成24年8月以降、契約書の提出がないと払込がなされないシステム設定となっています。

(2) 重要事項説明書

次に、代理援助及び書類作成援助を行う場合には、代理援助契約書又は書類作成援助契約書の提出と併せて、被援助者から「重要事項説明書」の提出を求めなければならない（平成18年10月3日付け司支扶42号「重要事項説明書について（事務連絡）」参照）。その提出を求めるにあたっては、口頭でその内容を確認するなどして、被援助者がそれを十分に了知できるようにしなければならない。なお、書式については、契約書と同様、適宜改訂がなされているから、最新のものをを用いるように注意すべきである。

代理援助契約書や書類作成援助契約書、重要事項説明書については、被援助者の署名捺印又は記名押印が必要であるが、被援助者が外国人である場合には、署名のみで足りる（外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律1条）。

なお、重要事項説明書に署名捺印を求めるにあたっては、実費及び着手金の金額はもちろん、事件の成果に応じて報酬金が発生する旨、報酬金の算定根拠、事件の難易によって増額される場合がある旨などを教示しておかなければならない。

また、その後の償還が順調に行われるようにするためには、この段階において、償還の意識づけをしておくことが重要である。面談審査の場合には、援助開始決定後直ちに行うのが一般的である。

7-3 援助不開始決定

(1) 援助要件を満たさない場合

申込案件が代理援助又は書類作成援助の要件（業務方法書9条各号）に該当しないときには、地方事務所長は、地方扶助審査委員の判断に基づき、援助不開始決定をする（業務方法書29条1項2号）。

(2) 援助不開始の特例

申込案件が援助要件の全てに該当していても、次の場合には、援助不開始決定をすることができる（業務方法書32条1項）。

- ① 外国において事件の処理を必要とするとき。
- ② 著しく特殊又は専門的能力を必要とするとき。
- ③ その他援助することが著しく困難であるとき。

さらに、法テラスの財務状況その他の事情を勘案し、理事長が別に基準を定めた場合には、その基準により援助不開始決定をすることができる（業務方法書32条2項）。

なお、業務方法書32条1項又は2項に基づいて援助不開始決定をするときは、地方事務

【7】援助開始決定と援助不開始決定

所長は、あらかじめ地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない（同条3項）。

(3) 援助不開始理由の通知

援助不開始決定をした場合は、地方事務所長はその理由を付して申込者に通知する（業務方法書29条4項、32条2項、4項）。不開始の理由は、少なくともどの要件に該当しないために不開始になったかについては記載すべきである。

7-4 受任者・受託者の選任

(1) 受任者・受託者となるための条件

① 基本契約

個別案件の受任者又は受託者となるためには、その前提として、基本契約を締結していることが必要となる。

審査に付された時点や、持込みの時点において、基本契約が締結されていなかったとしても、援助開始決定までの間に、基本契約が締結されていればよい。未だ契約を締結していない弁護士や司法書士に対しては、速やかに契約を締結するよう促す必要がある。

② 弁護士

基本契約を締結している弁護士であれば、代理援助での受任者及び書類作成援助における受託者となることができる。

③ 弁護士法人

基本契約を締結している弁護士法人であれば、代理援助での受任者及び書類作成援助における受託者となることができる。

④ 司法書士

(ア) 代理援助

基本契約を締結している認定司法書士であれば、「訴訟の目的の価額」又は「紛争の目的の価額」が140万円を超えない民事の紛争（簡易裁判所における民訴法の規定による訴訟手続、及びその対象となるもの）につき代理援助での受任者となることができる（司法書士法3条1項6号、同7号参照）。

なお、認定司法書士ではない司法書士は、代理援助の対象となる事務を取り扱うことはできない（司法書士法3条2項）。

(イ) 書類作成援助

司法書士が他人の依頼を受けて業として行う事務の1つとして、裁判所に提出する書類を作成することがあるが（司法書士法3条1項4号）、この事務については、「訴訟の目的の価額」などによる制限はなく、またこの事務を行うことができるのは、認定司法書士に限られない。

したがって、基本契約を締結している司法書士であれば（認定司法書士には限定されない）、書類作成援助における受託者となることができる。

⑤ 成年後見人等を受任者等とすることの可否

成年後見人が弁護士・司法書士の場合、被後見人の訴訟提起や破産申立について代理援助や書類作成援助の受任者等になることはできない。

なぜなら、成年後見人には、既に包括的な代理権が与えられており、これに重ねて個別契約を締結すると、自己契約（民法108条）になってしまうからである。

したがって、そのような場合には、成年後見人としての立場で訴訟提起や破産申立を行うか、成年後見人とは別の弁護士や司法書士を受任者等とすべきである。

(2) 受任者・受託者の選任方法

受任者等には、持込案件を除き、法律相談担当者を選任するのが原則である。

すなわち、法律相談担当者は、業務の繁忙その他の理由により自らが法律相談援助を担当した案件を受任又は受託することができないときを除き、受任者又は受託者となるよう努めるものとされており（業務方法書19条3項、20条8項）、地方事務所長は、代理援助の援助開始決定をしたときは、当該案件の法律相談援助を担当した法律相談担当者を受任者となるべき者として選任する（業務方法書38条2項）。

また、当該案件の法律相談援助を担当した法律相談担当者を受任者又は受託者として選任することができないとき、あるいは受任者又は受託者の死亡、辞任、解任その他特別な事情の生じたときは、受任予定者又は受託予定者の中から受任者又は受託者となるべき者を選任する（業務方法書38条3項、39条2項）。

選任期間の目安は概ね1～2週間程度であり、受任予定者又は受託予定者へ打診したものの、事案の内容等から受任又は受託が困難であるなど、正当な理由により少なくとも3名に断られた場合、法テラスでは受任者等となるべき者を選任することができないとすることができる（平成20年11月19日付け司支扶96号「受任者等となるべき者の選任手続について（通知）」参照）。この場合、打診日、打診した弁護士、断られた理由などをシステムに入力すべきである。

地方事務所において、受任者・受託者となるべき者を選任する場合は、原則として、その所在地に対応する弁護士会又は司法書士会に所属する弁護士・司法書士等から選任する。ただし、事案の特殊性又は緊急性その他特別の事情のある場合は、この限りではない（細則23条）。

持込事件の場合も同様である。ただし、持込事件であって移送すべき事件の場合には、受任予定者として持込みをした弁護士等及び申込者に対して、通常は移送すべき事件であること、移送せずに持込みをした弁護士等を選定した場合の交通費の負担（7-6(4)参照。）等について十分説明を行う必要がある。

～「援助することが著しく困難であるとき」とは？～

援助不開始の特例が設けられた趣旨は、援助案件は、弁護士・司法書士が通常の業務として処理することができるものでなければ引き受け手がなく、援助開始決定が無意味になるため、これを避けることにあります。

したがって、3名以上に打診したが全て断られた場合などは、「援助することが著しく困難であるとき」に該当すると扱うことが考えられます。

法律相談担当者を受任者等となるべき者として選任できない場合及び前任者が辞任又は解任された後で後任を選任する場合における、受任者等となるべき者の具体的な選任手続は、次のとおりです。

（具体的な選任手続）

選任期間の目安は概ね1～2週間程度とし、事案の内容及び候補者の事情等により、これを超える期間を要する場合には、選任期間経過前に被援助者へ説明してください。

受任予定者又は受託予定者へ打診したものの、事案の内容等から受任又は受託が困難であるなど、業務繁忙及び利益相反以外の正当な理由（下記受任又は受託を断られた理由のうち④⑤以外に該当する理由）により、少なくとも3名以上に断られた場合、通常はそれ以上打診しても受任者等を選任できる可能性は極めて低いと推量されるため、センターでは受任者等となるべき者を選任することができないものとする事ができます。

（受任又は受託を断られた理由）

- ①勝訴の見込みが非常に薄いと見込まれるため
- ②著しく専門的な能力を要するため
- ③被援助者との信頼関係の維持に自信が持てないため
- ④業務繁忙により責任を持って受任できないため
- ⑤被援助者の相手方等と関係があり利益相反となるため
- ⑥その他（具体的な事情）

(3) 審査委員による受任等の可否

地方事務所長は、審査に関与した地方事務所法律扶助審査委員を、受任者となるべき者又は受託者となるべき者として選任してはならない（細則5条本文）。

ただし、他に受任者又は受託者となるべき者を選任することが困難な場合は、この限りでない（同条ただし書）。

これは、事案の内容が複雑困難であるなどの事情により、当該審査委員が受任することがやむを得ない場合もあり得ることから設けられた規定である。なお、この場合は、被援助者にその理由を説明し、その記録を残しておく。

(4) 受任者・受託者となるべき者を選任することができない場合

代理援助又は書類作成援助の開始決定をしたものの、法律相談担当者が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任又は受託せず、他に受任者又は受託者となるべき者を選任することができないときは、あらかじめ地方扶助審査委員長の意見を聴いた上で、援助開始決定を取り消すことができる（業務方法書40条1項、2項）（9-40参照）。

なお、受任者等の選任が困難であることが予想される場合は、無用のトラブルを避けるために、援助開始決定をしたうえで取り消すよりも、(2)のとおり打診した上で援助不開始

始決定（7－3参照）を検討されたい。

(5) 控訴審

一審の受任者と控訴審の受任者は、同一人であることが望ましい。

もつとも、被援助者と受任者の信頼関係が損なわれている場合や、一審と控訴審の管轄裁判所の地域が異なり、遠隔地への出張旅費が多額になることが見込まれる場合は、その必要性和相当性を慎重に判断した上で、控訴審では一審とは異なる受任者を選任することが適当な場合もある。

なお、一審と控訴審とで受任者が異なる場合の報酬金については9－33(2)を参照。

7－5 所長等の利益相反

(1) 所長等の決定及び決裁への関与の禁止

所長又は副所長（以下「所長等」）は、申込者又は被援助者の相手方の事件であっても、これを受任することができる。ただし、所長等は、代理援助などの申込者又は被援助者などが、自らが現に受任している事件（現に法律相談を受けている事件を含む）の相手方であるときは、これを知りながら、当該代理援助等に関する決定及び又は決裁に関与してはならない。この場合において、当該代理援助等に関する決定及び決裁は、当該所長等以外の所長等が行う（細則3条2項）（6－5参照）。

(2) 所長等の事件記録へのアクセスの禁止

所長等は、次に掲げる場合には、当該代理援助等に関する書面及び電磁的記録にアクセスしてはならない（細則4条1項）。

① 申込者または被援助者が、所長等の現に受任又は受託している事件の相手方であるとき（細則3条2項）

② 所長等が決定又は決裁に関与した代理援助などの被援助者などが、所長等の現に受任等をしている事件の相手方であることを所長等が知ったとき

また、これらの場合において、当該所長等は、当該代理援助等に関して職務上知り得た情報を、自己が現に受任等をしている事件に利用してはならない（同条2項）。

7－6 地方事務所間における移送

地方事務所長は、援助案件が他の地方事務所において処理することが適当であると認めるときは、当該地方事務所に援助案件を移送することができる（業務方法書41条）。

ここにいう「他の地方事務所において処理することが適当である」ときとは、管轄が遠隔地の裁判所にあり、他の地域で受任者を選任することが適切な場合などである。

この場合、援助開始決定をした事務所（以下「移送事務所」）は、援助案件の移送をしようとするときは、あらかじめ当該援助案件の移送を受ける地方事務所（以下「被移送事務所」）と協議をしなければならない（細則26条2項）。

この事前協議等については、平成19年5月18日付け司支扶12号「援助案件の移送手続における事前協議等について」を参照されたい。なお、その要旨は下記(1)ないし(2)のとおりである。

また、移送先において最終的に受任者等を選任することができない場合には、援助開始決定を取り消すことになる（業務方法書40条1項）（9－40参照）。このような場合、被援助者には強い不満が生じる可能性があることから、移送をしようとするときは、事前に十

分な協議をすることが必要である。

(1) 事前協議の徹底及び事前調整について

円滑な援助案件の移送を行うためには、移送事務所と被移送事務所との間で丁寧に連絡をとり合い、調整を行うことが重要となる。

① 緊急案件への速やかな対応

事前協議を行うことなく、被移送事務所に事件書類を郵送した場合、緊急性のある案件について、これに対応することができず、期限徒過などの過誤につながる危険性がある。また、援助案件の受任者等の選任までに要する時間は、地方事務所ごとに異なっているのが現状であるから、被移送事務所において速やかに受任者等を選任することができるようにするため、事前協議は必ず行う。

② 特殊な案件等の移送について

案件の内容によっては、援助開始決定の前に、被移送事務所において適切な受任者等を選任することができるかどうかという点について、十分な調整をする必要が生ずる。援助開始決定を行ったにもかかわらず、受任者等が見つからず、援助開始決定を取り消すような事態に至った場合、被援助者とのトラブルに発展する可能性もあるから、特殊な案件や、特別な事情のある案件には、援助開始や移送を決定するにあたり、特に注意が必要である。

(2) 事前協議等の方法

協議にあたっては、以下の点を確認する。

- ① 移送の理由（管轄など）
- ② 注意を要すべき期限（控訴、抗告などの申立期限、控訴理由書等の提出期限、消滅時効、出訴期間など）の有無
- ③ その他の緊急を要する手続（保全処分、強制執行、仮執行、執行停止など）の必要性の有無
- ④ 受任者選任の見込み

(3) 移送の手続

援助案件を移送するにあたっては、移送事務所において、被援助者に対し、事件を移送する旨及びその理由を、丁寧に説明すべきである。

また、受任者等は移送後においても、援助案件の進行中の各種の報告、追加費用の支出、関連援助の申込みなどについては、移送事務所に対して行う。したがって、受任者等に対しては、その旨をあらかじめ説明しておく。

なお、書類などが誤って被移送事務所に提出された場合には、速やかに移送事務所に回送する。

移送事務所は、援助案件の移送をする場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない（細則26条3項）。

- ① 援助申込書
- ② 事件調書
- ③ 資力の証明書
- ④ 契約書
- ⑤ 扶助の援助開始決定をした証明書
- ⑥ その他事件の準備及び遂行に必要な書類

【7】援助開始決定と援助不開始決定

移送事務所の法律相談担当者は、援助案件の円滑な処理を図るため、事件調書を詳細に作成しなければならない。

また、被移送事務所は、移送を受けた案件の受任者等となるべき者を速やかに選任し、受任者等に対して、上記書類の写しを交付しなければならない。

(4) 申込者が移送を希望しない場合

援助申込みをいずれの地方事務所で受け付けるべきかという判断にあたっては、申込者及び受任予定者にとっての地理的な便宜や、管轄裁判所への出頭に要する交通費抑制の必要性等を検討する。例えば、申込者の居住地からみて管轄裁判所が遠隔地にある場合、代理援助の開始を申込者の居住地にある地方事務所等で決定し、管轄裁判所のある地方事務所に事件を移送するのが原則である。

一方、申込者が打ち合わせの便宜などの理由から居住地の弁護士を受任者とするよう希望した場合、その必要性及び相当性が認められれば、移送せずに居住地の弁護士を選任することができる。ただし、その場合、事件処理に伴う受任者の旅費や宿泊費は、申込者直接負担とするのが原則である。

【8】事件進行中の手続

【8】事件進行中の手続

8-1 受任者・受託者の義務

受任者・受託者（以下「受任者等」）は、個別事件の処理に当たっては、契約条項に基づく以下の義務を負っている。地方事務所は、これら受任者等の明らかな義務違反の事実を知った場合には、速やかに是正を求め、受任者等がこれに応じない場合には、地方事務所長は適切な指導を行う。また、これらの義務違反に対しては、「苦情取扱規程」や「契約弁護士等に対する苦情等の調査等に関する規程」に基づき、適切に対応する必要がある。

(1) 受任者等の活動の原則

受任者等は、援助案件について、通常の受任事件又は受託事件と同様の配慮及び注意をもって処理しなければならない（契約条項21条）。

(2) 保証金・予納金の納付、支払保証委託契約の締結

受任者は、保証金又は予納金の納付が必要であって、それらをセンターが立替支出することができるときは、受任者名で第三者供託又は予納を行うことができる（契約条項22条1項）。

受任者等は、業務方法書43条2項に規定する予納金を納付するときは、センターに第三者予納を依頼しなければならない（契約条項22条2項）。

受任者等は、民事保全手続における支払保証委託契約を締結する必要があるときは、センターの指定する金融機関とセンターとの間で、同契約を締結するようにセンターに依頼しなければならない（契約条項22条3項）。

～業務方法書43条2項により予納金を直接に納付しなければならないもの～

（代理援助の場合）細則34条

生活保護受給者の自己破産予納金（同時廃止手続によるものを除く）。

（書類作成援助の場合）細則35条

生活保護受給者の自己破産事件の予納金（同時廃止手続によるものを除く）。

成年後見申立事件において、裁判所から鑑定費用として命じられた予納金。

(3) 訴訟救助の申立て

受任者等は、援助事件につき訴訟救助の申立てを要するとの決定がなされたときは、その申立てをしなければならない（業務方法書30条1項3号、同44条、契約条項23条）。

(4) 金銭の立替え、受領の禁止

受任者等は、事件の処理に関し、被援助者のために金銭を立替え又は被援助者から金銭その他の利益を受けてはならない。ただし、特別の事情があり、受任者等が地方事務所長の承認を得た場合は、この限りではない（業務方法書45条、契約条項24条）。

(5) 着手報告

受任者は、速やかに援助案件の処理に着手し、個別契約締結後3か月以内に訴状、答弁書、調停申立書、仮差押若しくは仮処分決定書、納付書、保管金受領書その他事件処理の着手を証する書面の写しを添付した着手報告書を地方事務所長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない（業務方法書46条1項、契約条項25条1項）。

(6) 中間報告

受任者は、事件進行中において援助案件に関連し、別に訴えの提起その他の手続が必要になったときは、その理由を付した中間報告書を地方事務所に提出しなければならない（業務方法書46条2項、契約条項25条2項）。

また、地方事務所長は、援助開始決定後2年を経過したとき又は必要があると認めたときは、受任者に対し事件の進行状況に関する報告書を求めることができる（業務方法書46条3項、契約条項25条3項）。

(7) 終結報告

受任者は、援助案件が判決の言渡し、和解、調停、示談の成立その他の理由により終了したときは、速やかに判決書、和解調書、調停調書、示談書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書46条4項、契約条項25条4項）。

(8) 受託者による作成終了等の報告

受託者は、訴状、答弁書、準備書面その他の援助開始決定を受けた書類作成を速やかに行い、その写しを添付した報告書を地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書47条1項、契約条項26条1項）。

受託者は、書類作成援助の対象となった事件が判決の言渡し、和解、調停の成立その他の理由により終了したことを知ったときは、速やかに判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書47条2項、契約条項26条2項）。

受託者は、書類作成援助の対象となった事件が終了したにもかかわらず、被援助者が判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを受託者に交付しない場合には、その旨を記載した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書47条3項、契約条項26条3項）。

(9) 金銭の取立て

受任者は、事件の相手方その他事件の関係者（以下「相手方等」）から受取るべき金銭があり、任意履行の見込みがあるときは、速やかにこれを取り立てなければならない（業務方法書48条1項、契約条項27条1項）。

受任者は、被援助者が事件の相手方等から受取るべき金銭につき、その受領方法に関する約定を定めるときは、特別の事情がない限り、受任者を受領者としなければならない（業務方法書48条2項、契約条項27条2項）。ここでいう「特別の事情」には、受領金銭が扶養料である場合などが該当する。

(10) 受領金銭の扱い

受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、被援助者に交付せず、受任者において一時保管するとともに、その事実を速やかに地方事務所長に書面で報告しなければならない（業務方法書49条1項、契約条項28条1項）。

受任者は、地方事務所長が必要であると認めたときは、前項により受領した金銭の全部又は一部を地方事務所長に引き渡さなければならない（業務方法書49条2項、契約条項28条2項）。

(11) 辞任の場合の処理

受任者等は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとするときは、地方事務所長にその理由を付した文書を提出して辞任の申出をしなければならない（業務方法書51条1項、契約条項30条1項）。

受任者等は、辞任を承認された場合において、地方事務所長から既に交付を受けた金銭の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない（契約条項30条2項）。

(12) 解任の場合の処理

受任者等は、被援助者から解任の申し出がなされ、地方事務所長が解任を承認した場合において、地方事務所長から既に交付を受けた金銭の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない（契約条項31条）。

8-2 受任事務の範囲

受任者等が行うべき事務は、援助の対象となった案件の受任事務の範囲に及ぶ。事件処理の上で、受任事務の範囲を超える事務処理が必要となった場合は、当該事務について、関連事件として援助決定するか否かを検討することになる。

受任事務の範囲内というためには、①援助決定された事件に付随する事務であること、②事務処理が比較的簡易であることを要する。訴訟事件の場合、移送申立て、訴訟救助の申立て、訴訟費用確定処分の申立て、文書提出命令申立てなどは、本案事件に付随し（①）、事務処理が比較的簡易（②）といえることから、受任事務の範囲内と考えられる。一方、証拠保全申立、民事保全申立、強制執行申立、強制執行停止申立などは、本案事件に付随するものではあるが、一般的に事務処理が簡易といえないことから、受任事務の範囲を超えるものとして、関連事件としての援助を検討することになる。

なお、①と②の要件を満たすとしても、その事務処理を行うべきか否かは手続の必要性の高さにより異なるので、受任者の判断に委ねられる。

受任事務の範囲外であっても、関連事件として援助することの可否については別途検討を要する（5-9(2)参照）。

8-3 復代理人選任の可否

代理援助がなされている事件において、復代理人を選任することにつき、一般論としては、復代理人を選任すること自体は可能である。また、復代理人が選任された場合でも、代理援助契約に基づく権利義務は、受任者自身に残存する。

～復代理人の費用～

Q. 代理援助事件で受任者から復代理人を選任したいという申し出があった場合、着手金を増額することはできますか。

A. 代理援助事件は1人の受任者を前提としており、復代理人を選任した場合でも、それを理由として着手金を増額しないのが原則です。

ただし、例えば金銭事件等の場合において、当該事案が「事件の性質上特に処理が困難なもの」に該当する場合には378,000円まで着手金を支出することができますので、この規定の適用を検討します（「代理援助立替基準」の(1)から(3)の着手金の備考欄）。もっとも、この規定を適用して着手金を増額する場合でも、着手金は受任者1人に対して支払うこととなります。

8-4 償還方法の変更

地方事務所長は、事件進行中に、被援助者から、援助開始決定又はその後の決定において定めた立替金の償還方法の変更を求める申請を受けた場合において、その申請の全部又は一部を相当と認めるときは、立替金の償還方法の変更を決定することができる（業務方法書34条1項）。

また、償還方法の変更の決定をする場合には、地方扶助審査委員の審査に付す必要はない。

8-5 事件進行中の猶予

地方事務所長は、事件進行中に、被援助者から、援助開始決定又はその後の決定において定めた立替金の償還の猶予を求める申請を受けた場合において、被援助者が業務方法書31条1項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、立替金の償還猶予を決定することができる（業務方法書34条3項）。地方扶助審査委員の審査に付す必要はない。

事件終結までの償還の猶予の決定の要件については、7-1(4)参照。また、償還猶予申請についての処理がなされなかった場合については、10-2参照。

8-6 立替金の償還が滞った場合の対応

事件の進行中に償還が滞った場合は、被援助者から事情を聴取し、受任者・受託者の協力を得るなどして償還を求めるのが原則である。その上で、当初に決定した償還方法により償還することができない事情があるときは、被援助者に対し、償還額の減額や償還猶予の申請をするよう促し、その申請を相当と認めるときは、償還方法の変更や償還猶予の決定をすることができる（業務方法書34条）。

なお、被援助者が問い合わせに対して誠実に対応しない場合や償還能力がありながらも償還の意思がみられないときには、扶助の趣旨に適しないことが明らかであるとして援助開始決定を取り消すこと（業務方法書40条1項、9条3号）や、個別契約を解除（業務方法書54条1項1号）することなどが考えられる（9-40、9-41参照）。

また、上記のような事案では、立替金の償還が滞っている場合、関連事件の援助や追加支出等の審査は特に慎重に行う必要がある。

8-7 追加費用の支出

受任者等は、立替費用につき、援助開始決定その他の決定に定める額に不足が生じたときは、地方事務所長に追加費用の支出の申立てをすることができる（業務方法書50条1項）。

受任者等は、疎明資料を添付して、追加費用支出申立書を提出しなければならない。この疎明資料としては、請求書、領収書などが考えられる。

地方事務所長は、上記の申立てがあったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、立替基準に従って、追加費用の支出について決定する（業務方法書50条3項）。

ただし、10万円以下の追加費用の支出については、地方扶助審査委員1名の審査に基づき決定することができる（業務方法書28条2項）。

なお、援助事件が複数ある場合は、追加支出項目の限度額は、被援助者の当該援助事件及びその関連事件における追加支出の合計額に適用される（細則14条の4本文）。

ただし、地方事務所長は、ある追加支出項目について、限度額を複数の事件における追加支出の合計額に適用することが著しく不相当と認めた場合は、当該追加支出項目につき、複数の事件における追加支出を合計しないで限度額を適用することができる（細則14条の4ただし

書)。

～細則14条の4ただし書を適用する場合～

事件ごとに限度額を適用することになり、援助事件数に限度額を乗じた額が、追加支出限度額となるわけではないことに注意してください。限度額が35万円の印紙代について例をお示しします。

A事件の印紙代が20万円、B事件の印紙代が40万円の場で、同条ただし書を適用することが相当とされたと仮定すると、A事件については20万円の支出が可能です。B事件については限度額35万円までの支出となり、残金5万円は被援助者の直接負担となります。A事件の限度額までの剰余分15万円をB事件に充てることはできません。

(1) 被援助者からの意見聴取

地方事務所長は、追加費用の支出についての決定をするにあたっては、被援助者の意見を聴かなければならない(業務方法書50条4項本文)。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない(同項ただし書)。

被援助者からの意見聴取方法としては、被援助者に直接確認を取る方法の他、受任者を通じた意見聴取方法も考えられる。ただ、受任者を通じた意見聴取については、被援助者と受任者との信頼関係が悪化している場合などには、差し控えるべきである。また、被援助者に障がいがあり、書面での意見提出が困難な場合などには、職員が被援助者の意見の聴取書を作成するなどして対応することも可能である。

なお、「特別の事情」(同項ただし書)については、厳格に解すべきであり、被援助者が行方不明であるとか、当該手続を行う必要性・緊急性があり、かつ、被援助者の意見を聴くことができないなど、例外的な場合に限られる。そして、特別の事情がある場合には、これを記録上明らかにしておく。

(2) 追加支出額

① 代理援助について

代理立替基準(注)5によれば、追加支出限度額が次のとおり定められている。この限度額を超える場合(当初の5,000円又は6,400円を除いて追加した支出が各限度額を超えた場合をいう。)には、原則として被援助者の直接負担となる。

(ア) 鑑定料	51万4285円(ただし、医療過誤事件は82万2857円)
(イ) 登録免許税	35万円
(ウ) 申立ての手数料(印紙代)	35万円
(エ) (オ)以外の予納金	50万円(ただし、民事執行(不動産)事件は100万円)
(オ) 官報公告費を除く自己破産事件予納金	20万円
(カ) 記録謄写料	20万円
(キ) 通訳料	10万2857円
(ク) 翻訳料	10万2857円
(ケ) その他実費	30万円

((ア)～(ケ)以外の実費すべてを合算しての限度額)

(ア) 鑑定料

鑑定料は、本来裁判所において行う鑑定のための費用として、裁判所に予納する金員

を想定したものであるが、訴訟上の準備・追行上、被援助者が裁判外で鑑定意見書を依頼・作成することが不可欠な場合については、その作成費用を裁判所に予納する鑑定料に準ずるものとして、(ア)の基準に基づき限度額 51 万 4286 円（医療過誤 82 万 2857 円）まで追加支出をすることができる（平成 23 年 12 月 26 日付け司支扶第 116 号「医事事件等における鑑定料の立替え（追加支出）について（通知）」参照）。

(カ) 記録謄写料

記録謄写料については、当該事件について通算した額が 5,000 円を超える部分についてのみ、追加支出をすることができる（細則 14 条の 2 第 1 項）。

(ク) その他実費

「その他実費」は、前記(ア)ないし(ク)に含まれない、訴訟などの手続において必要な費用をいう。

また、追加支出項目の「その他実費に該当する実費」については、これを以下の(a)から(h)までに区分し、各項目毎に、これに該当する実費を当該事件について通算した額が 5,000 円（ただし、(a)については 6,400 円）を超える部分についてのみ、追加支出をすることができる（細則 14 条の 2 第 2 項）。

(a) 裁判所に対する予納郵券（予納郵券に代わる予納金を含む）

(b) 戸籍謄抄本（除籍及び附票を含む）、住民票（除票を含む）及び外国人登録原票記載事項証明書

(c) 登記簿謄抄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書

(d) 弁護士法 23 条の 2 に基づく照会手数料

(e) 通信費及び荷造運搬費

(f) 交通費のうち、細則 13 条に基づく支出の対象とならないもの

(g) 裁判所に納める申立手数料のうち、代理立替基準の実費等の備考欄で、支出の対象とされていないもの

※代理援助立替基準の実費備考欄に印紙代を「追加して支出する」と記載がある場合は、(ウ)の限度額まで追加して支出することができる。

(h) 上記(a)ないし(g)に該当しないもの

もっとも、裁判所に納める予納金（上記(a)を除く）については、同項の規定にかかわらず、その全額を追加支出することができる（細則 14 条の 2 第 3 項）。なお、この「全額」とは、5,000 円を超える部分に限られないという趣旨であって、業務方法書上の限度額（その他実費の上限 30 万円）を超えられるという趣旨ではない。

国選被害者参加弁護士又は国選弁護人が、その選任に係る刑事事件に関する損害賠償命令事件につき受任者等となった場合は、損害賠償命令事件のみの処理のために必要な実費が、追加支出の基礎となる（細則 14 条の 2 第 4 項）。

② 書類作成援助について

書類立替基準実費欄に記載された追加支出限度額を超える実費については、原則として被援助者直接負担となる。また、立替基準実費欄に記載の無いその他の実費については、被援助者直接負担となる（書類立替基準（注）4 及び 5）。

書類立替基準（注）4 及び 5 の規定にしたがい、実費を追加支出する場合、実費を次の(ア)から(イ)までに区分し、各号毎に、これに該当する実費を当該事件について通算した額が 5,000 円（ただし、(ア)については 6,400 円、(イ)及び(ウ)については 3,000 円）を超える部分についてのみ、被援助者直接負担による追加支出をすることができる。

(ア) 裁判所に納める郵券（郵券に代わる予納金を含む）

(イ) 戸籍謄抄本（除籍及び附票を含む）、住民票（除票を含む）及び外国人登録原票記

載事項証明書

(ウ) 登記簿謄抄本、登記事項証明書、公図及び地積測量図等並びに固定資産税評価証明書

(エ) 弁護士法23条の2に基づく照会手数料

(オ) 通信費及び荷造運搬費

(カ) 交通費のうち、細則第13条に基づく支出の対象とならないもの

(キ) 裁判所に納める申立手数料のうち、業務方法書別表3の実費の備考欄で、支出の対象とされていないもの

*書類立替基準の実費備考欄に「印紙代を追加して支出する」と記載がある場合、印紙代は同基準に定められている実費には含まれず、これを追加して支出することができる。

(ク) 上記(ア)ないし(キ)に該当しないもの

～「被告・被控訴事件」と「控訴事件」における印紙代～

代理立替基準「(6)その他」の「㊸被告・被控訴事件」と「㊹控訴事件」には、実費等の備考欄に印紙代支出の可否が明記されていませんので、以下の扱いとしてください。

① 被告・被控訴事件（被援助者が被告もしくは被控訴人の場合）

印紙代は相手方（原告・控訴人）が手続をとるために必要とされた費用ですので、事後的に被告・被控訴人の負担とされた場合であっても、被援助者にとって「民事裁判手続の準備及び追行」のための費用に該当せず、追加支出はできません。

② 控訴事件（被援助者が控訴人の場合）

実費等基準額の欄に「金銭事件～行政事件に準ずる」と記載されていることから、当該事件類型の「実費等備考欄」に準じて取り扱うことになります。備考欄に「訴訟上の救助の決定を求めるものとする」、「訴訟救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する」と記載されている場合は、そのように取り扱ってください。

8-8 旅費及び宿泊費の追加支出

地方事務所長は、受任者が事件の処理のため事務所所在地から離れた地（日本国内に限る。以下「遠隔地」という）に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、受任者が、通常の経路及び方法を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地において必要かつ相当な活動を行った後に受任者の事務所所在地に戻る場合に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む）の合計が4時間を超えるととき又はその場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る）が5,000円を超えるとときは、細則13条の基準により、代理立替基準に定める限度額の範囲内で、必要な旅費及び宿泊費を立て替えて支出する旨を決定することができる（細則13条）。

すなわち、旅費及び宿泊費を立替支出するためには、

① 必要かつ相当であること、

② 通常の経路及び方法を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地において必要かつ相当な活動を行った後に受任者の事務所所在地に戻る場合に、

(ア) 旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む）の合計が4時間を超えるか、

(イ) 現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る）が5,000円を超えることが必要となる。

(1) 旅費及び宿泊費を立替支出するための要件

① 必要かつ相当であること

まず、受任者が事件の処理のため遠隔地に赴くことが「必要かつ相当であること」が要件となる。

この点、出張旅費や宿泊費は、事件処理のため必要かつ相当な活動であれば、必ずしも裁判所への出頭には限られず、それ以外の旅行についても立替えをすることは可能である。

この立替えをするためには、援助案件にかかる事務処理を行うにあたって、遠隔地において事務を行う必要があることは当然であるが、これに加えて、相当性が必要となる。

この相当性については、遠隔地において行うべき事務処理が必要不可欠なものであるのか、他に代替し得る方法がないのか、といった点について検討することになる。

なお、単に被援助者の希望により事務所所在地が管轄裁判所から遠隔の地にある受任者を選任したような場合には、事務所所在地から裁判所に出頭する場合の旅費や宿泊費の支出については、「交通費は被援助者直接負担とする」と決定する（7-6(4)参照）。

② 通常の経路及び方法

次に、細則13条によれば、受任者が、通常の経路及び方法を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地において活動を行った後に受任者の事務所所在地に戻る場合に、(7)旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む）の合計が4時間を超えるか、(4)その場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。以下この条において同じ）が5,000円を超えることが必要とされている。

もっとも、上記(7)の場合における「通常の経路及び方法」については、現実には受任者が移動した経路が「通常の経路及び方法」であることまでは要求されていない。

すなわち、受任者が「通常の経路及び方法」以外の経路・方法によって移動した場合であっても、直線距離に基づく算出基準によって立替支出することを妨げるものではない（もちろん、この場合は、実費額に基づく算出基準によって立替支出することができないことは当然である）。

上記の規定は、(7)「通常の経路及び方法」によって移動したと仮定した場合において、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む）の合計が4時間を超えることが想定される場合か、あるいは、(4)「通常の経路及び方法」を現実に移す場合において、その場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。）を算定すると、5,000円を超える場合をいう。

この点、(4)については、「現に支払う」交通費の額と規定しているから、実際に当該経路によって移動していることを要するというべきである。

なお、「通常の経路及び方法」については、後記(2)②を参照されたい。

③ 旅行のために通常要すべき時間

次に、「旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む）の合計が4時間を超える」とは、当該経路によって移動をした場合において、通常想定される移動時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む）が4時間を超えることをいう。

この点、同一の経路で移動する場合であっても、時間帯によって、4時間を超えるときと超えないときが生ずる場合が考えられるが、「公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。」とされていることから、当該案件にかかる移動において通常想定される移動時間をいうというべきであり、具体的には、出頭等をすべき時間（例えば開廷時間）を基準として、それに間に合うように移動するために事務所所在地を出発すべき時刻を求めた上で、その時刻に出発した場合、旅行のために通常要すべき時間が4時間を超えるか否か、という判断をすることになる。

④ 現に支払う交通費の額

「現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。以下この条において同じ。）が 5,000 円を超える。」とは、当該経路によって実際に移動をする場合において、現に支払う交通費の額をいう。

「長距離の移動部分」とは、当該経路において、主要な移動手段にかかる部分をいうと解される（後記(2)②(イ)参照）。

(2) 算出基準

細則 13 条は、旅費を算出する基準として、(ア)直線距離に基づく算出基準、(イ)実費額に基づく算出基準を定めているが、前者によって支出するのが原則である。

もっとも、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が直線距離に基づいて計算した旅費額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え、プリペイドカードの裏面に印字された利用明細等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費に相当する金額を支出することができる。

実費額に基づく算出基準により追加支出をするためには、これらの資料が現実に疎明資料として提出される必要がある。

また、事務所所在地簡易裁判所と出張先簡易裁判所との間の一部の区間につき実費額による支出をするときは、その余の区間について直線距離に基づく旅費額の支出は行わない（同条一ウ）。したがって、移動経路の一部につき実費により算出し、それ以外の部分について直線距離に基づき算出することは許されない。

① 直線距離に基づく算出基準

直線距離に基づく算出基準による場合、その算出方法は、受任者の事務所所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（事務所所在地簡易裁判所）と、赴いた場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（出張先簡易裁判所）との間の直線距離（1 キロメートル未満の端数は切り捨てる）を基準として、その距離が 10 キロメートルの範囲内にあるときは零とし、これらの間の距離が 10 キロメートル以上のときは、その距離に、下記表の左欄に掲げる当該距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額となる。

左欄	右欄
10キロメートル以上 100キロメートル未満	1キロメートルにつき30円
100キロメートル以上 301キロメートル未満	1キロメートルにつき50円
301キロメートル以上	(1) 301キロメートル未満の部分 1キロメートルにつき50円 (2) 301キロメートル以上の部分 1キロメートルにつき40円

なお、事務所所在地簡易裁判所と出張先簡易裁判所が同一である場合には、当然のことながら、ゼロとなる。

また、「簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所」であるから、例えば、事務所所在地が墨田区である場合には、事務所所在地簡易裁判所は、東京簡易裁判所墨田分室ではなく、東京簡易裁判所である。

このように、直線距離に基づく算出基準においては、管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所を基準とすることから、事務所所在地簡易裁判所から出張先簡易裁判所までの直線距離よりも、事務所所在地から遠隔地までの直線距離のほうがはるかに短い場合であっても、前者を基準として算出することになるし、逆に、事務所所在地簡易裁判所から出張先簡易裁判所までの直線距離よりも、事務所所在地から遠隔地までの直線距離のほうがはるかに長い場合であっても、前者を基準として算出することになる。

② 実費額に基づく算出基準

前記のとおり、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が直線距離に基づいて計算した旅費額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え、プリペイドカードの裏面に印字された利用明細等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費に相当する金額を支出することができる。

なお、これらの文書はあくまで例示であるから、その他の資料が提出された場合であっても、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が直線距離に基づいて計算した旅費額を超えることを明らかにするものであれば、実費額に基づく算出基準により支出をすることができる（細則13条一号イ）。

なお、「現に支払った交通費」については、原則として長距離の移動部分に限る（細則13条本文、同一号イ）。

(7) 自家用車による移動

自家用車による移動の場合には、通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った高速自動車国道や自動車専用道路の通行料金の額が直線距離に基づいて計算

した旅費額を超えることを明らかにする領収書等が提出された場合に、これらの通行料金の実費を支出することができる。直線距離に基づいて計算した旅費額と、実費額の両方を支出することはできない。また、ガソリン代、駐車料金については、追加支出をすることはできない。

(イ) 通常の経路及び方法

「通常の経路及び方法であること」という要件については、「最も経済的な通常の経路及び方法（民事訴訟費用等に関する法律25条参照）」である必要はなく、具体的状況下において一般人が合理的に選択するであろう経路及び方法を指す。したがって、必ずしも最も運賃が安い経路を選択しなければならないわけではない。

(ロ) 長距離の移動部分

細則13条本文同条一号イによれば、「現に支払った交通費」は、原則として「長距離の移動部分」に限られる。

もっとも、移動経路の主たる部分の中で、特急列車が運行されていない路線がある場合には、その普通列車の部分も「長距離の移動部分」に含まれるというべきであろう。

(ハ) 特急・新幹線

次に、旅行をするにあたっては、特急を利用する場合は考えられるが、特急に乗車することが「通常の経路及び方法」といえるかどうか、という点については、前記のとおり、具体的状況下において一般人が合理的に選択するであろう経路及び方法といえるかどうかを、個別具体的に判断するほかない。一般的には、片道の移動距離がおおむね100キロメートル以上であれば、特急を利用することは、「通常の経路及び方法」といってよいと考える（民事訴訟費用等に関する法律21条2項、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則6条2項参照）。

なお、直線距離に基づく算出基準において、直線距離100キロメートル以上について、100キロメートルよりも単価が増額されているのは、100キロメートル以上の場合には、特急を利用することを前提としているからと考えられる。

新幹線の特急料金についても、原則として上記と同様に考えてよいと考えられる。ただし、同一区間において、在来線や私鉄の特急が頻繁に運行されている場合には、新幹線の利用は、原則として「通常の経路及び方法」にあたらない。

なお、特急を利用した場合に追加支出することができるのは、普通車指定席の運賃というべきであり、グリーン料金を支出することはできない。もっとも、受任者がグリーン車を利用した場合であっても、グリーン料金を自ら負担し、普通車による運賃を実費額に基づく算出基準によって立替支出することは差し支えない。

(ニ) 高速バス

高速バスも、(a)高速バス以外の方法によって移動することが不可能あるいは著しく困難な場合や、(b)同一区間を特急で移動するよりも、高速バスで移動したほうが経済的であるような場合には、「通常の経路及び方法」というべきである。

なお、現に支払う交通費の額は、原則として長距離の移動部分に限られる（細則13条）。したがって、出張先の駅からの路線バスの運賃やタクシー料金については、原則として支出の対象とはならない。その趣旨は、小口の交通費については、援助開始決定において定められる実費に含まれているためである。

(ホ) 船舶

船舶による移動が、細則13条の要件を満たすような場合には、「通常の経路及び方法」にあたることが多い。もっとも、陸路や空路によっても移動が可能である場合に、それらを上回る船賃を要する場合には、一般的には「通常の経路及び方法」にはあたらない。

船賃に等級がある場合には、最も下の等級の船賃に限って、支出することができる。

(イ) 航空機

航空機の利用は、以下のような場合に「通常の経路及び方法」にあたる。

- (a) 鉄道等の手段と比較して、航空機を利用することが安価な場合
- (b) 航空機を利用することにより旅費総額が安価となる場合
- (c) 航空機以外の移動手段によると、出発地から用務先までの旅行時間に4時間を超える場合
- (d) 航空機を利用することにより、日帰りが可能となる場合

航空機を利用した場合には、実際に搭乗したことが分かる疎明資料として航空券の半券などが必要である。

(3) 宿泊料

細則13条によれば、旅費を支出することができる場合には、宿泊費を立て替えて支出する旨を決定することができる。

もともと、あくまで、「必要な」宿泊費を支出することができるのであるから、宿泊をしなくとも遠隔地における事務処理を行うことができる場合は、必要な宿泊料とはいえないから、これを支出することはできない。

したがって、宿泊がやむを得ないものかどうかを慎重に判断した上、これがやむを得ないと判断される場合には、同条第2号の基準により、追加支出をすることができる。

宿泊料の追加支出については、原則として、領収証、宿泊証明書等、宿泊したことの疎明資料が必要である。

～受任者から、パック旅行（宿泊含む）を使った方が旅費を安くすることができるとの問い合わせがあった場合の検討方法について～

通常の経路を確認し細則に基づき旅費を算定し、パック旅行代金と比較して安い金額にて追加支出することが適当です。

なお、パック旅行に宿泊が含まれている場合でも、旅費に宿泊費を含めて算定するには、宿泊しなければならない事情を十分に確認して審査において相当と認められた場合に限りしますので、ご注意ください。

(4) 旅費及び宿泊料の支出限度額

出張旅費及び宿泊費の追加支出額は、代理立替基準の備考欄に記載された追加支出限度額の(9)その他の実費30万円の範囲内となる。ここにいう「その他実費」の30万円は、追加支出限度額(1)ないし(8)以外の実費全てを通算した上での限度額であることに注意が必要である。

(5) 細則13条に基づく支出の対象とならない交通費

交通費のうち、第13条に基づく支出の対象とならないものについても、これに該当する実費を当該事件について通算した額が5,000円を超える部分については、追加支出をすることができる（細則14条の2第2項6号）。

これは、細則13条によって追加支出をすることができない交通費、すなわち小口の交通費であっても、通算した額が5,000円を超えるものについては、援助開始決定において定められる実費には含まれないと解されることから、例外的に追加支出を認めたものと解され、「第13条に基づく支出の対象とならないもの」には、同条による支出がなされた場合にお

ける「長距離の移動部分」以外の部分も含まれる。

細則14条の2第2項の場合も、必要かつ相当であり、通常の経路及び方法で移動した場合に限って認められる。

また、細則14条の2第2項には、直線距離に基づく算出基準が規定されていない以上、実費額に基づいて支出するほかない。

「通常の経路及び方法」は、細則13条と同様に考えることができる。したがって、必ずしも最も運賃が安い経路を選択しなければならないわけではないが、「通常の経路及び方法」といえるものでなければならない。

タクシーの運賃については、鉄道や路線バスによって移動することが容易にできる場合は、必要かつ相当とはいえないから、追加支出が認められるのは、鉄道や路線バスによる移動が不可能又は著しく困難な場合に限られる。

8-9 通訳料・翻訳料の追加支出

(1) 代理援助について

事件処理に関連して、通訳料及び翻訳料が必要と判断されるときは、以下の基準により追加支出をすることができる。

① 通訳料

(ア) 通訳料の単価

通訳料は、打合せや期日などで通訳を必要とするごとに支出する。具体的には、各回の最初の1時間につき12,342円（交通費及び消費税を含む）以内とし、30分増すごとに5,142円（消費税込）以内の金額を加算する（細則14条1号ア）。

(イ) 支出限度額

通訳料の支出限度額は、援助案件1件につき総額102,857円（消費税込）である（代理援助立替基準（注）5（7））。この通訳料の支出限度額には、交通費を含むものとされている（細則14条1号ウ）。

(ウ) 予納金である場合

通訳料が、裁判所に納める予納金である場合は、代理援助立替基準（注5（4）の予納金）の追加支出限度額の範囲内で追加支出することができる（細則14条の2第3項）。

(エ) その他

なお、通訳料には、通訳人に支払う日当、交通費等が含まれているから、これらを別に追加支出することはできない。ただし、遠距離移動を伴う場合は別途交通費の支出が可能である（細則14条1号イ）。また、いわゆる待機謝金（細則12条の4又は同12条の5第7号参照）については、規定がない以上、これを追加支出することはできない。

② 翻訳料

翻訳料とは、言語の翻訳を行う場合に、これに要する費用をいう。なお、カルテなどの翻訳の費用は、ここにいう翻訳にはあたらず、「その他実費」として支出する。

(ア) 翻訳料の単価

翻訳料の単価は、原文A4版1枚につき4,628円（消費税込）以内とする（細則14条2号）。

(イ) 支出限度額

翻訳料の支出限度額は、援助案件1件につき総額102,857円（消費税込）である（代理立替基準（注）5（8））。

(2) 書類作成援助について

書類作成援助においては、業務方法書及び細則上、通訳料及び翻訳料を支出することができる旨の規定がないから、これを支出することはできない。

8-10 処理方針の変更

援助開始決定後、受任者等が援助事件の事務処理に着手した後に、援助の対象となっている手続ではなく、これとは異なる手続を行う必要が生じた場合（このような場合を、実務上、「処理方針の変更」とよんでいる）には、受任者等は、事件処理方針を変更する旨の報告書（着手報告書や中間報告書）を地方事務所長宛に提出する必要がある。

この場合、実費や着手金の変更が必要となる。この点、業務方法書33条によれば、地方事務所長は、援助開始決定又はその後の決定において定めた事項について、被援助者や受任者等から変更を求める申請があった場合又は職権により、援助開始決定後にその全部又は一部を変更することが相当であると認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、これを変更する決定をすることができる。

上記の決定をするにあたっては、被援助者から申請を受けた場合を除き、地方事務所長は、被援助者の意見を聴かなければならない（業務方法書33条5項本文）。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない（同項ただし書）。

被援助者からの意見聴取方法としては、被援助者に直接確認を取る方法の他、受任者を通じた意見聴取方法も考えられる。ただし、受任者を通じた意見聴取については、被援助者と受任者との関係が悪化している場合などには、差し控えるべきである。また、被援助者に障がいがあり、書面での意見提出が困難な場合などには、職員が被援助者の意見の録取を作成するなどして対応することも可能である。

なお、「特別の事情」（業務方法書33条5項ただし書）については、厳格に解すべきであり、当該手続を行う必要性・緊急性があり、かつ、被援助者の意見を聴くことができないなど、例外的な場合に限られる。そして、特別の事情がある場合には、これを記録上明らかにしておく。

上記の決定をする場合において、受任者等に対し、既に交付した金銭の返還を求めるべき旨を決定したときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れるとされている（同項後段）。処理方針の変更に伴って実費や着手金を減額したときは、必ず金銭の返還を求めるべき旨の決定をすべきであって、その場合には、その決定の内容にしたがい、受任者等は既に交付した実費及び着手金の一部を返還しなければならない。

処理方針の変更の場合には、新たな援助開始決定はしないが、既に従前における援助の対象とされていた手続の大半を完了しているような場合には、新たな手続について、これを関連事件として援助することも可能である。その場合、関連事件の実費及び着手金については、適宜減額して決定する（代理立替基準（注）3、4）。

処理方針の変更による処理ができるのは、事件の同一性がある場合に限られ、全く異なる事件に変更することはできないことに注意を要する。その場合には、元の事件につき援助を終結し、新たな事件について援助開始決定をすることになる。

8-11 関連事件の援助

既に援助開始決定がなされた事件がある場合、事件の進行とともに、関連した新たな手続を行うことがあり、実務上、「関連事件」と呼んでいる。関連事件の援助申込みの方法については2-4を、援助の可否や立替基準については5-9を、それぞれ参照されたい。

なお、関連事件を援助することにより、立替金が高額になる場合は、本部との協議が必要となる（5-12参照）。

8-12 受領した金銭の取扱いと中間報酬金

(1) 相手方等から受領した金銭等の取扱い

受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、被援助者に交付せず、受任者において一時保管するとともに、速やかに、地方事務所にその事実を書面で報告しなければならない（業務方法書49条1項）。

また、地方事務所長は、必要があると認めるときは、受任者に対し、前項の規定により受領した金銭の全部又は一部を地方事務所長に引き渡すよう求めることができる（業務方法書49条2項）。

地方事務所長は、終結決定があったときは、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を精算して、残金を被援助者に交付し又は受任者をしてこれを交付させる（業務方法書49条3項本文）。事件進行中に相手方から金銭を受領した場合は、援助終結決定があるまで、受任者がこれを保管するのが原則である。

ただし、必要と認める事情があるときは、その決定の前であっても、被援助者に対し、受領金銭の一部を交付し又は受任者をしてこれを交付させることができる（業務方法書49条3項ただし書）。例えば、事件進行中に、相手方から引越費用が支払われたが、援助終結決定より前に明渡しをしなければならない場合や、生活費の一部が支払われたが、これを費消することが必要不可欠であるようなときに、援助終結決定を待たずに、被援助者に金銭を交付するような場合が考えられる。

相手方から受領した金銭のうち、どの範囲までを被援助者に交付するかについては、後に行う援助終結決定において定める受任者に対する報酬金や今後の償還を考慮して、地方事務所長が決定する。

(2) 中間報酬金

地方事務所長は、受任者から、事件に関し相手方等から金銭を受領した旨の報告を受けたときは、援助終結決定の前であっても、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づいて、事件に関し相手方等から受領した金銭に対応する報酬金の額及び支払方法を決定することができる（業務方法書49条の2）。

なお、この中間報酬金はあくまで報酬金の一部払いとの位置づけであるため、援助終結決定時には、中間報酬金として決定した分も含めて最終的な報酬の判断をする必要がある（その前提として、意見聴取も当然必要である）。

8-13 資力基準を満たさないことが判明した場合

援助開始決定後において、被援助者が資力基準を満たしていないことが判明した場合、地方事務所長は、援助案件につき業務方法書9条各号に掲げる援助要件のいずれかを欠くことが明らかになったとして、決定により、援助開始決定を取り消すことができる（業務方法書40条1項）。具体的には9-40を参照。

援助開始決定を取り消す決定をしようとするときは、あらかじめ、地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない（業務方法書40条2項）。また、取り消す決定をする場合には、受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法を定めることができる（返金を求める基準については、細則27条参照）。この場合、被援助者は、その限度で立替金の償還を免れる（業務方法書40条3項）。

業務方法書9条各号に掲げる援助要件のいずれかを欠くことが明らかになったときには、当該援助案件を取り消す決定をすることになるため、受任者・受託者にそれまでの活動状況を報

告するよう求め、細則27条の規定に基づき返金を求めるべき金額を決定する。

8-14 事件進行中の資力の回復

事件進行中に被援助者の資力が回復したことが判明した場合には、「援助を継続する必要がなくなった」というべきであるから、地方事務所長は、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をすべきである（業務方法書56条）。

しかしながら、例えば、交通事故による損害賠償請求事件において、事件処理の途中に保険金を受領した場合のように、援助事件にかかる事務処理の結果として、資力が回復するようなことは、そもそも援助開始決定時において予定されていたというべきであるから、「援助を継続する必要がなくなった」ということはできない。また、資力基準を満たさなくなった後は、関連事件を含む新たな援助開始決定をすることはできない。

他方、事件進行中に、援助案件と関係なく資力が回復した場合には、原則として援助を終結すべきである。例えば、事件とは無関係に多額の遺産を相続したような場合がこれにあたる。このような事案では、事件の進行状況等に応じて立替金の額を相当な額に変更した上で、立替金の即時償還を依頼するのが相当である。

8-15 被援助者の連絡途絶や行方不明の場合

事件進行中に、被援助者が連絡を絶った場合や、行方不明となった場合には、まずは受任者等に調査を依頼し、それでも分からないときには、受任者等にその旨を記載した報告書の提出を求める。

被援助者が、正当な理由なく連絡途絶や行方不明となった場合、地方事務所長は、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、個別契約を解除することができ（業務方法書54条1項1号）、その場合、地方事務所長は、終結決定をすることができる（同56条1項2号）（9-41参照）。

8-16 受任者等の報告懈怠

契約条項に定められた各種報告書を受任者等が提出しない場合には、その提出の督促を行う。文書による督促の具体的方法については、平成21年9月30日付け「受任者等への報告書の定期的督促の実施について」及び平成25年9月6日付け「着手報告書督促要領」参照。

報告義務の懈怠は、受任者・受託者予定契約及び個別契約の義務違反となるため、再三の督促にもかかわらず、各種報告書が提出されない場合には、法律事務取扱規程に基づく契約上の措置の対象となる（法律事務取扱規程6条2項2号）。文書による督促の際には、このような報告書を提出しないことによる効果について、注意喚起する。

また、各種報告書が提出されない場合には、受任者等が受任又は受託した案件について必要な対応を行わなかったとき（業務方法書54条1項4号）に該当するものとして、個別契約の解除を検討する。

～長期未終結事件の処理について～

援助開始決定から、2年を経過した事件（いわゆる「長期未終結事件」）には、訴訟が長引いているなどの事情があると思われますが、中には単に報告を忘れているような事件が含まれることがあります。このようなことのないよう、また、何らかの事情により事件処理が進んでいない事案がないよう適時に報告書の提出を求める必要があります。

平成24年9月13日付け事務連絡「長期未終結事件処理要領（改訂版）の発出について」では、受任者等への報告書提出の督促方法のほか、被援助者への連絡方法や地方事務所長（支部担当事件については支部長）から受任者等への督促等についても記載しており、長期未終結事件を終結に導くための論点を網羅していますので、同要領に基づき積極的に取り組んでください。

8-17 受任者死亡等により後任者を選任する場合の着手金・実費

受任者等が死亡した場合や、辞任や解任がなされた場合において、後任の受任者等を選任するときは、事件の進行度合いに応じ、代理立替基準に基づく着手金・実費の額より減額することができないか検討する。

8-18 立担保援助

(1) 立担保の要件

保全事件の担保は、実質的には実体法上の損害を賠償するためのものである。保全命令又はその執行が違法又は不当であったため保全命令の債務者が損害を被り、担保の全部又は一部について担保取消手続を行うことができなくなったときは、被援助者は、法テラスに対し、担保取消手続を行うことができなくなった額（債務者から担保取消しの同意を得るために法テラスが債務者に金銭を支払った場合はその額）について、立替金としてこれを償還する義務を負う（細則29条）。したがって、被援助者に対しこの点を十分に教示しておくべきことはもとより、立担保の審査にあたっては、特に慎重な検討が必要となる。

具体的には、援助事件（保全事件等）の内容のみならず、予定される本案の内容、申込者の属性、申込に至る経緯、相手方との関係、代理人（受任者）の辞任・解任の経緯の有無、関連事件の有無・内容に照らし、相手方からの損害賠償請求の可能性や損害額の見通しを十分に検討し、慎重に判断する（平成24年8月27日付け事務連絡「立担保が予定される保全事件に関する要領について（通知）」参照）。

また、立担保援助決定に際しては、上記事務連絡に添付されている「支払保証委託契約に関する確認書」を徴求するなどして、被援助者及び受任者において、本案事件の結果や相手方からの損害賠償請求訴訟提起の事実等について、速やか且つ確実に法テラスに報告し適切な対応を行うことの確認を得ておく必要がある。

なお、執行停止事件（5-22参照）においても、立担保援助が可能であるが、保全事件と同様に慎重な検討が必要となる。

(2) 現金供託と支払保証の選択

保全事件において、担保を立てる必要がある場合には、現金の支出を抑えるという観点から、原則として支払保証によるべきである（平成18年10月20日付け事務連絡「民事保全手続における立担保の取扱いについて」）。

特に現金供託によるべき特段の事情がある場合には、本部に協議を求める。本部からの現金供託の送金には、数日程度を要する。

(3) 支払保証立担保

支払保証立担保とは、法テラスと提携銀行（現在はみずほ銀行である）との間で支払保証委託契約を締結し、支払保証委託契約締結証明書（銀行が作成した旨の記載のある支払保証委託契約書謄本の場合がある）を裁判所に差し入れることにより、担保を立てることをいう。これは、銀行が裁判所に対して支払保証をすることをもって担保とするものである。法テラスでは、これを民事保全手続の代理援助の附帯援助としており（業務方法書5条4号）、民事保全事件を代理援助していない場合に、支払保証のみを援助することとはできない（民事保全の代理援助については5-17(1)参照）。

銀行に支払う保証料は、法テラスが負担する。したがって、被援助者にその負担を求めることはない。

支払保証による立担保限度額は、援助案件1件につき500万円である（細則15条2号）。集団事件の場合、被援助者ごとに援助を行うから、各被援助者の援助案件ごとに、限度額が500万円となる。地方事務所長は、やむを得ない事情がある場合には、本部とあらかじめ協議の上限度額を超える立担保の額を決定することができる（細則15条本文ただし書）。ただし、支払保証による立担保が200万円を超え、かつ当該立担保の決定について慎重な判断が必要と考えられる事案については、その額が500万円以下であっても、事前の本部協議を要する（平成24年5月31日付け事務連絡「当センターが担保を提供する保全事件等の本部協議について」参照）。

(4) 支払保証の手続

支払保証立担保の手続の流れは、以下のとおりである。なお、詳細については、「支払保証マニュアル」を参照されたい。

① 援助開始決定があったときは、速やかに下記の書類を受任者に交付する。

(イ) 第三者供託の上申書

(ロ) 支払保証委託契約による立担保の許可申請書（2通）

(ハ) 追加支出申立書（不動産仮差押・仮処分事件の登録免許税が必要な場合など）

(ニ) 地方事務所長又は支部長の資格証明書

(ホ) 地方事務所等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（平成19年規程10号）の写し

このうち、(ロ) 支払保証委託契約による立担保の許可申請書の作成にあたっては、地方事務所長又は支部長を法テラスの代理人として表示する（地方事務所等の支払保証委託契約等の権限に関する規程3条）。

また、(ニ) 地方事務所長又は支部長の資格証明書及び(ホ) 地方事務所等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（平成19年規程10号）の写しについては、地方事務所長又は支部長が、法テラスの代理人であることを証するために、裁判所に提出するものである。

なお、ここにいう代理人とは、個々の事件における個別の委任に基づく代理人ではなく、支援法48条、独立行政法人通則法25条に基づく組織根拠法上の代理人であることに注意を要する。

資格証明書については、その原本が必要である場合、本部民事法律扶助第一課に対して、交付を依頼する。その手続については、平成22年4月12日付け事務連絡「地方事務所長・支部長の資格証明書の送付について（通知）」を参照されたい。

また、支部長が代理人となって立担保の許可申請をするには、支部長が、提携銀行である最寄りのみずほ銀行支店との間で、代理人届その他の手続を完了している必要があるから、注意を要する。

- ② 受任者が裁判所に立担保許可の申請を行う。
- ③ 立担保の許可決定があったときは、受任者から下記(ウ)(エ)の書類の提出を求め、これに法テラスで作成した(ア)(イ)の書類を加えてみずほ銀行の支店に提出し、支払保証委託契約を締結する。
 - (ア) 支払保証委託契約申込書
 - (イ) 支払保証委託契約書
 - (ウ) 立担保の許可決定書
 - (エ) 仮差押、仮処分申立書の写し
- ④ 支払保証委託契約書の謄本又は契約締結証明書を裁判所に提出する。
- ⑤ 民事システムの支払保証管理入力を行う。

なお、支払保証の保証期間は3年であり、3年を超える場合は更新手続が必要である。

(5) 移送の場合

移送事件について支払保証を利用する場合には、法テラスと受任者との間で、短期間に書類のやり取りをすることが必要な場合が多いから、被移送事務所が支払保証にかかる手続を行う。

(6) 担保取消し

① 担保取消しについて

受任者は、終結決定その他の決定に当たり、現金による立担保の必要がなくなったときは、速やかに、担保取消しの手続を行い、供託金及びその利息を返還しなければならない（業務方法書63条1項）。また、受任者は、終結決定その他の決定に当たり、支払保証委託契約により担保を立てている場合で、立担保の必要がなくなったときは、速やかに、支払保証委託契約原因消滅証明書を地方事務所長に提出しなければならない（同条2項）。

担保取消しを行うことができるのは、以下のいずれかの場合である（民事保全法4条2項、民訴法79条）。

- (ア) 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したとき
- (イ) 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したとき
- (ウ) 訴訟の完結後、裁判所が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないため、担保の取消しについて担保権利者の同意があったものとみなされたとき

このうち、(ア)の「担保の事由が消滅した」というのは、(a)本案の全部勝訴判決の確定、(b)債務者からする損害賠償請求（担保の被担保債権）訴訟の敗訴判決の確定、(c)請求の認諾、(d)本案における勝訴的和解、などの場合である。

また、民事保全規則17条によれば、保全執行としてする登記若しくは登録又は第三債務者に対する保全命令の送達ができなかった場合その他保全命令により債務者に損害が生じないことが明らかである場合において、民事保全法43条2項の期間が経過し、又は保全命令の申立てが取り下げられたときは、債権者は、保全命令を発した裁判所の許可を得て、担保を取り戻すことができるとされている。

② 手続

担保取消しの手続きは次のとおりである。なお、詳細は、「支払保証マニュアル」を参照されたい。

(ア) 法テラスにおいて、以下の書類を準備ないし作成して、受任者に交付する。

- (a) 担保取消しの委任状

- (b) 支払保証委託契約原因消滅証明申請書
- (c) 地方事務所長又は支部長の資格証明書
- (d) 地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（平成19年規程10号）の写し
- (i) 受任者は、裁判所に対し、担保取消決定の申立てをする。
- (f) 裁判所によって担保取消決定がなされ、同決定が確定したときは、受任者は、裁判所に対し、支払保証委託契約原因消滅証明申請をする。
- (e) 上記証明がなされたときは、法テラスは、受任者から支払保証委託契約消滅証明書の提出を受け、同証明書と法テラスが作成した保証債務消滅届を銀行に提出する。
- (d) 支払保証債務消滅の通知が銀行から届く。
- (h) 民事システムに保証債務消滅日を入力する。

(7) 長期間にわたって本案訴訟が提起されない場合

支払保証による立担保がなされたにもかかわらず、長期間にわたって本案事件が提起されない場合は、受任者又は被援助者に対し、保全の取下げや担保物変換の申立てをさせるなどして、法テラスの立担保を外すことを検討すべきである。

なお、支払保証の保証期間は3年である。

(8) 立担保案件の管理について

立担保決定が予定される案件の審査における要領と立担保決定を行った後の管理要領を策定しているので詳細は「立担保決定が予定される事件の援助開始決定及び立担保決定審査要領」及び「担保管理要領」（平成24年8月27日付け司支扶一第61号「立担保が予定される保全事件に関する要領について（通知）」を参照されたい。

8-19 立担保援助後に本案事件において敗訴した場合

支払保証をしている援助事件の本案について被援助者が敗訴し、被援助者が損害賠償請求訴訟などを提起された場合でも、保全命令により生じた損害の範囲や損害額については争う余地があるので、早急な対応が必要となる。地方事務所がとるべき対応の詳細については、「保全事件の本訴で被援助者が敗訴した場合に関する事務要領」（平成20年9月30日付け司支扶第79号「保全事件の本訴で被援助者が敗訴した場合の対応について（通知）」）を参照されたい。

また、立替金に保証金がある場合及び支払保証委託契約により担保を立てている場合で、当該担保に関する保全命令又はその執行が違法又は不当であったため保全命令の債務者が損害を被り、担保の全部又は一部について担保取消手続を行うことができなくなったときは、被援助者は、法テラスに対し、担保取消手続を行うことができなくなった額（債務者から担保取消しの同意を得るために法テラスが債務者に金銭を支払った場合はその額）につき、立替金としてこれを償還する義務を負う（細則29条）。すなわち、銀行が相手方からの求めに応じて保証債務の履行をした場合、法テラスに対して求償がなされることとなるが、そのときに法テラスが支払った金員については、被援助者が立替金として償還の義務を負う。法テラスが直接相手方に対して損害賠償をした場合も同様である。したがって、立担保援助決定の際には、被援助者に対しこの点を十分教示しておかなければならない。

8-20 第三者予納手続

第三者予納手続は、法テラスが、被援助者に代わり、第三者として裁判所に予納金を納付する手続である。法テラスは、あらかじめ理事長が定めた種類の保証金又は予納金について

は、直接に納付しなければならない（第三予納手続）（業務方法書43条2項）。

代理援助においては、生活保護法による保護を受けている者（以下「生活保護受給者」）の自己破産事件の予納金（同時廃止手続によるものを除く）について直接に納付しなければならない（細則34条）。

書類作成援助においては、次に掲げる予納金について、直接に納付しなければならない（細則35条）。

- ① 生活保護受給者の自己破産事件の予納金（同時廃止手続によるものを除く）
- ② 成年後見申立事件において、裁判所から鑑定費用として命じられた予納金

～第三者予納手続について～

成年後見申立事件の代理援助の場合は、受任者が被援助者の代理人として裁判所に予納することができるため、第三者予納手続の必要はありません。

自己破産申立事件の書類作成援助の場合には、官報公告費用として予納する金員は、受託者に対して立替支出しますが、管財人の報酬として予納する金員は、第三者予納手続によって納付することになります。

保佐又は補助の書類作成援助は、成年後見制度の一環と考えることができるため、鑑定費用の第三者予納手続をすることができると解されます。

(1) 限度額

第三者予納をする場合の限度額は、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合の自己破産申立事件の予納金は20万円であり（代理立替基準（注）5（5）、書類立替基準（7）実費備考欄）、成年後見申立事件の鑑定費用については514,285円である（代理立替基準（注）5（1）、書類立替基準（6）実費備考欄）

ただし、地方事務所長は、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合であって、代理立替基準（6）⑩又は書類立替基準（7）に基づいて、裁判所の決定に基づく予納金を追加して支出する場合において、必要があると認めるときは、上記限度額に加え、官報公告のための費用として裁判所に予納を求められた金額をさらに支出することができる（細則14条の5）。

(2) 手続

第三者予納の手続の流れは、以下のとおりである（なお、詳細については、破産予納金につき平成22年10月1日付け司支扶第51号「生活保護受給者の自己破産事件の予納要領の改定について」を、成年後見申立事件の書類作成援助における鑑定費用につき平成20年4月28日付け司支扶第13号「成年後見人等選任申立てに書類作成援助を行った場合の鑑定費用の予納について」を、それぞれ参照されたい）。

①生活保護受給者における自己破産申立事件の予納金

(ア) 援助開始決定

官報公告費用については、第三者予納の対象とはせず、援助開始決定時に立替える。

(イ) 受任者等に対する書類の交付

破産管財人が選任される可能性がある自己破産申立事件においては、以下の書類をあらかじめ交付しておく。

なお、上申書には、財団債権としての弁済がなされる場合の弁済方法として、地方事務所の償還金口座を指定する旨記載する。

- (a) 第三者予納の上申書
- (b) 地方事務所長の資格証明書1通

【8】事件進行中の手続

- (c) 地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（平成19年規定10号）の写し
 - (d) 地方事務所の宛名及び援助番号を記載した封筒1通（書類作成援助のみ）
 - (e) 追加費用支出申立書（常勤弁護士の場合は追加費用相当額支出申立書）
 - (f) 受託者に対する説明書
 - (g) 自己破産申立
申立てに当たり、受任者等は上記(i)において交付を受けた書類のうち、(a)ないし(c)（ただし、書類作成援助の場合は、(a)ないし(d)）を裁判所に提出する。
 - (エ) 裁判所からの予納の指示
裁判所の判断により、裁判所から交付される保管金提出書による予納を指示される場合と、破産管財人名義の口座に直接送金を指示される場合がある。
 - (オ) 管財人費用立替の本部協議
官報公告費用を除く管財予納金が20万円を超える場合は、個別に本部協議を行った上で、超過分につき被援助者直接負担とする。
なお、官報公告費用のための予納金を除くと管財人の報酬のための予納金が20万円以内である場合には、立替基準の範囲内であるため、本部協議を経ることなく、立替えをすることができる。
 - (カ) 追加支出の決定
本部協議の結果を受けて、審査の上、地方事務所長が追加支出を決定する。
 - (キ) 立替金の送金依頼
民事システムに所定の入力を行い、立替金の送金を依頼する。
 - (ク) 第三者予納手続
裁判所が交付する保管金提出書による場合には、地方事務所に送金された金員について、保管金提出書を使用して送金する。
破産管財人名義の口座に送金する場合は、指定口座に直接送金する。
 - (ケ) 財団からの弁済
法テラスが予納した管財予納金は、財団債権と解されている。そこで、破産手続において、管財人報酬を超える財団が形成された場合には、破産管財人から法テラスに対し、弁済がなされる。その際には、上申書に記載された地方事務所口座に支払うよう求める。
- ②書類作成援助における成年後見申立事件の予納金
- (ア) 援助開始決定
 - (イ) 受託者に対する必要書類の交付
受託者に対し、あらかじめ下記の書類を交付しておく。
なお、(a)の上申書には、財団債権としての弁済がなされる場合の弁済方法として、地方事務所の償還金口座を指定する旨記載する。
 - (a) 第三者予納の上申書
 - (b) 地方事務所長の資格証明書1通
 - (c) 地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（平成19年規定10号）の写し
 - (d) 地方事務所の宛名及び援助番号を記載した封筒1通
 - (e) 受託者に対する説明書
 - (ウ) 成年後見申立
申立てに当たり、受託者は上記(i)の交付した書類(a)～(d)を裁判所に提出する。
 - (エ) 裁判所から鑑定費用予納の指示
裁判所から保管金提出書が発行される。

【8】事件進行中の手続

(オ) 追加支出の決定

審査の上で地方事務所長が予納金の追加支出を決定する。

(カ) 立替金の送金依頼

民事システムに入力の上、立替金の送金を依頼する。

(キ) 第三者予納手続

裁判所が交付した保管金提出書による場合は、地方事務所に送金された破産管財人費用について、その保管金提出書を使用して送金する。

(ク) 予納金の還付

鑑定費用の残余があった場合は、その費用について、上申書に記載された地方事務所口座に支払いがなされる。

【9】援助の終結

【9】援助の終結

9-1 終結報告書の提出

(1) 添付資料等

代理援助においては、受任者は、援助案件が判決の言渡し、和解、調停、示談の成立その他の理由により終了したときは、速やかに、判決書、和解調書、調停調書、示談書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書46条4項）。

書類作成援助においては、受託者は、書類作成援助の対象となった事件が判決の言渡し、和解、調停の成立その他の理由により終了したときは、速やかに、判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書47条2項）。

また、受託者は、書類作成援助の対象となった事件が終了したにもかかわらず、被援助者が判決書、和解調書、調停調書その他事件の終了を証する書面の写しを受託者に交付しない場合には、その旨を記載した終結報告書を地方事務所長に提出しなければならない（業務方法書47条3項）。

(2) 確認すべき事項

受任者等から終結報告書が提出された場合には、以下の事項を確認する必要がある。

- ① 事件の終了を証する書面の写しの有無
- ② 事件結果
- ③ 出廷回数
- ④ 報酬金に関する受任者の希望
- ⑤ 不足費用の有無
- ⑥ 相手方からの入金の有無及び回収の見込み
- ⑦ 保全事件の場合の立担保取消、保証金取戻の有無
- ⑧ 控訴の有無（敗訴の場合の意思確認）、控訴期限
- ⑨ 訴訟救助を受けた事件において追納すべき印紙代の有無（9-37参照）

9-2 終結決定

(1) 終結決定の時期

地方事務所長は、次の事由があるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をする（業務方法書56条1項）。

- ① 事件が終結し、受任者等から終結報告書が提出されたとき。
- ② 援助を継続する必要がなくなったとき。
- ③ 受任者等が辞任し又は解任され、後任の受任者等の選任が困難なとき。

また、地方事務所長は、受任者等から終結報告書が提出されない場合であっても、被援助者からの事情聴取や裁判記録の調査等により事件が終結したことが明らかなきとき又は次の事由により個別契約を解除した場合で終結決定をすることを相当と認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をすることができる（業務方法書56条2項、54条1項）。

- ① 被援助者が正当な理由なく連絡を絶ち又は援助の条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったとき。
- ② 被援助者が受任者等を解任したとき。
- ③ 受任者等が辞任したとき。

④ 受任者等が受任又は受託した案件について必要な対応を行わなかったとき。

(2) 終結決定において決定すべき事項

地方事務所長は、終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定し、立替金の総額を確定する（業務方法書57項1項）。

- ① 報酬金の額、支払条件及び支払方法
- ② 追加支出の額、支払条件及び支払方法
- ③ 援助終結後の立替金の償還方法（事件進行中の償還方法を継続する場合はその旨）
- ④ 立替金の償還を猶予する場合はその旨
- ⑤ 立替金の全部又は一部を免除する場合はその旨

(3) 意見聴取

地方事務所長は、報酬金の決定にあたっては、被援助者及び受任者の意見を聴く（業務方法書58条1項本文）。ただし、特別の事情のあるときはこの限りでない（同項ただし書）。

被援助者からの意見聴取方法としては、被援助者に直接確認を取る方法の他、受任者を通じた意見聴取方法も考えられる。ただ、受任者を通じた意見聴取については、被援助者と受任者との信頼関係が悪化している場合には、直接被援助者に意見聴取をするなど地方事務所において手続きを検討する。また、被援助者からの意見聴取を書面で行う場合、被援助者に障がいがあり、書面での意見提出が困難な場合などには、職員が被援助者の意見の録取を作成するなどして対応することも可能である。

援助終結の審査に被援助者の立会いを求めるか否かは、案件の内容や被援助者の住所地などを勘案して、適宜判断してよい。

被援助者及び受任者の意見を聴いたときは、意見を聴取した方法にかかわらず、その旨及び聴取内容を、記録上明らかにしておく。

なお、被援助者の立会いの有無にかかわらず、適切な償還方法を決定するため、事件終結時に援助終結後の償還方法を定めるに当たっては、被援助者の生活状況を聴取する（同59条1項）。

上記のとおり、「特別の事情」がある場合には、被援助者又は受任者の意見を聴かずに報酬金を決定することができるが、これについては、厳格に解すべきであり、これらの者の所在が不明である場合や、これらの者が法テラスからの照会に応じない場合など、その意見を聴くことが不可能又は著しく困難な場合に限られるというべきである。

また、その場合には、特別の事情となるべき事実を記録上明らかにしておく。

(4) 報酬金の額、支払条件及び支払方法の決定

① 立替金の総額の確定

地方事務所長は、終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して、報酬金の額、支払条件及び支払方法を決定し、立替金の総額を確定する（業務方法書57条1項）。

そして、地方事務所長は、終結決定があったときは、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を精算して、残金を被援助者に交付し又は受任者をしてこれを交付させる（業務方法書49条3項本文）。

② 報酬金の金額

報酬金の金額は、事件類型に応じて、代理援助立替基準の報酬金欄の基準にしたがって、決定する（業務方法書12条）。

援助した事件の手続自体は取下げなどによって終了したような場合であっても、受任者の

活動により被援助者が利益を受けたと評価することができるときには、これを「終結に至った経緯その他の事情」として勘案し、報酬金を決定することができるというべきである（業務方法書57条1項）。

③ 報酬金の支払条件及び支払方法

報酬金の支払条件とは、一括払いか分割払いか、後者の場合は例えば1か月あたりの支払額をいくらにすべきか、ということである。他方、報酬金の支払方法とは、被援助者が受任者に直接支払う方法とするか、あるいは法テラスが立替えるか、ということである。

支払方法の決定に当たっては、被援助者が事件に関し相手方等から金銭その他の財産的利益を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払う（業務方法書57条2項本文）。ただし、やむを得ない事情があるときは、報酬金の全部又は一部の立替えを決定することができる（同条2項ただし書）。

事件の相手方等から受け取るべき金銭は、特別の事情がない限り受任者を受領者とする（業務方法書48条2項）、地方事務所長は、終結決定があったときは、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を精算するとされていること（業務方法書49条3項）、相手方から金銭を得た場合には、報酬金を一時に支払うことができ、立替えの必要性が認められないこと、などからすると、相手方から得た利益が金銭である場合は、原則として立替えはせず、支払条件は一括払いとし、支払方法は被援助者から受任者への直接払いとするのが相当である。

他方、財産的給付がない事件や当面取立てができない事件については、立替えをすることができる。事件の結果、不動産を取得したが、被援助者に報酬金を支払う資力がない場合についても、同様である。この場合、法テラスが立て替える報酬金の限度額は108万円である（細則18条本文）。ただし、これにより決定される報酬金のうち54万円までは法テラスが全額を立て替え、54万円を超える場合は、54万円を超える部分（報酬金額から54万円を差し引いた額）について法テラスが同額の2割までを立て替える（同条ただし書）。

なお、不動産等を取得した場合であって、報酬金が多額になるとときには、終結決定の時点で、売却に必要と予想される一定期間が経過した後に報酬金を支払う旨を決定することにより、実際の支払いを、当該不動産が売却された時に行うようにすることも可能である。設定した期間内にやむを得ず売却することができなかった場合には、支払時期を延長することも可能である。

また、地方事務所長が決定しようとする立替金について、あらかじめ、本部と協議しなければならない場合がある（細則19条）ことに注意されたい。

～報酬計算の具体例～

不動産を取得したことに対する報酬金216万円（消費税込み）の場合

① 540,000円までは全額立替え

② $(2,160,000 \text{円} - 540,000 \text{円}) \times 20\% = 324,000 \text{円}$

①+②の合計 864,000円（立替えの上限額）

（報酬金の残金1,296,000円は被援助者本人の直接負担となる。）

(5) 援助終結後の償還方法

① 償還方法

地方事務所長は、終結決定に当たり、被援助者の生活状況を聴取するとともに、事件の相手方等からの金銭等の取得状況を確認し、援助終結後の立替金の償還又はその猶予若しくは免除を決定する（業務方法書59条1項）。

立替金の償還の方法は、割賦償還又は地方事務所長が指定した期限までにその指定した方法により一括して支払う方式（以下「即時償還」）とされている（同条2項）。

被援助者が事件進行中から割賦償還を行っている場合において、地方事務所長が承認したときは、これを継続することができる（同条3項）。

② 相手方等から入金のある場合

(ア) 原則

地方事務所長は、終結決定があったときは、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を精算して、残金を被援助者に交付し又は受任者をしてこれを交付させる（業務方法書49条3項）。相手方から入金がある場合には、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を一括して精算するのが原則であり、他者への負債等があるとしても一括精算を求める。

(イ) 相手方から得られた金銭の充当

被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、当該金銭等から支払うべき報酬金の額を差し引いた残額について、立替金の額に満つるまで、立替金の償還に充てなければならない（業務方法書60条1項）。入金額がこれらの費用の合計よりも少ない場合には、報酬金、追加支出対象となるべき実費、立替金の順番で精算する。

なお、ここにいう「立替金」は、当該援助事件における立替金に限らず、同一の被援助者の他の事件（受任者が異なる事件を含む）の立替金を含む。また、地方事務所長は、終結決定があったときは、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を精算して、残金を被援助者に交付させる（業務方法書49条3項）と定めているところ、ここでいう「立替金」には、法テラスとの個別契約に基づき被援助者が負担する他の援助事件についての立替金も含まれる。

全額の償還を求めることが相当でない事情があると認めた場合、償還に充当すべき金額を減額することができるが、その場合も扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、充当額は100分の25を下回ることはいできない（業務方法書60条2項）。業務方法書60条1項の「金銭等」は相手方から得た金銭であるから、既にある程度の償還がなされているとしても、得られた金銭等から25パーセントに相当する金額までを少なくとも現実に償還に充てなければならない。

(ウ) 相手方からの支払いが分割払いになる場合

相手方からの支払いが分割払いになる場合には、主として1回あたりの分割金の金額を考慮して、㊦一括して償還する方法（業務方法書59条2項）、㊧相手方からの入金額の一部を毎回償還に充てる方法、㊨割賦償還を継続する方法（同条4項）、などによる。

③ 相手方等から入金のない場合

相手方等から入金がなかった場合でも、被援助者が立替金の残額を一括して償還することができる事情がある場合には、即時償還とするのが相当である。

これに対し、被援助者が事件進行中から割賦償還による償還を行っている場合において、地方事務所長が承認したときは、これを継続することができる（業務方法書59条3項）。月々の償還額は被援助者と相談して決定するのが相当である。相手方等からの入金がなく、被援助者の資力が援助開始決定時と比較して変更がないときは、割賦償還を継続するのが一般的である。

④ 不動産の処分などにより近い将来の入金が見込まれるとき

事件により入手した不動産の処分により、近い将来における入金が見込まれる場合は、当面は割賦償還を継続し、入金があったときに、全額償還の決定をするのが相当である。

また、このような場合には、不動産の処分がなされた後に、受任者から終結報告書の提出を受け、その後に終結決定を行い、その時点で報酬金の支払いと立替金の残額的全額償還を

定める方法もある。

⑤ 割賦償還の償還期間

割賦償還の償還期間は、原則として3年以内である（業務方法書59条3項）。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる（同項ただし書）。

⑥ 償還の猶予及び免除

事件終結後の償還猶予については、10-1参照。償還免除については、10-3以下を参照。

(6) 被援助者及び受任者等に対する通知

終結決定がなされた場合、業務方法書上の規定はないが、被援助者及び受任者等に通知すべきである。決定書の写しを送付する方法が相当である。そして、終結決定に基づく被援助者の報酬金の支払義務は、同決定が被援助者に到達してはじめて生ずる（民法97条1項参照）。被援助者への送付の際は、普通郵便にて、封筒に「親展」「重要」等の記載をする。

～婚姻費用にかかる報酬が発生する事件の終結決定時期～

業務方法書56条1項ただし書きにより、終結報告書が提出された場合であっても、関連事件と併せて報酬決定する場合は、関連事件の終結を待って終結決定することができます。

しかしながら、婚姻費用は同居又は離婚成立までに入金・費消される性格の金銭であるため、関連事件の終結を待って報酬決定した場合には、既に当該金銭が被援助者の手元には残っていない可能性があります。

そこで、婚姻費用請求事件につき、終結報告書が提出された場合には、離婚等請求事件等の関連事件がある場合であっても、関連事件の終結を待たずに報酬算定することを検討してください。

9-3 報酬金の算定方法

(1) 相手方からの履行の見込みがない場合

まず、相手方による任意の履行を期待することはできないが、強制執行による回収の可能性がある場合は、受任者と被援助者で強制執行による回収を検討し、関連事件として援助開始決定して（業務方法書26条11項）、執行事件の終了後に入金額に応じて報酬金を定める（業務方法書58条2項）。

これに対し、強制執行による回収の見込みもない場合には、「当面取立てができない事件」として報酬金を決定する。

もっとも、この金額が事件の難易、出廷回数等に鑑みて、高すぎるような場合には、報酬金を減額することができる（代理援助基準(1)報酬金備考欄）。

(2) 相手方からの支払いが分割払いになる場合

相手方からの入金が分割払いとなり、任意の履行や強制執行により金員の回収が可能な場合には、和解金の総額を基礎として報酬金を算定した上で、支払方法については、①相手方からの入金の都度支払うものとする方法と、②相手方からの入金額の何回分かを報酬金に充当する方法が考えられる。

しかしながら、これらの方法によったときには、当初は回収の見込みがあったがその後回収

が不能となった場合、報酬金の額が本来あるべき額よりも不当に高額となる可能性もある。逆に当初は回収が不可能と思われたが、結果的に全額を回収できた場合には、不当に低額となる可能性もある。

また、代理立替基準によると、「現実に入手した金銭（代理立替基準(1)参照）」をもとに算定するとされているから、上記のように、入金の見込み額により報酬金を算定することは、この基準に当てはまらない。

そこで、相手方からの入金が分割払いとなる場合には、相手方からの入金がなされることを条件として、入金額に一定の割合を乗じた金額を報酬金とし、被援助者の直接払いとする旨の決定をする方法が望ましい。なお、受任者は、被援助者が事件の相手方から受け取るべき金銭につき、その受領方法に関する約定をするときには、特別の事情がない限り、受任者を受領者としなければならない（業務方法書48条2項）ので、相手方からの入金が分割払いとなる場合も、受任者を受領者とし、入金の都度精算をすることになる。

なお、事件の相手方から受領する金銭があるときは、原則として報酬金の立替えはしない（9-2参照）。

(3) 養育費の支払いを受けるとき

代理立替基準「(3)①離婚・認知等請求事件」によれば、受けた利益の算定は、扶養料の分割払いの場合には、その2年分の10%（税別）とするとされている（家事別表二に掲げる事件においても、この規定が準用されている。）。なお、財産分与や慰謝料などが分割払いとされている場合であっても、これらは扶養料に該当しないため、この規定は適用されない。

養育費の支払いは、一般に、長期間に渡る分割支払いとなることから、履行状況を確認するため、2ないし3か月程度、様子を見てから終結決定をするのが相当である。その上で、履行の見込みがある場合には、入金予定額の2年分の10%（税別）を報酬金として定めることとなる。もっとも、この金額が事件の難易、出廷回数等に鑑みて高すぎるような場合には、報酬金を減額することができる（代理援助基準(3)報酬金備考欄2）。

～養育費の支払いに対する報酬金の決定及び立替えについての整理～

① 報酬金額の決定について

(ア) 履行の見込みがある場合

2～3ヶ月程度、入金状況を確認し、履行の見込みがあることを確認できる場合には、入金予定額の2年分の1割(税別)を報酬金として定めます。

ただし、代理立替基準(3)家事事件 備考欄5に、「財産的給付がある場合の報酬金の下限は86,400円とする。」とあるので、これに反する報酬決定はできません。離婚などの利益がなく純粋に養育費請求のみを得た場合には、この規定の適用範囲外といえ、実際の養育費に係る報酬額に基づき86,400円を下回って減額することも可能ですが、離婚などの利益があると認められる場合は、86,400円を下限として報酬決定します(9-23参照)。

(イ) 履行の見込みがない場合又は当面難しい場合

一方、履行の見込みがない場合や当面取立てができない場合には、64,800円～129,600円の範囲で報酬決定しますが、この金額が事件の難易、出廷回数等に鑑みて、高すぎるような場合には、報酬金の減額を検討します(代理立替基準(3)報酬金備考欄2)。

② 立替えの可否について

(ア) 履行の見込みがある場合

相手方等から受領する金銭がある場合には、原則として立替えはできません(業務方法書57条2項等)。従って、養育費の支払いが履行されている場合の受任者への報酬金の支払いは、被援助者から直接なされることになります。

この場合、報酬の具体的な支払い方法については、被援助者の生活状況等を勘案し、個別に審査にて決定します。分割で支払いをする場合には、通常、養育費の支払い先は被援助者(もしくは子)とされますので、被援助者から受任者に対して、入金のつど報酬金(10%+税)を支払います。

また、やむを得ない事情がある場合には、当センターが報酬金の全部又は一部の立替えを決定することができます(業務方法書57条2項ただし書)。

(イ) 履行の見込みがない場合又は当面難しい場合

履行の見込みがない場合又は当面難しい場合は、相手方等から受領する金銭がないと認められうることから、立替えが可能です。

ただし、審査時において履行がされたかどうか自体が不明な場合には、履行の見込みがない場合又は当面難しい場合には該当しませんので、まずは、地方事務所において入金状況を確認して判断してください。事情があり、入金状況が確認できない場合には民事法律扶助第一課へ相談してください。

(ロ) やむを得ない事情がある場合について

履行の見込みがあるにもかかわらず、例外的に報酬金の全部又は一部の立替えを決定する場合には、少なくとも次のような事情を踏まえ検討する必要があります。

- (a) 審査の時点において、被援助者の生活状況を疎明資料の提出を求めるなどして改めて確認していること。
- (b) 相手方等から金銭を受領してもなお被援助者が代理援助等資力基準に定める収入以下であること。
- (c) 償還金への充当を求めない「特別な事情」(業務方法書60条)となる必要な経費について、疎明資料などで確認していること。

養育立替基準

報酬金		
履行の見込み有	履行の見込み無(当面見込み)	
入金予定額の2年分の1割(税別) ※ただし、債務等の利益がある場合は98,400円を下限として決定 (1.代理援助立替基準(2)家事事件(備考欄参照))	64,800円～129,600円	
立替の可否		
原則	立替不可	立替可
養育費の受取入と報酬金の支払方法		
受取入	支払方法	
受任者	報酬金(1割)を差し引いた残金を被援助者へ	
被援助者	報酬金(1割)を受任者へ都度払い	
「やむを得ない事情」がある	立替可	

(4) 不動産や借地権を得た場合

不動産や借地権を得た場合の報酬金は、金銭を得た場合と同様、受けた利益に応じて、代理援助立替基準にしたがって算定する。被援助者の受けた利益が不動産や借地権の場合、その時価を基礎に報酬金を算定する。時価の算定は、国土交通省の公示価格、路線価、取引価格を参考に決定する（「代理立替基準(2)報酬金備考欄」参照）。一般的に、固定資産評価額や路線価は公示価格よりも低額に設定されているので、時価を基礎として算定する場合よりも報酬金が減額される可能性があるため、同評価額などをもとに算定する場合には、受任者及び被援助者からの意見を聴取した上で、審査において判断する。

また、一般に、不動産や借地権の時価を基準として報酬金を算定した場合、報酬金が高額となるため、被援助者の負担等の事情を総合的に考慮して、報酬金額を相当程度減額して調整する場合もある。

なお、不動産を得た場合の立替えについては、9-2(4)③を参照。

(5) 相手方の請求を排除した場合

① 金銭事件

(7) 算定方法

金銭事件において、相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、出廷回数に10,800円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10%を超えないものとされている（代理立替基準(1)報酬金立替支出欄）。

着手金を基礎として算定している理由は、請求排除額を基準とした場合、相手方の請求がもともと過大であった場合には、報酬金が不当に高くなるおそれがあるからである。なお、代理援助が一審から控訴審まで継続した場合、7割相当額の算定対象とする「着手金」に関しては、特段の規定が置かれておらず、一審又は控訴審のいずれの着手金を対象とするかは、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して報酬金を定める地方事務所長の裁量事項と解される（業務方法書57条1項）。出廷回数については、一審と控訴審の回数を通算することもできる（9-33参照）。

(4) 報酬金の増減事由

(7)により算出した金額について、事件の難易等を考慮し増減することができる（代理立

替基準「(1)金銭事件」報酬金備考欄参照)。

たとえば、金融機関からの貸金請求や保証債務履行請求において主契約ないし保証契約の成立自体を否認し請求を排除した場合、あるいは請負代金請求において目的物の瑕疵修補請求権による相殺を主張して請求を排除した場合など、典型的に債務者側が請求を排除することが困難とみられる案件については、受任者の具体的訴訟活動における労力なども勘案し、増額を検討することができる。ただし、その場合は排除額の10%相当額を上限とすることになる。

また、請求自体に明らかに過大とみられるもの(たとえば慰謝料等)が含まれていた場合には、当該請求において認容される可能性のあった金額を想定し、そこから算出される「排除額」の10%を目安に報酬金の額を増減することが考えられる。

なお、請求の一部のみを排除した場合の考え方は、代理立替基準から必ずしも明確ではないが、「着手金の7割相当額+出廷回数加算」を基礎としつつ、請求を排除できなかった割合や、排除額の10%相当額を参考にしながら、適宜減額するのが相当である。

② 不動産・動産事件

不動産・動産事件の場合は、被援助者が実質的に請求を免れた利益をもとに代理立替基準「(2)不動産・動産事件」の報酬金基準額に従い算定することになる。例えば、被援助者が賃借している土地や家屋の明渡しを免れた場合は、借地権や借家権の価額を基礎とし、これをもとに報酬金を算定する。

また、不動産の明渡請求事件において、相手方から立退料などを得た場合は、その金額を「現実に受けた利益」として報酬金額を定めることとなる。

受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する(報酬金備考欄3項)。

事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同様である(代理立替基準「(2)不動産・動産金銭事件」報酬金備考欄参照)。

③ 家事事件

離婚・認知等請求事件や家事調停事件、家事審判事件のうち家事別表二に掲げる事件において相手方の請求を排除した場合には、請求排除の場合の報酬基準が設けられていないため、「財産的給付がない」事件として、報酬金を64,800円~129,600円、その標準額を86,400円とするのが相当である(9-23参照)。

事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同様である(代理立替基準「(3)家事事件」報酬金備考欄参照)。

④ 請求「排除」にあたらない場合

なお、相手方の請求を排除したというのは、勝訴判決や、訴訟上の和解又は私法上の和解が成立している場合、受任者の活動によって相手方が訴えを取り下げた場合などである。したがって、例えば調停が不成立になったような場合には、請求を排除したことにならない(9-14参照)。

(6) 保険金が支払われた場合

交通事故による損害賠償請求事件で、保険金の給付を受けた場合の報酬金については、次のとおり定められている(細則16条)。

- ① 自賠責保険への簡易な請求手続により保険金の給付を受けた場合、給付額(援助開始決定前に既に給付されたものを除く)の2%相当額(消費税別)とする。
- ② 任意保険への簡易な請求手続により保険金の給付を受けた場合、給付額(援助開始決定前に既に給付されたものを除く)の3%相当額(消費税別)とする。

また、労災事故損害賠償請求事件に附随して、労働者災害補償保険への簡易な請求手続により保険金の給付を受けた場合は、上記①が準用される(細則17条本文)。ただし、給付金が

年金で支給される場合には、7年分の年金額をもって給付額とされている（同条ただし書）。

なお、細則16条は、訴訟などの事件を援助したところ、結果的に簡易な請求手続によって保険金の給付を受けた場合に報酬金を定めることを認めた規定に過ぎないから、保険の簡易な請求手続それ自体について裁判前代理援助を認めるものではない。

これに対し、書面による手続のみではなく、保険会社などとの交渉により保険金を得られた場合は、通常の基準によって報酬金を算定するのが相当である。また、この場合、保険会社などの計算書等の書面により、援助開始決定前に既に保険会社などが認めていた賠償額と、現実の給付額との差額が、被援助者が現実に入手した金銭であるというべきであり、この額を基礎として報酬金を算定することとなる。なお、保険金支払請求訴訟などにより、保険の給付額が増加した場合も、保険会社が援助開始前に認めていた賠償額との差額が、被援助者が現実に入手した金銭というべきであるから、これを基礎として算定することとなる。

(7) 相手方からの配当によって金銭を得た場合

破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続などの倒産手続によって、相手方から配当を受ける場合には、債権届出をする必要があるが（ただし、個人再生手続においては、必ずしも届出は必要でない。）、債権届出の手続自体はきわめて簡易なものである。しかも、一般的には、債権額を確定させるために債権発生原因や債権額を争う必要もない。

そうすると、相手方から配当を得た場合には、自賠責保険への簡易な請求手続に準じ、報酬金は配当額の2%相当額（消費税別）とするのが相当である（細則16条参照）。

債権者に対して既に訴訟を提起していた場合や、示談交渉を行っていた場合であっても、倒産手続において債権届出を行ったことにより配当が得られた場合には、その配当金は、訴訟や示談交渉によって得られたものとはいえないため、原則として、報酬金は前記と同様である。

ただし、会社更生手続において、被援助者の有する更生債権について、更生債権等査定異議の訴え（会社更生法152条）が提起された場合、異議等があったため訴訟が受継された場合（同法156条1項、158条2項）など、訴訟や示談交渉による回収と評価することができる場合は、配当を得られた金銭につき、事件類型に応じ、金銭事件の基準や細則36条の規定により、報酬金を定めることも可能と考える（平成24年2月14日付け司支扶第145号「事件の相手方から配当金を受けた場合の報酬金のあり方について（通知）」参照）。

(8) 多重債務事件の処理の一環として過払金を回収した場合

代理援助の援助開始決定をした多重債務事件に関連して、被援助者の債権者に対する過払金の不当利得返還請求につき、被援助者との協議により受任者がこれを受任した場合（細則36条1項）と、書類作成援助の開始決定をした自己破産事件及び民事再生手続に関連して、被援助者の債権者に対する過払金の不当利得返還請求につき、被援助者との協議により受託者がこれを受任する場合（同条2項）（以上につき5-14(2)②参照）の報酬金は、下記のとおり定めるとされている。

～過払金回収事件における報酬金算定方法～

受任者又は受託者が代理人として案件を処理した結果、過払金が回収された場合には、業務方法書50条による追加支出の手續に準じ、交渉による回収のときは回収額の15%（消費税別）、訴訟による回収のときは回収額の20%（消費税別）を報酬金として決定します。

ところで、回収額が大きくなると、かえってこの方法によるほうが代理立替基準に基づき関連援助決定をする場合よりも被援助者の費用負担が大きくなる場合があります。そこで、「報酬金の額は、業務方法書別表3の代理援助立替基準に基づく、不当利得返還請求事件の実費、着手金及び報酬金の合計額を上限とする」とされています（細則36条3項ただし書）。ここでいう「実費、着手金」は、訴額ではなく、回収額を基準として算出すべきであり、交渉による場合は、着手金を86,400円とするのが相当です（平成18年12月11日付け司支扶第20号「業務運営細則の一部改正に関するQ&Aについて」参照）。交渉による場合と訴訟による場合で異なる基準が設けられたのは、交渉に比して、訴訟は費用と手間を要すると判断されるからです。

訴訟提起後に訴外で和解した場合などは、訴訟を提起したことで過払金を回収できたといえるなら「訴訟による回収」として回収額の20%（消費税別）とします。

多重債務事件に関連して調停（特定調停含む）を申立てた場合には、不当利得返還請求訴訟を提起する場合に準じて扱い、関連援助は行いません。報酬金については上記と同様です。

(9) 弁護士費用

不法行為に基づく損害賠償請求事件においては、損害として弁護士費用が認められる場合がある。この場合の弁護士費用は、あくまで被援助者に生じた損害の内容にすぎないので、受任者がこれを受領する理由はない。報酬金の算定において考慮しない。

9-4 報酬金の増減

代理立替基準(1)①によると、報酬金は、事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができ、出廷回数は1回10,800円を基準とする。

これは、報酬金の算定基準は事件類型ごとに定型的に定められるものであるため、具体的な事件によっては、事件処理の労力に鑑みると、高すぎたり、あるいは低すぎたりすることがあり、これを調整するために定めたものである。

この規定により、例えば、出廷回数が多数回に及んだ場合であって、受任者の負担が過大と認められるときは、立替基準に基づく通常の報酬金に、出廷回数に10,800円を乗じた金額を加算して報酬金額を定めることができる。なお、ここにいう出廷回数とは、出頭した期日（電話会議での出頭を含む）の回数をいう。また、多数回といえるかどうかは、事件の性質に鑑み、通常の事件処理に要する出廷回数と比較して判断する。出廷回数はさほどではないが、難しい事件であったような場合についても、出廷回数による加算の方法を参考とする。

なお、出廷回数が多数にわたった場合であっても、全面的に敗訴した場合は、報酬金を定めることはできない。

他方、事件の難易、出廷回数等を考慮すると、立替基準に基づく通常の報酬金では高すぎる場合には、これを減額することができる。事件が容易であることを理由として減額する場合には、受任者の労力などを勘案して、減額する額を判断する。

報酬金の増減は、被援助者や受任者等への意見聴取の上で慎重な審査が行われるべきである。

9-5 援助開始決定から2年以上を経過した事件

受任者は、援助案件が判決の言渡し、和解、調停、示談の成立その他の理由により終了したときは、速やかに、判決書、和解調書、調停調書、示談書その他事件の終了を証する書面の写しを添付した終結報告書を地方事務所に提出しなければならない（業務方法書46条4項、契約条項25条4項）。

そして、地方事務所長は、援助開始決定後2年を経過したとき又は必要があると認めたときは、受任者に対し、事件の進行状況に関する報告書の提出を求めることができる（業務方法書46条3項）。

援助開始決定から2年以上経過しても終結報告書が提出されない場合の処理方法については、「長期未終結事件処理要領」に定められている。

9-6 端数処理

代理立替基準の報酬金欄において、一定の割合を乗じて金額を算出すべきものと定められている場合に、算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる（細則19条の2）。

代理立替基準において、税別となっている金額の計算方法は、まず現実に入手した金銭に一定の割合を乗じ、その算定結果について端数処理をした上で、さらに消費税を加えることとなる。定められた方法により算出された報酬金に対して、消費税が課税されるから、まずは本来的な報酬金を確定した上で、これに対する消費税を算定すべきである。

消費税額は、消費税法その他の法令によって定められるものであり、消費税の端数処理については、細則19条の2によって一義的に定まるわけではないが、消費税法上、端数処理については、四捨五入、切り上げ及び切り捨てのいずれも許容されているため、同条の趣旨からは、消費税の計算にあたっては切り捨て処理をするのが相当である。

具体的な計算方法は、以下のとおりである。

～端数処理の具体例～

金銭事件において、得られた利益が1,235,037円の場合

【本来的な報酬金額】

1,235,037円 $\times$ 0.1=123,503.7円（切り捨て後）123,503円

【消費税額（8%の場合）】

123,503円 $\times$ 0.08=9,880.24円（切り捨て後）9,880円

【消費税込みの報酬金額】

123,503円+9,880円=133,383円

例えば、多重債務における過払金回収に対する報酬（細則36条）は、回収額に一定の割合を乗じて報酬を算出するものと定めているが、この場合についても端数処理を行う。端数処理の方法を定めた細則19条の2は、業務方法書の代理援助立替基準の報酬金欄についてのみ規定するが、細則の規定は、代理立替基準の特則ないしこれを補充するものであるから、これらの規定も細則19条の2が妥当し、端数金額は切り捨てる。

9-7 民事訴訟事件

(1) 金銭事件

交通事故に基づく損害賠償請求、その他の損害賠償請求、その他の金銭請求事件の報酬金の額は、代理援助立替基準「(1)①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件」による。

これによると、現実に入手した金銭を基準として、以下のとおり算出する。

- ① 現実に入手した金銭が、3,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。現実に入手した金銭が、3,000万円を超える部分については、その超える部分の6%（税別）を加算する。
- ② 当面取立てができない事件の報酬金は64,800円～129,600円とし、標準額を86,400円とする。
- ③ 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,800円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算をした額は、請求排除額の10%を超えないものとする（9-3(5)参照）。
- ④ 以上は、事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。出廷回数は1回10,800円を基準とする（9-4参照）。

～報酬算定の具体例（消費税8%の場合）～

- ① 現実に入手した金銭が1,200万円の場
 $12,000,000 \text{円} \times 0.1 = 1,200,000 \text{円}$
 $1,200,000 \text{円} \times 1.08 = 1,296,000 \text{円（税込）}$
- ② 現実に入手した金銭が5,000万円の場
 $(30,000,000 \text{円} \times 0.1) + (20,000,000 \text{円} \times 0.06) = 4,200,000 \text{円}$
 $4,200,000 \text{円} \times 1.08 = 4,536,000 \text{円（税込）}$

(2) 手形訴訟事件

金銭事件と同様である（上記(1)参照）。

(3) 所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家

所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家については、代理立替基準「(2)①所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家」による。

これによると、受けた利益を基準として、以下のとおり算出する。

- ① 受けた利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。
- ② 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6%（税別）を加算する。
- ③ 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5%（税別）を加算する。
- ④ 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4%（税別）を加算する。
- ⑤ 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同様である。
- ⑥ 時価の算定は、国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。
（固定資産評価証明書記載の評価額も参考となる）
- ⑦ 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。

～報酬算定の具体例（消費税8%の場合）～

① 受けた利益が1,200万円の場合

$$(10,000,000 \text{ 円} \times 0.1) + (2,000,000 \text{ 円} \times 0.06) = 1,120,000 \text{ 円}$$

$$1,120,000 \text{ 円} \times 1.08 = 1,209,600 \text{ 円（税込）}$$

② 現実に入手した金銭が6,000万円の場合

$$(10,000,000 \text{ 円} \times 0.1) + (20,000,000 \text{ 円} \times 0.06) + (20,000,000 \text{ 円} \times 0.05) + (10,000,000 \text{ 円} \times 0.04) = 3,600,000 \text{ 円}$$

$$3,600,000 \text{ 円} \times 1.08 = 3,888,000 \text{ 円（税込）}$$

(4) 境界確定事件

(3)と同様である（上記(3)参照）。

(5) 被告事件

事件類型にかかわらず、代理立替基準「(6)⑩被告・被控訴事件」によるが、実際の基準は、金銭事件～行政事件に準ずる。

9-8 行政訴訟事件

行政訴訟事件の報酬金の額は、代理立替基準「(4)行政事件」による。

これによると、113,142円～166,628円に、出廷回数1回につき10,800円を乗じた額を加算する。ただし、事件の難易等を考慮し、増減することができる。

また、金銭給付がある場合には、金銭事件に準じて報酬を決定する。

9-9 証拠保全事件

証拠保全事件の報酬金の額は、代理立替基準「(6)⑨証拠保全事件」による。

これによると、「本案事件と一括して決定する」とされていることから、本案事件の報酬金に証拠保全事件の報酬金も含まれる。ただし、証拠保全事件は、保全した証拠等を検討した結果、本訴の提起に踏み切らない、という判断もありうるところであり、そのような場合に証拠保全事件単独の援助決定をすることもやむをえない。

なお、証拠保全事件のみ援助開始決定がなされたが、その段階で和解が成立するなどして訴訟提起などに至らなかったときは、得た利益に応じて、最も近い事件の立替基準に準じて報酬を決定することができる。

9-10 民事保全事件

(1) 仮差押・係争物に関する仮処分

仮差押や係争物に関する仮処分の報酬金の額は、代理立替基準「(5)①仮差押・仮処分」による。

これによると、「本案事件と一括して決定する」とされていることから、本案事件の報酬金に保全事件の報酬金も含まれることとなる。なお、保全の決定はなされたが、その段階で和解が成立するなどして訴訟提起などに至らなかったときは、得た利益に応じて、最も近い事件の立替基準に準じて報酬を決定することができる。

(2) 仮の地位を定める仮処分

仮の地位を定める仮処分の報酬金の額は、代理立替基準「(5)②労働事件断行仮処分」による。

これによると、「金銭事件～不動産事件に準ずる」とされていることから、事件類型に応じて、それらの規定を準用することとなる。

(3) 保全異議・保全取消し

仮差押や係争物に関する仮処分に対する保全異議・保全取消しの報酬金の額は、代理立替基準「(5)①仮差押・仮処分」による。

この場合、「本案事件と一括して決定する」とされていることから、本案事件の報酬金に保全事件の報酬金も含まれることとなる。なお、保全異議・取消しで手続が終了した場合には、得た利益に応じて、最も近い事件の立替基準に準じて報酬を決定することができる。

9-11 強制執行事件

強制執行事件の報酬金については、不動産強制競売手続、担保不動産競売手続、強制管理、担保不動産収益執行、不動産明渡（引渡）執行、債権執行、動産執行、代替執行、間接強制、少額訴訟債権執行のいずれについても、代理立替基準「(6)①強制執行事件」による。

上記基準によると、「本案事件と一括して決定する」とされていることから、同一の受任者によって、本案事件において債務名義を得て、これに基づいて現実金銭を得られた場合には、本案事件と執行事件を通じて報酬金を定めるべきである。具体的には、金銭事件の基準により、現実金に入手した金銭に基づき算出した金額が、本案事件と執行事件を通じた報酬金ということになる。

～強制執行事件のみを援助した場合～

強制執行事件のみを代理援助した場合の報酬金については、事案の実情に応じて決定する。例えば、金銭債権を請求債権とする執行事件で金銭を得たのであれば、金銭事件の報酬基準を参考にする。養育費を回収した場合には、養育費の報酬基準を参考とすることもできる。

9-12 財産開示手続

財産開示手続については、代理立替基準「(6)②財産開示手続」に報酬金に関する定めがないことから、報酬金を定めることはできない。

9-13 執行停止事件

執行停止事件の報酬金の額は、代理立替基準「(6)③執行停止事件」による。

「本案事件と一括して決定する」とされていることから、同一の受任者によって、本案事件の申立てとともに執行停止決定の申立てがなされ、本案事件において相手方の請求を排除した場合には、本案事件と執行停止事件を通じた報酬金を定めることになる。

「本案事件と一括して決定する」との文言や、執行停止事件の労力はそれほど大きくないことからすると、執行停止事件についてのみ報酬金を定めることはできないというべきである。

9-14 民事調停事件

民事調停事件の報酬金の額は、代理立替基準「(6)④民事調停事件」による。これによると、「金銭事件～不動産事件に準ずる」とされていることから、案件の内容に応じて、金銭事件及び

不動産事件に準じて報酬金を決定する。

なお、相手方の請求を排除した場合には、報酬金は着手金の7割相当額に出廷回数加算をするが（代理立替基準(6)④、同(1)）、相手方が調停期日に出頭しなかったために調停が不成立になったような場合には、請求を排除したことにならない（9-30参照）。また、調停不成立の場合は報酬は発生しない。

9-15 訴え提起前の和解

訴え提起前の和解に「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」は、民事調停事件であるというべきであるから、その報酬金の額は、代理立替基準「(6)④民事調停事件」の基準を準用するのが相当である（5-24参照）。

9-16 破産申立事件

破産申立事件については、代理立替基準「(6)⑩自己破産事件」に報酬金に関する定めがないことから、報酬金を定めることはできない。

なお、自己破産申立事件に関連して過払金を回収した場合については、9-3(8)参照。

9-17 民事再生手続

民事再生手続については、代理立替基準「(6)⑪民事再生手続」に報酬金に関する定めがないことから、報酬金を定めることはできない。

なお、民事再生手続に関連して過払金を回収した場合については、9-3(8)参照。

9-18 借地非訟事件

借地非訟事件の報酬金の額は、代理立替基準「(2)②借地非訟事件」によるが、通常の不動産・動産事件と同様である（9-7(3)参照）。

9-19 商事非訟事件

商事非訟事件に「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」は、借地非訟事件であるというべきであるから、その報酬金の額は、代理立替基準「(2)②借地非訟事件」の基準を準用するのが相当である（5-27参照）。もっとも、被援助者が「受けた利益」を想定し得ない場合が多く、実際に報酬金を定める場合は限られる。

9-20 過料事件

過料事件に「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」は、借地非訟事件であるというべきであるから、その報酬金の額は、代理立替基準「(2)②借地非訟事件」の基準を準用するのが相当である（5-28参照）。もっとも、被援助者が「受けた利益」を想定し得ない場合が多く、実際に報酬金を定める場合は限られる。

9-21 公示催告事件

公示催告事件に「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」は、家事別表一の審判事件であるというべきであるから、代理立替基準「(6)⑥家事審判事件」の基準を準用するのが相当であり（5-29参照）、原則として報酬金は発生しない。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。

9-22 意思表示の公示送達事件

意思表示の公示送達事件に「手続態様等が最も近い事件（代理立替基準（注）2）」は、家事別表一の審判事件であるというべきであるから、代理立替基準「(6)⑥家事審判事件」の基準を準用するのが相当であり（5-30参照）、原則として報酬金は発生しない。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。

9-23 離婚等請求事件

離婚等請求事件の報酬金の額は、代理立替基準「(3)①離婚・認知等請求事件」による。

- (1) 金銭その他の財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は 64,800 円～129,600 円とし、標準額を 86,400 円とする。
- (2) 公示送達事件は、64,800 円～86,400 円とする。
- (3) (1)にかかわらず、金銭給付のある場合には、金銭事件に準ずる。
- (4) 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。
- (5) 財産的給付のある場合の報酬金の下限は 86,400 円とする。

このうち、(1)は、例えば、離婚のみが成立した場合や、離婚が成立し養育費の支払いも合意がなされたが実際には支払いの見込みがない場合がこれにあたる。

請求が複数ある事件についても、請求ごとに報酬金を定めることはできないため、標準額は、事件を通じて 86,400 円とする。

また、附帯処分や関連請求（5-32参照）について、同一の手続において債務名義が得られた場合や和解が成立した場合であって、いずれも「当面取り立てができない」に該当する結果である場合も、やはり同様に解すべきである。

なお、相手方からの支払いが分割払いである場合や、養育費の支払いを受ける場合は、9-3(3)を参照。

これに対し、(3)の金銭給付がある事件の場合は、金銭事件に準ずるとされていることから、現実に入手した金銭に応じ、定められた基準にしたがって決定する。なお、離婚が成立するとともに、金銭給付がある場合には、金銭給付に対応する報酬金に、離婚が成立したこと自体の報酬金を加えるわけではないことに、注意を要する。例えば、離婚が成立するとともに、慰謝料 300 万円を得た場合には、報酬金は 324,000 円であって、これに金銭給付を伴わない離婚事件の報酬金（標準額 86,400 円）を加算するわけではない。

また、相手方から離婚を請求されていた場合において、離婚のみが成立した場合には、それについては報酬金を算定しないのは当然である。この場合、離婚の成立を阻止すれば報酬金を算定することになる。

なお、財産的給付のある場合の報酬金の下限は 86,400 円である。これは、財産的給付に加え、離婚などの利益を得ている場合には、たとえ金銭的給付を基準とした場合に算出される報酬金が 86,400 円を下回ったとしても、離婚などの利益を得ている以上、86,400 円を下回る報酬金を定めるのは妥当ではないという観点から、置かれたものである。

したがって、離婚などの利益がなく、純粋に財産的給付のみを得た場合には、この規定の適用範囲外であって、その場合には、86,400 円を下回る報酬金を定めることになる。

相手方の請求を排除した場合には、「財産的給付がない」事件として、報酬金は 64,800 円～129,600 円とし、標準額を 86,400 円とするのが相当である。

なお、相手方が調停期日に出頭しなかったために、調停が不成立になったような場合には、請求を排除したことにならない（9-3(5)④参照）。

年金分割については、実務上、ほぼ一律に按分割合を 0.5 とすることから、0.5 を超える成果

を得た場合や、按分割合に争いがあり、立証活動の結果0.5を維持したという個別事情がある場合を除き、これを報酬算定の根拠とすることは相当でない。

事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じとされているため、金銭事件に準じて、報酬金を増減することができる。この基準を適用することにより、財産的利益が僅かな事案でも、事件の難易や出廷回数等を考慮して報酬金を増額することが可能である。なお、養育費については9-3(3)参照。

9-24 その他の家事事件

(1) 家事審判事件のうち家事手続法別表一に掲げる事件

代理立替基準「(6)⑥家事審判事件のうち家事手続法別表一に掲げる事件」によれば、原則として報酬金は定めない。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。

(2) 家事調停事件・家事審判事件のうち家事手続法別表二に掲げる事件

遺産分割事件を除き、代理立替基準「(6)⑤家事調停事件・家事審判事件のうち家事手続法別表二に掲げる事件」による。

これによると、離婚・認知等請求事件に準ずるとされている(9-23参照)。

なお、人事訴訟事項にかかる調停であっても、これを援助する以上は同基準によるべきであり、これが不調になった後の人事訴訟についても、同基準によるべきである(5-32参照)。

また、一般調停事件の中で、親族に対する貸金返還請求など、民事調停と家事調停のいずれでも申立てをすることができるものがあるが、これについて家事調停を選択した場合は、立替基準は、同基準によるべきである(5-32参照)。

(3) 遺産分割事件

遺産分割事件の報酬金は、代理立替基準「(3)②遺産分割事件」による。

これによると、「金銭事件～不動産事件に準ずる」とされていることから、遺産分割の結果得られた遺産の種類に応じ、これらの規定を準用することになる。

ただし、受けた利益の算定については、相続分の3分の1を基礎として、報酬金はその10%(税別)とすることに注意しなければならない。

なお、相続の割合などについて争いがあり、事件の処理に困難が伴うものであったときは、事件の難易、出廷回数を考慮し、増減することができる(代理立替基準(3)、同(1))。

9-25 労働審判事件

代理立替基準「(6)⑦労働審判事件」によると、「金銭事件～不動産事件に準ずる」とされていることから、労働審判の結果得られた利益の種類に応じ、これらの規定を準用することになる。

9-26 保護命令申立事件

代理立替基準「(6)⑧保護命令事件」に報酬金に関する定めがないことから、報酬金を定めることはできない。

9-27 人身保護請求事件

代理立替基準「(6)⑧保護命令事件」を準用すべきであり(5-35参照)、同基準に報酬金に関する定めがないことから、報酬金を定めることはできない。

9-28 示談交渉

「代理立替基準(6)⑬示談交渉事件」による。「金銭事件～家事事件に準ずる」とされていることから、示談交渉の結果得られた利益の種類に応じ、これらの規定を準用する。

9-29 支払督促

代理立替基準「(6)⑭支払督促」による。「金銭事件に準ずる。」とされている。

9-30 任意整理

代理立替基準「(6)⑮任意整理事件・特定調停事件」に報酬金に関する定めがないことから、報酬金を定めることはできない。

なお、任意整理事件に関連して過払金を回収した場合については、9-3(8)を参照。

9-31 特定調停

代理立替基準「(6)⑯任意整理事件・特定調停事件」に報酬金に関する定めがないことから、報酬金を定めることはできない。

9-32 損害賠償命令申立事件

代理立替基準「(6)⑰損害賠償命令事件」による。相手方等から現実に金銭を入手したときは、金銭事件に準ずる。

当面取立ができない事件の報酬金、相手方の請求を排除した場合の報酬金は21,600円である。事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同様である。

9-33 控訴審

(1) 報酬算定の時期

訴訟事件の代理援助において、控訴審が援助事件として継続した場合、代理立替基準が「現実に入手した金銭」や「受けた利益」を基礎として報酬金を算定することを基本としていることからすれば、報酬金は原則として判決確定後に決定すべきである。

これについて、業務方法書によれば、地方事務所長は、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合には、関連事件の終結決定を待つて報酬金の決定をすることができる（業務方法書58条2項）。したがって、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合で、かつ、同項の規定により関連事件の終結決定を待つて報酬金の決定をすることとしたときは、援助の終結決定をしないことができる（業務方法書56条1項1号）。

控訴事件の報酬金の額は、代理立替基準「(6)⑱控訴事件」による。金銭事件～行政事件に準ずるとされていることから、事件類型に応じ、報酬金を定める。

これに対し、被控訴事件の報酬金の額は、代理立替基準「(6)⑲被告・被控訴事件」による。そこでも「金銭事件～行政事件に準ずる」とされていることから、事件類型に応じ、報酬金を定める。ただし、被控訴事件については、一審を援助しているときは、一括して決定することが条文上明記されている（相手方の請求排除の場合は9-3(5)参照）。

(2) 一審と二審で受任者が異なる場合

一審と控訴審の受任者が異なる場合、一審終結の段階で判決に基づいて一審の受任者の報酬金を代理立替基準に基づき決定する。例えば、金銭事件の場合、判決により相手方等からの入金が無ければ、代理立替基準「(1)金銭事件」の報酬金欄の「当面取り立てができない事件の報酬金は64,800～129,600円とし、標準額を86,400円とする。」を基準に定める。

9-34 被援助者が受任者の同意なく当事者同士で示談したとき

受任者の同意なく被援助者が当事者同士で示談した事実が発覚した場合には、受任者には、その経過を記載した終結報告書の提出を求める。その上で、被援助者に対し、示談書などの提出を可能な限り求めるとともに、これに至った事情を聴取する。

そして、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をする（業務方法書56条1項）。

この場合、個別契約書14条によれば、受任者の同意なく示談、和解をしたときは、被援助者に受任者等への報酬金に相当する金銭の支払いを求めることができるとされている。もつとも、報酬金に相当する金銭といっても、一義的に定まるものではないから、終結決定において報酬金の額を定める必要がある（業務方法書57条1号）。その前提として、報酬金の決定にあたり、被援助者及び受任者の意見を聴く必要がある（業務方法書58条1項）。

9-35 回収した訴訟費用の扱い

訴訟費用は、敗訴の当事者の負担である（民訴法61条）。もつとも、判決においては、負担の割合のみが定められるため、訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定めることとされている（同法71条1項）。これを訴訟費用額確定処分という。

援助事件において、訴訟費用額確定処分の申立てをするか否かは、全くの任意であり、同申立てについて別途援助開始決定はせず、回収した訴訟費用は報酬算定の対象とはならない。

受任者が訴訟費用額確定処分の申立てを行い、結果的に相手方から訴訟費用を回収した場合は、回収した訴訟費用の費目に応じて以下のとおり取り扱う。

(1) 申立ての手数料

「申立ての手数料」とは、申立ての際の印紙代のことである。

回収した申立手数料について、追加支出を行っている場合には、既に立替えの対象となっている以上、受任者等がこれを取得する根拠はなく、終局的には被援助者が取得すべきものである。したがって、この場合には、立替金に充当する（立替金がないときは、その限りにおいて、被援助者に交付する）。他方、当初の立替実費の範囲内であれば、受任者が取得すべきものである。援助開始決定時の立替実費の範囲外であって、追加支出がなされていないのであれば、実質的にこれを負担した者が取得すべきである（被援助者が負担していた場合は、上記と同様、第一次的に立替金に充当する）。

なお、申立手数料を、現金以外の印紙及び郵券などで回収した場合、法テラスでは換金することができないため、立替金に充当することはできない。事実上、被援助者に交付することになる。

(2) 予納郵券

(1) に同じ。

(3) 裁判所外において証拠調べ等を行う場合の裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料

証拠調べを行う前提として、裁判所に予納がなされているものである。既に追加支出を行っているのであれば、受任者等がこれを取得する根拠はないから、終局的には被援助者が取得すべきものであり、立替金に充当すべきである（立替金がないときは、その限りにおいて、被援助者に交付する）。

他方、追加支出がなされていないのであれば、実質的にこれを負担した者が取得すべきである。

(4) 当事者等及び訴訟代理人の旅費、日当及び宿泊料

訴訟代理人の期日への出頭の負担は、着手金や報酬金によって賄われていると考えるべきであるから、当事者等の旅費等であると訴訟代理人の旅費等であることを問わず、最終的には被援助者が取得すべきものであり、立替金に充当すべきである（立替金がないときは、その限りにおいて、被援助者に交付する）。

これに対し、多重債務事件における不当利得返還請求（細則36条）の場合には、訴訟代理人の期日への出頭の負担の評価が、着手金の金額に反映されているとまではいえないことから、訴訟代理人の日当については、受任者が受領するのが相当である。訴訟代理人が本人とともに出頭した場合の当事者等の日当についても、実質的には訴訟代理人の日当とみるべきであるから、受任者が受領すべきである。

(5) 書類の作成及び提出費用

原則として援助開始決定時の立替実費によって賄われていると考えるべきものであるから、終局的には被援助者が取得すべきものであり、立替金に充当すべきである（立替金がないときは、その限りにおいて、被援助者に交付する）。

他方、追加費用の支出の対象となる場合（細則14条の2参照）には、被援助者直接負担とする追加費用支出決定を行い、相手方から回収した金員から精算する。

(6) 官庁等から書類の交付を受けるために要する費用について

(5) に同じ。

(7) 翻訳料について

既に追加支出を行っているのであれば、受任者等がこれを取得する根拠はないから、立替金に充当すべきである（立替金がないときは、その限りにおいて、被援助者に交付すべきである）。他方、追加支出がなされていないのであれば、実質的にこれを負担した者が取得すべきである。

(8) 文書又は物の送付費用

追加支出を行っている場合には、既に立替えの対象となっている以上、受任者等がこれを取得する根拠はなく、終局的には被援助者が取得すべきものである。したがって、これらの場合には立替金に充当すべきである（立替金がないときは、その限りにおいて、被援助者に交付する）。

追加支出の対象となる場合（細則14条の2参照）であって、追加支出がなされていないのであれば、被援助者直接負担とする追加費用支出決定を行い、相手方から回収した金員から精算する。

9-36 相手方に生じた訴訟費用

被援助者が訴訟の全部又は一部について敗訴したため、訴訟費用額確定処分によって、相手方の訴訟費用の支払いを命ぜられた場合、相手方に生じた訴訟費用について追加支出することはできない。訴訟費用額確定手続によって被援助者に支払いを命ぜられた訴訟費用は、単に被援助者が負担すべき費用償還債務にすぎない。

業務方法書50条によれば、「受任者等は、立替費用について援助開始決定その他の決定に定める額に不足が生じたときは、追加費用支出申立書を作成し、これに疎明資料を添付して、地方事務所に追加費用の支出の申立てをすることができる」とされており、業務方法書11条1項

2号によれば、「代理援助又は書類作成援助に係る実費」が「立替費用」に含まれるとされている。

そして、業務方法書11条1項2号における「実費」は、「民事裁判等手続の準備及び追行のため」の費用（支援法30条）に限られるところ、相手方に付与された訴訟救助にかかる印紙代は、そもそも相手方の訴訟費用の追行のため必要な費用であって、これについて事後的に被援助者に対して支払いが命ぜられたとしても、これは被援助者の「民事裁判等手続の準備及び追行のため」の費用にあたらない。したがって、業務方法書50条による追加支出はできない。

9-37 事件終了後における印紙代の追加支出の可否

事件終了後に、被援助者が裁判所から印紙代の納付を命ぜられる場合としては、以下のような場合が考えられる。

- ①被援助者の申立てによって、これに対し訴訟上の救助の決定（民訴法82条以下）がなされていたところ、被援助者敗訴の判決が確定したなどの理由により、被援助者が訴訟費用を負担することになった（同法61条以下）。
- ②同じく被援助者の申立てによって、これに対し訴訟上の救助の決定がなされていたところ、訴訟上の和解によって訴訟費用の全部又は一部につき被援助者の負担となった場合（同法68条）。
- ③相手方の申立てに対し訴訟上の救助の決定がなされていたところ、被援助者の敗訴判決などによって、同人が訴訟費用を負担することになったため、同人に対する取立決定がなされた場合（同法85条）。

このうち、①及び②の場合は、本来は事件進行中に納付すべきであった印紙代について、事件の結果、事後的に納付を命ぜられているにすぎないから、その印紙代については追加支出をすることができる。

ただし、終結決定がなされた後には、追加支出をする余地はなく、被援助者本人が納付するほかない。したがって、訴訟上の救助の決定がなされた事件については、当初から事件を適切に管理しておく必要がある。終結報告書に添付された判決書や和解調書などを点検することにより、印紙代の納付を命ぜられることを想定することは十分に可能であるから、受任者等に対し、追加支出を求める必要の有無について、終結報告書が提出された段階で確認することが望ましい。仮にこれを職員が看過した場合であっても、追加支出の申立てをすることは、受任者等の責任において行うべきものであるから、終結決定後において追加支出をすることはできない。

なお、②の場合も、被援助者が和解によって金員を得ることができる場合には、原則として追加支出はせず、被援助者の事前の了承を得て、受任者が受領した金員の中から直接納付するのが相当である。

③の場合は、相手方に付与された訴訟救助にかかる印紙代は、そもそも相手方に生じた訴訟費用であって、これについては、被援助者の「民事裁判等手続の準備及び追行のため」の費用にはあたらない（8-7コラム、9-36参照）。したがって、追加支出をすることはできない。

9-38 登記費用の支出

不動産の登記費用については、その全てが立替の対象となるわけではなく、「民事裁判等手続の準備及び追行のため」（支援法30条1項2号イ、業務方法書5条1号ア）の費用のみが、立替の対象となる。

例えば、不動産の仮差押や仮処分事件における仮差押や仮処分の登記のための登録免許税については立替えの対象となるが、事件が判決や和解によって終了したことにより、これに基づいて登記をする場合には、その登記費用（登録免許税や司法書士に支払うべき報酬）は、追加費用支出の対象とはならない。

9-39 担保

(1) 担保設定を行う場合

地方事務所長は、被援助者が事件により金銭等を得た場合、立替金の償還を確保するために被援助者に担保の提供を求めることができる（業務方法書62条）。

そして、同条の規定により、地方事務所長が被援助者に担保の提供を求める場合の担保の提供については、次のとおり定められている（細則30条1項）。

- ① 援助の終結決定時の立替金残金が80万円を超え、かつ、被援助者が事件の結果不動産を取得したときは、当該不動産に立替金残金の支払いを担保するため抵当権を設定する。ただし、援助の終結決定後3か月以内に、立替金残金全額が償還される見込みがある場合など、立替金の償還を確保するために担保の提供を求める必要性に乏しい事情がある場合は、この限りでない。
- ② 上記①の場合のほか、地方事務所長が、立替金の償還を確保するために必要があると判断したときは、被援助者の所有する不動産に抵当権を設定し、又は被援助者に対し連帯保証人を立てるよう求めることができる。

(2) 担保の設定に要する費用

抵当権の設定や保証契約の締結に必要な費用は、被援助者の負担である（同条2項）。

抵当権の設定に必要な登録免許税は、法テラスが抵当権者となる場合は非課税である（登録免許税法4条、5条、別表第2）。

被援助者が事件の結果不動産を取得している場合は、細則30条により同不動産に抵当権を設定すべきである。

なお、抵当権を設定する場合の手続や、被援助者が連帯保証人を立てる場合の手続については、平成22年9月30日付け事務連絡「抵当権の登記手続等に関するマニュアルについて」を参照。

9-40 援助開始決定の取消し

地方事務所長は、援助開始決定をした後に、受任者等となるべき者を選任することができないとき又は援助案件について業務方法書9条各号に掲げる要件のいずれかを欠くことが明らかになったときは、決定により、援助開始決定を取り消すことができる（業務方法書40条1項）。

地方事務所長は、この決定をするときには、あらかじめ、地方扶助審査委員長の意見を聴かなければならない（同条2項）。地方扶助審査委員ではなく、地方扶助審査委員長の意見を聞かなければならないことに注意を要する。意見を聴取したときは、その方法及び聴取内容を、記録上明らかにしておく。

受任者等となるべき者を選任することができないときとは、法律相談担当者が受任等を行うことができず、受任予定者等の中からも受任者等となるべき者を選任することができない場合などである。受任者等となるべき者を選任することができない場合については、7-4(2)を参照。

受任者等が選任された後に、援助開始決定が取り消された場合は、受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法を定めることができる（同条3項。9-48参照）。

9-41 援助を継続することが適当でなくなったとき

(1) 個別契約の解除

地方事務所長は、被援助者が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、個別契約を解除することができる（業務方法書54条1項1号）。また、受任者等が受任又は受託した案件について必要な対応を行わなかったときも同様である（同4号）。

これによって個別契約が終了したときは、地方事務所長は、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法を決定する（業務方法書55条2項1号）。なお、援助を継続することが適当でなくなったときに、後任の受任者等となるべき者を新たに選任する場合は通常考えられないから、同項2号に定める事項を決定する。

返還を求めるべき額を決定するときは、細則別表2の基準に従う（細則27条）（9-48参照）。また、受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる（業務方法書55条3項）。

返還を求めるべき額を決定したときは、被援助者に通知すべきである。

なお、個別契約が解除された場合、その後は報酬金を定めたり、追加費用を支出することはできない。

(2) 被援助者及び受任者等への通知

地方事務所長は、個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者（被援助者が死亡した場合の相続人を含む）及び受任者等に通知する（業務方法書55条1項本文）。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。

(3) 終結決定

地方事務所長は、個別契約を解除したときは、終結決定をすることができる（業務方法書56条2項）。また、受任者等から終結報告書が提出されない場合であっても、事件が終結していることが明らかなきとき又は業務方法書54条1項の規定により個別契約を解除した場合で終結決定をすることを相当と認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をすることができる。

(4) 受任者等が行うべき事務

受任者は、代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに、代理援助に係る事件が係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、被援助者に証拠資料を返還しなければならない（業務方法書55条4項本文）。

ただし、証拠資料の返還については、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。

受託者は、書類作成援助の個別契約が終了したときは、速やかに、被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない（同条5項）。

9-42 受任者等からの辞任の申出

(1) 辞任の申出とその承認

受任者等は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとするときは、地方事務所長に

その理由を付した文書を提出して辞任の申出をしなければならない（業務方法書51条1項）。

地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、辞任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する（同条2項）。

(2) 個別契約の解除

地方事務所長は、受任者等が辞任したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、個別契約を解除することができる（業務方法書54条1項3号）。

この場合、地方事務所長は、これによって個別契約が終了したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次に掲げる事項を決定する（業務方法書55条2項）。

①受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法

②38条3項又は39条2項の規定により受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、法テラスが立て替える立替費用のうち、11条1項1号及び2号に掲げる報酬及び実費の額及び支払方法

このうち、①について、返還を求めるべき額を決定するときは、細則別表2の基準に従う（細則26条。9-48参照）。また、受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる（業務方法書55条3項）。

また、これらの事項を決定したときは、被援助者に通知する。

(3) 被援助者及び受任者等への通知

地方事務所長は、個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者（被援助者が死亡した場合の相続人を含む）及び受任者等に通知する（業務方法書55条1項本文）。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。

(4) 終結決定

地方事務所長は、個別契約を解除したときは、終結決定をすることができる（業務方法書54条2項）。ただし、業務方法書56条1項3号が、「受任者等が辞任し又は解任され、後任の受任者等の選任が困難なとき。」と定めている以上、後任の受任者等の選任が困難でない場合には、援助終結をすることはできない。

なお、個別契約が未だ締結されていない段階においては、被援助者から解任の申出があった場合、これをもって援助を終結させることができると解される。

(5) 後任の受任者等の選任

地方事務所長は、受任者の辞任が生じたときは、受任予定者の中から受任者となるべき者を選任し（業務方法書38条3項）、書類作成援助において、受託者の辞任が生じたときは、受託予定者の中から受託者となるべき者を選任する（業務方法書39条2項）。

その上で、あらためて法テラス、被援助者及び受任者等となるべき者との間で、個別契約を締結する（業務方法書42条）。

他方、後任の受任者等の選任が困難なときは、援助の終結決定をする（業務方法書56条1項3号）。なお、ここにいう「後任の受任者等の選任が困難なとき」については、7-4を参照。

被援助者が後任の受任者等となるべき者を指定してその選任を申し出たときは、受任予定者契約等を締結した上で、その者を受任者等となるべき者として選任し、個別契約を締結する（業務方法書54条2項、38条6項、39条5項、42条）。

(6) 受任者等が行うべき事務

【9】援助の終結

受任者は、代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに、代理援助に係る事件に係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、被援助者に証拠資料を返還しなければならない（業務方法書55条4項本文）。

ただし、証拠資料の返還については、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。

受託者は、書類作成援助の個別契約が終了したときは、速やかに、被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない（同条5項）。

9-43 被援助者からの解任の申出

(1) 解任の申出とその承認

被援助者は、やむを得ない理由により受任者等を解任しようとするときは、地方事務所にその理由を付した文書を提出して、解任の申出をすることができる（業務方法書52条1項）。

なお、業務方法書27条によれば、援助の申込みを取り下げることができるのは、援助開始決定がなされるまでの間に限られるから、同決定後は、申込みを取り下げる余地はない。したがって、被援助者が受任者等との受任関係を解消するためには、受任者等を解任するほかない。

受任者等に対しては、被援助者から上記の申出があった旨を通知した上で、事情を聴取するか、報告書の提出を求める。

なお、受任者等が辞任を希望する場合には、辞任の申出をするよう促す（業務方法書51条1項参照）。

地方事務所長は、解任の申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、受任者等の解任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する（業務方法書52条2項）。

(2) 個別契約の解除

地方事務所長は、被援助者が受任者等を解任したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、個別契約を解除することができる（業務方法書54条1項2号）。

これによって個別契約が終了したときは、地方事務所長は、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次に掲げる事項を決定する（業務方法書55条2項）。

①受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法

②38条3項又は39条2項の規定により受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、法テラスが立て替える立替費用のうち、11条1項1号及び2号に掲げる報酬及び実費の額及び支払方法

このうち、①については、返還を求めるべき額を決定するときは、細則別表2の基準に従う（細則27条）（9-48参照）。また、受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる（業務方法書55条3項）。

また、これらの事項を決定したときは、被援助者に通知すべきである。

なお、個別契約が解除された場合、その後は報酬金を定めたり、追加費用を支出することはできない。

(3) 被援助者及び受任者等への通知

地方事務所長は、個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者（被援助者が死亡した場合の相続人を含む）及び受任者等に通知する（業務方法書55条1項本文）。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。

(4) 終結決定

地方事務所長は、個別契約を解除したときは、終結決定をすることができる（業務方法書56条2項）。ただし、業務方法書56条1項3号が、「受任者等が辞任し又は解任され、後任の受任者等の選任が困難なとき。」と定めている以上、後任の受任者等の選任が困難でない場合には、援助終結をすることはできない。

(5) 後任の受任者等の選任

地方事務所長は、被援助者が受任者を解任したときは、契約弁護士・司法書士等の中から受任者となるべき者を選任し（業務方法書38条3項）、書類作成援助において、被援助者が受託者を解任したときは、契約弁護士・司法書士等の中から受託者となるべき者を選任する（同39条2項）。

その上で、あらためて法テラス、被援助者及び受任者等となるべき者との間で、個別契約を締結する（同42条）。

他方、後任の受任者等の選任が困難なときは、援助の終結決定をする（業務方法書56条1項3号）。なお、ここにいう「後任の受任者等の選任が困難なとき」については、7-4を参照。

被援助者が後任の受任者等となるべき者を指定してその選任を申し出たときは、基本契約を締結した上で、その者を受任者等となるべき者として選任し、個別契約を締結する（業務方法書54条2項、38条6項、39条5項、42条）。

(6) 受任者等が行うべき事務

受任者は、代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに、代理援助に係る事件が係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、被援助者に証拠資料を返還しなければならない（業務方法書55条4項本文）。

ただし、証拠資料の返還については、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。また、被援助者が裁判所に自ら解任届を提出したときは、辞任届を提出する必要はない。

受託者は、書類作成援助の個別契約が終了したときは、速やかに、被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただし、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない（同条5項）。

(7) 解任を承認しない場合

地方事務所長の承認がない場合には、被援助者による受任者への解任の効力は生じない（業務方法書52条3項）。ここにいう解任の効力というのは、あくまでも個別契約上の効力のことであって、被援助者が何らの手続を経ずに裁判所に解任届を提出した場合において、訴訟法上は解任の効果が生ずることは当然である。

また、地方事務所長は、被援助者が受任者等を解任したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、個別契約を解除することができるが（業務方法書54条）、ここにいう解任には、被援助者が当センターに対する何らの手続を経ずに裁判所に解任届を提出した場合も含まれるというべきである。したがって、そのような場合には、個別契約の解除や終結決定をすることができると解される。

9-44 被援助者が死亡した場合

(1) 相続人の調査

個別契約書8条及び14条3項は、事件進行中に被援助者が死亡した場合に相続人に連絡をとることを前提としているので、受任者を通じて戸籍による相続人調査を行う必要がある。相

続人の調査に要した実費は、細則14条の2に基づき追加支出が可能である。しかし、事件終結後に被援助者が亡くなった場合は、現行規程では相続人調査を積極的に行うことまでは求められていない。

(2) 相続人による個別契約の承継

被援助者が死亡したときは、個別契約は終了するのが原則である。

離婚請求訴訟など一身専属的な権利関係に関する事件については、事件が承継されることもないから、受任者等に終結報告書の提出を求める。

しかしながら、被援助者が死亡した場合であっても、一定の場合には、個別契約上の地位は相続人に承継したものとみなされる（業務方法書53条2項）。

すなわち、被援助者が死亡した場合には、個別契約の締結の前提となっている権利義務を相続により承継した者（その者は訴訟手続についてもこれを承継することとなる）全員が、終結決定前に法テラスに引き続き援助を希望する旨の申出をし、かつ、当該承継者が業務方法書9条1号に掲げる要件に該当すると地方事務局長が認めたときは、被援助者の有していた個別契約上の地位は、その承継者に当然に承継したものとみなされ、個別契約は終了しない。

承継者から上記の申出があった場合、遺産分割協議書、遺産分割の審判書、受継の申立書その他の書面によって、その者が確かに個別契約の締結の前提となっている権利義務を相続により承継した者であることを確認する。その上で、承継者全員が、援助要件を満たしているのであれば、その者との間で個別契約を締結する。ただし、新たに個別契約書を取り交わす必要はなく、次の①から③の資料の提出を求め、内容を確認することで足りる。

- ①承継人全員から引き続き援助を希望し、契約を承継する旨の同意書
- ②承継人全員を特定するに足る疎明書類（戸籍謄本、遺産分割協議書等）
- ③承継人の資力を疎明する資料

なお、個別契約の承継者は資力要件を満たしている者に限られる（業務方法書53条2項）。訴訟を承継した者のうち一人でも資力要件を満たしていないことが判明した場合には、当該援助事件については終結決定し、要件を満たす承継者のみで新たに援助開始決定を行うことが相当である。

(3) 個別契約承継時の手続

相続人が個別契約を承継した場合、まず、個別契約上の地位を承継した旨の「その他決定」を行う。また、申込者の住所や氏名を、死亡した被援助者から承継者へと変更し、その旨を備考欄に記録する。

既に生じた立替金債権については、法律上、当然分割され、各相続人の法定相続分に応じて承継される。そこで、実務としては、承継者の中で予め代表者を決めて法テラスに届け出てもらい、当該承継者から償還してもらう方法が適切である。

～個別契約を承継した場合のシステム入力方法～

（例）死亡した被援助者「法てらお」、承継者「法テラ子」

業務システムの「氏名（姓）」欄に「法テラ子」、「氏名（名）」欄に「被相続人法てらお」と入力します（カナ（姓）欄に「ホウテラコ」、カナ（名）欄に「ホウテラオ」）。

「氏名（姓）」欄には現在の被援助者本人の氏名を入力することが適切であるため、承継の場合は、後見等の代理人の場合の入力方法と異なり、上記のとおり入力します。

承継者が複数いる場合は、予め決めた代表者の氏名を入力し、他の承継者については備考欄に入力します。

(4) 被援助者及び受任者等への通知

地方事務所長は、個別契約上の地位が承継されず、個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者（被援助者が死亡した場合の相続人を含む）及び受任者等に通知する（業務方法書55条1項本文）。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。

(5) 受任者等に対し返還を求めるべき額等の決定

地方事務所長は、個別契約が終了したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法を決定する（業務方法書55条2項1号）。なお、被援助者が死亡した場合には、通常は同項2号に掲げる事項を決定することはない。

返還を求めるべき額を決定するときは、細則別表2の基準に従う（細則27条）（9-48参照）。また、受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる（業務方法書55条3項）。

(6) 報酬金や追加支出の決定の可否

（本部において、事案ごとに整理の上、検討中です。）

(7) 被援助者が未成年者である場合

被援助者が未成年者である場合でも、契約上の権利義務自体は被援助者自身に帰属する。したがって、未成年者である被援助者が死亡した場合には、個別契約は終了するのが原則である。個別契約が承継される場合については(2)参照。

他方、被援助者の親権者や未成年後見人が死亡したとしても、個別契約の終了の問題は生じない。もっとも、被援助者の親権者や未成年後見人が死亡したことにより、親権を行う者がいなくなった場合には、新たに未成年後見人が選任された後に報酬金や追加支出の決定を行うべきである。

(8) 限定承認の場合の相続財産からの精算の可否

限定承認は、被相続人の財産がプラスかマイナスか分からない場合に、相続財産限りで清算し、プラスがあった場合にその分のみ相続する制度である。

相続人が限定承認手続において援助事件の相手方から金銭を得た場合には、法テラスの債権も、限定承認の手続において償還を受けるべきこととなる。

9-45 受任者等が死亡した場合

(1) 個別契約の当然終了

受任者等が死亡したときは、個別契約は終了する（業務方法書53条1項）。したがって、法テラスによる解除は不要である。

(2) 被援助者及び受任者等への通知

地方事務所長は、個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者に通知する（業務方法書55条1項本文）。ただし、その住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。

(3) 受任者等に対し返還を求めるべき額等の決定

地方事務所長は、個別契約が終了したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次に掲げる事項を決定する（業務方法書55条2項）。

- ① 受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法
- ② 38条3項又は39条2項の規定により受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、法テラスが立て替える立替費用のうち、11条1項1号及び2号に掲げる報酬及び実費の額及び支払方法

また、①の返還を求めるべき額を決定するときは、細則別表2の基準に従う（細則27条。9-48参照）。

受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる（業務方法書55条3項）。

これらの事項を決定したときは、被援助者に通知することが適切である。

なお、①の返還を求める額については、受任者等の相続人に相続分に応じて承継されると解される。

受任者等の相続人を検索する必要があるが、その場合には、以下のような方法が考えられる。

- ① 受任者等の事務所に問い合わせをする。
 - ② 弁護士名鑑に住所の記載がある場合には、その住所に連絡を試みる。
- 上記①②によっても相続人が判明しない場合には、本部に相談されたい。

(4) 報酬金や追加支出の決定の可否

（本部において、事案ごとに整理の上、検討中です。）

9-46 受任者等が弁護士・司法書士等でなくなった場合

受任者等が弁護士・司法書士等でなくなったときは、個別契約は終了する（業務方法書53条1項）。したがって、法テラスによる解除は不要である。

(1) 被援助者及び受任者等への通知

地方事務所長は、個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者に通知する（業務方法書55条1項本文）。ただし、その住所が不明の場合は、この限りでない（同項ただし書）。

(2) 受任者等に対し返還を求めるべき額等の決定

地方事務所長は、個別契約が終了したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次に掲げる事項を決定する（業務方法書55条2項）。

- ① 受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法
- ② 38条3項又は39条2項の規定により受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、法テラスが立て替える立替費用のうち、11条1項1号及び2号に掲げる報酬及び実費の額及び支払方法

①について、返還を求めるべき額を決定するときは、細則別表2の基準に従う（細則27条。9-48参照）。

また、受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる（業務方法書55条3項）。

これらの事項を決定したときは、被援助者に通知すべきである。

(3) 報酬金や追加支出の決定の可否

(本部において、事案ごとに整理の上、検討中です。)

9-47 基本契約が解除された場合

一般契約弁護士等や勤務弁護士等が契約に違反した場合の措置の1つとして、3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除がある(法律事務取扱規程5条1項1号、同条2項1号)。

そして、契約条項によれば、地方事務所長は、民事法律扶助契約弁護士・司法書士等が、同条項40条から42条までに規定する契約の解除の措置を受けたときには、個別契約を解除するとされている(契約条項44条本文)。ただし、被援助者が同意しない場合はこの限りでない(同条ただし書)。

これを受けて、個別契約においては、受任者が上記解除の措置を受けたときは、法テラスは、被援助者の同意を得て契約を解除するとしている(個別契約書11条1項)。

したがって、法テラスは、受任者等に対して基本契約を解除したときは、被援助者の同意を得て、個別契約も解除する(業務方法書54条1項5号)。

9-48 契約終了に伴う立替費用の返還

地方事務所長は、業務方法書53条及び54条の規定により個別契約が終了したときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法を決定する(業務方法書55条2項1号)。この返還を求めるべき額については、下記のとおり決定する(細則27条及び別表2)。

なお、他の援助事件等で未送金分がある場合には、相殺の可否につき、本部に相談する。

【代理援助】

事件の種別	手続の進行状況	立替金(基本実費+着手金) 返還額
自己破産事件	申立書準備中	50~100%(標準は80%)
	破産申立て済み	25%
	破産決定済み	返還不要~10%
	免責審尋済み	返還不要
民事再生事件	申立書等準備中	50~100%(標準は80%)
	再生手続申立て済み	40%
	再生計画案提出済み	20%
	債権者の意見聴取手続済み	返還不要
任意整理事件	介入通知準備中	80~100%
	介入通知書発送済み	50~80%
	返済計画案提示済み	20~50%
	和解成立	返還不要
一般事件	訴状・申立書等準備中	50~100%(標準は80%)
	訴状等提出済み	50%
	審理中	返還不要~50%
	審理終結	返還不要

【書類作成援助】

事件の種別	手続の進行状況	立替金（基本実費＋着手金）返還額
自己破産事件	申立書等準備中	50～100%（標準は80%）
	破産申立て済み	25%
	破産決定済み	返還不要～10%
	免責審尋済み	返還不要
一般事件	申立書等準備中	50～100%（標準は80%）
	申立書完成・交付済み	返還不要

注1 基本実費とは、代理立替基準（業務方法書別表3の1）及び書類立替基準（同別表3の2）のうち、実費の立替支出額欄内に記載されているものをいう。

注2 代理援助・書類作成援助ともに特段の事情があるときは、上記基準から返還額を増減することができる。

注3 基本実費以外の実費については、契約終了時までには支出が確定したものを除き、全額返還を求める。

注4 個別契約書12条に規定する事由が認められるときは、地方事務所長は、受任者への報酬金に相当する金銭を被援助者に支払わせる旨の決定をすることができる。

なお、被援助者の申出による解任（結果として辞任として処理する場合を含むと解される）に際しては、被援助者にみなし報酬金の支払いを求める場合もある（個別契約書14条）。

9-49 立替金の償還

(1) 償還の重要性

償還金は、扶助業務を実施するための重要な財源の1つである。したがって、償還が円滑に行われることは非常に重要であり、償還金の滞納を未然に防ぐことが必要である。このため、援助開始決定や終結決定の際に、被援助者に対し、償還金が扶助事業の重要な財源となっていることを説明するとともに、被援助者の生活状況などの確に把握した上、月々の返済額を見直すなど、柔軟な対応をとることが求められる。

(2) 督促

法テラスは、即時償還又は割賦償還の決定をした場合において、被援助者が償還をすべき期限までにその償還をしていないときは、遅滞なく督促を行う（業務方法書61条）。

したがって、償還金の滞納が実際に発生した場合には、本部と地方事務所が連携して、効果的な督促を行う必要がある。

9-50 第三者による償還の可否

第三者から債務の弁済の申し出があった場合には、受け取ることができる（民法474条1項）。法テラスに対する立替金の償還債務についても、債務者すなわち被援助者の意思に反しない（同条2項）限り、利害関係を有しない第三者であっても償還をすることができる。

9-51 償還金の充当

被援助者が複数の償還金の債務を負担する場合に、全ての債務を消滅させるのに足りない弁済をしたときは、被援助者は、その弁済を充当する債務を指定することができる（民法488条1項）。

被援助者がその弁済を充当する債務を指定しない場合は、法テラスが受領するときにその弁済を充当すべき債務を指定することができる（同条2項）。

双方の指定がない場合には、法定充当（民法489条）となる。償還を定めた決定書による弁済期が早いものから充当する。

なお、平成26年4月1日改訂の個別契約書7条は、法テラスによる弁済充当の指定について、被援助者が異議を述べるできない旨を定めている。

9-52 担保取消し

受任者は、終結決定その他の決定に当たり、立担保の必要がなくなったときは、速やかに、担保取消しの手続きを行い、供託金及びその利息を返還しなければならない（業務方法書63条1項）。

また、受任者は、終結決定その他の決定に当たり、支払保証委託契約により担保を立てている場合で、立担保の必要がなくなったときは、速やかに、支払保証委託契約原因消滅証明書を地方事務所に提出しなければならない（同条2項）。

したがって、終結報告書が提出された段階で、担保取消しの手続きが終わっていないような場合は、ただちにその手続きを行うように、受任者に促す必要がある。

なお、具体的な手続については、8-18(6)参照。

9-53 被援助者に対する返金ができない場合

償還免除決定をした後に、被援助者から任意の償還を受けたが、立替金が免除されていることを理由に、償還金として受け入れずに事実上保管している場合など、地方事務所において被援助者に返金すべき金銭を預かり保管している場合において、以下のような理由により、被援助者に返金ができなくなる場合がある。

- (1) 被援助者の死亡又は所在不明等により、返金することができなくなった場合
- (2) 償還金口座の振込人名義や、現金書留の差出人が不明であるため、被援助者の特定ができない場合

このような場合の事務処理方法は、平成25年3月13日付け司支扶第106号「返金困難預り金の処理手続及び供託要領（改定版）」について（通知）」を参照。

9-54 受任者等が事件処理を行わなかった場合

受任者等が受任又は受託した案件の処理を行わなかった場合にも、地方事務所長は、審査に付した上で、個別契約を解除することができる（業務方法書54条1項4号）。

9-55 終結決定後の報酬決定

終結決定後に、新たに相手方等から金銭等を得た場合や、終結決定前に相手方等から金銭等を得ていたことが発覚したときは、報酬決定を含め終結決定において定めた事項の一部又は全部を変更することができる（業務方法書63条の3）。ただし、事件記録の保管期間等との関係から、この変更決定を行うことが可能な期間について、別途細則28条に定められている。

9-56 更正決定

地方事務所長は、自らがした決定に計算間違い、誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、申請又は職権により、いつでも更正決定をすることができる（業務方法書70条の9）。更正決定も決定の一種であるため、更正決定に対する不服申立ては可能である。

更正決定の対象は地方事務所長がした決定であるが、再審査申立のあった案件で、再審査委員会の決定に基づいて理事長が決定をする場合もありうる。これについても同様に扱うことが適当であるため、理事長がした決定についても同規定を準用することとしている。（同条3項）

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

10-1 事件終結後の償還猶予

(1) 償還猶予について

地方事務所長は、被援助者から、償還の猶予を求める申請を受け、被援助者が即時償還又は割賦償還により償還をすることが著しく困難であると認めるときは、その全部又は一部について、3年を超えない期間を定めて、償還を猶予する決定をすることができる（業務方法書64条2項、59条の2第1項）。

さらに、地方事務所長は、被援助者から申請を受け、被援助者に特別の事情のあると認めるときは、前項に規定する猶予期間を延長する決定をすることができる（業務方法書64条3項）。

被援助者は、償還の猶予を求める申請及び猶予期間を延長する申請をするときは、地方事務所長に所定の申請書を提出しなければならない（業務方法書64条4項、59条の2第2項）。

なお、申請書については、次の事項の記載が必要である。

- ① 申請者の住所、氏名、年齢、職業、収入（月収）
- ② 生計を同じくする家族の氏名、続柄、年齢、職業、収入（月収）
- ③ 生活保護受給の有無及び現在の生活状況
- ④ 将来資力を回復する見込み
- ⑤ 事件終結の結果相手方から給付を受けるべき財産の価格及びそれを得る見込み
- ⑥ 償還の猶予を申請する旨及び猶予を受けようとする金額
- ⑦ 提出年月日
- ⑧ 申請者の署名押印

償還を猶予する場合には、被援助者と連絡が取れなくなることがないように、被援助者に対し、「住所や氏名等の変更があった場合には、速やかに地方事務所長に届け出る必要がある」旨を説明しておくべきである。特に、離婚事件などのように、氏名や本籍の変更が予想される場合には、注意が必要である。

また、あまりに長期間の猶予期間を定めると、被援助者が転居するなどの事情により、被援助者との連絡が困難になることが多いので、実務上、当初の猶予期間は1年程度とし、期間満了の時点で、猶予期間の延長を検討する取扱いが相当である。

(2) 償還を猶予する場合の手続

地方事務所長は、償還を猶予する場合、被援助者から生活状況を聴取するとともに、事件の相手方等からの金銭等の取得状況を確認する（業務方法書59条の2第3項、59条1項参照）。

(3) 猶予の申請を認めない場合

地方事務所長は、償還猶予の申請を受けた場合において、次のいずれかに該当するときは、申請の全部又は一部を認めない旨を決定する（業務方法書64条5項、59条の2第5項）。

- ① 被援助者が即時償還又は割賦償還により償還をすることが著しく困難であると認められないとき。
- ② 上記①の要件に該当すると認められる場合であっても、償還を猶予することが相当でないとき。

10-2 償還猶予申請にかかる事務処理

被援助者からの償還猶予申請があつたにもかかわらず、迅速に処理をしなかったため、償還猶予決定がなされないうちに、償還金がゆうちょ銀行から引き落とされた場合であっても、⑦本来、償還猶予決定や償還免除決定がなされるまでの間になされた償還は、完全に有効なものと解さざるを得ないこと、⑧償還猶予決定は、業務方法書の範囲内において、法テラスの自由な裁量に属するものであることなどを理由に、原則として、償還金や償還費用を返金することはできないと考えられる（平成23年8月19日付け司支扶第52号「償還猶予申請にかかる処理を怠った場合の対応について（通知）」参照）。

ただし、標準的に処理されるべき期間を超えて猶予申請に対する事務処理がなされなかった場合にまで一律返金を否定するべきではないことから、今般、償還猶予申請にかかる事務処理要領を作成し、事務の懈怠があつた場合には、本部と協議の上、例外的に被援助者へ返金することを検討することとした（平成25年12月26日付け司支扶一第87号「償還猶予申請にかかる事務処理要領について（通知）」参照）。

したがって、被援助者から償還猶予申請がなされた場合には、充分に注意して速やかに事務処理を行う必要がある。

10-3 償還免除

(1) 申請免除と職権免除

地方事務所長は、被援助者が一定の要件を満たしている場合には、終結決定と同時又はその後において、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる（業務方法書59条の3第1項本文、65条1項本文、66条1項）。

業務方法書65条（同59条の3第1項）は被援助者からの申請による償還免除を、同66条は地方事務所長の職権による償還免除を、それぞれ規定している。

(2) 償還免除の趣旨

扶助においては、そもそも資力に乏しい者が援助対象とされていることや、事件が終結しても相手方から経済的利益を受けることができない場合も多いことから、立替金を償還することが不可能又は困難な被援助者が少なくない。

毎月の償還によって、日常生活に支障を来すような状況にある被援助者については、償還を免除することにより経済的更生を図ることが相当であり、このような観点から、償還の免除をすることは、支援法の趣旨に添うものと考えられる。

また、長期間にわたって、立替金が償還される見込みがない状態が継続することは、会計処理上好ましいことではなく、債権管理コスト削減のために、償還免除の制度が設けられていると考えられる。

これらの観点からは、事件終結時はもとより、事件進行中や事件終結後においても、被援助者の生活状況や償還状況等を常に点検し、債権管理するとともに、立替金の償還を免除するのが相当と判断される事件については、適切に償還免除の手続を案内することが重要である。

もともと、申請があつたからといって、必ず償還が免除されるとは限らないのであるから、免除申請の手続を案内する場合には、申請をすれば必ず免除されるかのような誤解を与えることがないように、十分に注意しなければならない。

10-4 申請による償還免除

(1) 申請による償還免除とは

地方事務所長は、終結決定と同時に又はその後において、被援助者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる（業務方法書59条の3第1項本文、65条1項本文）。

① 生活保護法による保護を受けているとき

② ①に該当する者に準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき

ただし、被援助者が相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない（業務方法書59条の3第1項ただし書、65条1項ただし書）。

償還の免除を受けようとする被援助者は、地方事務所長に対し、所定の申請書及び償還の免除を相当とする理由を証する書面を提出しなければならない（業務方法書59条の3第2項本文、65条2項）。

「病気、障害その他やむを得ない事情」があつて、上記申請書を提出できない場合には、地方事務所の職員が作成する申請を受理した旨の調書によることができる（業務方法書59条の3第2項ただし書、65条2項、細則32条の2、平成25年10月23日付け司支扶二第49号「償還免除申請のための調書について」参照）。受任者等が、被援助者を代理して償還免除の申請をする場合には、原則として、償還免除申請にかかる被援助者からの委任状が必要となる。

なお、申請による償還免除の要件については、本章末尾の表を参照されたい。

(2) 生活保護受給者

地方事務所長は、被援助者が「生活保護法による保護を受けているとき」は、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる（業務方法書59条の3第1項1号、65条1項本文）。

生活保護受給者の免除は、生計が困難であることが前提であるから、生活保護が停止されている場合には、一時的ではあるにせよ、「被保護者が保護を必要としなくなった」（生活保護法26条）以上、生計が困難な状態ではなくなったといえるから、「生活保護法による保護を受けているとき」にはあたらないと解される。

なお、「生活保護法による保護を受けているとき」というのは、償還免除の要件に過ぎないので、生活保護を受給している事実それ自体は、償還を受けることを何ら妨げるものではない。

(3) 生活保護受給者に準ずる程度に生計が困難である者

① 準生保免除とは

「生活保護法による保護を受けているとき」に準ずる程度に生計が困難であり（以下「準生保要件」）、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき（以下「資力回復困難要件」）は、地方事務所長は、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる（業務方法書59条の3第1項2号、65条1項本文。以下「準生保免除」）。

すなわち、生活保護を受給していない者からの申請によって償還の免除を決定するには、

⑦準生保要件と、④資力回復困難要件の両方を満たしている必要がある。

② 準生保要件

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

業務方法書59条の3第1項2号に規定する「前号に該当する者に準ずる程度に生計が困難」とは、被援助者が、次の要件をいずれも満たすときをいう（細則31条）。

- (ア) 被援助者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう）にその配偶者の収入を加算した額が、代理等資力基準第1の1の一で定める額を70%へと減じた上で同基準第1により定められる額以下であること（細則31条1号）
- (イ) 被援助者及びその配偶者が保有する不動産、預貯金その他の資産について、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情があること（同条2号）

まず、(ア)の収入の要件は、被援助者の収入にその配偶者の収入を加算した額が、援助開始時の審査に使用する資力基準の70%以下である（これを表にしたものが、下記⑦表である）。

ただし、代理等資力基準第1の三は、そのまま適用されることから、被援助者又は配偶者が家賃又は住宅ローンを負担している場合は、これに下記④表の金額を加算することができる。

なお、終結決定後においては、被援助者がその配偶者とは別に居住しており、かつ、その扶養を受けることができないときを除き、同基準第1の2の二は適用されない（細則31条1号）。したがって、例えば、同居の配偶者を相手方として、夫婦関係調整調停の申立てをしたところ、円満調停となって援助終結決定がなされた場合、配偶者は事件の相手方ではあるが、その配偶者の収入は申込者の収入に加算されることとなる。

⑦ 収入に関する基準

家族の人数	一級地以外	一 級 地
単 身 者	127,400 円以下	140,140 円以下
2 人 家 族	175,700 円以下	193,270 円以下
3 人 家 族	190,400 円以下	209,440 円以下
4 人 家 族	209,300 円以下	230,230 円以下
以下、1名増加 するごとに、	21,000 円 を加算する。	23,100 円 を加算する。

④ 家賃又は住宅ローンの加算

家族の人数	東京都特別区以外	東京都特別区
単 身 者	41,000 円以下	53,000 円以下
2 人 家 族	53,000 円以下	68,000 円以下
3 人 家 族	66,000 円以下	85,000 円以下
4人家族以上	71,000 円以下	92,000 円以下

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

次に、(イ)の資産の要件は、被援助者及びその配偶者が保有する不動産、預貯金その他の資産について、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情があること（細則31条2号）である。この判断にあたっては、次の要素が考慮される（平成23年3月25日付け司支扶第101号「準生活保護要件該当者の立替金償還免除について（通知）」別添2-1「準生活保護要件該当者についての免除要領」（以下「準生保免除要領」）参照。

- (a) 住宅、農地又は動産であって、生活のために必要であり、かつ、これを保有することが、その資産価値等に照らし、被援助者又はその配偶者の年齢、職業、住所地及び家族状況からして、相当と認められるものであること。
- (b) 不動産その他の資産であって、換価困難なものであること。
- (c) 現金、預貯金、その他の金融資産であって、将来負担すべき医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含む）のために備蓄しておくことが必要であり、かつ被援助者又はその配偶者の年齢、収入、職業及び家族状況からして相当と認められるものであること。
- (d) 民事執行法131条各号に掲げる差押禁止財産であること。

③ 資力回復困難要件

資力回復困難要件における「将来にわたって資力を回復する見込みに乏しい」とは、具体的には、今後1～2年の間に、労働環境が改善される等の理由により、現在よりも収入が増加し、その結果、生計が改善される見込みに乏しいことをいう。そして、以下に該当する者は、特段の事情がない限り、将来にわたって資力を回復する見込みに乏しい者と判断される（細則32条各号）。

(ア) 65歳以上の高齢者

(イ) 重度又は中度の障害のある者として以下のいずれかに該当するもの

- (a) 国民年金法による障害基礎年金の支給を受けている者
- (b) 厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けている者
- (c) 労働者災害補償保険法による障害保障給付を受けた者のうち、その対象となった身体障害の障害等級が1級ないし7級に該当する者
- (d) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし4級と記載されている者
- (e) 精神障害者福祉手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし2級と記載されている者

(ウ) 上記(イ)の障害のある者を扶養している者

(エ) 疾病により長期の療養を要するため、現に収入を得ておらず、かつ今後1年程度の間に労務に服することが見込めない者

(オ) その他上記(ア)ないし(エ)に準ずる事由により、今後1～2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい者

このうち、(エ)と(オ)については、客観的に明確な要件ではないため、個別具体的に判断をする必要がある。そこで、いくつかの具体例をあげて、この要件について検討する。

(エ)については、まずは疾病の程度が問題となる。この点、要件が満たされていることを客観的に明らかにするという観点からは、今後1年程度は労務に服することができない旨の記載がある医師の診断書が提出されることが最も望ましい。

これがない場合であっても、病名などによってはそれ自体から今後1年程度の間に労務に服することが見込めないと判断できる場合があり得る。また、ほかの資料から同様に判断できる場合があり得る。

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

なお、細則32条4号が「疾病」と規定していることから、怪我については、いかに深刻なものであろうとも、同号は適用できず同条5号の適用を検討することになる。

次に、「現に収入を得ておらず」という要件については、援助開始時の審査と同様、被援助者本人のみならず、その配偶者についても、現に収入を得ていないことを要する。

もっとも、本人又は配偶者が収入を得ている場合であっても、疾病の程度が重いときは、同条5号の「今後1～2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい者」にあたりと判断される余地がある。

(オ)については、(イ)や(エ)にはあたらないが、疾病や怪我などによって、今後1ないし2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい場合も考えられる。

例えば、知的障害により都道府県から療育手帳（「愛の手帳」などの名称で呼ばれることもある）の交付を受けている者については、資力回復が困難であると判断できる場合が多い。

また、要介護認定を受けている者や高次脳機能障害を有している者なども、資力回復が困難な可能性はあるが、将来の労働能力改善の見込みなどを踏まえて、個別に判断をする必要がある。

他方、現時点で無職であるとか、収入の少ない仕事に就いている、生活保護をあえて申請しないといった事情のみでは、資力回復困難要件を満たさないというべきである。

(オ)に該当する場合として、例えば被援助者が15歳以下の子をひとり親家庭で養育している場合が考えられる。ただし、この場合であっても、15歳以下の子とともに近い将来に就労可能な子がいる場合、被援助者がその親元で生活していて同居の親族の援助によって資力回復が期待できる場合や、被援助者の年齢、健康状態その他の状況によって資力回復の見込みがあると考えられるケースもみられることから、「将来にわたって資力を回復する見込みに乏しい」といえるかどうかは個別具体的に判断する。

DVや虐待の被害者については、主として暴力の態様や程度、これが就労等に与える影響などを考慮し、「将来にわたって資力を回復する見込みに乏しい」といえるかどうかを、個別具体的に判断する。

受刑者については、原則として出所後償還することになるため、申請後2年程度で出所する見込みがある場合には、「将来にわたって資力を回復する見込みに乏しい」とは言えない。犯罪白書（平成24年版）によると、刑の執行率が70%未満での仮釈放がほとんど認められていないため、執行率70%までに申請から2年以上かかる場合には、「将来にわたって資力を回復する見込みに乏しい」と認められると考えられる。例えば、刑期が5年であれば執行率70%は3年半なので、申請時点で1年の刑期を終えていても、執行率70%まで2年半残っており、「将来にわたって資力を回復する見込みに乏しい」と判断できる。

いずれのケースについても、細則32条5号の要件については、個別具体的に判断することとなるので、免除申請に当たっては、被援助者の状況確認が非常に重要である。

(4) 免除が制限される場合

① 相手方等から金銭等を得、又は得る見込み（経済的利益）があるとき

被援助者が相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない（業務方法書59条の3第1項ただし書、65条1項ただし書）。

被援助者が生活保護受給者やこれに準ずる者であったとしても、同様である。

ここにいう金銭等には、金銭のほか、不動産、動産、債権等の財産的利益一般がこれに含まれる。

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

「得る見込みがある」とは、判決等が履行されることにより、金銭等を得る見込みがあることをいう。これを確認するために、援助終結後2～3か月間程度、履行状況をみる必要がある場合もある。

この規定は、法テラスを利用した結果、相手方から財産的利益を得ているにもかかわらず、立替金の償還をしないことは、信義に反すること、特に金銭を得ている場合には、現実には償還をすることが可能な状態となっていること、などから設けられたものである。

なお、終結決定をするにあたり、相手方から財産的給付を受けていることを理由に報酬金を定めた場合には、償還免除の場面において、上記の制限を受けることになるのは当然である。

業務方法書65条1項ただし書は、事件の相手方等から実際に得られた金銭等のうち25%に相当する金額の免除ができないことを意味すると考えられる。したがって、金銭等を得る前に償還をしている場合、その金額は、25%に相当する金額には含まれないというべきである。

② 相手方等から得る財産ごとの検討

(ア) 不動産

不動産を取得している場合には、客観的に財産的価値の乏しいものを除き、原則として経済的利益として評価することになる。

なお、財産分与などによって不動産を取得した場合において、被援助者が従前から居住している不動産であったとしても、経済的利益にあたることに注意を要する。

(イ) 継続的給付

養育費などの継続的給付を得ることになった場合についても、「金銭等を得、又は得る見込みがあるとき」に該当する。得る見込みがある金額については、原則として継続的給付の終期までの総額であるが、長期間にわたる場合は金額が多額となり、また回収可能性の判断が難しく実態にそぐわない場合がある。そのような場合、報酬金の算定の場面で、その2年分を基準に考えることから、償還免除の場面においても、その2年分を得る見込みがある金額と考えることができる。

もっとも、養育費や婚姻費用などの継続的給付を受けているにもかかわらず、なお生活保護法による保護を受けている場合や、養育費や婚姻費用を含めた被援助者の合計収入が、準生保要件（細則31条）を満たすような場合には、次項の「特別の事情」があるものと判断することができる可能性が高い。なお、被援助者の合計収入が上記基準を上回る場合には、免除が認められないことになる。

また、未払いの養育費等が一時に支払われた場合は、得られた金額などによって、個別具体的に判断することになる。

③ 経済的利益がある場合に免除が認められる「特別の事情」

扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなどの「特別の事情」がある場合には、経済的利益を得ている場合であっても、その25%に相当する金額を含めて、例外的に免除をすることができる（業務方法書59条の3第1項ただし書、65条1項ただし書）。

ここにいう「特別の事情」というのは、得られた経済的利益を、特に必要な経費として費消しなければならない特別の事情のことである。

この点、「扶養料、医療費」というのは、あくまで例示であるが、これらが掲げていることからすれば、「特別の事情」とは、被援助者が生活を営む上で必要不可欠な支出等がある状況を意味するというべきである（平成24年7月17日付け司支扶二第26号「業務方法書第60条及び第65条に規定する「特別の事情」の解釈等について（通知）」参照）。

(7) 扶養料

「扶養料」は、養育費、婚姻費用などが典型例である。これらの費用を支出する必要がある場合には、特別の事情があるといえる。

(イ) 医療費

ここにいう「医療費」とは、交通事故の治療費など、訴訟物に関するものに限らず、医療費一般がこれに含まれる。もっとも、やむを得ない支出である必要があるから、美容整形やレーシック手術のようなものは、原則としてこれに含まれない。

(ウ) 生活費

生活費は、条文上列举されているものではないので、これに支出を要するとしても、当然に特別の事情にあたると解すべきではない。ただし、得られた金銭を生活費として費消しなければ生存が困難である場合など、被援助者が生活を営む上で必要不可欠な場合には、「特別の事情」にあたる。

(エ) 教育費

教育費については、償還免除について、代理等資力基準第1の3のような明文の規定もなく、一般的には生活を営む上で必要欠くべからざる出費とまではいえないから、その支出を要するとしても、原則として、「特別の事情」にあたらない。もっとも、義務教育において最低限度必要となる支出などは、「特別の事情」にあたる場合もあり得る。

(オ) 債務の弁済

多重債務事件などにおいて、過払金を回収した場合、これを他の債権者に対する弁済に充当することは、生活を営む上で必要不可欠なものとはいえないこと、他の債権者に対する弁済を法テラスへの償還に優先しなければならない理由もないこと、などから、「特別の事情」にはあたらない（平成24年7月17日付け司支扶二第26号「業務方法書第60条及び第65条に規定する「特別の事情」の解釈等について（通知）」参照）。

家族や友人に対する借金の弁済も、「特別の事情」にあたらないことは当然である。

終結審査においては、これらの点を考慮して償還金額を決定する必要がある。

(カ) 税金の支払い

滞納している税金の支払いについては、被援助者の納税義務が、立替金の償還債務に優先しているとはいえないこと、税金の支払いに充てられたからといって、法テラスが立替金債権を免除しなければならない理由はないことから、原則として「特別の事情」にあたらない。

(キ) 生活保護費

相手方から金銭を得たことを理由に生活保護費が減額された場合及び相手方から得た金銭が生活保護費の返還（生活保護法63条）に充てられた場合は、減額された金額ないし返還された金額について、実質的に最低限度の生活を営むために費消されるともいえるため、「特別の事情」にあたる。

これに対し、生活保護が廃止されたときは、廃止される程度の金銭等を得たといえることから、その理由により「特別の事情」があると判断することはできない。

(ク) 明渡費用

家屋明渡請求事件による明渡しのための移転費の支出の必要なども、「特別の事情」にあたると考えられる。引越費用や転居先の敷金・礼金なども、合理的な範囲でこれに含めてよい。

転居先の家賃や家具の購入費などは、原則としてこれにあたらない。

(ケ) 報酬

終結決定において決定された受任者等への報酬金であっても、原則として「特別の事情」

にあたらない。

(コ) その他

相手方から不動産を得た場合において、これに被援助者が居住していることは、「特別の事情」にあたらない。

自動車購入のための支出も、原則として、「特別の事情」にはあたらない。相手方から自動車を得た場合も同様である。

車検費用の支出についても、一般的には特別の事情にはあたらないというべきである。もっとも、自動車を利用しなければ、生活が不可能又は著しく困難であるような場合は、例外的に「特別の事情」にあたる場合もある。

相手方から得られた金銭がきわめて僅少である場合や長期の分割払いであるとしても、それ自体としては、「特別の事情」にはあたらない。

(5) 免除の相当性

① 免除の相当性とは

生活保護受給者やこれに準ずる程度に生計が困難な者でも、償還を免除するためには、それが相当であること（以下「相当性」）が必要である。

業務方法書59条の3第1項、及び同65条1項は、「免除を決定することができる。」と規定しており、必ず償還を免除するとしていない。免除をするには、その相当性が要件となる。

② 類型的に相当性が判断できる場合

免除の相当性については、個別の事情について判断せざるを得ない面があり、類型的な判断になじみにくい。一般的には、例えば、立替金の償還を求めることにより被援助者の生計に与える影響のほか、事件の結果、あるいは事件の性質等の事情を総合的に勘案して判断する必要がある。

もっとも、以下のような場合には、類型的に免除の相当性を判断できる。

(ア) 未終結の関連事件があるとき

業務方法書59条の3第1項本文は「終結決定において」、同65条1項本文は「終結決定において定めた立替金の償還の免除を求める申請を受けた場合において」、償還の免除を決定することができるとしている。

すなわち、終結決定前においては、償還の免除を決定することができない。これは、事件の結果、相手方等から金銭等を得られるなど、資力を回復する可能性があることから、終結決定前において、立替金を免除することが相当ではないためと考えられる。

この趣旨からすると、同一の被援助者について、未だ終結決定をしていない事件がある場合には、終結決定をした他の事件についても、償還を免除するのは相当ではない。

(イ) 新たな事件について援助申込みをしようとしているとき

全ての事件が終結しているときであっても、新たな事件の援助申込みをしようとしている場合には、やはり免除の相当性を欠く。

(ロ) 経済的利益を得なかった場合

事件の結果、被援助者が経済的利益を得なかった場合には、特段の事情がない限り、相当性の要件を満たすといつてよい。

この場合において「経済的利益を得なかった」とは、㊦相手方等から金員等の積極財産を得ておらず、㊧債務などの消極財産を免れた場合には、それにより生計が改善されていないことをいう。

③ 注意を要する事件

(7) 立担保

供託金の立替えのある場合及び支払保証委託契約により担保を立てている場合で、当該担保に関する保全命令又はその執行が違法又は不当であったため保全命令の債務者が損害を被り、担保の全部又は一部について担保取消手続を行うことができなくなったときは、被援助者は、法テラスに対し、担保取消手続を行うことができなくなった額（債務者から担保取消しの同意を得るために法テラスが債務者に金銭を支払った場合はその額）につき、立替金としてこれを償還する義務を負う（細則29条）。この場合も、立替金である以上、償還免除の対象となる。

しかし、この場合の立替金については、「民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用（支援法30条1項2号イ）」ではなく、本来は被援助者が負うべき敗訴した場合のリスクが現実化したものであり、他の立替金とは本質的にその性質を異にするものである。

したがって、通常の立替金とは異なり、免除の相当性については、慎重に判断すべきである。特に、専ら被援助者の責めに帰すべき事由によって、損害が発生又は増加したときは、慎重に判断すべきである。

なお、事件が勝訴や和解などで終結した場合は、担保取消等の手続を行うことで足りるから、原則として償還免除の問題は生じない。もっとも、受任者等が手続を怠った結果、供託金取戻請求権が時効消滅するなどの事態もあり得るが、その場合は、償還を免除するのは相当ではない。

(4) 多重債務事件

多重債務事件の償還免除については、一般の事件とは異なり、以下の点に注意する必要がある。

自己破産申立事件において免責許可決定を受けた場合、積極的な財産は得ていないものの、消極的な財産である債務の負担を免れている。したがって、かかる債務を免れたことにより、生計が改善されたかどうか判断のポイントとなる。

すなわち、事件処理によって、毎月相当額の弁済をしていた者が、免責許可決定後は弁済をする必要がなくなった結果、生計が改善されたような場合には、「経済的利益を得なかった」と認定することはできない。

これに対し、免責許可決定を得ても、毎月の償還を行えるほどには生計が改善しなかったときは、「経済的利益を得なかった」として、償還免除の相当性が認められる。例えば、そもそも収入が少ない事案では、免責許可決定を得たとしても、生計の改善はごくわずかであろうから、免除の相当性があるといえる。

なお、この考え方は、任意整理や民事再生にも妥当する。

(6) 償還免除の手続

① 免除と猶予

申請による償還免除の具体的な手続については、平成25年4月1日付け「償還免除手続事務処理要領」を参照されたい。

なお、償還免除の申請がなされた場合は、一般的に償還を猶予することが適切な場合が多いため、「償還免除および猶予申請書」を活用して同時に償還猶予の申請を受け付け、償還免除についての結論が出るまで償還を猶予することを検討する。

被援助者が援助継続中に生活保護を受給している場合は、原則として、事件終結まで償還を猶予されている（7-1(4)①(7)）。事件終結時に生活保護を受給している場合には、免除が可能な旨を案内し、免除の申請とともに猶予の申請も受けるべきである。

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

ただし、相手方から金銭等を得、又は得る見込みがあるときや、免除の相当性について注意を要する類型の事件（10-4(5)③）については、慎重に対応することが求められる。

② 必要書類

申請による償還免除の決定をするにあたっては、以下の書類が必要である。

(7) 生活保護受給者の免除、準生活保護免除の共通必要書類

(a) 所定の申請書（償還免除及び猶予申請書）

所定の申請書には、次の事項の記載が必要である。地方事務所の職員が申請を受理した旨の調書を作成する場合も（細則32条の2、業務方法書59条の3第2項ただし書）、調書に(i)～(viii)の事項を記載する。

- (i) 申請者の住所、氏名、年齢、職業、収入（月収）
- (ii) 生計を同じくする家族の氏名、続柄、年齢、職業、収入（月収）
- (iii) 生活保護受給の有無及び現在の生活状況
- (iv) 将来資力を回復する見込み
- (v) 事件終結の結果相手方から給付を受けるべき財産の価格及びそれを得る見込み
- (vi) 償還の免除を申請する旨及び免除を受けようとする金額
- (vii) 提出年月日
- (viii) 申請者（調書の場合は調書作成者）の署名・押印

(b) 申請免除要件チェックシート

(c) 事件概要を示す書類（事件調書、訴状の写し等）

事件概要を示す書類は、判決正本・和解調書正本などで事件概要を確認することができる場合には不要である。また、自己破産事件で免責決定正本がある場合も同様である。

保証金を援助していたが、敗訴により相手方から保証金に執行され、取戻しができなくなった場合の保証金の償還免除の手続も通常の立替金の償還免除手続と同様であるが、上記書類に加え、債権差押命令の写しが必要である。

(d) 事件結果を示す書類（判決正本、和解調書正本、取下書の写し等）

(4) 生活保護受給者の免除に必要な書類

(e) 生活保護受給に関する疎明資料（生活保護受給者の場合のみ）

生活保護受給に関する疎明資料は、下記のうちいずれかの書類若しくはその写しに限る。

- (i) 生活保護受給証明書
- (ii) 生活保護変更決定書
- (iii) 生活保護支給証（福祉事務所が確認した日付のあるもの）

相手方から金銭等を受領した場合、生活保護が打ち切られる可能性があるため、これらの書類は、事件が終結して相手方から金銭等を受領した日以降に発行されたものを準備する。また、償還免除申請がなされた日から遡って3か月以内であるものに限る。ただし、養育費等の支払いが長期にわたって続く場合には、事件が終結して相手方から金銭等を受領した日以降に発行されたものである必要はない。

(5) 準生活保護免除に必要な書類

(f) 協議結果通知書

(g) 免除に関する確認票（平成25年11月19日付け司支扶二第56号「準生活保護要件該当者の免除に関する確認票の導入について（通知）」参照）

(h) その他必要書類一式

必要書類一式とは、住民票、収入要件に関する資料、資産の有無に関する資料、保有

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

資産を償還に充てることのできない合理的事情の有無の判断に必要な資料などである。詳細は準生保免除要領を参照のこと。

収入要件に関する資料としては、課税証明書又は非課税証明書、確定申告書の写し、給与明細書の写し、年金の裁定通知書・支給額変更通知書・年金振込通知書などがあげられる。これらの資料については、原則として、免除申請時に提出を求めるが、援助開始等の審査において提出された資料について、年度をまたがない限り援用を認めてよい。

資産の有無に関する資料は、所有している資産全てについて、その存在と、評価を証する資料が必要になるため、多岐にわたる。主要なものとして、次の資料があげられる。詳細については、準生保免除要領及び平成23年3月25日付司支扶第101号「準生活保護要件該当者の立替金償還免除について（通知）」別添2-2「提出資料一覧表」を参照のこと。

- (i) 不動産 固定資産税評価証明書
- (ii) 自動車 車検証
- (iii) その他動産 時価を証する資料
- (iv) 預貯金 預金通帳（過去1年分）
- (v) 有価証券 証券及び時価を証する資料
- (vi) 保険 証券及び解約返戻金証明書

上記のうち、(b)は本部に提出し、そのほかの資料は地方事務所で保管する。

後述する準生保免除の事前協議においては、(a) (g) (h)を本部に提出する。

③ 自己破産申立事件の特例

自己破産申立事件については、免責許可決定の確定日から1か月以内に免除申請がなされた場合については、㊦破産申立書（資産目録、陳述書、家計収支一覧表等を含む。裁判所の受理印が押されているものか、受理票が添付されているものに限る）の写し、㊧免責許可決定正本の写し、㊨免責許可決定の確定証明書を提出することにより、収入及び資産に関する資料の提出に代えることができる。

なお、これは資料の提出に代えられるというだけで、収入や資産の要件自体を緩和するものではないから、破産申立書等の記載内容で収入や資産を確認する必要がある。

④ 理事長の承認を求める手続

提出された書類を精査し、その結果、償還免除が相当であると判断されるときには、理事長に償還免除承認の申請をする。

なお、準生保要件該当者の償還免除申請については、当面の間、全件について本部との事前協議を行うことになっている（準生保免除要領参照）。本部に必要書類一式を提出して事前協議を申し入れ、本部から要件充足の回答を得たうえで、理事長に償還免除承認の申請をする。

⑤ 被援助者に対する通知

理事長は、その承認の可否を精査し、償還免除を承認する場合には、地方事務所長にその旨を通知する。これを受けた地方事務所長は、償還免除を決定し、被援助者に決定及びその理由を通知する（業務方法書59条の3第5項、65条4項）。

なお、理事長の承認は、あくまで地方事務所長が償還免除を決定するための要件にすぎないのであって、理事長が承認した場合であっても、地方事務所長は償還免除決定を行う義務を負うものではない。したがって、例えば、理事長による承認の後に、償還免除の要件を欠いていることが判明したような場合は、地方事務所長は償還免除申請を認めない旨の決定をしなければならない。

⑥ 申請を認めない旨の決定

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

地方事務所長は、⑦償還免除申請が業務方法書59条の3第1項又は65条1項の要件を満たしていないと認めるとき、④償還を免除するのが相当ではないと認めるとき、または⑧理事長の承認を得られないときには、被援助者が自ら取下げをする場合を除き、償還免除申請を認めない旨の定めをしなければならない(業務方法書59条の3第4項、65条3項)。

10-5 被援助者が意思無能力者や行為無能力者である場合の償還免除

(1) 要件充足判断の基準

被援助者が行為無能力者であっても、個別契約による権利義務は被援助者本人に帰属する(2-7参照)から、法テラスが償還免除をする対象は被援助者本人であり、要件充足の判断に当たっても、被援助者本人の資力を基準とする。被援助者が未成年者である場合については、細則7条5項が、「申込者が未成年者であり、かつ、申込者と同居する親の扶養親族である場合には、申込者の資力はその親について判断する」としていることから、これに該当する場合、免除要件の判断にあたっては親の資力を基準とすることになり、これに該当しない場合には、未成年者本人を基準とする。

そして、資力基準について親を基準とすべき場合には、資力回復困難要件についても、原則として親を基準とするが、被援助者が扶養親族でなくなる可能性もあるから、被援助者本人の資力回復可能性を併せて考慮する。

なお、援助開始後に被援助者が成年に達した後は、被援助者本人の資力が基準となる。

本人以外の第三者が申込者である場合(2-8参照)は、被援助者がその第三者である以上、法テラスが償還免除をする対象もその第三者であって、要件充足の判断に当たっても、その第三者を基準とする。

(2) 申請をすべき者

① 意思無能力者の場合

被援助者が意思無能力者である場合には、その者による償還免除申請は無効である。また、意思無能力者は、他の者に有効に代理権を与えることもできないため、代理人による申請もできない。

したがって、意思無能力の状態にある者の立替金債務について、申請による償還免除を受けようとするときは、原則として、成年後見人等が選任されるのを待つほかない。

② 成年被後見人の場合

被援助者が成年被後見人である場合、成年後見人は被援助者の法律行為につき包括的な代理権を有することから、成年後見人が償還免除申請をすることができる。

③ 被保佐人の場合

被保佐人については、民法13条1項に掲げられる法律行為にのみ保佐人の同意を要するとされているところ、償還免除申請はこれにあたらないので、被援助者は保佐人の同意なくしてこれを行うことができるのが原則である。

ただし、同項各号に掲げる行為以外の行為であっても、保佐人の同意を得なければならない旨の審判(同条2項)がなされる場合がある。この場合、償還免除申請がその審判で定められた行為に該当するときは、保佐人の同意を要することとなる(もともと、実務上はあまり考えられない)。

保佐人には、原則として代理権がないので、被保佐人の代理人として償還免除申請をすることはできない。

ただし、特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判がなされる場合があり(民法876条の4第1項)、償還免除申請がその特定の法律行為にあたる場合は、保佐

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

人は被援助者の代理人として償還免除申請をすることができる。

④ 被補助人の場合

被補助人については、代理権付与の審判及び同意権付与の審判の内容により、補助人と被補助人のいずれが申請をすべきかが変わってくるため、審判書の提出を受けて判断する必要がある。一般的には被補助人自身が申請すべき場合が多い。

⑤ 未成年者の場合

償還免除申請は、単に義務を免れる行為（民法5条1項ただし書）であるから、未成年者であっても、法定代理人の同意を得ることなく、これを行うことができる。

また、親権者等の法定代理人は、子の財産に関する法律行為について、その子を代表することから（民法824条本文）、法定代理人が未成年者を代理して償還免除申請をすることもできる。

10-6 職権による償還免除

(1) 職権による償還免除とは

地方事務所長は、被援助者が次のいずれかに該当すると認められるときには、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還を免除する決定をすることができる（業務方法書66条）。これらの場合、被援助者からの申請は不要である。

① 被援助者の所在不明

(ア) 要件

②「被援助者の所在が不明であり」、かつ、①「差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先して弁済を受ける権利を有する者の当該権利の価額（以下「強制執行をした場合の費用等」）の合計額を超えないと認められるとき」は、職権での免除が可能である（業務方法書66条1号）。

被援助者が所在不明になった場合、償還がなされる可能性が極めて低いことから、職権で償還を免除することを認めたものである。

(イ) 所在不明の判断

被援助者の確認できる最終住所地に郵便物を送付し、これが返送される場合には、原則として所在不明となったものと判断してよい。

最終住所地の確認は、被援助者の本籍地に戸籍の附票を請求するなどの方法で行う。被援助者が外国人の場合は、従前届出のあった居住地の市区町村長に住民票を請求する。

外国人登録法廃止（平成24年7月9日）以前に別の市町村に転出しているなどの理由により所在を把握できなくなっている場合は、本部から法務省宛に行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に基づき照会を行うので、本部に調査を依頼する（平成24年7月6日付け民事法律扶助第二課事務連絡参照）。

(ロ) 差し押さえることができる財産の価額

「差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えない」という要件については、本来的には、資産調査等を行うことも考えられるが、これに要するコストなども考慮し、以下のような方法で判断する。

事件の結果、被援助者が不動産を得ている場合には、その登記簿を取得し、差し押さえることが可能な不動産であるか否かを判断する。

他方、不動産を得ていない場合には、以下の情報を総合的に勘案して、差し押さえることが可能な財産の有無を判断する。

(a) 援助開始決定時の資力要件審査において明らかとなった被援助者の収入及び資産の状況

(b) 事件の結果得られた経済的利益の有無

法テラスには、被援助者の財産を調査する強制的な権限はないから、被援助者が差押さえ可能な財産を有している蓋然性が高く、かつ、その財産を特定することが可能である場合を除き、上記の調査以上の調査をする必要はない。

なお、簡易な調査方法として、受任者等に対し、被援助者の資力の有無について問い合わせる方法も考えられる(受任者等は、被援助者との間で守秘義務を負っているため、必須の調査方法ではない)。

② 被援助者の死亡

「被援助者が死亡したとき」は、立替金債権は、法定相続分に応じ、相続人に相続されることとなるが、その償還の免除を決定することができる(業務方法書66条2号。以下「死亡免除」)。

もっとも、代理援助契約が相続人に承継された場合や、援助の対象となっている訴訟等が相続人に承継された場合などは、立替金の償還を免除することは、相当性を欠くため許されない。死亡免除の相当性については、下記(2)②を参照されたい。

死亡免除は、被援助者が死亡した場合、民事裁判等手続との関係が希薄である相続人に、立替金の償還義務を負わせるのは必ずしも適切ではないとの判断から、償還の免除ができるとしたものである。

被援助者が死亡し、免除の相当性が認められる場合には、事件の進行中であると、援助終結後であるかを問わず、償還の免除を決定することができる。相続人の有無や、差し押さえ可能な財産の有無は問わない。

被援助者が死亡した事実は、戸籍謄本、除籍謄本、住民票の除票若しくは死亡診断書等によって認定する。

③ 外国移住

(ア) 要件

⑦「被援助者が我が国に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び我が国に住所又は居所を有することとなる見込みがなく」、かつ、④「差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められるとき」は、職権での免除が可能である(業務方法書66条3号)。

これは、被援助者が所在不明になった場合と同様、被援助者が国外に移住し、我が国に戻ってくる可能性がない場合には、償還がなされる可能性が極めて低いことから、償還を免除することを認めたものである。

(イ) 外国移住

外国移住の事実を確認する方法は、上記①(イ)の所在調査と同様である。

(ウ) 差し押さえることができる財産の価額

上記①(ウ)と同様である。

④ 立替金が少額の場合

「立替金の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」は、償還の免除を決定することができる(業務方法書66条4号)。

これは、立替金残高が少額で、かつ再三の督促によっても償還しない場合など、取立費用(支払督促や強制執行の申立てを行うための費用や人件費等)が立替金を超える見込みとなったときをいう。

細則33条によれば、立替金額が7万円以下であり、かつ、従前の償還状況その他の事情にかんがみ、立替金を免除することが相当であると認めるときは、業務方法書66条4号に該当するとみなされる。

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

なお、実務上は、以下の全ての要件を満たしている場合、業務方法書66条4号による償還免除をすることができるという取扱いをしている（平成25年4月1日付け償還免除手続事務処理要領参照）。

- (7) 立替金の残高が7万円以下である
- (イ) 償還督促回数が3回以上である
- (ウ) 援助終結から2年度以上経過している
- (エ) 受任者等からの立替金の返金以外の償還が1回以上ある
- (オ) 最終償還日から1年以上経過している

このうち、(イ)の「償還督促回数が3回以上」という要件については、現実に督促がなされたということが前提となるというべきであるから、督促状が転居先不明などの理由により返戻された場合には、この回数には含まれない。

また、例えば電話によって督促した場合、被援助者本人と直接会話し償還を求めた場合は回数に含まれるが、同居家族と会話しした場合や、留守番電話に伝言を残したような場合は、本人に伝わらない可能性もあるので、回数に含まれない。

(ウ)の「援助終結から2年度以上経過」というのは、終結決定をした年度及びその次の年度が経過したという意味である。

⑤ 立替金の存在につき法律上の争いがあるとき

「立替金の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと認められるとき」は、償還の免除を決定することができる（業務方法書66条5号）。

(2) 相当性

① 免除の相当性とは

業務方法書66条は、「免除を決定することができる。」と規定しており、必ず償還を免除するとしていない。免除をするにはその相当性が要件となる。

② 死亡免除における相当性

職権免除において免除の相当性が問題となるのは、特に死亡免除の場合である。

たとえば、代理援助契約が相続人に承継された場合に、立替金の償還を免除することは、相当性を欠く。相続人が代理援助契約を承継する以上は、立替金の償還義務も承継するからである。

援助の対象となっている訴訟等が、相続人に承継された場合も、立替金の償還を免除することは、相当性を欠く。例えば、代理援助契約自体は承継されなかったが、訴訟については相続人らによって受継の申立て（民訴法124条）がなされた場合や、訴訟の相手方が受継の申立てをしたような場合（同126条）である。

このような場合、被相続人の生前に受任者により行われた訴訟行為を前提として、その後に訴訟手続が行われ、判決などに至るものであるから、被相続人の生前になされた訴訟行為によって、相続人も相応の利益を得ているのであって、そのような利益を得ている以上、立替金の償還義務を負うというべきである。

書類作成援助において訴状等が作成された場合も、同様である。

なお、いったん相続人らが受継の申立てを行った以上、その後に訴えを取り下げた場合であっても、死亡による免除をすることは、相当でない。

また、援助案件によって得られた利益を、被相続人が相続している場合も、やはり免除の相当性を欠くというべきである。

事件終結後の被援助者の相続人の調査は、まず受任者等に問合わせる。受任者への問合せで判明しない場合は、住所地の市町村長役場から本籍地記載の住民票を取寄せ、本籍地から

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除
除籍謄本等を取寄せ、適宜戸籍を遡って確認する方法で行う。

(3) 手続

① 職権免除の手続

職権による償還免除の具体的な手続については、平成25年4月1日付け「償還免除手続事務処理要領」を参照されたい。

② 必要書類

職権による免除の決定をするにあたっては、以下の書類が必要である。

(ア) 要件を確認するための資料

- (a) 行方不明の場合 戸籍附票と最終住所地から返送された郵便物
- (b) 死亡の場合 戸籍謄本、除籍謄本、住民票の除票又は死亡診断書
- (c) 外国移住の場合 外国移住を示す書類
- (d) 少額立替金の場合 立替金償還金台帳（督促履歴の残っているもの）
- (e) 法律上の争い 争いがあることを示す文書の写し

(イ) 事件概要を示す書類（事件調書、訴状の写し等）

なお、判決正本、和解調書正本などで事件の概要を確認することができる場合や、自己破産事件で免責決定書がある場合は不要である。

(ロ) 事件結果を示す書類（判決書、和解調書、取下書の写し等）

③ 理事長の承認を求める手続

精査の結果、償還免除が相当と判断した場合には、理事長に償還免除承認の申請をする。

④ 地方事務所長による決定

理事長は、償還免除の承認の可否を精査し、償還免除を承認する場合には、地方事務所長にその旨を通知する。これを受けた地方事務所長は、償還免除を決定する。

(4) 職権免除における申請の可否

職権による免除は、あくまで職権で行うものであるから、被援助者や受任者等がその申請を行うことはできない。

仮にそのような申請があった場合には、単に職権の発動を促すにすぎないから、これに応答する義務はない。

10-7 みなし消滅

(1) みなし消滅について

地方事務所長は、被援助者について、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、理事長の承認を得て、被援助者に対する当該立替金の全部又は一部が消滅したものとみなして整理することができる（業務方法書68条）。

- ① 当該立替金につき消滅時効が完成し、かつ、被援助者においてその援用をする見込みがあること。
- ② 被援助者が破産法その他の法令の規定に基づき、当該立替金につきその責任を免れたこと。

(2) 消滅時効の完成

法テラスの立替金債権は、「商行為によって生じた債権（商法522条）」ではなく、一般債権と分類されるので、消滅時効の時効期間は10年である（民法167条1項）。

① 消滅時効の起算点

時効期間は、権利を行使できるときから進行する（民法166条1項）。

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

したがって、割賦償還の定めのある立替金の場合は、支払期限の到来する日から、分割された各償還金についての時効期間が各々進行する。時効期間の満了日は、支払期限の到来した日の10年後の応当日の前日である（民法140条ただし書、143条）。

② 時効の中断

時効が中断されると、それまでに進行した期間はご破算となり、中断の事由が終了した時から新たな時効が進行を始める（民法157条1項）。

(ア) 償還がなされた場合

償還は債務の承認と考えられる（民法147条3号）。一部の償還がなされた場合でも、その債権について進行を始めていた時効がすべて中断する。

(イ) 債務の承認がある場合

被援助者が、債務を承認した場合には、時効は中断する（民法147条3号）。「承認」は、形式を問わないが、将来的に紛争となる可能性を考え、支払いを約束した本人からの手紙など、客観的な資料をそろえておくべきである。

(ウ) 請求

単に書面などで請求しただけでは、6か月以内に裁判等の手続をしない限り、時効の中断の効力を生じない。

裁判等の手続を申し立てた場合、時効は中断するが、訴えの却下又は取下げの場合、支払督促で仮執行の宣言の申立てをせずに失効した場合などは、時効の中断の効力を生じない。

③ 消滅時効の完成

上記消滅時効の起算点から10年、中断事由がある場合は、中断したときから10年で消滅時効が完成する。

④ 時効完成みなし消滅の手続き

割賦償還の定めのある立替金の場合は、最後の償還金の消滅時効が完成してから、みなし消滅の手続を行う。

終結決定日から10年かつ最終償還日から10年経過している債権については理事長に対する承認申請ができるが、最後の分割債権の消滅時効が完成していない場合は、本部で処理を保留することがある。

(3) 被援助者が破産法その他の法令の規定に基づき、当該立替金につきその責任を免れた場合

① 破産手続における免責許可決定の確定

破産手続において免責許可決定を受け確定した債務は、いわゆる自然債務にあたる。任意に償還を受けることはできるが、督促には注意が必要となる。

被援助者に対して立替制度の趣旨等を説明してもなお免責を主張し、明らかに償還の意思がないと認められるときは、みなし消滅を検討する（平成24年11月8日付け司支扶二第55号「『償還免除手続事務処理要領』（平成23年4月1日付）に関する補足説明について」参照）。

② 民事再生手続における再生計画認可決定の確定

民事再生法によって免責となった債権につき、上記①と同様である。

③ 被援助者が死亡し、相続人が限定承認をした場合

限定承認は、被相続人の遺産がプラスかマイナスか分からない場合に、相続財産限りで清算し、プラスがあった場合にその分のみ相続する制度である。

債務については、「相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務を弁済すべきことを留保して」相続するので（民法922条）、有限責任ながら債務の承継はなされて

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

いる。被援助者が死亡したときは、相続人に承継された償還の免除を決定することができるが（業務方法書66条2号。「死亡免除」）、代理援助契約が承継された場合等は、免除の相当性が認められず、死亡免除の対象とならない（10-6(2)②参照）。

死亡免除の対象とならなかった立替金債権は、限定承認の手続で弁済を受けることになり、弁済を受けられなかった部分については、民法の規定に基づきその責任を免れたものといえるので、みなし消滅を検討する。

(4) 手続

みなし消滅の手続の詳細は、平成25年4月1日付け償還免除手続事務処理要領を参照されたい。

職権による免除を決定するためには、以下の書類が必要である。

① 要件を確認するための判断資料

(7) 消滅時効の完成を証する書類（返済計画表、償還履歴の記載のある立替金台帳）

(4) 破産法その他の法令の規定による免責決定のあったことを示す書類（免責許可決定書等）

② 事件概要を示す書類（事件調書、訴状の写し等）

判決、和解調書などで事件の概要を確認することができる場合は不要である。また、自己破産事件で免責許可決定がある場合も不要である。

③ 事件結果を示す書類（判決正本、和解調書正本、取下書の写し等）

(5) 理事長の承認を求める手続

みなし消滅の要件を充足すると判断したときには、理事長にみなし消滅の承認の申請をする。

(6) 地方事務所長による整理

理事長は、みなし消滅の承認の可否を精査し、これを承認する場合には、地方事務所長にその旨を通知する。これを受けた地方事務所長は、立替金を消滅したものとして整理する。

10-8 受任者等から返還を求める額と免除

援助開始決定の後にその内容を変更する決定をする際に、既に交付した金銭の返還を求めるべき旨を決定する場合（業務方法書33条4項）や、受任者等の辞任や解任に際し、受任者等に対し、既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額を決定する場合（業務方法書55条2項1号）については、「受任者等に対し、既に交付した金銭の返還を求めるべき旨を決定したときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる（業務方法書33条4項後段）」、「受任者等に返還を求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる（業務方法書55条3項）」とされていることからすれば、これらの決定をしたときに、返還を求めるべき額の限度で、被援助者が償還すべき立替金は消滅しているというべきである。

したがって、例えば、これらの決定をした後に償還免除を決定する場合には、未だ受任者等から返還がなされないとしても、従来の立替金から返還を求めるべき額を控除した金額について、免除の決定をすべきである。

なお、償還免除決定をした場合であっても、受任者等が返還をすべき債務については、消滅しないのは当然である。受任者等に対しては、早急に返還を求める必要がある。

10-9 免除とみなし消滅の双方の要件に該当する場合

免除の要件とみなし消滅の要件のいずれも満たしている場合には、免除の手続を優先させるのが相当である。みなし消滅は、被援助者との連絡も取れず、また職権免除によることもできない場合の最終的な処理方法である。

10-10 償還免除決定後及びみなし消滅による整理後における被援助者からの償還

償還免除決定やみなし消滅がなされたにもかかわらず、その後に被援助者から償還がなされた場合は、次のとおり処理をする。

(1) 申請による償還免除決定後の償還

申請による償還免除決定後に、被援助者やその家族等が誤って償還をした場合には、償還免除決定によって債務が消滅している以上、返金をすべきである（送金に要する費用は入金した者の負担とする）。ただし、返金前に寄付の依頼をし、承諾があった場合は寄付として処理する。

これに対し、償還免除決定がなされていることを認識しつつ、任意に償還することを希望している場合には、償還としてこれを受けることはできないから、寄付として取り扱うのが相当である。

(2) 職権免除及びみなし消滅による整理後における償還

職権免除は、被援助者の関与のないまま法テラス内で債権を整理する手段にすぎず、みなし消滅は、単に立替金が消滅したと「みなす」にすぎず、これらを行うことによって、債権が消滅するわけではない。

また、消滅時効が完成した債権については、期間が満了していても、時効の効果は、被援助者が援用してはじめて生じる。

免責許可決定が確定した後の債権については、いわゆる自然債務であると解すべきであるから、その後に任意に償還がなされたときは、その償還は有効である。

したがって、職権免除ないしみなし消滅の後に被援助者から照会があった場合は償還を促し、任意に償還があった場合には、これを雑益として受け入れる。

【10】事件終結後の償還猶予と償還免除

生活保護		準生活保護	
基本的な要件	生活保護法による保護を受けているとき	準生活保護要件	収入 被援助者及び配偶者の収入が、資力基準の基準額の7割に相当する額以下であること (ただし、被援助者がその配偶者とは別に居住しており、かつ、その扶養を受けることができないときを除き、事件の相手方であってもその収入は含まれる。)
		資産	被援助者及びその配偶者が保有する不動産、預貯金その他の資産について、当該資産を償還に充てることができない合理的事情があること
	資力回復困難要件	次のいずれかの要件に該当すること ① 65歳以上の高齢者 ② 重度又は中度の障害のある者として以下のいずれかに該当するもの (7) 国民年金法による障害基礎年金の支給を受けている者 (4) 厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けている者 (9) 労働者災害補償保険法による障害保障給付を受けた者のうち、その対象となった身体障害の障害等級が1級ないし7級に該当する者 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし4級と記載されている者 (4) 精神障害者福祉手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし2級と記載されている者 ③ 上記②の障害のある者を扶養している者 ④ 疾病により長期の療養を要するため、現に収入を得ておらず、かつ今後1年程度の間に労務に服することが見込めない者 ⑤ その他上記①ないし④に準ずる事由により、今後1～2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい者	
相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価格の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費、その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、償還の免除を決定することはできない。			
免除の相当性			

【11】不服申立て及び再審査申立て

【11】不服申立て及び再審査申立て

11-1 不服申立て

(1) 申立ての対象等

申込者、被援助者及び受任者等（以下「利害関係者」）は、地方事務所長のした決定（原決定）に不服のある場合には、地方事務所長に対し、不服申立てをすることができる（業務方法書69条1項）。

この申立てをするときには、決定の通知が到達した日から30日以内に、地方事務所長に不服申立書を提出しなければならない（同条2項）。

不服申立ての対象となる決定は、援助開始決定、援助不開始決定、追加費用支出決定、辞任・解任・契約解除等の決定、援助終結決定、償還猶予申請の却下決定、償還免除申請の却下決定など、業務方法書に基づき地方事務所長が行うすべての決定である。

なお、不服申立制度の教示は、重要事項説明書や「民事法律扶助のしおり」において行っているものの、利害関係者の手続保障の観点から、全ての決定書の送付状に不服申立制度について明示する、又は決定書特記事項欄に記載するなど適宜の方法により教示することが相当である。

～償還免除の却下決定に対する不服申立て～

地方事務所長による「償還免除の却下」の決定に対しても、不服申立てが可能です。

ただし、免除の要件に関する事情等の補足がなされる見込みがあれば、償還免除の再申請も可能なので、不服申立ての可否について相談を受けたら、再申請を案内してください。

不服申立てがなされた場合、償還免除には理事長の承認が必要なので（業務方法書59条の3）、理事長の承認がないことを理由に地方事務所限りで直ちに不採用とすることも可能ですが、事情等の補足により再検討する余地がある場合は、いったん保留扱いとし、事情の補足後、地方事務所から本部宛に理事長承認の申請を改めて行ってください。理事長の承認を得られた場合は、不服申立てを採用し免除決定することになります。

○不服申立書が提出された場合

(不採用とする場合)

地方事務所において不服申立ての不採用（決定） = 免除申請却下 → （再審査申立て）

(理事長承認申請を再度行う場合)

地方事務所において不服申立ての決定をせずに、本部へ理事長承認申請(事情の補足が必要) → 理事長承認 → 不服申立採用 (= 免除決定)

↓
理事長不承認 → 不服申立不採用（決定） (= 免除申請却下) →
(再審査申立て)

(2) 申立権者

不服申立てをすることができるのは、利害関係者に限られる。ここにいう利害関係者とは、申込者、法律相談援助を実施したが相談票等の提出ルールに則らず法律相談費の支払いを受けられなかった法律相談担当者、被援助者及び受任者等をいう（業務方法書69条1項）。したがって、援助不開始決定となった場合や、援助開始決定後であっても個別契約締結前の場合には、受任又は受託を承諾している弁護士・司法書士が自ら不服申立てをすることはできない。仮にこれらの受任予定者等が申立てを希望する場合には、申込者や被援助者の委任状を得て、その代理人として申立てを行うことになる。

(3) 申立期間の考え方

一般的には、相手方やその同居の家族が郵便物を受領した段階で、意思表示は到達すると考えられている。したがって、配達の実況が記録される書留郵便や簡易書留郵便の方法で通知書を送付された場合には、申込者や被援助者本人又はその同居の家族等が郵便を受領した日が「原決定の通知が到達した日」となるが、普通郵便やファクシミリなど、配達あるいは到達の実況が記録されない方法で送付された場合には、受領書の提出がない限り受領日を特定することはできない。実務上、この場合には、発信から受領までに通常要すると考えられる相当期間をもって到達日を判断する。

また、「30 日以内」の考え方について、原決定の通知が到達した当日は期間に算入されず、翌日から計算し、期間の末日が日曜日、祝日、国民の休日及び年末年始の法テラスの休業日（1 月 29 日から 1 月 3 日まで）にあたる場合は、不服申立期間は翌営業日に満了する（民法 140 条及び同 142 条）。

たとえ不服申立てが期間経過後になされた場合であっても、不服申立書の受領自体を拒むことはできないと解される。この場合は、却下決定の対象となる（業務方法書 69 条の 2）。

なお、平成 26 年 4 月 1 日改訂の個別契約書 15 条は、文書の到達日について明確に定めている。

(4) 執行停止

不服申立ては、原決定の効力、その執行又は手続の続行を妨げない（業務方法書 69 条 3 項本文）。

ただし、地方事務所長は、必要があると認めるときは、不服申立の決定があるまで、原決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる（同項ただし書）。

また、同決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する（同条 4 項）。

(5) 不服申立ての却下

地方事務所長は、不服申立てが申立期間経過後になされたものであるときは、これを却下する旨の決定をすることができる（業務方法書 69 条の 2 前段）。

また、地方事務所長は、その他明らかに業務方法書に定めるところにより不服申立てが行われていないと認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる（同条後段）。

具体的には、以下のような場合がこれに当たると解される。

① 地方事務所長の行った決定以外の事項に対して、不服申立てがなされたとき。

② 不服申立権のない者が申立てをしたとき。

これらの場合には、不服申立審査会を構成せずに、不服申立てを却下することになるが、この却下決定も「不服申立てに対する決定」というべきであるから、再審査の申立てができると解される。

(6) 不服申立審査会の構成

地方事務所長は、不服申立てがあった場合において、業務方法書 69 条の 2 の規定によりこれを却下しないときは、原決定に関与していない 3 名の地方扶助審査委員を指名し、不服申立審査会を構成させて、当該不服申立てをその審査に付する（業務方法書 69 条の 3 第 1 項）。

不服申立審査会の委員のうち 1 名は、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長とする（同条 2 項本文）。ただし、そのいずれもが原決定に関与している場合は、この限りでな

い（同項ただし書）。

(7) 利害関係者に対する通知

地方事務所長は、不服申立てを不服申立審査会の審査に付したときは、不服申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する（業務方法書69条の3第4項）。

なお、実務上は、通知とともに、(9)④の意見を聴く手続を行うことが考えられる。

(8) 書類その他の物件の提出

地方事務所長は、原決定の理由となった事実を証する書類その他の物件を不服申立審査会に提出する（業務方法書69条の3第5項）。

(9) 不服申立審査会の審理

① 審理の非公開

不服申立審査会の審理は、非公開である（業務方法書69条の4第1項）。

② 利害関係者の出席

不服申立審査会は、必要と認めるときは、利害関係者に出席を求めることができる（同条2項）。

実務上は、全件について出席を求める方法や、特に必要のない限り出席を求めない方法が考えられるが、業務方法書上は、いずれでも差し支えない。

③ 議事

不服申立審査会においては、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長が議事を主宰する（業務方法書69条の3第3項本文）。

ただし、不服申立審査会の委員にそのいずれもが含まれていないときは、委員の互選により、議事の主宰者を選任する（同項ただし書）。

④ 利害関係者からの意見聴取

不服申立審査会は、原決定を変更する旨の決定をするときは、当該不服申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない（業務方法書69条の6ただし書）。もっとも、実務上は、原決定を変更すると否とを問わず、意見を述べる機会を与えるという取扱いも考えられる。

なお、書面によって意見聴取をした場合には、その書面が利害関係者に到達した事実を記録上明らかにしておくべきである（11-1(3)参照）。

⑤ 審理の方法

不服申立審査会の議事は、委員の過半数をもって決する（業務方法書69条の6第2項）。

⑥ 証拠書類等の提出

利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、不服申立てと関連しないものは、この限りでない（業務方法書69条の5第1項）。

不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる（同条2項）。

地方事務所長は、不服申立てに対する決定をしたときは、提出された証拠書類又は証拠物を提出者に返還する（同条3項本文）。ただし、この決定に対し再審査の申立てがされた場合は、これを理事長に送付する（同項ただし書）。

⑦ 調査

不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、地方事務所長に対し、不服申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができ

る（業務方法書69条の4第3項）。

(10) 不服申立審査会による決定

不服申立審査会は、不服申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する（業務方法書69条の6第1項本文）。

不服申立審査会の議事を主宰した委員は、速やかに、同決定の内容を地方事務所長に報告する（同条3項）。

(11) 地方事務所長の決定

地方事務所長は、不服申立審査会の決定に基づき、不服申立てに対する決定を行う（業務方法書69条の7第1項前段）。

不服申立審査会が不服申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、地方事務所長は、同決定に基づき、自ら原決定を破棄して相当な決定を行う（同条2項）。

地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てにつきこの業務方法書に定めるところにより行われていないと認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行う（同条3項）。これは、不服申立審査会を構成する段階においては、地方事務所長が、不服申立てが業務方法書に定めるところにより行われていないとは判断しなかったが、不服申立審査会が、審査の結果、不服申立てにつきこの業務方法書に定めるところにより行われていないと認めた場合の規定である。

(12) 利害関係者に対する通知

地方事務所長は、不服申立てに対する決定を行ったときは、利害関係者にその決定内容を通知する（業務方法書69条の7後段）。

不服申立てに対する決定に対しては、再審査の申立てをすることができるから（業務方法書70条）、その申立てをすることができる期間を明らかにするため、この通知は、配達の実績が記録される書留郵便や簡易書留郵便の方法で送付する。受任者等に対しては、ファクシミリで送信する方法や、直接交付する方法も考えられる。

(13) 不服申立ての内容が不明である場合

不服申立書に記載された不服申立ての内容が不明確であったとしても、不服申立書の受付自体を拒むことはできない。

そのような場合には、不服申立てとして受付をした上で、照会書を送付するなどの方法により、必要な期間を指定して主張を補充させるべきである。その場合、照会書は、簡易書留など配達の実績が記録される郵便によって送付するとともに、送付した事実及び到達した事実を記録上明らかにすべきである。

また、照会の結果、申立ての趣旨が不服申立てではないことが明らかになったときは、適宜苦情処理取扱規程に基づく処理等を行う（12-1参照）。

11-2 再審査申立て

(1) 申立ての制度

利害関係者は、不服申立てに対する決定に不服のある場合には、理事長に対し、再審査の申立てをすることができる（業務方法書70条1項）。

(2) 申立権者

再審査申立てをすることができるのは、利害関係者に限られる。ここにいう利害関係者とは、

法律相談援助を実施したが相談票等の提出ルールに則らず法律相談費の支払いを受けられなかった法律相談担当者、申込者、被援助者及び受任者等をいう（業務方法書69条1項）。

再審査申立てをすることができるのは、不服申立てをした利害関係者に限られないから、不服申立てをしなかった利害関係者であっても、再審査申立てをすることができる。

(3) 申立期間

再審査の申立ては、不服申立てに対する決定の通知が到達した日から14日以内に、不服申立てに対する決定をした地方事務所に再審査申立書を提出しなければならない（業務方法書70条2項）。

「原決定の通知が到達した日」と「14日以内」の解釈については、11-1(3)参照。

(4) 理事長に対する一件記録の送付

再審査申立書の提出を受けた地方事務所長は、不服申立てに対する決定に関する一件記録とともに、これを理事長に送付する（同条3項）。この送付手続の詳細については、平成24年2月13日付け司支扶第143号「再審査事務処理要領の送付について（通知）」を参照されたい。

なお、利害関係者が提出した証拠書類及び証拠物があるときは、再審査の申立てがされた場合、地方事務所長は、これを理事長に送付しなければならない（業務方法書69条の5第3項ただし書）。

(5) 執行停止

再審査申立ては、不服申立てに対する決定（不服申立てを採用せず又はこれを却下する旨の決定の場合には原決定をも含む）の効力、その執行又は手続の続行を妨げない（業務方法書70条4項本文）。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、再審査申立てについての決定があるまで、不服申立てに対する決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる（同項ただし書）。

理事長は、上記の決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する（同条5項）。

(6) 再審査申立ての却下

理事長は、再審査申立てが申立期間経過後になされたものであるときは、これを却下する旨の決定をすることができる（業務方法書70条の2前段）。

また、理事長は、再審査申立てがその他明らかに業務方法書に定めるところにより行われていないと認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる（同条後段）。

具体的には、以下のような場合がこれに当たると解される。

- ① 地方事務所長の行った不服申立てに対する決定以外の決定などに対して、再審査申立てがなされたとき。
- ② 再審査の申立権のない者が申立てをしたとき。

(7) 再審査委員会の構成

① 構成

理事長は、再審査申立てがあった場合において、業務方法書70条の2の規定によりこれを却下しないときは、不服申立てに対する決定、不服申立審査会の決定又は原決定に関与していない3名の本部扶助審査委員を指名し、再審査委員会を構成させて、当該再審査申立てをその審査に付する（業務方法書70条の3第1項）。

② 本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長

再審査委員会の委員のうち1名は、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長とする（同条2項本文）。ただし、そのいずれもが不服申立てに対する決定、不服申立審査会の決定又は原決定に関与している場合は、この限りでない（同項ただし書）。

(8) 利害関係者に対する通知

理事長は、再審査申立てを再審査委員会の審査に付したときは、再審査申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する（業務方法書70条の3第4項）。

ここにいう通知は、単に再審査申立てがなされたという事実の通知のみでは足りず、再審査申立ての内容の通知を含むというべきである。したがって、通知書には再審査申立書の写しを添付すべきである。

なお、この通知とともに、実務上は、(10)④の意見を述べる機会を与える手続を行っている。

(9) 書類その他の物件の提出

理事長は、地方事務所長から送付された一件記録を再審査委員会に提出する（業務方法書70条の3第5項）。

(10) 再審査委員会の審理

① 審理の非公開

再審査委員会の審理は、非公開である（業務方法書70条の4第1項）。

② 利害関係者の出席

再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、利害関係者に出席を求めることができる（同条2項）。もっとも、実務上は、出席を求めている。

③ 議事

再審査委員会においては、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長が議事を主宰する（業務方法書70条の3第3項本文）。

ただし、再審査委員会の委員にそのいずれもが含まれていないときは、委員の互選により、議事の主宰者を選任する（同項ただし書）。

④ 利害関係者からの意見聴取

再審査委員会は、不服申立てに対する決定を変更する旨の決定をするときは、当該不服申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない（業務方法書70条の6第1項）。もっとも、実務上は、原決定を変更すると否とを問わず、意見を述べる機会を与えている。

⑤ 審理の方法

再審査委員会の議事は、全委員の過半数をもって決する（業務方法書70条の6第2項）。

⑥ 証拠書類等の提出

利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、再審査申立てと関連しないものは、この限りでない（業務方法書70条の5第1項）。

再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる（同条2項）。

理事長は、再審査申立てに対する決定（地方事務所長に差し戻す決定を除く。）をしたときは、提出された証拠書類又は証拠物を提出者に返還する（同条3項本文）。

理事長は、地方事務所長に差し戻す決定をしたときは、証拠書類又は証拠物を当該地方事務所に送付する（同条4項）。

⑦ 調査

再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、理事長又は地方事務所長に対し、再審査申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる（業務方法書70条の4第3項）。

(11) 再審査委員会による決定

再審査委員会は、再審査申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する（業務方法書70条の6第1項本文）。

再審査委員会の議事を主宰した委員は、速やかに、当該再審査委員会の決定内容を理事長に報告する（同条3項）。

(12) 理事長の決定

理事長は、再審査委員会の決定に基づき、再審査申立てに対する決定を行う（業務方法書70条の7第1項前段）。

再審査委員会が再審査申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、理事長は、同決定に基づき、不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻し、又は自ら相当な決定を行う（同条2項）。

理事長は、再審査委員会が再審査申立てにつきこの業務方法書に定めるところにより行われていないと認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行う（同条3項）。これは、再審査委員会を構成する段階においては、地方事務所長が、再審査申立てが業務方法書に定めるところにより行われていないとは判断しなかったが、再審査委員会が、審査の結果、不服申立てにつきこの業務方法書に定めるところにより行われていないと認めた場合の規定である。

(13) 利害関係者に対する通知

理事長は、再審査申立てに対する決定を行ったときは、利害関係者にその決定内容を通知する（業務方法書70条の7後段）。

(14) 差し戻し後の手続

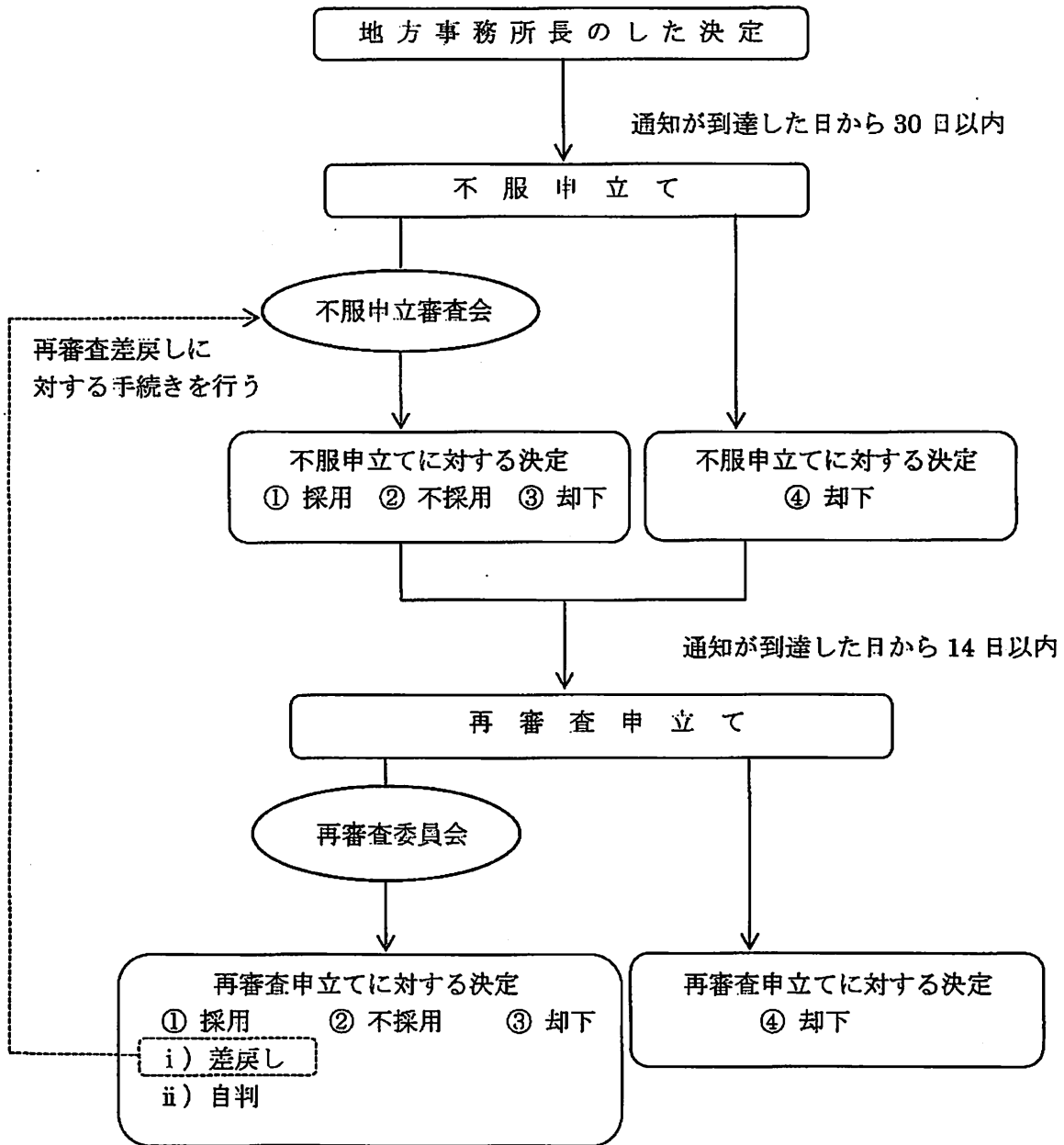
地方事務所長は、不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻す旨の決定がなされたときは、業務方法書69条の3から同69条の6までに規定する手続により、事案を再考し、相当な決定を行う（業務方法書70条の8第1項）。

したがって、差し戻し後の手続は、不服申立手続と解される。

差し戻し後の手続においては、理事長が再審査申立てを相当と認める理由とした事実上及び法令上（業務方法書及びその下部規則を含む）の判断は、地方事務所長及び不服申立審査会を拘束する（同条2項）。

上記のとおり、差し戻し後の手続は不服申立手続と解されるから、差し戻し後の地方事務所長による決定に対しては、再び、再審査申立てをすることができる。

不服申立て・再審査申立ての流れ



【12】苦情及び契約上の措置

【附註】自前次の大村正の相違

【12】苦情及び契約上の措置

12-1 苦情の取扱い

(1) 契約弁護士等に対する苦情

契約弁護士・司法書士等の業務に関する苦情を「第一種苦情」という（苦情等取扱規程3条4項(2)）。

苦情の申出の内容から、個別契約における受任者等の解任や、不服申立てなどが考えられる場合には、それらの手続につき申出者に教示すべきである。

被援助者から受任者等の解任等の申出や不服申立てがあった場合は、これらの手続を進めるとともに、被援助者が苦情として取り扱うことを希望する場合には、被援助者に対し、苦情等取扱規程に基づいた手続を教示する（11-1(13)参照）。

苦情に関わる業務について事務を担当した地方事務所・支部は、書面により苦情の申出を受ける（苦情等取扱規程2条2項）。ただし、高齢や障害により書面の作成をすることができない者が口頭で苦情を申し出た場合や、その他書面の提出を促すことが困難な場合には、職員が苦情の内容を聴き取った上で、苦情等処理取扱票を作成し、事務局長に提出する。なお、上記の書面には、苦情の対象とされている契約弁護士等の氏名や苦情の内容などを具体的に記載する必要がある。

書面による苦情であるか否かを問わず、契約弁護士等の業務に関する苦情があったことを理由に、理事長や地方事務所長において契約上の措置を決定することはできない。契約弁護士等に関する措置については、審査委員会の議決を経なければならない（支援法29条8項1号）からである。書面化された契約弁護士・司法書士等に関する苦情は、地方事務所長・支部長から本部に報告されたのち、必要な調査手続を経て、理事長が審査委員会に付議する。

(2) 契約弁護士等以外の者に対する苦情

第一種苦情以外の苦情を「第二種苦情」という（苦情等取扱規程3条4項(2)）。例えば、法テラスの利用者から、法テラスの職員に対する苦情の申し出があった場合などは、苦情を受けた者は、口頭若しくは書面により、事務局長にその旨を報告する。これを受けた事務局長は、第二種苦情としてこれを取扱い、その調査や検討を行い、執るべき対応策などの意見を付して、所長に報告する（苦情等取扱規程3条6項）。

12-2 法律事務取扱規程

法律事務取扱規程は、法律事務を取り扱う弁護士・司法書士等が遵守すべき法律事務の取扱いの基準、契約に違反した場合の措置の内容、審査委員会における審査の手続などについて規定したものである。

このうち、法律事務の取扱いの基準は、弁護士業務に関する弁護士職務基本規程、司法書士業務に関する司法書士倫理が、それぞれ業務の規律に関する規範として定められていることに鑑み、これらの規範をベースとして定められたものである。

民事法律扶助契約弁護士・司法書士等は、基本契約に基づき民事法律扶助業務に係る事務を取り扱う場合には、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準を遵守しなければならない（契約条項40条1項）。法テラスの常勤弁護士も同様である（常勤弁護士規程5条1項、30条1項）。

12-3 契約上の措置

(1) 契約違反があった場合の措置

一般契約弁護士等が契約に違反した場合の措置は、次のとおりである（法律事務取扱規程5条1項、契約条項40条2項）。

【12】苦情及び契約上の措置

- ① 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除又は3年以下の契約締結拒絶期間の設定
- ② 既に締結している契約に基づく法律相談担当者又は受任者等となるべき者の選任の2年以下の停止

以上2種類の措置は、違反の程度に応じてとられる（法律事務取扱規程6条、契約条項40条3項、4項）。

常勤弁護士がその契約（勤務契約）に違反した場合の措置には、次の4種類がある（法律事務取扱規程第5条第2項、常勤弁護士規程30条2項）。

- ① 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除又は3年以下の契約締結拒絶期間の設定
- ② 1年以下の期間の停職
- ③ 1年以下の期間の減給（給与の月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずる処分）
- ④ 注意

以上の4種類の措置は、違反の程度に応じてとられる（法律事務取扱規程7条、常勤弁護士規程30条2項）。

(2) 契約違反の場合以外の措置

支援法は、契約弁護士等が「契約に違反した場合の措置に関する事項」について、法律事務取扱規程に記載しなければならない旨規定している（支援法35条2項）が、契約上何らかの措置が求められるのは、契約違反があった場合だけに限られない。例えば、契約弁護士が弁護士法に基づいた懲戒処分により弁護士としての資格を失った場合や、心身の故障等によって弁護活動をすることができない状態となったような場合には、契約関係の見直しを検討する必要がある。

そこで、契約条項では、契約に違反した場合以外を理由とする措置として、次の場合に解除措置や指名停止措置をとることができることが定められている。

- ① 懲戒処分を受けたことを理由とする措置

弁護士法57条又は司法書士法47条若しくは同法48条に規定する除名、退会命令、業務停止又は業務禁止の懲戒処分を受けた場合（契約条項41条1項）

- ② 心身の故障等を理由とする措置

心身の故障等のため、法律相談担当者又は受任者等としての職務の遂行に著しい支障がある場合（契約条項42条1項）

常勤弁護士等の場合、勤務契約に違反した場合以外の措置として、次の場合に解除措置をとることができる定められている。

- ① 弁護士法57条1項の規定に基づく除名、退会命令若しくは業務停止の懲戒又は司法書士法第47条に基づく業務停止若しくは業務禁止の処分を受けたとき（常勤弁護士規程31条1項）
- ② 心身の故障等のため、常勤弁護士として職務の遂行に著しい支障があるとき（同規程32条1項1号）
- ③ 試用期間中に常勤弁護士等として不適格であると認められたとき（同項2号）
- ④ 法律の改正、運営費交付金の激減又は停止、天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の縮小・廃止又は部門の閉鎖等を行う必要が生じたとき（同項3号）

(3) 契約上の措置と個別契約の関係

民事法律扶助契約弁護士・司法書士等が、契約の解除の措置を受けたときには、地方事務所長は、個別契約を解除することになるが、被援助者が同意しない場合は、この限りではない（契約条項44条、常勤弁護士規程31条2項、32条2項）。

この場合、措置の原因となった個別契約だけではなく、措置がとられた契約弁護士・司法書

【12】苦情及び契約上の措置

士が受任・受託していた全ての個別契約について、上記の対応を採ることになる。

なお、個別契約が解除されれば、被援助者には新たな援助をする必要がある。被援助者の立場からは、受任者等の変更となるが、これにより被援助者の負担が過大なものとならないよう立替金額の決定等において配慮をすべきである。

(4) 契約の終了と契約上の措置との関係

民事法律扶助契約弁護士・司法書士等は、いつでも基本契約を将来にわたって解約することができる。ただし、解約時点において個別事件の受任者等に選任されている場合には、解約の効果は当該事件に関する契約関係には及ばない（契約条項43条1項）。

なお、基本契約解約の後であっても、法テラスは契約拒絶期間の設定の措置をとることができる（同条3項）。

また、契約期間満了後であっても、同様に契約拒絶期間の設定の措置をとることは妨げられない（同条第4項）。

勤務弁護士等が任期満了等により退職した場合、退職時点において個別事件の受任者等に選任されているときは、ほかの勤務弁護士等に事件の引継ぎが行われた場合を除き、退職の効果は当該事件に関する契約関係には及ばない（常勤弁護士規程29条3項）。なお、退職後であっても、法テラスは契約上の措置をとることができる（同条4項）。

(5) 契約上の措置に対する不服申立ての可否

契約上の措置は、業務方法書における「地方事務所長のした決定」（業務方法書69条1項）ではないため、これに対して不服申立てや再審査申立てをすることはできない。

12-4 措置の審査対象となることが見込まれる弁護士等からの持込

弁護士会や司法書士会において業務停止の懲戒処分を受け当該業務停止期間は経過したが、法テラスではこれから措置の審査対象となることが予想される弁護士や司法書士から案件の持込があった場合、法律事務取扱規程上は、当該弁護士等が受任者等となることを拒絶することはできない。

しかしながら、受付時において、措置の審査対象となることが予想できる弁護士や司法書士に対し、「懲戒を理由とする契約解除の措置がなされた場合、個別契約を解除することとなる」ことを説明するとともに、契約が解除された場合には、受任者において責任を持って被援助者に事情を説明し、後任者の選任に協力するよう求めることは、可能である。

なお、措置の結果が出るまでの間、扶助の利用を控えるよう、所長や事務局長などから措置の審査対象弁護士等に依頼することも考えられる。

【13】常勤弁護士

13-1 常勤弁護士

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、支援法30条に規定する法テラスの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をし、給与の支払いを受ける弁護士をいう（常勤弁護士等職務等規程1条、同8条以下）。

常勤弁護士は、実務上、「スタッフ弁護士」あるいは「常勤スタッフ弁護士」などと呼ばれている。

常勤弁護士は、法テラスの地方事務所、支部及び地域事務所に配属され、扶助事件、国選弁護事件及び司法過疎地域における有償での法律サービスの提供などを行う。

なお、司法修習修了の直後に弁護士登録した常勤弁護士は、法テラスが常勤弁護士の研修を委託した外部の法律事務所（以下「養成事務所」）において、同事務所の所属弁護士による指導を受けながら、扶助事件などの事務処理を行うことを通じて、研さんを積むこととされている。この間、その弁護士は養成事務所において弁護士登録を行うが、その場合も、一般契約弁護士ではなく、あくまで常勤弁護士であるから、事務処理にあたっては注意が必要である。

(1) 一般契約弁護士との相違

受任者が常勤弁護士の場合は、一般契約弁護士の場合と以下の点が異なることから、注意が必要である。

すなわち、常勤弁護士は、勤務契約に基づき、法テラスから給与の支払いを受けて、代理援助などを行うものであり、扶助の対象となる援助案件の処理に要する経費は、法テラスによって、あらかじめ常勤弁護士のために支出された事件処理経費から支弁すべきものであり、扶助の決定に基づいて支払われるわけではない。

このような違いがあることから、常勤弁護士と一般契約弁護士とでは、扶助にかかる事務処理に関し、以下のような違いがある。

- ① 決定書などにおいて、常勤弁護士と一般契約弁護士とでは、書式が異なる場合がある（後記(2)参照）。
- ② 法テラスは、常勤弁護士に対し、事件ごとに報酬及び費用を支払うものではない。すなわち、決定書や個別契約書などに記載されている負担金相当額や実費相当額などは、実際に常勤弁護士に支払われるわけではない。
- ③ 法テラスは、事件ごとに報酬及び費用の立替えを行うわけではないから、被援助者は、法テラスに対して、立替金を償還するのではなく、支払いを約した代理援助負担金等の負担金を支払うこととなる。

(2) 決定書、個別契約書などの書式

受任者が常勤弁護士であっても、原則として一般契約弁護士と同様の書式を用いる。ただし、以下の書類については、常勤弁護士専用の書式を用いる必要がある。

- ① 援助開始決定書や援助終結決定書などの決定書
- ② 代理援助契約書及び書類作成援助契約書
- ③ 重要事項説明書
- ④ 追加費用相当額支出申立書

常勤弁護士が追加支出の申立てをする場合は、「追加費用支出申立書」ではなく、「追加費用相当額支出申立書」による。

(3) 実費の取扱い

受任者が常勤弁護士の事件においては、代理援助実費を支出せず、常勤弁護士の事件処理経費から支出する。支出元の口座は、以下のとおりである。

- ① 地方事務所本所又は支部の常勤弁護士
地方事務所又は支部の裁量的経費の口座
- ② 司法過疎地域事務所の常勤弁護士
地域事務所の経費・対価用口座

この点、訴訟救助が認められなかった場合における印紙代や、出張旅費など、被援助者に追加の実費を負担させる必要がある場合は、地方事務所長に対し、疎明資料を添付した「追加費用相当額支出申立書」を提出する必要がある。なお、これに関する審査の取扱いは、一般契約弁護士と異ならない（8-7参照）。ただし、追加費用の一部につき被援助者本人において準備すべきこととされた場合には、被援助者より本人が準備すべき分を受領したのちに、法テラスが支出すべき分のみを支出することに注意すべきである。

13-2 常勤弁護士の受任形態

常勤弁護士が、他の一般契約弁護士とともに所長決定により共同で代理人となる場合、現行システムのもとでは、当初から費用を按分した上で、常勤弁護士と一般契約弁護士とで別々に援助開始決定をする。

これに対し、所長決定により共同で受任しているのが双方とも常勤弁護士である場合は、システム入力上は、主たる代理人となる常勤弁護士1名を受任者としてシステム入力をし、援助開始決定をすることになる。その場合は、民事システムの特記事項欄に共同受任者名を併記しておくことが相当である。所長決定が無い場合は、民事法律扶助業務上は単独受任である。

なお、新スキーム養成弁護士と指導担当弁護士が共同受任した場合の経費等の取扱いについては、「新スキーム養成常勤弁護士の業務に関するQ&A」（本部常勤弁護士総企画課作成）を参照。

13-3 常勤弁護士が転任や退職をした場合

常勤弁護士が転任した場合や、法テラスを退職することにより常勤弁護士ではなくなる場合の援助案件の処理方法については、代理援助においては代理援助契約書に、書類作成援助においては書類作成援助契約書に規定されている。

(1) 常勤弁護士が退職又は転任により後任の常勤弁護士に引継ぎをする場合

法テラスは、援助案件の処理の途中で、受任者等が常勤弁護士としての任期を終えたこと又は契約地を離れたことその他の事情によって受任者等による援助案件の処理の継続が困難になった場合に、法テラスの他の勤務弁護士（以下「後任弁護士」）に当該援助案件を取り扱わせること（以下「引継ぎ」）ができる。ただし、引継ぎが行われる場合、それまで取り扱っていた常勤弁護士又は法テラスにおいて、引継ぎの1か月前までに、書面又は口頭で被援助者に通知する必要がある。引継ぎについて被援助者の同意が得られた場合、従前の受任者等であった常勤弁護士は、後任弁護士に引き継いだことを速やかに中間報告として法テラスに報告する（前任者に事故などがあつた場合には、後任弁護士が報告する。）。

被援助者は、引継ぎに異議がある場合には、法テラスにその旨の意思表示をすることにより、個別契約を解除することができる。

後任弁護士が援助案件の処理を単独で開始したときは、従前の受任者等は代理援助契約や書類作成援助契約から生ずる法律関係から離脱する。ただし、引き続き援助案件に関する守秘義務を負う。

なお、後任弁護士に引き継ぐ場合、民事システム上は、関連事件として決定するのではなく、備考欄に入力することにより対応するのが相当である。なお、個別契約書については、引継ぎの規定が置かれているため、改めてこれを作成する必要はない。

(2) 常勤弁護士が退職し、引継ぎを行わない場合

代理援助契約書及び書類作成援助契約書によれば、常勤弁護士が退職し（常勤弁護士規程29条3号及び4号）後任の常勤弁護士への引継ぎを行わない場合、従前の契約関係はそのまま維持される。ただし、退職後の当該弁護士による援助処理に関し、法テラスが当該弁護士に対して支払うべき報酬及び費用は、契約条項の報酬及び費用に関する規定が準用される。

常勤弁護士が退職した場合には、既に受任又は受託している事件については、以下のよう
に取扱うのが相当である。

常勤弁護士が退職前に受任等した援助案件について、退職後も継続受任などをする場合には、常勤弁護士規程4条2項の適用がなくなり、基本契約は終了するから、本部において、常勤弁護士としてのマスタ登録を変更する。

また、一般契約弁護士としての基本契約については、改めて申込みを受けてこれを締結する必要があるが、既に成立している個別契約については、契約条項43条1項ただし書により、その効力が存続することとなる。

継続受任又は受託の判断については、退職する常勤弁護士において、被援助者の意向や、弁護士職務基本規程（日本弁護士連合会会規）上の「職務を行い得ない事件」（同27条、28条及び57条）に該当しないかどうかを考慮した上で、個別に判断する。

継続して受任等をする場合であっても、当該被援助者との契約の形態については、常勤弁護士である場合と同様であるから、個別契約に関しては、従前の契約がそのまま効力を有する。したがって、再度契約書を作成する必要はない。

① 費用の処理について

継続して受任等をした場合で、鑑定費用や出張旅費など、追加支出の対象となる費用については、援助開始決定をした地方事務所において、常勤弁護士の場合と同様に、「追加費用相当額支出申立書」の提出を受けて、これに関する決定を行い、裁量的経費から支出をする。この場合の本部あて送金依頼は、常勤弁護士の扱いで行う。

また、追加支出の対象とならない費用（近距離交通費など）については、当面自己負担となるが、報酬金等を決定する際に考慮される。

一般契約弁護士としての追加費用支出が5,000円を超過分の実費金額を対象とする場合は、次のように行う。

(ア) 常勤弁護士として対応した際の実費の額が5,000円以内だった場合

5,000円超過分は全額一般契約弁護士として対応した際の費用と考えられるため、追加支出額全額を地方事務所の裁量的経費から支出する。この場合、代理援助実費に含まれると考えられている5,000円の按分は、終結時の代理援助実費按分の際に考慮されるため、終結時の費用清算の際に、按分を考慮して送金依頼の計算書を作成することになる。

(イ) 常勤弁護士として対応した際の実費が5,000円を超えていた場合

常勤弁護士でいる間に5,000円を超過した金額につき、追加費用支出申立てを行い、追加支出決定を受けた上で、事件処理経費から支出する。一般契約弁護士になった後に追加費用支出申立てがされ、この中に常勤弁護士として対応したものが含まれる場合、裁量的経費から一般契約弁護士に支払う金額は、常勤弁護士として対応した実費を差し引いた額となる。

(ウ) 一般契約弁護士となった後、追加費用支出申立てがなされた場合

常勤弁護士として対応した実費と一般契約弁護士として対応した実費が明確に分けることができる場合には、一般契約弁護士として対応した実費のみ裁量的経費から支出する。一方、明確に分けることができず、かつ、緊急送金の必要がない場合には、追加費用支出決定時には裁量的経費から支出することはせず、終結時に計算書を作成の上、送金依頼を行うことになる。

常勤弁護士であった弁護士（以下「元常勤弁護士」）への送金依頼で判断に迷う場合や個別事情がある場合には、本部民事法律扶助第一課に処理方法を確認する。

② 事件終結時の処理について

継続して受任等をした事件が終了し、元常勤弁護士から終結報告書の提出を受けた地方事務所長は、通常の援助案件と同様に審査に付し、報酬金を支払うべきときはその額を決定する。

地方事務所長は、当該援助案件について終結決定をするにあたり、当該常勤弁護士の意見を聴いた上で地方扶助審査委員の審査に付し、その退職前と後における当該常勤弁護士等の事件処理活動の内容その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する（常勤弁護士規程29条3項1号）。

(ア) 着手金相当額及び実費相当額の全部又は一部を当該元常勤弁護士へ支払うべきときはその額

(イ) 報酬金の全部又は一部を、その退職後の事件処理活動の報酬として当該元常勤弁護士に支払うべきときはその額

③ 終結決定後の送金等について

終結決定に当たり、着手金・実費の全部又は一部を元常勤弁護士に支払う旨を決定したときや報酬金の全部又は一部を元常勤弁護士に対して支払うべき旨の決定をしたときは、終結決定後、送金について所長決裁を経て、決裁書、決定書、計算書を送付の上、本部民事法律扶助第一課に連絡する。同課より会計課に依頼して送金する。

この送金は、扶助業務の月例の送金とは別のものであるから、月例の送金依頼には含まない。

なお、報酬金を、事件の相手方から受領した金銭で精算する場合であっても、常勤弁護士の場合と同様に、いったん、報酬金は法テラスで全額受領し、その後、上記の方法により、退職した元常勤弁護士が受領すべき金額を送金する。

元常勤弁護士から法テラスに対する送金と、法テラスから元常勤弁護士に対する送金分を相殺し、差額のみを受けようとすると、現行システム及び会計上複雑な処理が必要となり、間違いが生じる可能性が高いため、この方法とするものである。

④ 参考例

平成25年12月2日付け司支扶一第73号「常勤弁護士及び元常勤弁護士が受任又は受託した民事法律扶助案件及び震災法律援助案件に関する取扱い」を参照。

(3) 一般契約弁護士に引き継ぐ場合

通常の弁護士の交代と同様の取扱いとなるが、費用面で被援助者の負担とならないように配慮すべきである。

地方事務所における手続としては、まず、常勤弁護士に当該案件の辞任届の提出を求め、

審査の上、その個別契約を解除する。

その後、新しい受任予定者又は受託予定者を選任する。民事システム上は、関連事件として入力を行い、新しい受任予定者又は受託予定者と、改めて代理援助契約などを締結する。

(4) 常勤弁護士が新任地において継続して受任する場合

新しい勤務地が現在の勤務地と近距離である場合や、受任等をしている事件が自己破産事件であって、免責許可決定がなされるのを待つだけといったような場合には、新任地において、引き続き受任などをするのが相当な場合も考えられる。そのような場合は、援助案件の終結後、速やかに終結報告書を提出するように、常勤弁護士に指示をしておくべきである。

(5) 預り金の確認について

未終結案件の確認を行う際には、援助案件における預り金の存否について、充分に注意する必要がある。この点、自己破産事件や民事再生事件における予納金や、相手方等からの和解金や過払金といった預り金があることが想定されるため、援助案件に関する預り金額を常勤弁護士に確認する。

勤務地を変更するまでに、援助終結の上で預り金が精算できない案件については、事件ごと、事件処理と併せて以下の点を常勤弁護士に確認されたい。

① 後任の常勤弁護士に事件を引き継ぐ場合

常勤弁護士間で預り金を移動するよう依頼し、預り金を移動したときは、地方事務所に對し報告を求める。

② 一般契約弁護士等に事件を引き継ぐ場合

原則として、常勤弁護士から一旦地方事務所の預り金口座に該当の預り金を移動するよう依頼し、地方事務所において、後任となる一般契約弁護士等に預り金を送金する。緊急の事情がある場合は、常勤弁護士から一般契約弁護士等に直接送金するよう依頼し、預り金の明細及び送金を確認できる書面と併せて常勤弁護士から報告を求める。

なお、精算できるもの（例えば、過払金回収に対する報酬決定済みで、後は分配送金を行うのみといったような状態のもの）については速やかに精算するよう常勤弁護士に依頼する。

③ 新しい勤務地でも引き続き受任などする場合

引き続き、その常勤弁護士の預り金口座において管理する。

(6) 償還金について

常勤弁護士が受任等した援助事件の負担金支払いの会計処理は、退職後に一般契約弁護士として継続受任した場合であっても、引き続き常勤弁護士の取扱いとなる。したがって、負担金支払いとしての会計処理をすることになる。

常勤弁護士が受任した事件を終結し、その後、別の一般契約弁護士等が受任等した援助事件について償還を受けた際は、立替金としての会計処理をすることとなる。

13-4 常勤弁護士が採用前に受任していた事件の取り扱い

あらたに常勤弁護士に採用された者について、その者が既に受任又は受託している事件については、以下のとおり取扱うのが相当である。

(1) 基本契約について

法テラスとの勤務契約が成立する前に、法テラスとの間で締結していた基本契約については、常勤弁護士として採用された日をもって、当然に終了すると解される（平成19年11月30日付け司支扶第81号「常勤弁護士が採用前に一般契約弁護士として受任した民事法

律扶助事件等に関する取扱いについて」参照）。他方、常勤弁護士として採用する旨の辞令の交付により、法テラスとの間で勤務契約が成立する（常勤弁護士規程23条2項）。これにより、基本契約が新たに成立したものとみなされる。

したがって、採用日をもって、弁護士マスタの登録を、一般契約弁護士から常勤弁護士に変更する必要がある。

(2) 既に受任又は受託している事件の取扱いについて

常勤弁護士が採用前に受任又は受託していた事件について、これを当該弁護士が継続して受任又は受託すべきか否かの判断においては、被援助者の意向や弁護士職務基本規程（日本弁護士連合会会規）上の「職務を行ない得ない事件」（同27条、28条及び57条）に該当しないかどうかを考慮した上で、当該弁護士が個別に判断すべきである。

継続して受任又は受託する場合は、当該被援助者との契約形態については、一般契約弁護士として締結した個別契約の効力が継続する。したがって、あらためて契約を締結する必要はない（契約条項43条1項ただし書）。

(3) 費用の処理について

継続して受任等した場合で、鑑定費用、出張旅費など、追加支出の対象となる費用については、援助案件の管理等を担当する地方事務所において、常勤弁護士から追加費用相当額支出申立書の提出を受けてこれを決定した後、通常どおり本部あて送金依頼を行い、本部において送金する（一般弁護士が追加支出申立をする場合と同じ）。ただし、常勤弁護士の弁護士マスタメンテには送金先の口座がないため、送金依頼書を本部に送付する前に本部民事法律扶助第一課まで必ず連絡の上、送金口座情報の登録手続きを行う必要がある。

また、追加支出の対象とならない費用（近距離の交通費など）については、常勤弁護士が一般契約弁護士のときに既に受領している代理援助実費又は書類作成援助実費の中から支出する。

(4) 事件終結時の処理について

継続受任などした事件処理が終了し、常勤弁護士から終結報告書の提出を受けた地方事務所長は、通常の援助案件と同様、審査に付し、報酬金を支払うべきときは、その額を決定する。

地方事務所長は、援助終結の際、同時に、法テラス採用前と採用後における常勤弁護士の事件処理の内容その他の事情を勘案し、以下の点（①・②）についても決定する（常勤弁護士規程23条の2第1項1号）。なお、当該決定にあたっては、審査に付して、当該常勤弁護士の意見を聴取することが必要である。

- ① 法テラス採用前に交付した金銭（着手金・実費）の全部又は一部の返還を求めるべきときはその額
- ② 報酬金の全部又は一部を、当該常勤弁護士にその採用前の事件処理活動の報酬として支払うべきときはその額

(5) 終結決定後の送金などについて

報酬金を立替える決定をしたときも、通常どおり地方事務所から本部宛てへ送金依頼を行い、全額を実際に送付する。上記(4)②の決定で、報酬金は決めるものの常勤弁護士には全額又は一部を支払わない旨の決定をした場合であっても、その全額について、あらかじめ本部民事法律扶助第一課へ連絡し、送金口座情報の登録手続きを行った上で、本部に送金依頼をする。

着手金の一部を返還すべき旨決定したときや、報酬金につき一部しか支払わない旨決定したときは、常勤弁護士に対し、いったん受領した着手金や報酬金の一部を、法テラスに返金するよう求める。

この場合、地方事務所が当該常勤弁護士に対し、書式「民事法律扶助業務 費用精算に関する計算書（一般→常勤）」の様式を参考にして、返金（振込送金手数料を差し引くことは差し支えない）を求める通知をする。

この返金は、地方事務所にて受け付け、雑収入（勘定科目：雑益）として処理し、被援助者本人払い報酬金相当分や寄付金と併せて月次でまとめ、本部一般経費用口座へ送金する。

(6) 参考例

平成25年12月2日付け司支扶一第73号「常勤弁護士及び元常勤弁護士が受任又は受託した民事法律扶助案件及び震災法律援助案件に関する取扱い」を参照。

13-5 民事法律扶助の要件を満たさない事件の受任

法律相談を行ったところ、扶助の要件を満たさないことが明らかになった場合などにおいて、常勤弁護士が私選で受任をすることができるのであろうか。

この点、常勤弁護士には、地方事務所、支部、扶助・国選地域事務所（以下「扶助国選事務所」）に配属される者と、有償事件を受けることができる4号地域事務所に配属される者がいる。

このうち、4号地域事務所の常勤弁護士は、民事法律扶助の要件を満たさない案件であっても、有償事件として受任することができる。

これに対し、扶助国選事務所の常勤弁護士は、原則としてこのような事件を受任することはできない。ただし、こうした事件であっても、なお、常勤弁護士が受任することが妥当な場合がある。例えば、会社代表者個人から相談を受けて個人と会社の双方の破産が必要と判断された場合には、会社の破産については民事法律扶助を利用することができないものの、関連して処理することが債権者にとっても妥当な場合がある。

そこで、例外的に、下記の要件を満たしている場合は、地方事務所長（支部長を含む）の了承（決裁）を得ることによって、有償事件として受任をすることができる（平成19年6月6日付け司支第6号「地方事務所、支部、扶助・国選地域事務所の常勤弁護士の有償事件受任について（事務連絡）」参照）。

(1) 常勤弁護士が受任した民事扶助事件、国選弁護事件の関連事件の場合

- ① 当該民事扶助事件又は国選弁護事件を処理する上で、当該関連事件を一括して解決することが必要かつ相当であること
- ② 当該関連事件の受任により、扶助・国選事件全般の受任・処理という本来業務に支障が出ないこと

(2) 上記(1)に該当しない場合であっても、法律相談援助を実施した事案のうち、以下の2要件を満たした場合

- ① 事件の性質上、受任弁護士がいらないか、見つけることが困難であること（必要性）
- ② 事件の性質上、直ちに受任すべき緊急性があること（緊急性）

(3) 成年後見人等

平成24年7月24日付け事務連絡（司支弁第63号）をもって、扶助国選事務所に配属された常勤弁護士は、上記平成19年6月6日付け事務連絡で定めた例外有償受任の要件を満たさない場合であっても、当該常勤弁護士が成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」）に就任する必要性が認められる場合には、地方事務所長（支部配属の常勤弁護士の場合は支部長）の了承を得れば、例外的に有償事件として成年後見人等に就任できるこ

ととされた。なお、就任までの手続や後見事務費の管理等については、上記事務連絡を参照されたい。

13-6 事件の相手方に常勤弁護士が受任している場合

例えば、「常勤弁護士の1人がA支部、もう1人がB支部に所属する場合、それぞれ、夫側、妻側につくことは利益相反行為にならない」（平成16年11月24日付け日弁連企第162号）とされ、同県内の常勤弁護士を相手方とする事件であっても、所属する地方事務所又は支部等を異にする限り双方代理にはならず、法律相談援助の実施や受任をしても差し支えないとするのが、これまでの取扱いである（「常勤スタッフ弁護士の業務手順の解説（第6版）」29頁）。

13-7 報酬の辞退・減額

受任者が常勤弁護士の事件では、立替金を送金することではなく、償還された被援助者負担金は、法テラスの収益となる。すなわち、常勤弁護士が報酬の辞退をすることは、法テラスが本来収益として得られる被援助者負担金を、法テラスに勤務する者が自己の判断のみによって放棄し、法テラスに損害を与えることにほかならない。したがって、報酬金を定めるべき事案において、受任者が報酬を辞退することは許されない。

なお、常勤弁護士が受任した事件であっても、事案の性質や弁護士の労力に鑑み、審査において適切な報酬の減額を検討することは可能である。ただし、被援助者の経済的負担の軽減のみを理由とした報酬放棄や減額の要望については、法テラスの収益減となることから認められない。

13-8 辞任・解任等による被援助者負担金の修正

受任者が常勤弁護士の事件において、辞任や解任により事件途中で援助を終結する場合、着手金相当額の精算が必要となるときには、一般契約弁護士が受任者の場合とは異なる事務処理が必要となる。

すなわち、受任者が常勤弁護士の場合には、そもそも立替金を送金することがないから、既に決定した着手金相当額及び代理援助実費相当額の精算が必要となる場合は、以前の決定に遡って、被援助者負担金を修正する必要がある。

したがって、民事システム上は、①「その他」の決定により被援助者負担金を変更するとともに、②以前に決定した着手金相当額及び代理援助実費相当額の入力を修正した上、③援助終結決定を行う。

なお、援助終結決定をした後は、システム上、被援助者負担金の修正ができなくなるので、注意を要する。

被援助者負担金を追加する場合は、負担金修正の入力をせず、終結の審査付議又は追加支出の審査付議によって入力する。

13-9 常勤弁護士が審査委員になることの可否

民事法律扶助業務における審査業務は、支援法30条1項2号イ又はロに定める法テラスの本来業務にほかならないことから、常勤弁護士は、常勤弁護士規程4条5項に基づき、審査業務に従事することができる。

ただし、養成中の常勤弁護士は、常勤弁護士としての基本的素養を身につけるための養成を受けるべき立場にあるから、養成期間中は研修・事件処理に専念すべきである。実質的にみても、審査委員の任期は2年間であるところ、養成中の常勤弁護士は任期が1年と短く、審査委員としての任期の途中で異動などになることが想定される。したがって、審査委員の人材を安

定的に確保するという観点からも、常勤弁護士が審査委員となることは相当ではないと考えられる。

これに対し、既に法テラス法律事務所に着任している常勤弁護士については、常勤弁護士としての実務経験、その者の意向、弁護士として担当している事件数などを考慮して、地方事務所長の判断において、これを審査委員とすることは、差し支えない。ただし、常勤弁護士は、本来的には援助案件を受任することがその任務であること、常勤弁護士が受任し、又は受任を予定している事件については、常勤弁護士が自ら審査することはできないことなどから、常勤弁護士を審査委員とする際には、その者個人の事情に加え、地方事務所における審査業務全体の安定的な運営を阻害しないかどうかという点も十分検討した上で、判断することが望ましいと考えられる。

なお、審査業務は、常勤弁護士の本来業務であるから、審査謝金の支出はできないことに注意を要する。

【付 録】

《書式》

- 書式 1 私選委任に関する確認書 A (援助要件欠缺)
- 書式 2 私選委任に関する確認書 B (援助要件充足)
- 書式 3 確認書 B と共に法律相談担当者にお渡しするもの
- 書式 4 簡易援助をご利用される方へ

《資料》

- 資料 1 代理援助及び書類作成援助資力基準
- 資料 2 法律相談援助資力基準
- 資料 3 生活保護一級地

(書式1)

確認書 A

私選委任に関する確認書 (援助要件欠缺)

私は、この度、日本司法支援センターの法律相談援助を受けましたが、その後、援助要件を満たさないことが判明しました。

今後、今回の法律相談の担当者に対し本件に関して委任又は委託をする場合であっても、その契約は私とこの担当者との間で締結するものであって、貴センターと関係のないものであり、貴センターには何ら責任がないことを確認します。

____年 ____月 ____日

日本司法支援センター 御中

相談者 _____ 印

(書式2)

確認書B

私選委任に関する確認書

(援助要件充足)

私は、この度、日本司法支援センターの法律相談援助を受けましたが、都合により代理援助又は書類作成援助の申込みは行いません。

今後、今回の法律相談担当弁護士等に対し本件に関して委任又は委託をするときは、その契約内容等につき法律相談担当弁護士等から説明を受け、十分納得した上で行うようにします。法律相談担当弁護士等との委任・委託契約は貴センターと関係のないものですから、万一トラブルが生じても、私と法律相談担当弁護士等との間で解決します。

____年 ____月 ____日

日本司法支援センター 御中

相談者 _____ 印

(書式3) 確認書Bと共に法律相談担当者にお渡しするもの <1枚目>

年 月 日

法律相談担当者 殿

日本司法支援センター〇〇地方事務所

先生が実施された法律相談援助に関して、被援助者に対して本相談案件に関する受任又は受託の勧誘を行う際には、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項第16条第2項に従い、当センター地方事務所長の承認を得ていただく必要がありますのでよろしくお願いいたします。

(書式3) 確認書Bと共に法律相談担当者にお渡しするもの <2枚目>

日本司法支援センター **地方事務所長殿

弁護士/司法書士 ○○○○ (印)

援助要件該当案件の私選受任勧誘について

下記の案件について、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項第16条第2項による地方事務所長の承認を求めます。

記

1 法律相談日	平成 年 月 日
2 相談場所	センター事務所・当職事務所・その他 ()
3 申込者名	
4 私選受任する理由	

以上

上記承認いたします。

承認番号 20 -

20 年(平成 年) 月 日

弁護士/司法書士 ○○○○殿

日本司法支援センター ○○ 地方事務所長 ○○○○ (印)

平素より当センターにおける民事法律扶助業務について、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
法律相談援助をご担当いただいた案件や、その他援助要件に該当すると思われる方について、私選受任・受託の勧誘をされる場合には、契約条項第16条第2項の規定に基づき当地方事務所長の承認が必要となっておりますので、お手数ですが上記の事項にご記入の上、申請くださいますようお願いいたします。なお、場合によっては理由等につき補足してお伺いする場合があります。

(書式4)

簡易援助をご利用される方へ

日本司法支援センター

法律相談担当者は、日本司法支援センターの法律相談援助の実施の際、簡易な法的文書の作成が迅速かつ適正な解決に資する事案であるなどの要件を満たすと考えた場合には、法律相談を受けられた方（以下「被援助者」といいます。）に対して簡易な法的文書を作成して交付することがあります。この場合、当センターでは、被援助者に対して、1通につき金2,160円のご負担を求めています。

つきましては、法律相談終了後、直ちに法律相談担当者に対して金2,160円をお支払いいただくようお願いいたします。

なお、生活保護受給者の方でその証明となる書面を所持されている方についてはこの2,160円のご本人負担は免除されていますので、該当される方は法律相談担当者にお知らせください。

(資料 1) 業務方法書別表 1

代理援助及び書類作成援助資力基準

業務方法書第 9 条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第 1 及び第 2 のいずれをも満たす者をいう。

第 1 収入等に関する基準

1 収入等

- 一 申込者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう。以下同じ。）にその配偶者の収入を加算した額が、その家族の人数に応じ、下記の基準額以下であること。

単 身 者	182,000 円
2 人家族	251,000 円
3 人家族	272,000 円
4 人家族	299,000 円

以下、家族 1 名増加する毎に基準額に 30,000 円を加算する。

- 二 申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、この基準の第 1 の 1 の一に規定する基準額に 10% を加算した額をもって基準額とする。

- 三 申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合は、次の額を限度に当該負担に係る額をこの基準の第 1 の 1 の一に規定する基準額に加算することができる。

単 身 者	41,000 円
2 人家族	53,000 円
3 人家族	66,000 円
4 人家族以上	71,000 円

2 収入等に関する補足

- 一 申込者と同居している家族（配偶者を除く。）で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる。
- 二 配偶者又はこの基準の第 1 の 2 の一に規定する同居の家族が申込者の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は申込者の収入に加算しない。

三 この基準の第1の1の二に規定する地域以外の地域についても、理事長はこの基準の第1の1の二に規定する措置と同様の措置をとる地域を定めることができる。

四 地域の実情により、理事長は、この基準の第1の1の三に規定する額を上回る限度額を定めることができる。

3 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき
申込者の収入にその配偶者の収入を加算した額がこの基準の第1の1及び同第1の2に定めるところにより算定した基準額を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

第2 資産に関する基準

1 資産

申込者又はその配偶者が所有する不動産その他の資産（次の一から三に掲げるものを除く。）が、理事長が別に定める基準以下であること。

一 援助に係る事件の係争物件

二 生活のために必要な住宅及び農地

三 配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する資産

2 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき
申込者又はその配偶者の所有する資産が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

第3 その他の例外的事項

申込者の資力が第1又は第2の基準に適合しない場合であっても、申込案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要することがやむを得ない場合であって、申込者に資金調達の方法がなく、援助しなければ訴訟の準備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合であって、援助をすることが相当と認められるときは、資力の判定においてこの事情を考慮し、第1及び第2の基準に適合するものと認めることができる。

(資料 2) 業務方法書別表 2

法律相談援助資力基準

業務方法書第 15 条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第 1 及び第 2 のいずれをも満たす者をいう。

第 1 収入等に関する基準

別表 1 の第 1 に同じ。ただし、同 2 の一は適用しない。

第 2 資産に関する基準

1 申込者又はその配偶者が有する現金又は預貯金の額が、理事長が別に定める基準以下であること。

2 別表 1 第 2 の 2 に同じ。

(資料 3)

生活保護一級地

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名	都道府県・市町村名
北 海 道 札 幌 市 宮 城 県 仙 台 市 埼 玉 県 川 口 市 さい たま 市 所 沢 市 戸 田 市 朝 霞 市 和 光 市 千 葉 県 千 葉 市 市 船 橋 市 松 戸 市 習 志 野 市 浦 安 市	東 京 都 区 存 在 する 地 域 八 王 子 市 立 武 蔵 野 市 三 鷹 中 市 府 昭 島 市 調 布 市 町 田 市 小 金 井 市 小 平 野 市 日 村 分 寺 市 東 国 立 生 市 国 福 江 和 市 福 大 瀬 米 市 柏 久 留 市 東 多 摩 市 清 稲 城 市 東 西 京 市 武 蔵 村 山 市	神 奈 川 県 横 浜 市 川 崎 市 鎌 倉 市 藤 沢 市 逗 子 市 大 和 市 三 浦 市 葉 山 市 須 賀 市 横 塚 市 平 田 市 小 茅 模 市 相 模 原 市 三 浦 市 秦 野 市 厚 木 市 座 間 市 愛 知 県 名 古 屋 市 滋 賀 県 大 津 市 京 都 府 京 都 市 宇 治 市 長 岡 市	大 阪 府 大 阪 市 豊 中 市 池 田 市 吹 田 市 高 槻 市 守 口市 枚 方 市 茨 木 市 八 尾 市 寝 川 市 松 原 市 大 東 市 箕 面 市 門 真 津 市 摂 津 市 東 大 阪 市 岸 田 市 泉 貝 市 和 高 市 藤 井 寺 市 四 條 市 交 野 市 泉 北 市 忠 岡 市	兵 庫 県 神 戸 市 尼 崎 市 西 宮 市 芦 屋 市 伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市 姫 路 市 明 石 市 岡 山 県 岡 山 市 岡 敷 市 倉 敷 市 廣 島 県 広 島 市 呉 市 福 安 市 福 山 市 北 九 州 府 北 九 州 市 福岡 県 福岡 市

民事法律扶助業務必携

平成26（2014）年3月31日発行

編集 日本司法支援センター

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーモニータワー9階

TEL 050-3383-5333（代表）